大正八年五月十五日印刷
大正八年五月廿日發行

第五輯奥附

非賣品

編輯者　東京市麻布區新網町一丁目廿二番地　足立四郎吉

發行者　東京市神田區通新石町十六番地　矢野惣次郎

印刷者　東京市神田區鎌倉町三番地　百目木智璉

印刷所　東京市神田區鎌倉町三番地　株式會社共榮舍

發行所　東京市神田區通新石町十六番地　大日本風教叢書刊行會

事務所　東京市神田區南神保町三番地日新閣內　同會事務所

艮齋閒話 卷之下 終

より百年後を視れば今は古となる。今の學者は生きたる古人なり。末學晩生にても聖人の書を讀むものは、志氣を強くし聖人の道を守り、一線將墜の緒を繼ぎ後の英傑を待つべし。今に當り讀書の人斯道を守らずんば誰か能く守らんや。天の才を生ず何の世として無きはあらず。新進後生にいかなる豪傑出るも量り難し。晩より始めて自棄すべからず。

昔琵琶法師あり。獨り山中を行き前に迷ひ人家に至るを得ず。日も已に暮るゝと覺え、宿鳥の聲稀に聞えしかば、大木の根に腰を掛け琵琶を出し、大木に向ひ路に迷ひしゆゑ已むを得ず今夜はこゝに宿を借るなり。拙き調なれども一曲を奏し宿を借りし恩を謝す、是吾徒の法なりとて、大木の下にて平家を一曲彈せり。此法師の志篤しと謂べし。今日三度の食を爲し、居宅に住し、冬夏の服を着し、妻子を養ふは、是誰の恩ぞや。朝夕職業を勤め、其恩を謝せざるべけんや。經書の注釋詩賦文章の類、古人の著せし所にて餘あり。後學の別に筆を執るに及ばず。然れども經學詩文に心を用ひ、思ふ所を著述して、世に萬一の補あらんかと、其職分を盡し泰平の恩澤に酬ゆるは是も亦吾儒の法と謂ふべし。

たるあれば佛書に出しと云ふは中庸も繋辭傳も皆佛書より出でたるか。

濂洛諸賢の曾子を崇敬するは、大學を傳へしのみに非ず。曾子の志氣言行は顏子に次ぐ大賢なり。大病の時孟敬子に告げし語、門人に敎へし言にて知るべし。孟敬子は魯の大夫なり。曾子は處士なり。其死に臨み大夫の訪問なれば後事を託すべきに一言家事に及ばず、大夫の身を修め政を爲すの本を敎へしは、一息存する間は道を行ひ世を救ふの志なり。曾子死すといへども、孟敬子其敎を守り、魯國を治むるならば、一國の人を救ふべし。手足を啓き門弟子に孝道を敎へしも、其言を守り身を立て道を行ふならば曾子死すといへども道は天下後世に傳はるべし。一身の死亡を憂へずして、道の後世に傳はらざるを憂ふる大志と謂ふべし。學問は言行一致なるを第一の要とす。曾子曾て云ふ士以て弘毅ならざる可からず、任重うして道遠しと、曾子の死に至るまで聖人の道を天下後世に傳へんと思ふ度量の寛廣なるは弘なり。一息存する間は道を守り、殆に臨んで簀を易へ、正を得て斃れし志氣の堅强なる毅なり。言行一致と謂ふべし。其外論語に載する曾子の語は皆切近精實にして其味愈讀み愈深し。さて今日より百年前を視れば古なり。今

衆理ニ而應ニ萬事ニの語は、佛には連用せず。凡そ道理を發明するによき語なれば、老佛申韓を用ひ何の害あらんや。衆花蜜を釀す。蜜成て香色の別つべき無きが如し。語は老佛に出づれども、融化して中正の道に歸する、是學問の活手段なり。且つ佛氏の語も本天竺の語を漢土に翻譯せし者にて、全く西域の語に非ず。後儒眼孔甚だ小、老佛の語は一切用ゆることあたはずと思ひ、言語の末に泥み朱子を駁するは誤なり。外にも朱子の語は佛語を用ゆる所多し。此意にて見るべし。

仙臺の（ゐ）沙門梅園の著せる櫻陰腐談に、呉景隆の尙直編を引き、朱子の說の佛書に出でし證據を擧げし中に、人生れて靜なる天之性也、物に感じて動く性之欲也、此語も虛無寂滅の語を用ひ、惟其言を變じ其理を變せず、虛無寂滅の理を以て性理の根本を說くと云ふは笑ふべし。人生れて靜の語は、朱子詩經集傳の序に載すれども、其本は禮記の樂記の語なり。禮記は漢儒の聚めし書なれども、大學中庸樂記の類は、何れ孔門七十子の徒に成ると見えたり。此時は佛書の漢土には入らざるなり。佛書は後漢明帝の時に四十二章經と云ふ佛經始めて度り、是より漢土に佛法行はる。然るに樂記の語も佛經に出づると云ふは笑ふべし。語意の相似

（ゐ）沙門。僧。

べからず。且つ玄者深微之稱、老子所謂玄之又玄と云ふ說甚好し。老子に在りても佛氏に在りても拘はるべからず。字は同字同義にても、其指す所は大に相違なり。朱子の大學の明德を解して虛靈不昧とあり。是れ佛教智度論の語なり。朱子佛語を以て聖經を解くは謂はれ無きことなり。明德は令德と云ふが如く、さまで深く說きしに非ず。朱子の說は甚だ高妙、佛老に（う）浸淫して作者の本意に非ずと辨駁する人多し。是も一理無きに非ず。然し歐陽公玄字の解に必不レ可レ拘ハルと云ふ如く、佛語なりとて拘はるべからず。明德は人の美德にて、左傳に云ふ令德、詩に云ふ懿德と同じと云ふ位の說は、朱子は既に知る所なれども、それらの注釋にては、千五百年の後に聖人の道の晦塞を開かんとするに足らず、丁寧親切に數句を積で注するなり。聖人の言語簡潔なれば、義理の精微は固より含蓄あるべし。縱使作者の本意は是れほどに精微にあらずとも、後賢發明かくの如く精密にて學者の工夫を用ひ道理に大益あらば何の害あらんや。是は老莊の語、是は佛氏の語なんど云ふは、區々たる言語の末なり。虛靈不昧の語は佛語にあれども、佛の言ふ所は空なり。儒の言ふ所は實なり。語は同じく意は大に異なり。況んや下の具ニ

（う）浸淫。ひたること。

(ら)博洽。ひろくあまねきをいふ。(む)冠冕。かんむりにて、かしらの意。

小註に因て三たびと讀むを是とす。又詩召南行露の篇、誰謂雀無レ角、何以穿ニ我屋一、集傳に人皆謂ふと解せしゆゑ誰も謂ふと讀む人あり。是にては誰謂ニ河廣一、誰謂ニ女無レ羊の例に叶はず、文義も亦穩かならず。集傳は鄭玄の說に本づきたる者にて、經文反語の辭を、注文には簡便に從ひ正語に直せしものなり。誰れも謂ふと讀むは誤なり。誰れか謂ふと讀むべし。嚴華谷の詩緝に反語に說きし如きなり。東崖の說を見れば是も予と符合せり。又孟子集註に古者網罟必用ニ四寸之目一とあり。其出典を尋ねしに大全諸書載せず、偶詩經の會に魚麗の毛傳を見しに、古者庶人不ニ數罟一罟必四寸、然後入ニ澤梁一とあり。因て是を出典と定む。後東崖の盍簪錄を見れば、是も毛傳を引いて出典とす。東崖は家學を守り、朱子の學とは異なれども、朱子集註朱子文集などは能く讀みし人なり。學問の(ら)博洽は本朝儒林の(む)冠冕たるべし。

古文尚書舜典に玄德升聞とあり。玄の字老子書中の字にて、聖人の言はざる所と疑ふ者多し。然れども詩商頌に玄王桓撥とあり。歐陽修云ふ、玄者深微之稱、老子所謂玄之又玄是也必不レ可レ拘。玄の字詩にもあれば、老子の語にあるとて疑ふ

（な）鄕愿。鄕中にて道德者とほめらるゝも實は似而非道德者なるをいふ

是を觀れば人の志を伸ぶるは時と位とに由ると見えたり。漢の賈誼は才學政事に通ぜし豪傑なり、然れども急に其志を伸べんとするより、公卿大臣の信ぜざるに職を越えて天下の大事を論ぜしかば、大臣の惡みを受けて左遷せり。賈誼も杜祁公の言の如く、才器を韜晦し其職に當り、大臣も信ぜし時胸中の蘊を發するならば、功業は古今に卓出すべし。今の儒者我學未だ精ならず、德未だ高からざるに孟夫子程伊川の師道を嚴にせしを自ら尊大にし、人の禮貌たらざるを責むるは、分量を知らざるに似たり。我誠を積み忠を致すに如かず。古今時勢の異あれば、古禮を以て今人は責め難し。然し世に媚び俗に從ひ、胡廣の中庸を學ぶに非ず。又馮道の（な）鄕愿を學ぶに非ず。此處公私義利の辨あるべし。

經義の說章句の間、後學にても講究せしことは、古人と符合するなり。論語曾子の三省二吾身一の章集註、三の字反切無きゆゑ三つと讀む人あれども文義を失へり三つと讀むは句中に在るべし。見二君子一有二三德一有二三畏一の例なり。句首に置くは三たびと讀むなり。三以二天下一讓、三二復白圭一の例なり。且つ大全小註朱子の說明證あれば、予は三たびと讀むなり。後伊藤東涯の秉燭談を見れば、是も大全

聖人は間斷無く罅漏無く精純不息なるゆゑ、中庸に生知安行と尊稱せしなり。聖經中尊稱の所あり、眞實語の語あり識別すべし。朱子云ふ、堯衆に稽へ舜諸を人に取る、豈是れ歩に信せ行き持ち去らんや。某嘗て朋友聖賢の等級を論ずるを好むを看る、看來るに却て此の如く說くを消ひず、千里の馬の如き也須く四脚に行かしむべし（れ）駑駘也是れ四脚に行かしむ。千里の馬却て脚を動かすを用ひず、便ち千里に到ると說くを成さず、只是れ他行較快なる耳。朱子此說是れ眞實話なり。

宋の杜祁公の門人縣令となる。公戒めて曰く子の才器にては一縣令は治むるに足らず、然し才器を（そ）韜晦して（つ）圭角を露すこと無く、方を毀り瓦合し中正に合ふを求むべし。然らざれば事に益無く禍を取るのみなり。門人曰く公平生直亮忠信を以て重を天下に取る。今反て某に敎ふるに是を以てするは何ぞや。公曰く衍（公の名）歷任多く歷年久く、上は帝王に知られ次は朝野に信ぜらる。故に志を伸ぶることを得たり。今子縣令となり、（れ）卷舒休戚長吏にかゝれり。良二千石は得易からず。子いづくんぞ其志を伸ぶることを得んや。但禍を取るのみなりと。

（れ）駑駘。にぶきうま。

（そ）韜晦。くらますこと。

（つ）圭角。かど。

（れ）卷舒。屈するとと伸ぶと。休戚。よろこびとかなしみと。

（よ）亹々。つとめて倦まざるさま。

（た）罅漏。すきまありてもれること。

聖人は生れて之を知り安じて之を行ふと中庸に說きしより、學者聖人を見ること甚高く、聖人は勉强もなく、萬事自然に道理に當るやうに思ふなり、詩の大雅に（よ）亹々たる文王令聞已まずとあれば、聖人は生知安行なれば、勉强を待たず亹々然として勉むるやうに傍より見ゆるなり。孔子の我生れて之を知るに非ず、敏以て之を求むる者也とあれば、聖人は生知安行なれば、義理は固より知り玉ひしなれども、名物度數は學で知り玉ふと云ふ、此類疑ふべし。聖人は聰明睿智の德あるゆゑ、道理の窮り無きを知り、朝夕間斷なく力を用ひ、一點の私欲無きやうにと勉强し玉ふは、卽ち聖人聰明の處なり。聖人とても生れたる儘にて、學を勤めずして義理を盡し天道に合することを得んや。其實は常人より百倍の力を用ひ道德を得玉ひしを、後の學者贔負の引き轉しと俗に言ふ如く、造作も無く得たるやうに思ひ、動もすれば生知安行勉强を待たずと云ふ。文王の亹々も周公の座し以て旦を待つも、孔子の敏求もやすやすと成りし樣に說くは、聖人百倍の力を用ひ玉ふ苦心を水の泡とするなり。聖人に此語を聞かしめば、我を知る者と云はんか我を知らざる者と云はんか、常人は勉强に間斷あり、工夫に（た）罅漏あり。唯

する圖、西洋和蘭諸夷の戰の圖には甲冑を帶せず、紅衣を服し行縢を付けしのみなり。渡邊幸庵は天正十年に生れ正德元年に歿す。年百三十歳度々戰場に臨みし人なり。嘗て人に語つて軍中にて戰ふには素肌甚だ便利なり。籠手脛當などしては、運動惡く素肌の者と鬪ふときは必ず敗を取るべし。然し大法あれば心に任せずと云ふ。武備も世に隨ひ陣法も變革すること文學と同じかるべし。

幸庵又人に語りしは、大坂御陣を心易き陣と云へども、緩々と臥せりし樣なること無し。物に倚りて居れり。後の御陣は夏なれば、蚊に喰れしに何れも難義せりと。此言實なるべし。泰平に生れ蚊幮を張り高臥して、猶ほ炎暑にて寢兼ぬるなど云ふは勿體なきことなり。古歌に、

　武士の矢なみつくらふ籠手の上に霰たばしる那須の篠原。

近代賢侯の歌に、

　籠手の上にふりし世しらで厚衾かさねて夜半の霰をぞ聞く。

予は和歌の意味は深く知らざれども、是等の歌に至りては、大に世教に裨益ある名歌と思ひ、時々吟誦するなり、

（わ）上疏。上書に同じ。

（か）消溶。とかすこと。

飛火槍を用ゆ。是鐵炮大筒火箭の始なり。（金史特嘉哈布傳に載す、又通鑑宋理宗記に見えたり）。元の時西域の人伊斯瑪新礮の法を獻ず。因て其人を以て礮を作らしめ、宋の樊城を攻め破る。（元史阿爾哈雅傳に載す。）是も大筒なり。明の世には火車火傘大三將軍等の大砲あり。最も利なるものを佛郎機と云ふ。（湧幢小品に載す。）佛郎機は西洋の國名にて今の佛郎察のことなり。拂郎察の類斯と云ふ者始て大砲を製す。是れ西洋大筒の始なり。因て大砲を佛郎機と云ふ。小筒は明の嘉靖中に始まる。嘉靖中に我西海の兵民江浙に亂入せし時、小筒の鐵炮を放ち縱橫に奮擊せしかば、明人大に驚き敗走し、數千里の間戰場となる。唐荊川（わ）上疏し始めて小筒の鐵炮を作り、我國民の擒せられし者に命じ敎演せしむ。故に倭銃と稱す。（唐荊川文集七修類稿滌水亭雜識に載す。）是より火器大小ともに精巧なり。淸の太宗天聰五年、紅衣大將軍砲を造り鐫して天佑助威大將軍と云ふ。是淸朝にて造砲の始と云ふ。（東華錄に見えたり。）乾隆中に緬甸を征するとき、軍中にて大礮を鑄り、戰罷れば（か）消鎔して持ち歸り、自在の事なり。（春融堂集に見えたり。）火器の制已に盛なれば、甲冑は蒙りても益なきと見えて、淸朝の臺灣を征

曰く、予を毒する者なし。宋の檀道濟殺されたりと聞き、魏人喜んで曰く道濟死して吳子輩は憚るに足らず。齊にて斛律光を殺せば周の武帝大赦を行ひ、宋の高宗岳飛を殺せば、金人酒を酌んで相賀す。敵國の名將忠臣の死するを聞いて喜ぶは、豪傑の事に非ざるなり。晉の文公、周の武帝は英主なれども、此一事は謙信に及ばざること遠し。

漢土春秋の末までは皆車戰なり。單騎は無 と見えたり。陸佃云ふ齊魯相遇ふ鞍を以てすとあれば、軍の騎ある尙し。禮記義疏に昭公二十五年左師展公を以て馬に乘ずとあるは單騎なりと。是に由れば春秋の時に單騎あると見えたり。然れども稀なることにて、經典には禮記曲禮の外には載せず。甲冑も革にて制せし者なり。周禮司服に凡そ戎事韋辨服とあり。左傳に郤至韎韋之跗注とあり。周禮考工記に犀甲兕甲の制あり。犀牛兕牛の革を鍛へて甲にするなり。後に至り金にて制するゆゑ鎧鍪の字あり。一車に甲士三人歩卒七十五人なれば、甲冑の士は一車に三人のみにて歩卒は甲冑なし。其後車戰にては甚不便なるゆゑ、趙の武靈王に至り胡服騎射して大に武功を著す。是より車戰廢せり。金元汴京の戰に、金人震天雷

するに總て勸めず。人其故を問へば禮に主人客を宴す。客食せんとすれば主人客を禁め、(ぬ)粗糲の食を以て辭す。客は必ずこれを食して至美なりと稱するは古禮なり然るに主人客を勸め客反て食せざるは禮ならんやと答へり。是は禮記の雜記に孔子少施氏に食して飽く、客將に祭らんとす、主人辭して曰く祭るに足らざる也、將に飧せんとす、主人辭して曰く、飧するに足らざる也と。望溪は是に本づきしと見えたり。然し甚だ泥みたることなり。宋の陳烈一人の喪を弔し膝行して入る。人その故を問へば詩に云はずや、凡そ民喪ある(ろ)匍匐して之を救ふと云へり。聖人の書を讀みても、餘り拘泥すれば其弊こゝに至る。漢の王莽、宋の王安石は周禮に本づきて天下を亂す。周の蘇綽は周禮に本づきて制度を正す。聖人の書も其人に存するなり。

武田信玄は一代の雄傑にて、兵を用ゆること神の如し。其(を)麾下驍勇の士多く隣國を蚕食し武略を逞うす。尤も越後の上杉氏とは度々の合戰にて怨恨深し。然るに信玄死せし頃、謙信は春日山に在て湯漬を食せしが、其死を聞き箸を投げて長嘆せるは、度量の大なる感稱すべし。晉の文公は子玉の死を聞いて大に喜んで

(ぬ)粗糲。二字共にあらしにてそまつなる意。

(ろ)匍匐。はらばふこと。

(を)麾下。はたもと。部下。

(へ)敦樸。いつはりかざりなくすなほであること。

(と)典雅。上品でみやびであるを。

(ち)脫洒。洒脫といふと同じく俗氣をはなれてさつぱりして居ること。

(り)襯。はだぎにて、ぴつたりあふことをいふ。

是と同じ)。衣冠文物の類は禮文の末なり。國勢を強くし紀綱を正うし風俗(へ)敦樸ならば、衣冠文物は質野にても何の害あらんや。虚文を慕ふて國勢を柔弱にするは甚だ不可なり。吾邦鎌倉將軍以來天下の大勢一變せり。武家は武家の風俗を守り、英武忠貞を主とすべし。然るに武家の衣冠官名の(と)典雅ならざるを嫌ひ制度を變ぜんと思ふ者は大なる心得違ひにて、王安石が新法と同じかるべし。

詠物の詩を作るに其物に泥みては、詞意重複し(ち)脱洒の韻格無し。又其物に離れて作れば、汎然たる詩にて題に(り)襯せず。故に古人詠物の法を說き、卽かず離れずと云ふ甚だ妙なり。學問も是と同じく聖經に泥み過ぐれば、道理の活法無く却て害を生ず。又經聖に絕て離るゝ時は、規矩無く權詐に陷る。卽かず離れざる處妙趣あるべし。孔子家語に夷狄の人中國の禮義を慕ひ、中國にては兄に能く事ふるを悌とすると聞き、妻を娶り美なりしゆゑ兄に讓り與ふ。兄を敬するに似たれども禮の正に非ず。中國の女は夫死して嫁せずと聞き、其女の夫を失ひし時再び嫁せずして婿を取りたり。嫁せざるといへども婿を取ては貞女の道に非ず。是は聖人を慕ふて大に間違ひしなり。隨園隨筆に載す。方望溪客を招き酒食を饗

（に）昏惰。物事に暗くなまけることをいふ。

（ほ）遠識。とほくおもんばかりある見識。

ねて、秋來りて春歸るゆゑ、雁臣の稱あるに至る。是に因て太子恂北歸を思ふて遂に亂を作し、穆泰、陸叡も舊土を戀ひ亂を作す。其他穆羆新興公丕の類皆樂まざる所なり。是より人心搖動し武威衰弱し、子孫に（に）昏惰、權臣跋扈して滅亡に至るは、孝文の虚文を慕ふより起れり。昔漢と匈奴と和親を結び、衣服飲食の類を贈りしに、匈奴の臣衞律其主に勸め、中國の衣服飲食は華靡に過ぎて匈奴の物に及ばざるを國人に示し夷狄勇悍の風を守りしは（ほ）遠識ありと謂ふべし。契丹の阿保機は五代の亂に乘じ、屢々中國に亂入し勢盛なり。唐の明宗の時姚坤を使に遣せしとき、阿保機云ふ吾れ漢語を能すれども、士卒に向つて之を言はず。漢人に倣つて怯弱になるを恐ると、是も卓見なり。蒙古は此理に通せざるゆゑ、既に中國を一統せし後は中國の風俗となり、浮華を喜び舊俗の勇悍を失ひしゆゑ八九十年にて亡ぶ。今の清朝も北狄より起り中國の主となる。然るに唐山一統に韃靼の剃頭辮髮の俗に盡く變じ、中國華奢輕薄の風を學ばざるゆゑ、國勢の強き版圖の廣き千古に超軼す。これは北魏蒙古の弊に懲り、夷狄を以て華夏を變せしは、雄偉非常の遠謀と謂ふべし。（趙の武靈王の群臣の說を排し、胡服騎射せしも

（ろ）跟後。くびすのあと。

（は）容觀。かたちとみえ。

るべからず。只世の好を逐ひ一時雷同して、矮人の戯場を觀る如く、人の（ろ）跟後に立ち人の喜笑に從ふは、丈夫の志氣に非ずと予に語られしは知言と謂ふべし。天下の大勢を辨じ時宜に通ずるを要とす。侈大を好み虛文を尙び實禍を遺すは甚だ不可なり。譬へば古器物を愛し、大金を費し多く聚めたるとて今日の實用にならず、却て產を破る如し。昔北魏の孝文帝は北朝の賢君にて仁孝恭儉、馮太后の爲に三年の喪を行ひ、大旱の時絕食にて雨を祈りしの類は、漢の文帝以來一人なり。但中國の衣冠文物を慕ひ、都を洛陽に遷せしは孝文の失計にて、北魏の勢は是より衰へたり。拓跋氏は北狄より起り、中國を過半攻取りしは、兵馬の精强士氣の勇悍に由るゆゑなり。されば夷狄風俗の儘にて紀綱を正し賞罰を明かにせば必ずしも中國の風を學ぶに及ばず。殊に此時の中國は三代の中國に非ず。魏晋以來浮華輕薄の中國にて、夷狄の質撲剛强なる風俗に劣れり。且つ洛陽は繁華の地にて風俗尤も柔弱なり。又四戰の衢にして要害の地に非ず。然るに孝文は數代建都の平城より洛陽に遷り、中國の衣冠を用ひ胡語胡俗を禁じ、（は）容観は美なれども其實は大に害を生ぜり、諸大臣皆北地に生れし人ゆゑ、洛陽、炎暑に堪へ兼

（も）扶持。たすけもつこと。

（せ）陳腐。ふるくさきこと。

（す）行縢。股引のこと。

（い）不刊。永く銷滅せざるをいふ。

理綱常を（も）扶持し、家國天下の實用あらば孔子の意に叶ふべし。

或人の云ふ、唐山にて一時流行する文章學問の風は、二百年過ぎて吾國に流行するなり。明の李于鱗、王元美の徒、古文辭を倡へ一時盛に流行す。其後二百年過ぎて、徂徠南郭の徒古文辭を倡へ海内に流行せり。清初顧炎武、毛奇齡の徒考證學を倡ふ。其後二百年過ぎて近代儒者爭て考證學を唱へり。譬へば江戸にて流行する歌謠は、四五年過ぎて遠國に流行する如く、其の始め流行せし所にては既に（せ）陳腐となりしを、格別新奇のやうに思ひ、人々爭ひ競ふは笑ふべきことなり。長崎の人正月中江戸に來り、都人の寒風を防ぐ爲に藍絹の（す）行縢を用ひ、裾を褰行くを見て甚だ風流のことゝ思ひ、長崎に歸りしは五月の中旬なりしに、俄に都製の行縢を作りて炎熱に歩行せしを、長崎の人一同に風流と思ひ皆是に倣へり。五月頃は江戸にては誰も用ゆる者無きに、猶風流と思ひ競爭するは尤も笑ふべし。是と同じく唐山にては陳腐と成りし文章學問の風を、二百年の後に新奇と思ひ一同に噪ぎ立つるは自信獨立の志無しと謂ふべし。文章學問の法世に隨つて推遷すれども、千古（い）不刊の正脉あるべし。其正脉を守つたらば世の毀譽に拘

（ゑ）涉獵。廣くいろ／＼の書物に目をとほすこと。

（ひ）考證。考察して證據だてること。

の輕議すべき所に非ず。是又宋學の一變なり。清に至り顧炎武、毛奇齡、朱彝尊、閻若璩、胡渭、江永、萬期同の徒起り、攷證の學唱へて學風又一變す。是も自然の勢あるに似たり。朱子は千古の大儒なれども、其學を奉ずる宋季以來の諸儒陳北溪、許白雲、饒雙峰より、蔡虛齋、林希元、呂晚村の徒に至るまで、朱子註解の書には精神といへども、漢唐諸儒の注疏、老莊申韓の諸子、班馬已來の歷史などは深く（ゑ）涉獵せざると見えて、其著せる所の書を讀むに、手近き出典攷據を知らず強て之が說を爲し、往々一笑を發することもあれば、豪傑の士は其下に屈するを甘んぜず、更に一赤幟を立てんと思ふも一概に無理と謂ひがたし。故に顧炎武、閻若璩、毛奇齡、朱彝尊の徒、朱學の力及ばざる所を精究し、（ひ）考證を主とするも自然の勢に非ずや。近世は攷證の學又小變して、爾雅說文學を唱ふ。惠棟、戴東原。段玉裁の徒其魁なり。漢唐より清に至るまで二千餘年の間、學術屢々變ずる四時の運轉する如く人に倦まざらしむ。是も亦天地造化の一大戲場と見えたり。聖人の道は日月の如く四時變化すれども、日月の光は萬古易ることなし。風雨、煙雲、晦明の變はあれども、日月の光に增損無し。何れの學にても倫

すまし置き格別の異同なし。唐、孔穎達、賈公彦等注疏を作り、古人の注を主とし一毫出入無く、誤謬の處も回護して置くなり。かくの如くにては學問に精神なく卑陋の說多く、聖人の（め）蘊奥は晦塞するゆゑ、趙宋に至り劉原父出で、始めて古人を辨駁して一家の言を立つ。歐陽永叔、蘇子瞻兄弟、王介甫等羣起して、漢唐諸儒の外に各其一家の說を成す。程子兄弟出て始めて性命の學を唱へ、朱子に至り集大成す。是に因て漢唐の學風大に變ず。宋末より元明に至り、朱子の學を奉じ性命の說盛に行はる。然れども學者朱子の本意を失ひ、讀書のみを格物と心得て、支離に流れ實行無き者多しと見えたり。故に王陽明出て知行合一の說を掲げ、其支離蔓衍の弊を矯む。天下の學者（み）翕然として從ひ盛に行はる。然し陽明の說はつまり朱學より出し者にて、朱子の學と天地の異あるに非ず。專ら內に求め知行を合一にし、事物に就きて窮理せざる所は朱子と相違あれども、やはり性命の學にて、陸象山に本づきたる者なり。明末に至るまで此學盛にして、其流弊の甚しきは朱子の學に過ぎたり。然し陸稼書、呂晚村の徒陽明を（し）掊擊し明の天下を滅する者陽明の學と云ふのは、餘り甚き激論にて、陽明自得の妙は後學

（め）蘊奥。おくぎ。
（み）翕然。處にあつまるさま。
（し）掊擊。うつこと。

（ゆ）蠱壞。まどひやぶれること。

處は忘失するに至るは朱子の本意に非ざるべし。
聖人の政にても數百年の久しきに至れば、流弊生じ人情厭ふは勢力然らしむる所なり。因て其時に隨ひ變革無きこと能はず。易に云ふ變じて之を通じ、民をして倦まざらしむとあり。春の暖和なるは好時節なれども、春のみにては萬物長養せず。因て夏の炎暑となり。又秋の涼冷冬の寒冱と四時循環して、萬物生成の功を爲すなり。堯舜三代の政は聖主賢臣の立て玉へる法度なれども、久しきに至れば流弊あるゆゑ、世の易はる時は禮樂刑政一變して、天下と更始するなり。夏の忠殷の質、周の文時勢の自然なり。秦漢以來郡縣の制となり。郡縣にても歷代政令は損益同じからず。春三月過ぎても猶春のまゝにて置かんとするは、因循苟且の政にて、人倦み民惰て國家（ゆ）蠱壞し、駸々然として弊船の深淵に入るが如し。又春の半なるに俄に夏にせんとするは、輕躁紛亂の政にて人心驚動し、一弊を除き百害を生ずるなり。明君賢相は時勢を量り人心に隨ひ、變通の妙ありて民に倦まざらしむるなり。學問も是に似たる事なり。世に隨て變易するは自然の勢なり三代は姑く置き、兩漢より李唐に至るまで、鄭玄、何晏、馬融、王肅等の注にて

ず。是は致知の功至らざるゆゑ、道の大本達道を通知せざればなり。韓退之の如き豪傑も學問の精微は未だ盡さず。千五百年の間聖人の道の精蘊は（あ）晦塞せしを發揮せんとするより、事物至當の理を窮格せしむる爲に、致知の工夫を重く説きし者なり。故に朱子の聖門に功あるは尤も格物の所なるべし。知らざれば行ふことあたはず。故に大學は致知格物を先にし、誠意正心は後にす。然れども實地に力を用ふるに至ては、其身の居る所に隨ひ、合下に工夫を着くるなり。我格物致知の功至らざるゆゑ、誠意正心は行ふに及ばずと云ふ學問あらんや。卽ち一時一事の間にても、其理を窮むるより言へば格物と謂ひ、其意を實にして欺かざるより言へば誠意と謂ふべし。知行の二つ區域を立て時事を分つに非ず。朱子云ふ大學は致知より以て平天下に至る。許多の事是れ節次此の如しと雖も、須らく一齊理會するを要すべし。李安溪云ふ敬義知行、目視て足履む如く、一時に並び用ゆ。此有れば則ち彼有り。初より獨任之時無しとあり。後世學者は知行を分つに過ぎ、書を讀み義理を講明すれば、行は自然と進むやうに思ひ、力行を重んぜざるゆゑ、虛遠に馳せ（さ）支離に流れ、終年書籍と（き）趁騙して、大本領、大頭腦

（あ）晦塞。かくれふさがること。

（さ）支離。はなれ／＼きれ／＼。

（き）趁騙。おひはしること。

（え）玉巵。玉のさかづき。

（て）精蘊。精蘊奥にて、十本ないふ。

窮理すると云ふは、疊の上の兵法畠の中の水錬なり。予山水を好む。近國の勝景を探らんとする時は、先づ古人の遊記地志を讀み、彼山の形はかくあらん、此水の流はかくあらん、土地風俗はかくあらんと思ひ、其處に至り觀れば悉く相違するなり。是にて知る百聞一見に如かず。格物もかくの如くなるべしと、同遊の友に語りしかば、何れも尤と云はれき。

知行並進は聖學の要なり。先後を言へば知は先行は後なり。輕重を言へば知は輕く行へ重し。知益精なれば行益確なり。行益確なれば知益精なり。知行は本相離れざるものなり。聖經中に知行並擧ぐるあり。知を擧げて行を包むあり。行を說て知を包むあり。知行一偏に倚るべからざれども、學者は尤も力を行に用ゆべきに似たり。萬卷之書を讀みても行はざれば（え）玉巵の底無く、牡丹の花のみにて實なきに似たり。畢竟致知格物の工夫を用ひ、事理を窮理するも行はんとする爲なり。力行の志篤ければ、格物の功も虛見にならず切實なるべし。朱子の致知を重く說き玉ひしは、孟子以來聖人の道明ならず、漢の馬融、鄭玄、王肅の徒文字訓詁の學に流れ、大道を說くに至ては疎漏にして（て）精蘊を發明することあたは

（ま）嗟嘆。なげく。

（け）眞訣。まことのおくぎ、おくのて。

（ふ）變故。變事。

（こ）半上落下。中途はんぱ。

ざる白紙の空地なる所に妙趣あるは、誰も觀て賞する者はなしと（ま）嗟嘆せり。誠に此理あるべし。詩も是に同じ、林逋が梅の詩、疎影横斜水清淺、暗香浮動月黄昏は、古人能く梅花ノ神を形容せると稱せり。此の十四文字の字義は誰か解せざらんや。然れども形容の妙處は如何とあれば言語に說き難き所あり、讀む者玩味して言外の意を自得せざれば妙處は知れざるなり。讀書も亦同じ。論語一書文に隨ひ義を解すは、誰も能く解すヿなれども、言外の妙處は知れ難し。熟讀玩味の久しくして、自得の處あれば、精神活動して手の舞ひ足の踏むを知らざるに至るべし。論語序說に載する程子の語は、誠に讀書の（け）眞訣なり。

格物窮理と云ふは、經書を讀み道理を講究するを要とすれども、書籍ばかりにては眞知の窮理は難かるべし。我身の居る所に隨ひ、實事に卽き省察し、或は惡念起り、或は善念起り、或は過を爲し、或は（ふ）變故に當りし所にて、着實に窮格すれば眞知に至るべし。唯書物の上にては知る所眞切ならず。（こ）半上落下の事多し。虎の話を聽て恐ろしく思ふと、虎に眞に遇て傷を受けて恐しく思ふとは大に違ふなり。眞に虎に遇ひしを眞知と云ふべし。何事も實地を踐まずして、書籍のみにて

來り看去る、或問を用ひず、只註解を看便ち了す。之を久うし只正經を看て便ち了す。之を久うし自ら一部大學我胸中に在る有り、而して正經も亦用ひず矣。此語は誠に（の）卓見なり。後世四書集註の末疏かく數十百部に至らんとは、朱子も思ひ寄らざることとなるべし。前漢の時は學者或は一經、或は二經に通じ、宰相に至り又は天子の師傅となれり。（匡衡詩に通じ、公孫弘春秋に通じ、張禹易論語に通じ、皆宰相に至る、夏侯勝書に通じ、太子に經を授く。）

宋の趙普は半部の論語を以て、太祖を助け天下の亂を平げ、半部の論語を以て、太宗を輔け泰平を致すとあり。明の王陽明は龍場驛に（お）左遷せられし時、大學一卷を熟讀して致良知の學を開けり。書を讀みて心身に本づかざれば、萬卷を讀みても（く）書厨書簏になるのみにて實用に益なし。聖人言語の滋味の深きは體認せざれば知り難し。論語の如き當時孔子の語兩端を叩きて敎へ玉ひし語なるべきに、竹簡漆書科斗文字の不便なる世なれば、聞く者其大要を擧げしと見えたり。我身心に（や）體究して、言外の意を得るに非れば意味の深きは知り難し。一畫人云ふ山水を寫すに筆墨にて形容せる處は、人も觀て巧拙を辨ずれども、墨をつけ

（の）卓見。すぐれた見解。

（お）左遷。高き官より低き官におとさるること。

（く）書厨書簏。共に書物入れる器、ほんばこにして、多くの書を讀みて其義に通せず實用をなさざるをあざけりいふ語。

（や）體究。しかと心にのみ込むこと。

（う）權輿。物事のはじまり、おこり。

（ゐ）汗牛充棟。牛に汗し棟に充つるにて非常に多きをいふ。

世に至り學問文章の盛なる、其（う）權輿は隆景なり。重盛の佛を信じ、宋の臨安の育王山に黄金を贈りたるに比するに、其功德の優劣高下は辨を待たずして明なるべし。（育王山は南宋の都せし臨安の大寺あり。堯山堂外記に見えたり。）

論語子路の語に何ぞ必ずしも書を讀み然る後學を爲さんとあれば、古より讀書を以て學問の要とすると見えたり。然し我身を修め心を正うする爲の學問なれば、只讀書のみを學問と思ふべからず。朱子云ふ、學は是れ書を讀むにあらず、然も書を讀まざる又學を爲す所以の道を知らず。又云ふ讀書は是れ第二等の事。陸象山亦云ふ六經我を註す、我六經を註す、六經は皆我が註脚。是れ皆切實の語なり。後世は只讀書のみを學問と云ふやうになり、朱子の註の上に種々の末書を加へ、章句を專ら穿鑿し、枝葉の末を考究し、本源を培養するを知らず。朱子の註は意味深長にて、初學には註のみにては解しがたき所あれば、或問語類にて參考し、又は、蒙引存疑緒言困勉錄の類にて考究するも宜しきなれども、追々後世の末書（ゐ）汗牛充棟なるを參考せんとすれば、益枝葉の上に成り、身心の自得は無かるべし。朱子の大學を讀む法を說れし、大學一書正經有り、解有り、或問有り、看

（む）溢美。ほめすぎること。

たはず、隆景の智を以て遂に城を下すことを得たり。太閤嘗て云ふ、平重盛は我國の聖人と稱せらるゝといへども、恐くは隆景に及ぶまじ、父清盛行跡人望に背きしこと多し、天下の咎にて當家の亡びん事近かるべし、何とぞ此惡行を止めんとて熊野へ詣て是を祈る。若し此義叶はずんば重盛の命を縮むるやうに守らせ玉へとて我と吾身を調伏せしは何事ぞや。左程に家の亡びんことを憂ふるならば、一族の賢者と評議し、清盛を押籠めて國家の穩なるやうにすべきなり。又頼朝を助けしは不覺の次第なり。池の尼公が請へばとて助くべき者に非ず。其上流人ならば西國へ遣さずして、源家代々持傳へし東國へ流したるゆゑ、昔の好を思ふ輩頼朝を親で平家を亡ぼせしなり。重盛聖人ならばかくの如き愚蒙の事あらんや。日本の聖人と稱するは謂れ無き事なり。かやうの事は隆景は笑しく思はん者と云はれたり。太閤此言（む）溢美に似たれども、當時隆景の才德傑出なること知るべし。予尤も感稱する所は、應仁以來天下の亂極り、文學の道は僧徒の掌る所となり、學校の設け廢すること久し。景隆始て學校を筑前に立て、文學を興起するは大に聖人に功あり。元和以來天下泰平にて、文學漸く行はれ諸國に學校起り、近

（な）渾然。圓滿なるさま。
（ら）汗馬の勞。戰功をいふ。

景の善行偉績多き枚擧すべからず。中にも太閤金吾秀秋を以て輝元の養子にせんとする意あり。秀秋は太閤の北政所の從子にて、太閤も子の如く愛する故なり。隆景本家毛利の他姓となるを憂ひ、又秀秋の性質大國の主にあらざるを知り、早く秀秋を乞て我養子となす。其處置の妙（な）渾然迹無く、太閤も大に悅喜せられしは、唯智の人に過ぎたるのみに非ず、禮樂の文ありて中正和樂なればなり。且つ隆景多年（ら）汗馬の勞を積み、筑前一國を領せしに、秀秋の不肖を知て養子と爲し本家を全せしは、私欲を離れ大義を重ずる孟公綽の不欲に勝るべし。朝鮮碧蹄館の戰は、明の李如松二十萬の兵を率ひ、小西行長を破り平壤を拔き、其勢風雨の如し。諸將恐懼して王城に聚る。獨り隆景其城を守り兵を班さず。諸將苦諫し漸く王城に退きしが、猶城に入らずして城外に陣を置き、戰の日先鋒に進み縱横奮擊して大に明兵を破る。明兵死する者數萬人、大將李如松馬より墜ち我將に刺殺されんとす。其猛氣英姿は唯摩利支天の如なりとて三軍感歎せり。恐らくは虎を搏し卞莊子は遠く讓るべし。且つ勇のみに非ず、計策を運し敵を破るの妙は禮樂以て文る所有ればなり。太閤は雄才拔群の人なれども、小田原を圍み拔くあ

(れ)權譎。いつはりのはかりごと。

合せたる事、誠に冥加の事かなと先づ思ふべし。さて其後に事いかやうとも相應に取計ふべし。若しいか成ることゝ動轉するゆゑ、取亂したる體も有るなりと敎へられしは、意味深き名言なり。

論語に子路成人を問ふ、子曰く臧武仲之知、公綽之不欲、卞莊子之勇、冉求之藝の若き、之を文るに禮樂を以てす亦以て成人と爲す可しとあり。成人とは全人と云ふが如く、才德備はり人道全き人なり。智は臧武仲の如く不欲は公綽の如く、勇武才藝は卞莊子、冉求の如き四つの美を備へたらば、旣に全人と稱すべし。然かるに之を文るに禮樂を以てすの一語あるは何ぞや。智廉勇藝ありても、禮樂の德無ければ一偏に流れ、智勇も眞の智勇に非ず、不欲も藝能も其の不欲藝能に非ず。之を文るに禮樂を以し、其美なる處皆中正和樂にして、一偏に流るゝ弊無く全人と謂ふなり。中正の處は禮なり。和樂の處は樂なり。此禮樂は玉帛鐘鼓の具を云ふに非ず。永祿天正の間、猛將雲の如く謀士林の如し。然も智者は(れ)權譎に流れ勇者は暴戾に至り、不欲の者は實用に達せず、藝能ある者は末技に渉り、各偏倚する處あり。唯小早川左衞門大夫隆景は、孔子の所謂成人と謂ふべし。隆

（つ）急猝。にはか。

覺悟ある人は事變に臨で驚かず、覺悟なき人は狼狽して度を失ふなり。一點の火にても思ひ寄らざる時手に當れば驚きて色を變ず。大の灸にても覺悟して炷すれば驚くことなし。古人の書を讀み、人物の邪正得失を辨じ、治亂興廢の迹を觀るは、皆覺悟する工夫なり。道に古今無く理に内外無し。事迹は同じからざれども道理は一に歸するなり。今川義元戰場にて何某を召し斥候に遣す。先陣戰始りし所なれば逃れ難く、鎗を交へ首一級を得て返る。義元大に怒り敵勢を覘ひ、速に歸るべしと命せしに、己の功を貪り忠義の心無し。軍法に行ふべしとあり。彼士しほれたる體にて、側の人に低聲にて家隆の歌に、

　刈萱に身にしむ色は無けれども見て捨難き露の下折れ。

かく唱へしかば義元益怒り、何にを云ふとありしに、侍臣其事を告げしかば、暫く沈吟して忽怒色霽れ、屆かざることなれども（つ）急猝の間家隆の歌を思ひ出せしこと名譽なりとて罪を赦されたり。此人は急猝の間に古歌を引き志を述べしは覺悟ある人なり。立花龍虎齋常に息女に敎へ玉ひしは、女なりとも士の妻たる者事ある座に居合せたる時、取亂したる體は見苦きなり。左樣の時はかゝる座に居

（れ）糺纆。あざなへるなは。

（そ）唾罵。つばをはきかけてのゝしるをいふ。

人は遇不遇を論ぜず、一生の間吾身を自愛すべし。吉凶禍福は（れ）糺纆の如き者なれば、不遇なればとて志を挫くべからず。又いかなる時に遇ふも量り難し。縦使一生遇はされども、吾職分を盡さば心に愧ること無かるべし。石田治部少輔三成は關が原の戰に敗北し、囚となり刑に行はるゝ時、途中にて喉乾きて湯を求めしかば、警衞の士民家に入り湯を乞ひしに、湯はなし水を飲まんやと云ふ。三成聞きて水は五臟を損すると聞けり、養生の道に非ずとて飲まずして去れり。三成の命今日を限りしに、猶養生の道を論ずるは自重すと謂ふべし。松永彈正久秀織田信長と戰ひ敗れ自害せんとする時、百會に灸して云ひしは、我いつの爲の養生ぞや、いかに笑しくみゆべけれども、我常に中風を患ふ。死に臨で中風發し四體心に任せず、臆したりと云はれなば、今までの武勇徒と成るべし。百會は中風の灸なれば防ぎて、勇士快く死に就くべしとありて、灸を百會に炷し終り自害す。名を惜むと謂ふべし。三成の姦邪、久秀の凶逆は、士君子の（そ）唾罵する輩なれども、其志の深く身を守りしは節取すべし。惡んで其の美を知ると云ふこともあれば、其美は沒すべからず。

なり、其深さは幾千丈あるを知らず。今に燄々として火燃え、雷聲の轟く如く、黒烟天を覆ひ、數十里の外より見え、半腹以上は岩石の間より煙を吹き、恐しきこと富士山の類とは天地の別なり。是に因て一年に一度より外は登山を許さず。藤右衞門等導師を賴み山に登る。此日快晴にて纖雲無し。漸く山の半腹以上に登りしが、俄に天陰り黒雲覆ひ來り暴風沙を揚ぐ。路の側處々より火燃出し、其の畏きこと言ふばかり無し。導師云ふかくの如き有りさまにては登山は成難し。先づ休息すべしとて一同に休みたり。皆々恐怖して（よ）蹲踞せり。忽ち空中に怪き聲高く、藤右衞門かむり取れと云ふ。かむりとは登山の者白布にて頭を裹しものなり。藤右衞門大に懼れ、面色土の如くなり導師へ抱付たり。黒雲益蓋下り咫尺を辨ぜず。皆生きたる心地無く打ち臥したり。少頃ありて雲斂り天晴れ、左右を顧れば藤右衞門の所在を失ふ。皆驚き尋ねしに、四五町先きの岩角に引き裂きて掛けたり。是即ち莊子の惡を冥々之中に爲す者、鬼得て之を誅すと云ふものなり。此の事近年のことなりと、武州熊谷在の修驗ノ語りしゆゑ、聊記るして世の（た）鑑戒とす。

（よ）蹲踞。うづくまること。

（た）鑑戒。いましめ。

義滿の明より封冊を受けしは吾邦の大疵なり。太閤秀吉をも日本國王に封じ詔を賜られしに、我日本の國王にならんと欲せば自らなるべし。いかで明の封爵を受くべきとて返されしは、義滿には大に勝れり。物學び玉ふことも義滿ほどにはあるまじけれども、天然の才まし〳〵てなるべし。

莊子に惡を昭々之中に爲す者は人得て之を誅し、惡を冥々之中に爲す者は鬼得て之を誅すと云ふは名言なり。一分の惡を爲さは一分の祟來り、十分の惡を爲さば十分の禍來る。人の知らざるを賴みて惡を爲さば鬼神の罰を受くるなり。武州某の村に藤右衛門と云ふ者あり。或時村の者と同道して旅行せし途中にて、其人を殺し金を奪ひ屍を溝中に棄つ。その所の者屍を見付け官に訴へしゆゑ、詮議すれども知れず。藤右衛門は奪ひ金にて商買を始め、生產も段々と饒に成り、十年ほど過れども誰れ其の惡事を知るものなし。或時村中の者信州淺間山に詣ることあり。藤右衛門も共に登山せり。此山は富士と肩を並ぶると世に云ふ高山なり。殊に天明癸卯の年火燃出し後は、滿山皆焦砂にて草木無く、大なる燒石纍々として橫たはれり。火の燃出し處は山の頂絕すりはりと云ふ處にて、十餘町大なる穴と

恐らく有まじき也。是無用の用と謂ふべし。（清人の滌水亭雜識小知錄等の書に云ふ、日本人凶狡嗜レ殺、以レ死爲レ榮、刀劍甚利、登レ岸則難レ敵）隋の煬帝は百二十萬の兵にて高麗を征すれども、一城を拔くことあたはず。唐の太宗は英武の才を以て八十萬の兵を以て高麗を征すれども平壤だに取るあたはず。太閤は僅か十三萬の兵にて朝鮮の兩都を一月の內に盡く攻取り、王子を擒にせしことは、漢土には絕て無きことなり。我國の武勇は漢土に勝れること知るべし。是は前史を讀で明なることにて、我國を誇るに非ず。（蘭人の書を見しに太閤は秦の始皇の如きも英主なりとて蘭人も懼れしなり）。

應永十三年明の永樂帝より使來り、足利將軍義滿を日本國王に封じ冠服を賜ふ。是より先義滿の代の始、應安六年明の使僧仲猷無逸鎭西より入洛、嵯峨に置けり。是は明より三度まで使を賜しに、菊池に止められて京に至らず、故に兩僧を來らしむ。義滿驚き其九月使僧を還さる。永和の始僧絕海汝霖を明に遣す。太祖に見えて歸る。應永八年義滿明帝に使を奉り、黃金千兩及器物を貢す。十五年五月義滿薨ず。明の成祖より義持に慰詔を賜ひ義滿を恭獻王と諡す。先考灌園先生云ふ

の明を取らんと思ふ大志は、信長在世の時より抱きしは、秦皇漢武に勝れる大器の英雄なれども、學問無きゆゑ敵情を察するあたわざるなり。昔魏の文侯の李克に問ひしに、諸侯誰か先づ亡びん。李克云ふ吳は先づ亡びんとす。文侯其故を問へば、數戰ひ數勝つ、勝てば主驕り數戰へば民疲る。亡びずして何を待んやと云へり。漢の魏相の云ふ、人の土地貨寶を利する者之を貪兵と謂ふ、兵貪る者は破る。國家之大を恃み、民人之衆きに矜り、威を敵に見す者之を驕兵と謂ふ、兵驕る者は滅ぶとあり。大閤兵を用ひて以來、攻れば取り戰へば勝ち、天下を取る破竹の如く、其易きを見て其難きを見ず。明を取るもかくの如しと侮るなり。然るに七年苦戰して、朝鮮すら全く取ることあたはず。四百州は難しと謂ふべし。魏相の所謂貪兵驕兵の類なれども、我邦諸將の武勇に因り、大敗に至らずして軍を全く退けたり。然し二世にて亡びしは李克の言と符合せり。然れども莊子に無用の用と云ふことあり。漢の武帝の匈奴を征せしは無用なれども、漢の末に至るまで、北狄の大患無きは有用なり。太閤の朝鮮を伐ちしは無用なれども、漢土今に至り、我國の武勇を懼れ、手强き風俗と稱して、元の太祖の如き冠することは

豐臣太閤は豁達大度、才智絶倫古今の名將にて、尤も能く英雄を駕馭する術に長ず。殆んど漢の高祖に髣髴す。惜むらくは高祖と同じく學問の力無きゆゑ大道を辨ぜず、天理に逆ふこと少からず。中にも朝鮮を伐ち、七年の在陣に兩國の士民を殺さることは不仁の至なり。懲毖錄を見るに、我軍退きし後は都城の間朝鮮士民の死骸は道路に山の如く、虎狼白晝に出で民物凋落し、都城も山野の如く、目も當られぬ有りさまなり。又人の説を聞くに二百餘年の久しきを經ても、猶昔の朝鮮には復し難き體なり。太閤征討の時、沈惟敬に欺かれ、大明皇帝にすると云ふ詐謀を信じ、和睦を結び、日本國王に封ずるの書を聞き大に怒り、口より沫を吹きたるは無學の大驗なり。漢土の例太古より以來、外國を封冊するはあれども、漢土の天子に爲さんと云ふは無きことなり。縱令太閤明國を大略攻取たる上にても位は讓るまじ。況や明の境にも入らざるに、大明國王にするの理あらんや。是を信ずると云ふは、實に狐に憑れたると云ひける淺野長政の言は確言なり。此和睦は小西行長、石田三成の姦邪の輩の詭謀より出る所にて、二人の君を欺くの罪尤も憎むべし。加藤清正は和睦の事は甚だ不滿に思ひしは智略の將なり。太閤

時に生れ、百戰百勝して天下を取る破竹の如く、天下已に治まれば深居高拱して禮義を以て天下を休養することあたはず、常に扼腕踴躍して兵を用ゆるを喜ぶ。馮婦と云ひし善く虎を搏つ者、禮義を守らんと思へども、其好む所なれば人の虎を逐ふを見れば、臂を攘げ車を下る如し。是英雄の氣象又英雄の癖なり。秦の始皇六國を平げたる後は、天下を安養すべき所なるに、萬里長城を築き、戎狄を征伐し、天下の人民を苦しめしゆゑ、二世にて亡ぶ、唐の太宗十八歲にして兵を起し百戰して隋の亂を平げ天下漸く治りしに、又高麗を征伐し數十萬の兵を勞し、遂に功無く大に後悔せり。豐太閤匹夫より起り天下を（わ）盪平する雷電の如く、戰へば克ち攻れば取り、遂に關白の貴に至る。此の時に至り天下を安養し、子孫の計を成すべき所なり。然るに明國を取らんとして朝鮮に亂入し、天下の兵を勞せり。是皆志氣英果にして安居することあたはず。又酒色宴遊にのみ耽ることもあたはず。是英雄の癖なり。易の文言に進退存亡を知て其正を失はざる者は其れ唯聖人乎とあり。此の諸英雄は進むを知て退くを知らず。存を知て亡を知らず。（か）亢龍の悔を生ぜし者なり。

（わ）盪平。平らげること。

（か）亢龍の悔。のぼりつめたる龍の最早下るのみなる悔。

（た）英果。ひいでゝ果斷なること。

靜まりけり。是も誠の人を感ぜし所なり。

司馬温公云ふ、君子才を挾み以て善を爲す、小人才を挾み以て惡を爲すと、才智は萬事を處置する妙用なり。然も道理を以て磨かざれば、我私意より起り才智を弄し、種々の機巧の變を成し、終に身を亡すに至る。相撲取りの己が力にて却て倒るゝと同じ。是は才を賴で惡を爲すゆゑなり。劉向說苑に巧詐拙誠に如かずと云へり。人は眞實を本とし、人を欺き無理なる謀計を爲ざるは拙きやうなれども全策なるべし。生れ得たる才智には限りあり。殊に人欲私意を挾むゆゑ、我便利の方へ理を附け、道理に暗きものなり。孟子の盆生括の殺されんとするを知て小才有り未だ君子の大道を聞かずと評せり。道義を學び才智を磨錬すれば、光明昭廓になり萬變に通ずべし。古人の讀書の功薄しといへども、才智高明にて、事變に通じたる者は天品高く、艱難辛苦を度々經歴し、才智を磨錬せしゆゑなり。此處即ち學問なり。學問は只讀書のみに非ず、實地に力を用ゆるを要とす。

古の英雄は志氣（た）英果にして閑居靜養を樂まず。天下に事ありて其才力を逞うするを喜ぶ。秦の始皇、唐の太宗、我邦の豊臣大閤の如き是なり。天下の大亂の

ひ、制度法令立てやうは、禍亂の起らざる樣に精密を盡したれども、二世にて亡ぶるは誠の道を知らざるなり。聖人は智力の賴み難きを知り、誠を推し仁を施し天下の心を服するゆゑ、自然と背叛するに忍ざる處あり。諸葛孔明の蜀を治めし時、李平廖立を黜けしが、孔明の死を聞き二人ともに流涕し、病を發し死に至るは孔明の誠人を感ずる所なり。郭子儀の回紇と戰ふ時、單騎にて敵陣に入り利害を説きしかば、回紇大に感服し羅拜して兵を引しは、郭子儀の誠人を感ずるなり。菅丞相の訟を聽かれし時、其言をはらざるに兩人慙愧し、相公を見るも恐れありとて自殺せしは、相公の誠人を感ぜしなり。近世一代官支配下の扱を仕損じ、百姓大勢詰めかけ傲訴に及べり。いか樣に宥れども聞入れず。今はすべき樣なく切腹せばやと思ひ其用意せしが我平日書籍の端を見たるに、今の事に益無きは口惜しとて、几上にある論語を開き見れば、之れを知るを之れを知ると爲し、知らざるを知らざるとなせと云ふに至り、手を拍ち歎賞し、夫れより表に出で、大勢の中より年老たる百姓二人を招き、處置いかんすべきと懇に問ひければ、其眞實に感じ衆情を述べ、かくの如くせよと敎へければ、其の言の如くせしに事故無く

べし。子張の賢を尊んで衆を容れ、善を嘉して不能を矜れむは德業進みたる者の心得にすべし、老壯の學の如きも漢の文帝天下騷亂の後に當りては、人民を休養する肝要なれば、恬澹虛無の道にて天下を泰平に治め、殆ど刑措を致せしは、能く老莊を用ひ中正の道に叶ふものなり。もし高祖の時に文帝の治の方にては、天下の亂は何れの時に定まるべき。何の道にても心の用ひやうにて我益になる。是を（ぬ）點鐵化金の法と謂ふなり。

中庸に誠の德を重んず。荀子も心を養ふ誠より善き莫しと云ひ、司馬溫公も誠を以て心を盡し己を行ふの要とす。誠は眞實にして詐僞無きを謂ふなり。琴瑟鐘鼓は無情のものなれども、怒て奏すれば憤激の音を發し、悲で奏すれば（る）慘戚の聲を生ず。無情の物にても至誠よりして感動するなり。周易中孚の卦に豚魚吉大川を渉るに利しと云ふは、至誠の德豚魚の無知なる物も感ずるなり。凡そ天下の事智力の及ばざる所あり。智力のみ賴む時は意外の憂あるべし。誠を主とする時は天地鬼神も擁護し、人心も服從するなり。孟子の王霸を辨ずるも、其の主意は誠と不誠との別なり秦の始皇の如き雄才の主も、天下は智力にて籠絡すべしと思

（ぬ）點鐵化金。鐵を變じて金となすの意。

（る）慘戚。いたむこと。

を卑しとせず、遺佚して怨まず阨窮して憫へず、故に曰はく爾は爾を爲せ我は我を爲す、我が側に袒裼裸程と雖も爾焉ぞ能く我を浼さん哉とあり。皆賢人なれども一偏に倚るゆゑ、孟子は伯夷隘、柳下惠不恭、隘と不恭と君子は由らざる也と云へり。然れども是も我學びやうなり。今不義の財に臨み、不義の富貴を得ん時は伯夷の如く潔白にして、聊身を汚さざるやうにすれば、廉潔の行にて中正の道に叶ふべし。君に事ふる者は小祿の身にても上を怨みず困窮しても道を守て憂へず、其分に安んじ(ち)非望の願を爲さず、同僚に交るにも端正の人ばかりは無きことなれば、程能く交り和め流れざるやうに行へば、是も中正の道に叶ふべし。時に應じ宜に從ふならば、二子の行に由て何の害あらんや。孔子の集大成と云ふは、古人の爲す所と皆替りたるに非ず、能く時に隨て伯夷の行にてよき時は是を行ひ柳下惠の行にてよき時は是を行ひ、伊尹の行にてよき時は是を行ひ、一偏に拘らず諸賢人の行皆一身に在て(り)偏倚すること無きゆゑ、集大成の聖人と云ひ、又聖の時なる者と云ふなり。凡そ此意にて古人を學べば一人として我師たるざるはなし。子夏の可なる者之に與し、不可なる者之を拒がんと云ふは、初學の心得にす

(ち)非望。望むべからざることを望むこと。

(り)偏倚。かたよること。

司馬仲達の名士なりと稱せしも、其風流にして胸中に餘地あるを感ずるなり。古今名將に此類多し。凡そ花月を吟詠し山水に遊賞するは精神を養ひ塵俗を忘れ、胸中餘地ありて天下事物に應ぜんが爲なり。此の如く風流ならば山水、花竹、詩歌、(と)管絃の類、皆吾心身を養ひ政事の助けと成るゆゑ何の害あらんや。然るに今の人は風流の本意を失ひ、只書畫を愛し山水花月に耽り、學問も詩文を作り遊興の助けにするとのみ思ふゆゑ、人事を廢し財貨を費やし、日用倫理の緊要の事は俗物俗事と稱して厭ひ嫌ひ、後には天下無用の人物となるは大なる心得違なり。幽人隱士世を棄て人間に意無き者は、其意に適する可なり。官職ある人は是と同じからず。讀書するも山水花月を愛するも、本意を失はざる樣に心得あるべきなり。

古人の事大中至正に非るも、我用ひやうにて大中至正となる。一偏は倚れば大中至正の道も子莫の中を執るに類して大なる害を生ず。伯夷は潔白なる性質にて、惡人の朝に立たず、惡人と與に言はず惡人の朝に立て惡人と與に言ふは、朝衣朝冠を以て塗炭に坐するが如しとあり。柳下惠は伯夷と相反し、汙君を羞ぢず小官

(と)管絃。いとたけにて、音樂をいふ。

（へ）拘迫。こせつくこと。

さず、胸中洒然として寛大従容にして物事に（へ）拘迫せず。中庸に富貴に素しては富貴に行ひ、貧賤に素しては貧賤に行ひ、患難に素して患難に行ひ、入るとして自得せざる無しと云ふ。孔子の疏食を食ひ水を飲み、肱を曲げて之を枕とす、樂亦其の中に在りと云ふ、水を飲み肱を曲げて枕とするも道義の樂は其中に在つて貧賤に心を累さゞるは眞の風流なり。顏子の一簞食一瓢飲にても其樂を改めざるも眞の風流なり。舜帝の歷山の民たる時は、木石と處り麋鹿と遊び身を終へんとする如く、聊も貧賤に心を累さず、天子の位を踐むに至て、袗衣を被り、琴を鼓し、固より其位は有るが如く、富貴に心を置ざるは風流の極と謂ふべし。大禹の天下を有ち、奢侈の心無く、飲食を菲し、宮室を卑うするも風流の極と云ふべし。黃山谷の周茂叔先生を稱し、其人品甚だ高く胸懷洒落光風霽月の如しと云ふ。朱子此語は能く有德者の氣象を形容すると賛美せり。胸懷洒落光風霽月の如くなる、是程の風流は有るまじきなり。聖賢平日此の如く風流なるゆゑ、天下の大事に臨み、天下の大難に當りても少しも驚かず從容として應ずるは、胸中に餘地あればなり。諸葛孔明の軍中に在り、羽扇葛巾にて三軍を指揮するを見て、

（ほ）浮圖。佛法或は僧侶をいふ。

なるべし。（ほ）浮圖は儒者の道とは異なれども、論議高明志氣雄壯にして、武人俗吏の上に出る所あり。漢土にても明の永樂帝燕より起りし時、帷幕に謀を運らし大功を立てしは僧の道衍なり。儒生僧徒は世俗の事に疎き者なれども、書史を讀み天地陰陽の理、治亂興廢の迹には明なる者ゆゑ、大經大法は武人俗吏の及ばざる所あるべし。尤も其人に由ることなり。北條泰時も文學を好み、常に儒生を招き、義理を講究し、名僧を請ふて談論せしゆゑ其爲す所泰恭忠正にして迫切ならず。政事を正うし人心の歸服せしは學問の力に由るなるべし。馬上にて天下は取るといへども、馬上にては天下は治め難し。繼體の君は殊に文學は好み玉ふべし。

後世は文雅風流を學問と心得て、詩文を作り風雲花月を吟詠し、又は琴棋書畫を愛するを風流と思ひ、其の書を讀み古今に通ずるも只玩具となし、心身の工夫は深く用ひざるゆゑ、花を挿るも棋を圍むも茶儀を爲すも、讀書學問するも同く技藝の事となり、其本意を失ひし者なり。聖賢君子の人にも風流と云ふことあれども、世人の所謂風流とは天地の別なり。賢聖の風流と云ふは、富貴貧賤に心を累

艮齋間話

巻之下

武は騒亂を撥ひ文は泰平を開く。文武並び用ゆるは古今の通法なり。漢の高祖と唐の太宗と比較すれば、高祖は天品高く度量豁大にて、能く英雄を（い）駕馭するの術を得たり。只文學無き人ゆゑ權數を事とし、制度武斷にて麁暴の所多し。太宗は天品度量は高祖に及ばざる所あれども、文學の力あるに因て、貞觀の政泰平至治の風あり。鎌倉公雄略大度は高祖に（ろ）髣髴す。然かし是も文學は無かるべし。其臣勇武智略人に超えたる畠山重忠、和田義盛、千葉常胤の如き者多く、（は）發縱指示して東西を征討すれども、天下の大計を立て兵馬の權を握り、六十餘州を鎭壓するに至ては、大江廣元なり。此人は文學に通じ古今成敗の迹に達するゆゑ、鎌倉の制度典刑は皆其（に）籌略より出る所なり。頼朝は能く人を知て用ひしと謂ふべし。且つ遷謫の身にて大志を起し義兵を擧げしは、文覺上人の翼贊

（い）駕馭。馬などつかひこなすこと人を統御するをいふ。

（ろ）髣髴。おもかげの似たるをいふ。

（は）發縱指示。發縱は繩をとき放つなり、即ち犬の繩をとき放ちて獲物にけしかくることにて、こゝにては人を使ふさまをたとへいふなり。

（に）籌略。はかりごと。

其亂根は武王より起ると責められんか。

(三五)煽動。おだてること。

ずして配流し、後に平家の滅亡を致せるは大なる誤なり。重盛の是を諫めざるは不明なりと太閤譏られき。(此事詳に後卷に出す)。然も是は楚の項羽の沛公を殺さず、魏の曹操の隆玄德を殺さず、秦の符堅の慕容垂を殺さず、唐の玄宗は安祿山を殺さずと同じく、人君の度ありとも云ふべし、たとひ賴朝兄弟三人を殺すといへども、淸盛の無道一族の驕侈にては、義仲の如き人もあり、又更に賴朝の如き英雄起るべし。平家滅亡せざるを得ず。若し淸盛及び子孫のもの恭儉の道を守り、仁政を施し、士民を撫愛せば、百の賴朝ありても兵を起し志を得るあたはず。其本を治めずして只多く英雄を殺すは人君の度に非ざるべし。重盛長壽にて天下を治めたならば、平家もかく滅亡にも至るまじ。昔周の武王の殷の紂王を亡し、其子武庚を立て諸侯とす、武王沒して武庚亂を起せること平相國の賴朝を助けしこと相似たり。武王は殷の祀を絕する國に忍びざる仁心より武庚を封ぜしは仁君の事にて强て議すべからず。然し大閤は是も武王の大なる過なり。武庚を殺さゞるゆゑ、管叔蔡叔を(三五)煽動して大亂を起し、流言を放ち成王周公を疑ひ天下騷動し、周室殆ど亂れんとす。周公已むを得ず兵を起し、兄管叔を殺すに至る。

將と謂ふべし。予先年伊豆に遊びし時、韮山に至る。山城にて濠の迹殘り、蘆荻茂る。山上は古木（廿二）欝蒼たり。天正の舊事を懷て、名將の遺迹を感じ慨然たる久し。

韮山北條の古城より北白田の中に高所あり、草木生ぜり。是を蛭が小島と云ふ。賴朝配流の地なり。島と云へば海中にてあるべしと思ひしに大に相違なり。夫より十町ばかり狩野川流る。其の近所北條、中條、南條と云ふ三つの村あり。北條は時政の出し所、今に居宅の迹あり、伊豆志に云ふ、狩野川は狩野卿より出づ。昔は南條を過ぎ東の山際近く流る。又大見卿より流れ出づるを大見川と云ふ。角野村にて二水合流す。是より以下を江川と云ふ。鎌倉將軍の末に堀りかへたり。邦人凡て水の抱けるを島と云ふ。蛭が小島も兩川の間にありしゆゑ島と稱せりとあり。又或人云ふ、伊豆は木蛭の多き所なり。人聲を聞けば樹上より簇々として來り噬む、其（廿三）利觜錐の如く、血流れ出ること夥し。畏るべき毒蟲なり。此の蛭小島には殊に蛭多きゆゑ名づけしなり。平清盛は賴朝をこゝに配流して木蛭の（廿四）毒螫に罹らしめんとすると聞けり。或は然らんか。清盛の賴朝を殺さ

（廿二）欝蒼。あをあをとしげること
（廿三）利觜。ときくちばし。
（廿四）毒螫。さすと毒となるをいふ

織田信長公の桶が狹間にて、今川義元と大に戰ひし前夜、諸將を會し酒宴を開き自ら扇を開き、人間一生五十年、生ずれば滅ありと歌ひ舞はれたり。太閤記には此戰は前より勝利あるは明白に知れたるゆゑ、信長は恐ること無きやうに書きたれども、左樣のことに非ざるべし。百里を行く者は九十里を半とす。況んや今川は五萬の大軍にて殊に義元は名高き猛將なり。信長の兵は僅に四千に過ぎざる寡兵なり。信長公智勇ありて、勝敗の大體は察すといへども、必勝と云ふことは料り難かるべし。禮記に君死㆓社稷㆒謂㆓之義㆒とあり。公羊傳に國滅君死㆑之正也とあり。戰國騷亂の世に出て、國小に兵寡しといへども、降人となり人の下に屬せんより、潔く大義の爲に死し、名は百代に照すべしと思ふ心より、人間一生五十年生ずれば滅ありと歌はれしは、一字一涙、楚王垓下の歌と同じく哀れなり。如㆑此英武の君ゆゑ、死地に入つて生を得天運を開きたり。小田原の北條氏政は此理に通せざるゆゑ、武勇の氣薄く敵を迎へ一戰に雌雄を決すること不能、初より籠城し、遂には降人となり滅亡し、笑を後世に貽せり、此の北條氏規計略を勸むれども用ひず。氏規韮山の城主にて堅固に守り、織田信雄を撃敗り遂に落城せず名

ふべからず。士民にても身の吉凶禍福は容易に天命とは云ひ難し。人事を盡せし上にて天命と云ふべし。多くは自ら禍を招きたることにて、天命とは云ふべからず。且つ壽夭、貧富、禍福は、生れし時より一定の理もあらんなれども、聖人にても何年何月には死すると云ふこと知れ難し。窮達も時勢にて大略は知るべしといへども確定すべからず。太公望八十に成り、俄に帝王の師となり。牧野の大將たらんとは知り難かるべし。禮記に文王は九十七にて死するを知り、孔子は夢に因て死するを知ると載せたれども、是は後人の（三〇）杜撰なりと先儒も辨せり晉の郭璞は我今日中に死すべしと云ふを知りたるは、奇異の妖術か又は王敦の形勢にて知りたるか、正道にてはなきことなり。されば天命は容易に言ふべき所に非ず。善を行ひ惡を戒め人道を盡すならば、天命に叶ひ福を得べし。縱令禍來るとも少しも驚かず、我心身を（三一）切磋する藥石と思ふべし。人間萬事塞翁が馬なれば、後の福となるも知り難し。尼子の勇士山中鹿之助は、神佛に禱るに七難八苦に遇ひたしと云ふ。人怪み問へば苦難にあはざれば平日の心懸知れ難しとあり。人は只人事を盡すを要とす。知れがたき天命に任すべからず。

（三〇）杜撰。そこつ。そろう。

（三一）切磋。みがくこと。

り、功業一々已より出さんとするゆゑ、人の善を妬み其功を支へ成就せしめず、一己の私より天下の害を生ずる不忠の甚きなり。東坡書傳に、唐の李林甫に似たりと云ふ。大臣の人は此邪正善惡の所心得あるべきことなり。

唐の李泌は才智拔群、張子房の（二八）流亞なり。德宗皇帝と建中の亂を語り、盧杞姦邪の小人ゆゑ此亂を致すと云ふ。德宗是は天命にて盧杞の致す所に非ずと云ふ。李泌對ふ天命は天下の人の言ふべきことにて、天子と宰相とは命を言ふべからず。若し命を言はゞ、禮樂刑政用ゆる所なしとあるは誠に確言なり。天下の治亂は天命もあるなれども、人々を盡すときは亂れんとするも治まるべし。天子と宰相は天地を輔相し、萬民を協和する大任なれば、天命に任すべからず。穆王の如き驕奢の君出づれば天下は亂れんとす。宣王の如き勤儉の君起れば天下治まる。同じ周の天下にても、君に因て治亂は分るゝなり。眞宗の如き奢侈の君出れば中國（二九）疲弊す。仁宗の如き恭儉の君出れば天下和平なり。同じ宋の天下にて國勢異なり。下手の打損せし棋、敗勢已に露れたるも、上手の人上手にて打てば、忽に勝着を生ずるが如し。されば人君の賢不賢に因て治亂異なれば、天命とは云

（二八）流亞。亞流といふに同じ同類の意。

（二九）疲弊。つかれよわること。

（二七）勸奬。すゝむること。

記の論事理に通ずるに似たり。

人の善を嫉み人の惡を喜ぶ者は、私意多く器量狭く才智優劣を競ふより起れり。秦誓に若有二一个臣一、斷々兮無二他技一、其心休々焉其如レ有レ容 人之有レ技若二己有一レ之、人之彦聖其心好レ之とあり。器量弘大にて、天下の善は皆我善と思ひ、其人を勸奬するゆゑ、人々心力を盡し、勇者は勇を致し、智者は智を呈す。其功徳一人才力を盡すの類に非ず。秦の穆公如レ此の人を得んと思ふは明主と謂ふべし唐の宰相房玄齡、杜如晦は、大宗を輔佐し泰平を聞きし賢人なり。然るに其傳を見れば、別に大功も無く才略もなし。是其賢宰相たる所なり。此二公は心公正にして度量廣く、人の才略功業は皆我才略功業と思ひ、極力賛成して成就するを要とす。故に人才を擧げ、其器に隨ひ職を任す。されば李靖徐勣の戰功、魏徴王珪馬周の諫爭、蔚遲敬德、秦叔寶、程知節の驍勇、隆德明、孔穎達、虞世南の文學各其才力を致して勳功あるは、即ち房杜の勳功なれば、別に傳中には事業は無き道理なり。東坡書傳に秦誓此人は唐の房杜に似たりと云ふ。秦誓又云ふ人之有レ技娼疾以惡レ之、人之彦聖而違レ之俾レ不レ通、是は小人器量狹少の人にて、己の才に誇

に作らざるや。泰時謹で對ふ、君恩淺からずといへども、是を易へば下を役し民を勞す。舊慣に仍るにしかず。若し泰時天運已に絶えば重屏あるとも滅亡すべし天運未だ去らざれば鰭板大破に及ぶとも懼るゝ所なしといふ。是にて古人の質素なるを知るべし。且つ泰時の天運の去不去を以て興亡を定めしは、呉起の在レ徳不レ在レ險と符合せり。義を重んじ利を輕んじ忠貞の道を盡す卽ち天運を永久にする本なり。泰時の父義時沒せし時、遺領を諸弟に分つに、已れ取る所少く諸弟には多く與へし友愛の厚きは、後漢の薛包と美を比する賢行は、二位の尼も感涙を流せり。賴家の蹴鞠に耽けるを諫め、又父義時の兵を起すを諫めしこと忠孝の心深し。又義時、光宗等泰時を圖らんとせしに、懷を開き誠を推して憤意の氣能く、鎌倉人心（二六）恟然の間に、時氏時盛を六波羅に遣はし、京師を守護せしは忠貞の心尤も深し。執權以來政令を正し、仁政を施し、士民を撫愛せしは、希世の賢人と謂ふべし。泰時平日かく心を用ひしは、天運のたらざる工夫なり。故に餘慶遺烈子孫に及び、倍臣にて天下の權を執る八代に至りしなり。只承久の亂の事は、誠に先儒の議する尤なり。然し當時此人無くば、天下の人民は如何なるべきやと正統

（二六）恟然。さわくさま。

呂師夔と云ふ者迎へ降り、宋の宗室の美女二人を盛飾して獻ず。伯顔怒て我天子の命を受け、師を興し罪を問ふ。いかで女色を以て吾志を移さんとて還されたり

宋の司馬溫公大康府の通判たる時、未だ子無かりしかば、夫人爲に一妾を買ふ。公殊に顧みず。夫人遠慮あるかと疑ひ、或日妾に命じ我他出するを待つて、汝粧して書院に至り公の一顧を冀ふべしと云ふ。妾その言の如くす。公怪みて夫人の他出せるに、汝いかで此に至るやと叱りて速に去らしむ。王荊公、知制誥たる時夫人美妾を買て進む。公見て問ひしかば、妾答へて妾の夫廻米の船を失ひ、家財を賣て償ふに足らず、己むを得ず妾を賣りたり。公哀に思ひ夫人に問ふ、幾何にて買ひしやと。九十萬錢に買ひしと答ふ。公速に其夫を呼んで妾を還し悉く錢を賜ふ。此類は人の爲し難き所なり。

昔公卿の家に築地あり。武士の家の圍は板を用ゆ。是を切懸と云ふ。又鰭板と云ふ。柱を地にほり立てたつるなり。頼朝日本總追捕使たる時、其居邸は鰭板を以て圍む。儉素想ふべし。頼經將軍の時、北條武藏守泰時執權たり。居邸の鰭板破れたるを繕はず。將軍或日泰時に問ふ。居邸の鰭板大破に及べり。何ぞ新に築地

死せり。馬之丞これを見て感泣し、髮を剪て僧となれり。今に馬之丞の子孫赤沼村に在りと。近年風早權中納言實秋卿碑を立て其事を記せり。羽鳥の微なるも夫婦の情厚く、殉死せしは哀なることなり。人は萬物の靈なるに、或は妻の色衰ふるを嫌ひ新婦を迎ふるあり。或は密夫をこしらへ奔るものあり。此鴛鴦には遙に劣れり。先考灌園先生云ふ、此事著聞集に見えたり。又西明寺時頼回國記に、下野國安蘇郡安蘇沼鴛鴦の歌あり。

　日暮るればさそひしものを、あそ沼の菰かくれの獨寢ぞうき。此歌赤沼鴛鴦の歌と同じ。あか沼をあそ沼とかはりしのみなり。能く考ふれば、不佞間にあらでは成るまじ。あそ沼にては歌の情味なし。左あれば奥の赤沼は實證なるべし。

唐の李光顏は一代の名將なり。陣中に在りし時人より美女を贈りしに。光顏は軍中の諸士家室を離れ戰闘艱難の間、我一人美婦を愛し樂むに忍びずと云ふて受けず。宋の岳飛に至ては古今傑出の名將なり。吳玠これと交を結ばんと欲し、美女を飾りて贈りしに、岳飛云ふ、天下大に亂れ主上甚だ憂へり。大將安樂の時ならんやとて受けざりき。元の伯顏も一世の名將なり。南宋を征するとき、兵部尙書

ふ）此の類は皆吾邦よりは忠義の道薄きに似たり。伯夷叔齊に吾邦忠義の風を觀せしめば、扼腕して感歎すべし。然し君雖レ不レ君、臣不レ可ニ以不レ臣、父雖レ不レ父、不レ可ニ以不レ子と言ふ語あれば、晏平仲の言の如くにも非ざれるべし。一概に論じ難し。且つ放伐の事は漢土の風俗、土地の理勢と見えたり。必ずしも此を是とし彼を非とせず、土地風俗人情の宜きに従ふ可きなり。

夫婦は人倫の大綱にて、家の治亂は婦人に由るなり。恩愛を厚うし、禮義を正うし、（二五）偕老に至るべし。奥州田村郡赤沼といふ村あり。昔此の村に馬之丞なる者あり。鷹を放つことを好む。一日郊外に出でしが、一禽を得ずして空しく歸れり。赤沼と云ふ沼に鴛鴦一雙居たり。弓を見て射たりければ、其雄に中る。此夜馬之丞の夢に美婦人枕上に來りて潸然として泣き居たり。怪みて問へば、昨日赤沼に誤なき年頃の夫を殺し玉へる悲に堪へずして來れり。此思により我身も長く此世に在るまじとて、一首歌をそなへて去れり。

日くるればさそひしものを赤沼の、まこも隱れの獨寝ぞうき。馬之丞哀に不思議に思ふ程に、一日を經て簗簸を見れば鴛鴦の雌腹を自ら喙にて突きつらぬきて

（二五）偕老。ともに老いること。

從智伯之請、與之地以驕其主而速其亡也、絺疵之事智伯亦未嘗以國士待之也、而疵能察韓魏之情、以諫智伯、而讓曾無一語開悟主心、袖手旁觀坐觀成敗國士之報、曾若是乎とあり。是を觀れば賈長沙方正學皆豫讓之事は不滿と見えたり。晏平仲は齊の賢大夫なり。崔杼が莊公を弑せし時、晏平仲言ふ、君社稷の爲に死すれば是に死すべし。已の私欲無道にて死すれば、其昵近の士の外は死するに及ばずとて、君の屍を股に枕せしめて哭するのみにて、讐を報ずる心も無く、安閑として齊國に居れり。是君の是非に因て事ふる所同じからざるなり。吾國の風俗にては、從使君無道なれども、其祿を食みたる者、危難に臨んで死を致さゞらんや。近く一條を擧げて論ぜば、北條高時の無道なるは莊公に過ぐべし。然るに義貞鎌倉を攻め亡ぼす時、安東聖秀、長崎高重、攝津道準、長崎圓喜の徒、勇を奮ひ力戰し、高時と共に死する者六千八百餘人なり。忠義の盛なる感稱に堪へず。晏平仲の君を視る、秦人越人の肥瘠を視る如きに比すれば、大に勝ると謂ふべし。衞の蘧伯玉の孫文子が獻公を逐はんとする時、禍を避け亟に近關より出奔せしも疑ふべし。（經世鈔に是は記錄者の誤にて實事に非ずと云

（二三）放伐。無道の君を放逐し又征伐すること。

（二四）塗炭にす。くるしめること

湯武の（二三）放伐より、今の韃靼に至るまで、幾姓幾代を易ふるに至る。是れ土地の然らしむる所なり。是に因て天下は一人の天下に非ず。天下の人の天下なり。帝王も天下の義主と稱し、其職を治めず人民を（二四）塗炭にすれば、聖人天に順ひ人に應じ放伐のこと起るなり。是は聖人の已むを得ざる所より出づ。然るに後世は、君恩の厚薄に因て臣下の事ふる厚薄を生じ、主君の是非に依て臣下の事ふるに輕重あるは湯武の本意に非ざるに似たり。後世忠臣と稱する晉の豫讓の云ふ范中行氏は衆人を以て遇するゆゑ、衆人を以て報ず。知伯は國士を以て遇するゆゑ、國士を以て報ず。是君恩の厚薄に因て事ふるに厚薄を生ずるなり。我國の風俗にては主人無道に遇せらるゝも、忠義を盡すを以て道とするなり。近く一條を擧げて論ぜば、武田勝頼の臣小宮山内膳は、忠直を付て勝頼を諫め、却て讒言の爲に黜けられ、流落する久し。君臣の義已に絶えたり。然るに勝頼危難に迫り天目山に赴くと聞き、いそぎ田野に至り赦免を請うて遂に戰死せし忠烈は、豫讓に過ぎたる萬々なり。（賈誼曰、豫讓反レ君事レ讐行若ニ狗彘一方正學豫讓論曰、段規之事ニ韓康一、任章之事ニ魏獻一、未レ聞下以ニ國士一待上之也、而規也章也、力勸ニ其主一

（二二）禪讓。天子の位をゆづること

れて自殺せず、北條氏滅後他へ仕へしは不忠不孝と云ふべし。後漢の趙苞五代の烏震は、其母を敵に囚れたる時、暫く降つて母を救ふといへども、國家の存亡にあつからず、輕重を量り義を以て行ふべきに。其親を顧みず捨殺にせしは、大不孝にして又忠に非ず。能く時宜を量り義に從へば、忠孝兩全なるべし。

宋の太宗の時吾邦より奝然と云ふ僧入唐し、太宗に謁見せし時、日本の事を問はれしかば、吾邦は上古より今に至るまで百代一姓と對ふ。太宗太に感歎して、我國は僅五十年の間、梁唐晉漢周と五代姓を易へ、天下の大亂極りしに、日本は尊き國と稱せり。舜水先生水戸に聘せられし時、水戸家中の僅一僕を使ふ者にても、其僕の主人に對し禮義の厚きを見て日本は君臣の禮義正しき風俗なり。我國もし如此忠義の風俗あらば、夷狄には奪はれまじき者をと嗟嘆せり。（清の梁王縄日本碎語に五倫中惟君臣之義最嚴其餘蔑如也と云ふは長崎の風俗のみにて吾邦の風俗を盡さゞる丈なれども君臣之正しきは稱美せり）、吾邦君臣禮義の正しき、萬國に秀でたる知るべし。漢土は疆域廣大にて、政敎達し難く騷亂起り易く。又戎狄と土壤相接し外寇入り易し。故に太古より帝王代々姓を易へて堯舜の（二二）禪讓、

兩全一と言ふて二つに分けたるは誤なるべし。親の側に終身侍養する願ならば、仕官はせざるべし。既に君に事ふる後は、忠義を致し死生患難は顧みざるべし。父母の心にても我子忠臣たらば、いかで喜ばざらんや。孝は父母の心を悦ばしむるを第一とす。是れ忠孝兩全ならずや。左傳に楚の令尹子南罪あるに因て、楚王これを誅せんとす。子南の子弃疾は王の御士たり。王子南を誅せし時、其屍を請うて葬り、遂に縊れて死す。唐の李懷光謀叛せんとす。其子李璀諫言すれども用ひず。李璀其事を書し天子に奏し自殺す。其父も誅に行はれたり。此類は忠孝不二兩全一に似たれども、其父謀叛するは不忠の人なり。其子の諫に從ふならば安全なるに、自ら禍を招きしなり。其子の父を諫るは孝なり。天子に奏せしは忠なり。是も忠孝兩全と謂ふべし。五代史唐の莊宗の臣李從璟は明宗の子なり。明宗兵を起せし時、從璟は父に從はず君に從つて死す。歐陽公云ふ、忠孝以レ私則兩害、以レ義則兩得。璟從之於二莊宗一知レ所レ從而得二其死一と稱美せり。北條氏の臣松田尾張守謀叛す。其子英春密に主人へ訴へ、父の助命を請ひしが叶はずして其父誅せられたり。叛逆は天下の大罪にて、許し難き者の助命を請ふは愚なり。又父誅せら

り、母に事ふるは孝道を盡さん爲めなり。然るに母の心安からざる樣にては反て不孝に陷るなりと（二〇）開悟し、是れより孝愛和順の道を致し事へしかば、母子の間甚だ睦じかりき。禮記の父母に事ふる禮に、下氣怡聲とあり。又柔色以溫之とあり。又孝子之有深愛者必有和氣、有和氣者必有愉色、有愉色者必有婉容、儼威儼恪非所以事親也とあれば、親子の間は恩愛を主とし、大害なきことは（二一）曲從すべし。尹和靖の母の爲めに佛經を誦せしことを譏る人もあれども、己の佛を信ずるに非ず、母の心を悅ばしめん爲めなれば、深く議するに及ばざるに似たり。

人倫五有りて父子君臣の道より重きはなし。君父に輕重はあらざれども、君の爲めには父母を顧み難きことあり。因て忠孝不兩全と云ふ。愚案ずるには、忠孝は本一理なれば兩全なるべし。且つ孝道包む所甚だ廣し。曾子曰、居處不莊非孝也、事君不忠非孝也、莅官不敬非孝也、朋友不信非孝也、戰陣無勇非孝也。されば孝は仁と德を同うし、天下の道を兼ぬる者なり。戰陣にて死するは忠なり。卽ち孝なり。是れ忠孝兩全ならずや。晉の周處戰に赴きし時、忠孝不

（二〇）開悟。さとりをひらくこと。

（二一）曲從。まげてしたがふこと。

心に叶はざること有りても、寛恕して倫理の重きを全うすべし。然るに父子、兄弟、夫婦、姑婦の間心に叶はざることあれば、互に相責めて家の治まらざるは、只愛憎好惡の俗情に引れ、道理を外にする故なり。父慈、姑順、兄友にして和睦するは、誰も能く爲すことにて珍しからず。無理なる父兄舅姑に能く事ふるゆゑ孝子、悌弟、良婦と云ふなり。父兄無理なりとて互に短長を爭うては、人倫も五常も入らぬ者なり。宋の仁宗と母后と少々不和の事あり。仁宗怒り韓魏公に語りしかば。魏公云ふ古の舜は心惡き父母に孝を盡せしゆゑ、萬世まで孝子と稱せらるなり。舜のみ孝子にて天下の人は皆不孝にも有るまじ。父母慈愛の人なれば其孝は知れざるなり。不慈の父母に能く誠を盡し事ふるこそ孝道なりと。仁宗感悟し母子の間睦じかりき。

一儒生堂に禮義を守り、能く母に事へしが、若し母の心に叶はざることもあらんと思ひ、他出と稱し密に牀下に匿れ伺ひしに、母の聲にて下婢を呼び、今日倅は遠方に他出なれば、歸宅は遲かるべし。倅の餘り禮義正しく堅苦しきには我は心安からず。今日は茶を煮て緩々樂むべしと云へり。儒生大に驚き我平生禮義を守

士なり。宦官を誅せんとするに、機事を漏せしゆゑ反て禍を受けたり。明智光秀は弑逆の大罪人なれども、本能寺の事は（一八）心腹三四人の外は知る者なし。軍を出し中途にて、敵は本能寺に在りと號令して、軍兵始めて其事を知れり。此時豐臣太閤は、中國に在り毛利家と對陣す。本能寺の變を聞くといへども、神色自若として驚かず。諸將にも告げず、毛利家より安國寺長老を以て和議を請ひ來りしに、始めて其事を告げ、和議二事を決せしむ。是は格別度量の豁大なる英雄ゆゑ、能く蓄藏し漏さず、又大變に當つて驚かざるなり。

荊州の劉表後妻の讒を用ひ、嫡子劉琦を惡み、次男劉琮に國を傳へんとす。劉琦憂ひて孔明に謀る。孔明云ふ申生は内に在つて危く、重耳は外に在つて安し。劉琦これに由つて江陵に別居す。蔡虚齋は孔明の父子を別居せしは、聖人至善の道に非ずと議すれども、人の才德各分量あり。舜の如きは別居に至らず。劉琦の德は聖人の地に至らざる者なれば、强いて同居せしめば、必ず害に遇ふて、劉表は子を殺すの名を受くるなり。孔明其（一九）時宜を考へ才德を量り、父子の恩を全うせしは孔明の才智なり。人は堯舜に非ず。誰か能く善を盡さん、一家内互に

（一八）心腹。むねとはらにて尤も信賴するに足るものをいふ。

（一九）時宜。その時のよろしきに叶ふこと。

（一七）歸屬。つきしたがふこと。

の盛を極めたり。此時桓公驕慢の氣露れしかば、諸侯叛くもの九ヶ國なり。魏の曹操天子を擁し袁紹を亡し、荊州に入り劉琮を降し、其勢强大なりし時、蜀の劉璋より張松を使として（一七）歸屬せんと思ひしに、曹操驕慢の心生じ、張松を無禮にせしかば、張松怒り主人を勸め劉玄德を迎へたり。是に因て三分の勢成れり。長尾輝虎は上杉管領の職を受け、關東に入りし時、其勢强大にして八州の諸侯皆歸從す。然るに鎌倉八幡の祠にて、成田下總守拜伏せし頭高なりとて、扇を以て打ちしかば、諸侯忽ち叛きたり。輝虎は智勇絕倫、古今無雙の名將なり。若し此時心を降し諸侯を撫愛せば、必ず鹿を中原に爭ふべし。惜しき機會を失ひしなり。古の英雄すら驕慢の心あれば諸侯を失ふ。況や今の人をや。

戰國策に逸詩を引いて、行㆓百里㆒者半㆓於九十㆒とあり。凡そ物事は成る樣にても成り難きものなり。油斷すべからず。且つ妄に人に語るべからず。事の成は吾精神の氣の爲す所なり。秋冬の間天地の氣收藏して外へ漏れざるゆゑ、春に至り萬物發生す。若し漏洩すれば、氣堅からずして發生の功薄し。人も妄に漏すときは氣薄うして成就する難し。易に機事不㆑密則害成るとあり。後漢の竇武陳蕃忠義の

（一三）霄壤。天地のへだゝりをいふ

（一四）翰林。翰林院といへる役所。

（一五）忠鯁。まごゝろありて剛直なること。直亮。なほくたゞしくあきらかなること。

（一六）驕慢。おごりたかぶること。

是大なる誤解なれども、其用ひ方より政事の資となれり。況や佛道は義理高妙なる者ゆゑ、重盛正成は其說を善く用ひ、虛を實にし人倫を離るゝ道にて、人倫を治むる功夫とせしなり。梁の武帝の如き佞佛とは（一三）霄壤の別あり。一概に誹謗すべからず。若し此諸公福田利益の說を信じ、極樂淨土に生れたきなんど、證據もなき空言を信ずる人には非ざるべし。此諸公聖人の道を深く學び玉ふならば其功德は更に廣大なるべし。惜いかな漢土にても白樂天、楊大年、蘇東坡は皆佛法信仰なり。是も重盛諸公と同じく、其善き所を取ると見えたり。樂天の（一四）翰林に在つて天子を諫爭せしこと、州郡の大守となり、能く民を治めしこと、楊大年、蘇東坡皆（一五）忠硬直亮の名臣あり。其佛法を信ずるは、倫理を離れ圓頂麻衣、座禪、觀望を信ずるに非ず。一概に誹議すべからず。世の學者孔子の道を學ぶと云へども、章句詞藝にのみ局促し、身心の功夫なき輩は、釋迦達磨には大に笑はるべし。

人は小成に安じ（一六）驕慢の心を生すべからず。身分不相應の願は益なし。又驕慢の心起る時は、事業は成り難し。齊の桓公天下の諸侯を葵丘に會せしは、霸業

を用ひ損じ鉛も同樣にするあり。

吾邦にて賢人忠臣名將と稱する平重盛、楠正成諸公の佛法信仰せしを（一一）誹議する者あれども、是は聖學昌明ならざる世に出しゆゑ自然と佛に入りたるなり。佛道に死生を解脫し妄念を消除する工夫あり。凡そ士たる者種々の忘念有りては私慾に惑ひ忠孝を行ふ能はず。死生を解脫せざれば、性命を惜みて敵を破るあたはず。佛道は空を貴んで倫理綱常は離れたる者なれども、重盛正成諸公は、其說に因て死生を忘れ、私慾を去り、忠孝を盡す。是能く佛說を活用して我實用にせしなり。滄浪童子の歌も、孔子の耳に入れば、人を導く善敎となり。陽虎の如き惡人の語も、孟子の說に入れば、國を治むる要言となれり。總て其人の用ひ方にて瓦礫も光明を放つなり。昔楚の大夫より燕の君へ書を奉らんとて、夜中筆を執りしに、燭明かならざれば、燭を持する者に燭を明かにせよと言はんと思ふて、遂に燭の字を書したり。燕の君其書を見て燭の字に至り通難じきゆゑ、深く考ふるに燭は明かなるものなれば、國を治むるに明を以てすべしと云ふ（一二）隱語と思ひ、是れより賞罰を正うし賢才を上げ、下情を通ぜしかば、燕國大に治まれり。

（一一）誹議。わるくいふこと。

（一二）隱語。意味をあらはに示さずかくしふくめた語

（七）胸襟豁大。むねのひろいこと。

（八）異端邪説。聖人の教にたがふ教よこしまな説。

（九）嚴毅方正。たけくたゞしきをいふ。

（十）修省。たゞさめかへりみる。

愚婦の言も亦取るべし。かくの如く（七）胸襟豁大古今を包括する勢にて、志の高大とも云ふべし。朱舜水云ふ、學問之道如レ治レ裘、選ニ其粹然者一而取レ之、若曰ニ吾某氏學吾某氏學一、則非ニ所レ謂博學審問之道一也、此語通會の論と謂ふべし。今の學者は門を別ち戸を分ち、各其識見を守り、朱子學と云へば、陸王の學は（八）異端邪説と號し、其善なる所を概棄す。漢學と云はゞ、程朱の學を老佛の如くに排斥するは、各其學を主張せんと思ふより起り、天下に幾許もなき儒者の中にて、門戸の見を爭ひ、仇讐の如く思ふは、公平の道に非ざるに似たり。朱子は（九）嚴毅方正の人にて、陸象山と太極の辨、鵝湖の論は合はざれども、象山を白鹿洞に招き、門人を集め講義を聽き、又象山に請ふて講義を文に綴りしは、人の善を取る公平の道なり。象山も其門人朱子を議する者ある時、大に辨責せしこと文集に見えたり。されば學問の道は博く善を取るべし。然し實學に志篤き人の爲に云ふなり。志篤き人は人の善を取りて我善と成し活用するあり。故に申韓老佛の言にても、愚夫愚婦の言も、其善なる處皆我（十）修省の資となるあり。上手の冶工は銅中より金を取るが如し。聖賢の言にても、活用なき者は下手の冶工精金

古今の確言李先の語と符合して尊きことなり。李先は儒生なればさもあるべし。今は幼年にて此處を發明し玉ふは(一)聰明絶倫と謂ふべし。後賢明の主と成り、大國を治め政事甚だ美なり。學問は人主の先務なること知るべし。然るに人君學問通明なれば、小人は迷惑するゆゑ、多くは勸めざる者あり。唐の仇士良と云ふ(二)姦邪の臣、臨終の時子孫を聚めて、人君は閑暇ならしむべからず。常に(三)奢靡を以て耳目を娯し、酒色に溺れしめば吾輩志を得べし。決して書を讀み儒生を近かしむべからず。人君治亂興廢の迹を見て(四)憂懼を知れば、吾輩は退けらるべしと云ふ。小人の姦計畏るべし。

道は天下の公道なり。學は天下の公學なり。孔子孟子の得て私する所に非ず。博く天下の善を取るべし。書經に德無二常師一、主レ善爲レ師とあれば、善の有る所は皆吾師なり。舜は大聖なり。猶(五)邇言を察せり。孔子は大聖なり。三人行必有二吾師一と云ふ。然れば學は一家を(六)墨守するに及ばず、道の存するは皆學と思ふべし。程朱の諸賢は勿論なり。陸象山、王陽明諸公の言も、其善なるは皆從ふべし。漢唐諸儒の說も取るべし。老莊申韓佛氏の言も、善なるは皆取るべし。愚夫

(一)聰明絶倫。物事さとく道理に明かなることならびなしとの意。
(二)姦邪。よこしまなこと。
(三)奢靡。おごり
(四)憂懼。うれひおそるゝこと。
(五)邇言。卑近の言。
(六)墨守。固くまもること。

(ひ)曠覽。ひろく見ること。

(も)刻苦。くるしみ。

(せ)社稷。國家。

(す)備前芳烈公。池田光政。

神智を益すべしと。古人稱して名言とす。五代唐の明宗も亦云ふ、吾儒生の經義を講ずるを聞くたに喜ぶ、大に人の智思を開益すと、書は聖賢の言行を載する所なれば、自然と人の智識を開廣し、道義講明し、其益ある勿論なり。上下數千年の治亂興廢を通觀し、縱横數萬里の邦國風土を(ひ)曠覽し、心志を養ひ精神を長す其樂又言ふべからず。歐陽修の詩に至哉天下樂、終日在㆓几案㆒と云ふ、吉田兼好の燈下に古人を友とすと云ふ此意なるべし。然るに初學の子弟は其樂の深きは知り難きゆゑ、中途にて廢するなり。數年の(も)刻苦に忍耐する能はず、終身の樂を失ふ惜むべきに非ずや。殊に人君は(せ)社稷生民の大任あることなれば、格別に學問は勤め玉ふべし。才智ありても學問なき人は、小事に明かにして大道に暗く、能く國を治むるは難かるべし。(す)備前の芳烈公十四歲の時、一夜五更に至るまで枕に就き玉はず、翌日侍官の其故を問ひ奉りしに、別の事に非ず、我大國を領し、既に十四歲に及べども、如何して治むべしと云ふ事を知らず。樣々と工夫すれども、國を治むるの良法見え難し。とかく學問して智を開くに非ざればあたはずと云ふを漸く考付き　夫より心落付きて寢に就きたりとのたまひしは、

るは一身の脩まらざるより起る。一身の脩まらざるは一心の正しからざるに在り外に出で公朝の上に愼むとも、內に入り妻子の間に怠るは、外見を飾脩むるのみにて、實學とは謂ふべからず。尤も妻子婢僕の意に叶はざることある時、怒り甚しく度に過ぐれば大に道に乖く。人の不善を責めて已れ又不善に入る。怒は逆德にて大賢に非ざるよりは是非を辨ぜざるに至り易し。吾心を靜め血氣に動かさる樣に鎭定し、或は一二日を經て發すべし。急に發する時は、五分の怒は七分になり七分の怒は十分に至る。(し)中庸を失ひ害を生ずる多し。顏子の怒を遷さずと云ふも只、室に怒り市に色あると云ふ如く、罪なき者に遷すのみに非ず。其節を過すも遷すと謂ふべし。易に忿を懲すとあり。論語に一朝之忿其身を忘れ以て其親に及ぶとあり。家內のみならず世人と接するに、怒は尤も愼むべし。劉寬の(ゑ)熱羹に驚かず、牛弘の射牛を問はず、韓魏公の燃鬚に神色を變せず、呂東萊の躬自ら厚うして、薄く人を責むの章を讀み、卞急の氣質を變ずるの類、皆後人の模範とすべし。

北魏の道武帝問ふ、何者か最も善く人の神智を益すべきや、李先云ふ唯書を讀む

(し)中庸。過不及なきところをいふ

(ゑ)執羹。あつきあつもの。

(め)謙恭。へりくだりつゝしむこと

(み)主宰。あるじ

に刀を置かざりき。平松少も怒らず(め)謙恭を守れり。長久手の戰に森武藏守、三千の精兵黑雲の捲來る勢にて攻掛る。鬼武藏の勇にや畏れけん、諸士踏みこみ槍を入るゝ者なし。唯平松一人奮然として進み、一番槍を合せ大功を顯はせり。此の後平松諸士に向ひ、我は喧嘩に甚だ臆病なれども戰場にては大剛の士なり。諸士其心得にて交るべしと云はれしは感稱に堪へず。士は平生吾身を守り忠義を盡さんと思ひ、必ず喧嘩口論にて身を失ふべからず。金時の臆病稽古せよと云ふ意味誠に深し。

我心に一身の(み)主宰萬事の根本なり心を執り定めざれば家に主人の無き如く、私慾蜂起して思はざる不善の事を爲すに至る。心の存せざるは戒愼の意薄く我儘より起る。高貴の人の前にては、坐を正し衣を整へ、敬心深きゆゑ過少し。家內妻子の間にては、誰畏るべき者なく、心に油斷あるゆゑ、自然と我儘になり、言語動作無理なる事多く生ずるなり。書經に丹朱の不善なる行を擧げ、丹朱の傲惟れ慢遊是れ好むと云ふ。傲は即ち我儘のことあり。平日家內妻子の間に居り天命を畏れ一物を失ふ亂之端と自ら戒め、非道の事あるまじきなり。一家の治まらざ

人無禮なることありても、敢て怒り取合はず、如此身を大切に守るは、吾身は君へ奉りし者にして、我自由にならざるゆゑ、君の用に立つべき爲めなり。且つ愼無き者は油斷多く、人その透間に乘ずることあれども、如レ此堅固に身を守るゆゑ、(ゆ)金城湯池の如く攻め入る所なし。一旦君の爲に勇を發する時は、其忠誠純一の氣金石を貫き鐵壁を摧くべし。是を眞の勇士と稱するなり。血氣の勇を好み、爭鬪を喜ぶものは、下郎の勇にして犬死にすることあるべし。但士のみに非ず、古の名將は愼深く臆病なる者なり。梁の韋叡北魏と戰ふ時、堰を築き水を引き、堅固に陣を構へて容易に合戰せず。或人餘り臆病なりと笑ひしかば、韋叡大將たる者、專ら勇を振ふべからず、臆病の時もあるべしと。長篠の戰に織田信長三重に柵を構へ鐵砲を並べ、甲州の猛士を打殺せしは、臆病のやうなれども兵略に通じ愼深しと謂ふべし。此時甲州の馬場信房、山縣昌景等は、敵新に來り其勢鋭し、戰はずして避くるにしかずと諫めしに長坂調閑、跡部勝資云ふ、一戰して兩敵に勝つは今日に在り、臆病なる計を聽くべからず。勝賴其言を用ひ、血氣の勇を奮ひしかば大に敗北せり。平松金次郎は平日臆病なりと人侮り笑ひ、一所

(ゆ)金城湯池。けんごな城池をいふ

(さ)輻湊。あつまること。

(き)容忍。ゆるししのぶこと。

彦章は、豹死して皮を留め人死して名を留むと云ふ。豪傑の士の志を立つる思ふべし。泰平の時は酒色貨財を嗜む。種種の私欲は我敵と思ひ、志氣を勇猛にして打破り、身心を堅固に守るべし。私欲は吾身を害する大賊なり。是を破るは其功甲首を取るより大なるべし。朱子の克己の工夫を論して云ふ、項羽の章邯と鉅鹿に戰ひし時、舟を沈め釜を破り、三日の糧を持ち必死となりて戰ふ如くすべしと。王陽明の語に山中の賊を破るは易く、心中の賊を破るは難しと。誠に心中私欲の敵を破るは、泰平の時戰場にて天地君父への大忠孝なるべし。

江府は大都會にて、五萬の士民(さ)輻湊の地なれば、途中にて無禮を行ふ者もあるべし。然るに其無禮を責めて口論となり、遂に殺傷に及ぶは大なる痴漢なり。尤も格外に無禮甚しく、士道の疵になるは(き)容忍しがたきこともあれども、大體は宥免すべし。昔し或人坂田の金時に勇士に成るべき工夫を問ひしに臆病稽古せよと敎へたる事、星野葛山の武學拾粹に見えたり。是は深き意味あることにて凡そ勇士と云ふは愼み深き者にて、能く事理の輕重を辨し、危き所に近よらず、人立多所に行かず、堪忍を第一として喧嘩口論をなさず、人に對し無禮を行はず

十餘の老婆の語りしには、世には馬と云ふ獸ありと聞けり。我生前に一度馬を見て死にたしと。赤松呆れて老婆の如き馬を見るあたはざる孤島に一生を送り、何の樂みあらんやと大に笑ひしが、老婆云ふ左に非ず。此島に住めば相應に樂あり世界の繁華には却て勝れり。我隣家に若き娘あり、容色甚だ麗し。秋田の富商妻にせんとて携へて秋田に至りしに一兩月居りしが城下の繁華に堪へ兼ね再び往かず。世界は餘り騒し、此島の靜なるこそ善しと云へり。此事は仙臺の大谷士由のの花徑樵話に載す。是にて住めば都にて、孤島の内にも久しく習熟すれば樂あり況や仁義は天下の安宅大路なれば、漸く習熟に至るときは、花の都よりも樂深からん。易に損は先に難うして後に易しとあり。忿を懲し慾を窒ぐは、損の卦の工夫なり。是も先には難く後には易きに至ると云ふ意なり。

凡そ士たる者は、戰場に臨み忠義の爲に死するを本意とす。安逸に耽り酒色財貨に心を溺すは小人の事なり。泰平の時に在ても戰場の心持にて、物事に油斷すべからず。孔子の語に、志士は(あ)溝壑に在るを忘れず、勇士は其の元を喪ふを忘れずとあり。後漢の馬援は我身を馬革に裹み、郊野に棄てられんと云ふ。梁の王

(あ)溝壑。みぞとたに。危險な場所

（こ）斤兩。はかり
（え）垢穢。あかづきけがれること。
（て）懈怠。おこたり。

となかるべし。然れども蜀の後主に奉る書を見れば、一向聲色貨利に心を置かず、忠義に力を盡せし也。古人も今人も人情に異なるはなかるべし。然るに道義ほど樂しきはなしと云ふは定て僞なるべしと云ふものあり。是は老子に下士道を聞き之を笑ふとは此事なり。二三歳の小兒に小判と煎餅とを並べて何れを取ると云はゞ、小兒は煎餅を取るべし。義と利と並べたらんには、小人は義を捨て利を取る小兒の見識と同じきなり。我輩書を讀み、義利の辨内外輕重の分は少しは知りたる樣なれども、其味の深き處會得せざる故隣の寶を數ふる如く、我物に成り難くやゝもすれば聲色貨利の念起り、外物の（こ）斤兩は重く、道義の斤兩は輕くなるなり。生れてより物欲に習慣し、いつとなく其癖つき心の明德（え）垢穢して道義を行ふは太行蜀道の險を行く如く、甚だ艱難に思ふなり。誠に志を立て（て）懈怠なく行ふときは、始は難かるべし。後には漸く習熟して道義ほど樂しきはなしと思ふべし。是道義に習れて不善の事は不得手になるなり。鄙き所にも久く住めば都となる。出羽の海上に飛島と云ふ島あり。人民住居し漁獵を業とす。秋田より四十里餘あり。此島へ仙臺の眼科赤松休亭と云ふ人渡りしことあり。逗留の内八

(ま)森嚴。きびしきさま。
(け)退懦。よわくて氣のひけるにいふ。
(ふ)强毅。つよくたけきこと。

大將軍中に在り、法令(ま)森嚴旗幟精明一毫の怠氣無ければ、士卒皆畏愼して(け)退懦の氣なし。大將惰弱なれば士卒法令を犯す者多かるべし。志は一身の大將にて耳目に鼻は皆士卒なり。志誠に立つ時は耳目口鼻種々の私欲は退聽するなり。論語に食飽を求むる無く、居安を求むる無しの古註に、志在る有て及ぶに暇まあらざる也と云ふは意味深し。道義に志專一なれば、衣食居住の區々の欲に及ぶ暇は無かるべし。朱子も此言を集註に用ひたり。孟子の其大者を立つ、其小者奪ふ能はずと云ふ此の意なり。且つ志す所は十年二十年を論ぜず一息存する間は此の志懈るべからず。斃れて後已むと思ふべし。朱子は同安簿たる時、下郷僧寺に在りて、論語子夏之門人小子の章を思量し、徹夜眠らず杜鵑之聲を聞くとあり。其の志の(ふ)强毅想ふべし。臨終の前に大學誠意の章の註を改む。其志の高遠想ふべし。朱子の萬一にも及ばざる者怠惰して奮勵せざれば小成にも至り難かるべし。

天下の樂道義に過ぎたるはなし。孔顏は勿論なり。後漢東平王も善を爲す最も樂しと云ふ。諸葛孔明も宰相の職に在て、天下の人欲に於ては何事にても得ざるこ

(う)庸儒。凡庸の儒者。

(ゐ)悱。言はんと欲して言ふ能はざるをいふ。

(の)豁然開悟。ひろびろと悟かひらけること。

(お)端緒。いとぐち。

(く)提撕。ひつさぐること。

(や)起頭。はじめ

くるといへども長進は成し難し。況や(う)庸儒の教化すべき所に非ず。若し一旦奮然として志を立つる時は、精神堅凝にして學問の進む春湖の湧くが如し。されば學問も阿堵の中に在りと謂ふべし。孔子の憤せざるは啓せず、(ゐ)悱せざるは發せず。一隅を擧げ三隅を以て反せざれば則ち復せざる也と云ふ意なり。我志篤く義理に於て通ぜざるあれば、悱悱憤憤として通ぜんを求むる、盲者の視を忘れず、聾者の聽を忘れざる如くならば、一言の下に(の)豁然開悟するあるべし。邵康節の穆伯長に從ひ、經義の疑難を質するに、穆伯長其(お)端緒を開けば、康節云ふ其の後の意味は考へて見るべしとて、其端緒に就き推究して、精深を盡せしことは誠に學者の標準なり。學の成る成らざる志の有無に由る。朝夕(く)提撕して志を立つる、是學者第一(や)起頭の工夫なり。

朱子の萬事成らざる須らく吾が志をせむべしと云ふは確信なり。志は萬事の基本なり。志立つ時は精神純一にして天地を動かし、鬼神を感じ金石を貫くべし。朱子の陽氣發する處金石亦透る精神一たび到る何事か成らざらんと云ふは尤も名言なり。

なれば、朝夕心力を盡し道義を守り、孝悌忠信の道を講究し、古の賢人君子と肩を比するならば、身死しても名は後世を照すべし。是を眞の孝と稱すべし。曾子は孔門中の孝子なり。其言に三たび吾身を省るとあり。吾身二字甚重し。玩味すべしと、陸稼書の松陽講義に能く辨せり。凡そ人心の同じからざるは其面の如き者にて、人間一生五十年なれば、人欲を極め歡樂を盡すがよしと云ふ人あり。人間一生五十年なれば、朝夕道義を講究し、早く古人の域に入り、誠の人に成りて死すべしまだ道を聞かずして死すれば、醉生夢死して草木と同じく、泯滅すると云ふ者あり。知らず世の君子何れを取りや否や。

昔し顧長康人物を畫き、容易に瞳子を點せず。人その故を問へば精神は阿堵の中に在りと云ふ。阿堵は俗語にて此の處と云ふが如し。瞳子を指すなり。人物を畫き眉目手足衣冠は備はりても、瞳子を點ぜざれば、全體死して精神なし。忽ち瞳子を點ずれば、精神發起して活動の勢を生ず。學者も是と同じ。志の立たざる者は學業に精神なく、(ら)茫々蕩々として醉人の如く、右を扶れば左に倒れ、左を扶れば右に倒れ、左右を扶れば前後に顚覆す。孔孟の門に入り、(む)耳提面命を受

(ら)茫々蕩々。ぼんやりしたさま。
(む)耳提面命。深く敎を受くること。

呂榮公の無好人三字は、有德者の言に非ずと云ふは、忠厚の言と謂ふべし。人は慾心を免れ難き者なれども、忠臣、孝子、貞女、烈婦に至ては、慾に引れず天地の正道を守りし者。古史に多く見えたり。今の世にても同じく天地の間に生れし人なり。忠臣、孝子、貞女、烈婦なしと謂ふべからず。忠孝の理は人の固有する性なれば、學ばずといへども、天質の美なる者は、能く行ふに至るべし。聖人は天下後世の人を待つに、善人君子を以て望み、敎を立て人を化導するなり。然るに己より極めを付けて、欲の世界に生れたる者、いかで忠臣孝子に成るを得んや善人君子に至るべしやと、誰も禦ぎ止る者なきに、(れ)自棄自暴するは、吾身を侮り輕んずるの甚きなり。我は桑間より生れたる身にても、天地の恩は報ずべきなり。況や吾身は先祖の血統を嗣ぎ、父母の遺體なる尊き身なるを、慾の世界なりとて、道義を守らざるは、先祖父母を侮り、天地日月を輕ずるなり。佛說にては此身死しても再生すと云へども、未だ我は前世にては何の誰某なり、來世にては何の誰某と云ふ確定したる證據なし。(な)空誕の說と謂ふべし。されば往古千萬年、來世千萬年の間吾身は只一身なり。其性命も六七十年の短き輕塵浮漚の身

(れ)自棄自暴。自ら自分を見くびりすてゝやけになること。

(な)空誕。實のなきそらごと。

にても(つ)大厦の造營は逆柱と云ふことありて、故に柱を倒に立つるは盛滿を恐るゝ意を寓すと聞けり。左傳に齊の桓公の諸侯を貫に會するの下に、貂、師を多魚に漏らすと云ふ一句を置けり。桓公の貫にて會するは、盛滿を極めたる時なるに寺人貂の師旅の密謀に多魚にて漏せしは、齊の亂本たる一句を置きしは盛衰の理に通ぜし妙文と謂ふべし。且つ世の人財貨に富み、官祿に進みたるを幸福と謂ふを知り、父母兄弟夫婦の間和合して、天倫の樂ある第一の幸福なるを知らず。

昔一農夫あり。山上に在る仙人の廟に日參する久し。一日仙人出現して汝農夫誠敬を盡し日參する志感ずべし。汝願ふ所何事にても叶ひ遣はすべしと云ふ。農夫拜伏し小民非分の願あるに非ず。只妻は賢子は良にして、財貨も亦困窮に至らざる、是小民の願なりと云へば、仙人色を變じ大に驚き、千金の富を成し萬戸の祿を得んを望むならば我よく叶ふべし。然るに妻賢子良にして、財貨も乏しからずと云ふ、是上清仙人といへども得難き所なり。汝小民いかで非分の願を爲すやと云はれき。是にて一家和睦し、天倫の樂は富貴の及ぶ所に非ず。上清仙人といへども得難きことにて、人生一大の幸福なるべし。

(つ)大厦。大きな家。

予が先考灌園先生世に在る時、一首の歌を書して賜ふ『十分に出來ぬは浮世六七分八九分は猶ほ望み足りぬる』其言卑近にして意味深し。凡そ人欲は限なし。大概にて止むべし。老子云ふ、足るを知れば辱められず止るを知れば殆からず。足ると思へば足らざるも足ると思ひ、足らぬと思へば足るも猶非望の願を生ず。吾心の持様にていか様にも成る者なり。荀子に心を以て物の役と爲すとあり。陶淵明は形を以て心の役と爲すと云ふ。外物の爲に心を勞し、形體の爲に心を役するは無益の事ならずや。富貴を慕はず、貧賤に安んずれば、胸中(れ)洒落にして南面王の樂にも勝るべし。莊子に平を福と爲すとあり。善事もなきにしかず。禍無きより福なるは莫し。易の占辭に吉凶悔吝あり。吉は一にして、凶悔吝は三つなり吉の得難きは天地自然の道なり。今日無事にして聖人の書を讀み、道義の一端を(そ)曉會するは人生の淸福と謂ふべし。且十分に足るは甚だ畏るべし。日中すれば昃き、月盈つれば虧く。人盛なれば衰ふは陰陽消息自然の道なり。盛滿の事は聖人の愼む所なり。居宅落成の時は故に三瓦を缺きて、置かざること史記龜策傳に見えたり。又說苑に衣成れば則ち衽を缺き、宮成れば則ち隅を缺くとあり。吾邦

(れ)洒落。さつぱりして居ること。

(そ)曉會。さとりゑとくすること。

（よ）稱譽。ほめること。

（た）蔬食布衣。そまつな衣食。

り奢侈を制し生產を治め人に慈惠を施すを願ふべし。但し財を積まんとすれば吝嗇に陥るは戒むべし。凡そ貧は奢侈より起る。奢侈の本は衣食住也。寒松堂雜著に數椽を以て風雨を蔽ふ可く必ずしも廣廈大庭ならざる也。繩床以て夢魂を安ずべく、必ずしも花梨螺鈿ならざる也。竹椅以て賓客を延くべく、必ずしも理石金漆ならざる也。五簋以て間濶を敍す可く、必ずしも盛席優觴ならざる也。一分の奢侈を去る便ち一分の罪禍少し。一分の經營を省く、便ち一分の道義多しと云ふは古今の名言なり。世の人衣食住を華美に飾るは、人に（よ）稱譽せられんが爲なり。人に稱譽せられんとして、己の心志を勞するは何事ぞや。宋の王旦は賢宰相なり。玉帶を貨る者あり。王亘の弟これを以て呈す。王旦命じこれを係けしめ云ふ佳なりや否や。弟云ふこれを係けては自ら見るを得ず。王旦云ふ自ら重きを負うて、觀る者に好しと稱美せらるゝは勞苦ならずや。我腰間は此物は稱はずと笑てこれを還し、又平生服する所の賜帶に止むと云ふは古今の美事なり。齊の晏子は賢大夫なり。一狐裘三十年なり。朱子は大儒なり。脱粟飯を食ふとあり。我輩の（た）蔬食布衣は當然のことなり。

（わ）貧窮落魄。まづしくしておちぶれること。

（か）二頃。頃は田百畝の稱。

元の許魯齋云ふ、學者生を治むるを先と爲す。生計足らざれば則ち或は利を嗜しむ。以て學ぶ所を喪ふ是れ切實の語なり。後儒生を治るは學者の道に非ずとて譏るものあれども誤りなり。凡そ人たる者生産を治むるあたはず、困窮にては君に忠を盡し職を盡すことあたはず。親に孝を盡すこと成り難し。親戚故舊を救ふ事あたはず、意外の不義を行ふに至る。孔子家語に獸窮すれば即ち攫む鳥窮すれば則ち啄む人窮すれば則ち詐るとありされば生を治むる今日第一の急務なり。漢の高祖の豁達にして生産を治めず、韓信、陳平、酈食其などの（わ）貧窮落魄なるは、俊傑の事にて常人の學ぶべきに非ず。世の學者貧富に心を置くは小量と思ひ、妄に奢侈に長じ、酒食二財を費し、貧窮を求むるは大なる心得違なり。聖賢の道理を守り、職分を盡すを第一として、貧富に心を累せざれども、驕奢を好み貧窮に至るは絶て無きことなり。顏子は處士にて貧といへども（か）二頃の田ありて耕やし五畝の宅ありて身を安じ、琴を彈じ書を讀み、聖人の道を樂むと韓詩外傳に見えて今の學者の田宅の半畝も無き者に非ず。曾子も處士なれども、其父曾晳を養ふには、必ず酒肉ありと孟子に見えたり。今の學者とは相違なり。平日儉素を守

いふに同じ。
（り）瓦解土崩。瓦の解け土の崩るゝが如くくづれみだるゝこと。
（ぬ）月卿雲客。公卿殿上人をいふ。
（る）綺羅錦繡の美車馬騶從の盛。衣服の美を極め、車馬行列の盛なることをいふ。
（を）歷然。あきらかなるさま。

して足利氏遂に滅亡するは、驕奢を好み武家の風衰ふより起れり。周防の大內家は、累世の名家にて統治する所八ヶ國に及べり。明國と交易を通じ、財富み兵強く、天下無雙なり。然るに義隆に至り。華奢を好み、一條關白公の次男を養子と爲し、京師衰亂の間、（ぬ）月卿雲客數十人を山口に招き、日日管絃を興行す人稱して筑紫の內裏ともてはやす。公卿の推薦により七年の間從二位大納言に至り、上洛の時は三十餘人の公家を携へ、歸國の時は攝州より樓船を浮べ、周防に至るまで海上管絃を奏し、平家西海以來の壯觀なり。家人皆五位六位に進み、公卿出入の大門を立て、（る）綺羅錦繡の美車馬騶從の盛なる、人目を驚かす。是より日日詩歌、管絃、蹴鞠、茶儀香合に歲月を送り、武威大に衰廢す。豐後の大友修理太夫義鑑の姉夫にて武略に達せしゆゑ屢諫言すれども用ひず。遂に陶尾張守が謀叛に因て、長州大寧寺にて自害し、大內氏忽ち滅亡す、書に云ふ治と道を同うす、興らざる罔く亂と事を同うす亡びざる罔しとあり。和漢古今驕奢に長ずる者は、禍亂を生ずる（を）歷然たり。詩に云ふ殷鑑不㆑遠在㆓夏后之世㆒、前古の敗亡は後世の殷鑑にて畏るべきに非ずや。

ゐるなりとて、大に戒められしは、さすが兵馬の權を握る英主の器あり。然るに其子頼家は酒宴遊興を好み、諸士を聚め蹴鞠の會しば〳〵なり。江馬太郎泰時ひそかに中野五郎能成に語りて是を諫めしむ。頼家怒て其言を用ひず。又遊獵を好み、伊豆の奥狩に、和田平太胤長を伊東が崎の洞穴に入れ夫より富士野に狩し、仁田四郎忠常を人穴に入る。此の如く遊興に耽り政事に心を用ひざる故、權臣北條時政の爲に、伊豆の修善寺に（ほ）幽囚せらる。其弟實朝位を襲ふと、いへども權臣政を專にし、叔姪刄を推すの禍起り、頼家の血嗣は絶えたり。是れ華奢風流の害を生ずる所なり。足利將軍義政に至ては、華奢風流尤も甚し。天下の財を盡し花の御所を造營し、珠玉を磨き金銀を鏤む其母君の居室腰障子一間の價二萬錢なり。其外園池樓閣を修築し、東山の銀閣を造り、又茶儀を好み、古器名畫を多く聚む。或は新意を以て器物を製し、無用の驕奢に耽り、天下の政は青女房僧比丘尼などと相議して行ふ故、賞罰錯亂し政刑正しからず。遂に萬民の困窮を致し諸侯（へ）背叛するに至り、應仁元年山名宗全と細川勝元との戰起り、諸侯黨を分ち相助け、日日戰爭にて（と）洛中洛外（ち）兵燹に罹る是より天下（り）瓦解土崩

（ほ）幽囚。とらはれの身となりておしこめらるゝこと。

（へ）背叛。そむくこと。

（と）洛中洛外。京都の内外。

（ち）兵燹。兵火と

も古今の異あり。況や吾邦は本より違ふなり。只孝悌忠信五倫五常の道は、古今・東西の異なし。若し此道理違ふならば、漢土の天地日月と、吾邦の天地日月と異なるべし。天地日月同じければ道理は同じことなるべし。聖人の天地に代り敎へ玉ふ大訓を行ひ難しと云ふは、論語に謂ふ所の聖人之言を侮るものなり。聖人を侮るは卽ち天地を侮るなり。其罪禍畏るべし。

上下貴賤ともに財用（ろ）困竭し百事（は）拘礙あるは驕奢より起れり粗陋を厭うて華美に流るゝは人情の常にて、水の東流する如く（に）挽回は甚だ難し。然れども其儘にて過ぐれば、後に害を生ずる深し。漢土にて驕奢を極むる秦の始皇、漢の武帝、齊の東昏、陳の後主、隋の煬帝、唐の玄宗、宋の徽宗の如き、或は天下の禍亂に生じ國家の滅亡を致す。我朝鎌倉公朝賴より以來、兵馬の權は武家の掌る所なり、上代とは國勢相違なり。武家は忠勇義烈を主とし、威武强毅を貴び、華奢に流れざるを要とす。鎌倉の時主計頭行政は政所の奉行たりしが、常に華奢を好めり、或時例の美服して出仕しけるを賴朝見玉ひ、其袖を引きみづから切りすてゝ、千葉昌山などは大名なれども、人數を多く持て軍役すべき用意に、儉素を用

（ろ）困竭。困はこまる。竭はつくること。
（は）拘礙。さはり、さまたげ。
（に）挽回。ひきもどすこと。

(い)不慮。思ひがけぬこと。

かならば、必ず怒り暇を遣すべし。是れ至當の理也。人にして天地の恩を受け、職分を勤めざる者は、天地必ず憤り罰を下すべし。主人の罰は暇を遣すまで也。天地の罰は或は壽命を縮め、或は子孫を絶ち、(い)不慮の禍に遇ふことあるべし。畏るべきの甚しきにあらずや。論語に天命を畏るとあるは、此處を畏れ愼む事也。天地の人を愛する恩德窮りなし。既に人を生じ、各其所を得しめんと欲すれども、一一命令は下し難し。因て聖人を生じ、萬民を教化せしむるなり。易に大人者天地と其の德を合せ、日月と其の明を合せ、四時と其の序を合せ、鬼神と其の吉凶を合す。又云ふ天地之道を財成し天地之宜を輔相し、以て民を左右すとあり。聖人は天地に代り人民を教化し玉ふ。聖人の言は卽ち天地の言と思ひ尊び守るべし聖人は天下萬世の人を視る、我が子弟の如く思ひ玉ふゆゑ、一言一語血涙を垂れ教へ玉ふ。其恩德天地と同じ。然るに世の人聖人を視ること天上の人の如く思ひ其言語は常人の企て及ぶ所に非ずと爲し君子と云ふは人を侮り笑ふ言葉と爲し、甚だ偏屈なることを思ひ、又漢土と吾邦とは風俗制度も違ひ、古今の異あれば行ひ難しとすれども一概に論ずべからず。衣服、飲食、禮法、制度は同じ漢土にて

我祈禱すべしとありて、六字の名號を書し與へたり。因て是を石に刻み、海底に沈めしかば俄に漁獵多かりき。されば魚も網に入り人を養て成佛するとあれば惡業と謂ふべからず。予其談を聞き、村を出て同遊の人に語る。道は天地の間に充塞する者なれば、賢者は其大なるを識り、不賢者は其小なるを識る。漁人の如きも道の一端は識ると謂ふべし。凡そ天地の間人より貴きはなし。書經に惟天地は萬物の父母、惟人は萬物之靈。禮記に人者天地之心。孝經に天地之性人を貴と爲すとあり。眇々の身を以て、上は天と對し下は地と對し、三才と稱するなり。周易に三才を兼て而て之を兩にすとあるは是なり。故に天地も甚だ人を愛すると見えたり。先づ五穀蔬菜を生じ口腹を養ひ、鳥獸魚鼈を生じ其滋味を助け、蚕桑麻枲を生じ形體を蔽ひ、竹木を生じ家屋舟車器用を作らしむ。日月を懸て晝夜を分ち、事業を爲さしむ。四時寒暑の變化ありて、耕作の早晩、動息の節宣を爲さしむ。若し暑ありて寒なく煖ありて涼なくば、氣候は一偏に倚より、病に罹る者多かるべし。天地人を愛養するの恩かくの如く深厚なれば、人も夙に興き夜に寝ね、職分を盡し其恩を報ずべし。今僕を抱へ給金を與ふるに、僕怠慢して勤方疎

艮齋間話

巻之上

東奥　安積信

予往年房總に遊歴せし時、勝浦と云ふ村を過ぐ。此日海濱にて網を引き鰯を取るを觀る。網の大さ七八町もあるべし。鰯を取り籠に入れ列ねし二百餘ばかり頗る壯觀なり。村中に憩ひ午飯を喫す。側に漁人と農夫と談論するを聞くに、農夫云ふ、我は田を耕し五穀を作り、人を養ふを業とす。汝は魚を取り殺生する惡業なり。漁人云ふ、我は魚を取るを業とするは殺生なれども、是にて年貢を出し、妻子を養ひ、世人の食料とす。殊に鰯は乾鰯に作り、諸國に遣し田地を肥す資とするは世の大益なり。何ぞ惡様とせんや。先年此海漁獲少き時、漁人相議し回向院の上人に歎き漁獵多き祈禱を請ふ。上人云ふ尤なる事なり。魚も人の用にならず空く海底に死すれば、成佛は難し。漁人の網に入り、世の用に立ち成佛するなり

弁言

稽天之波、起于濫觴、凌雲之材、生于寸蘖。人心之動也甚微、其發也甚著。善則足以安四海、不善則無以保一身。爲舜爲蹠、間不容髮。要在乎愼獨而已矣。寶鑑可以辨妍媸、靈龜可以察吉凶。往古之治亂、乃方今之龜鑑、善者倣之、不善者戒之。要在乎反躬而已矣、艮齋先生間話、雖係一時涉筆、聖賢之旨、治亂之迹、錯陳臚列、而於反躬愼獨之功、尤致意焉。議論平正切實、未嘗有間言語。王侯閲之、可以知齊家治國之道、士庶誦之、可以知守身勤職之方。其有益於世教匪淺。而題曰間話、蓋謙云。余嘗親寫一部、欲開雕以傳、而力未暇也。屬者書肆芳潤堂、請鋟諸梓、實獲吾心。故爲校而授之。

天保庚子五月

上毛 近藤忠謹撰

金井善書

追々にゆき渡り、今にては急度其法もたち、甚だ民間の益となる樣に堅まりし故もはや地頭へ申立て、不朽の事にせんとて、其陣屋の有司まで願ひ出でたるにより、有司も尤もなる事とて、早速その願ひを取りあげ、扨是は元來自分に存じ付きたる事にや、又は何ぞ據ありて致したることにやと尋ねに付、答へ大に據のある事、先年不圖一書を得て傳寫して、それより申し合せたることにて、其書も携へ來りたる由にて差出せしは、（八）鄙撰の社倉私議にてありしゆゑ、鄙稿は外人に傳へし事もなきに、いかゞ流傳して寫し取りし事にや。彼の有司暫く留置て（九）披閲するに、先づ傳寫の誤字甚だ多けれども、大意はわかり、未だ知らざる人なれば、手筋をもて其誤字を正し吳れよとたのみ來る。因て右の本末を聞得たりしなり。愚は初より何とぞ（十）黎民の爲とて存じよりたる事にて、必しも一侯家に私するには非ざれば、何方にても民益となりたらば本望なり。併し志したる方は空しくして、思ひかけざる所の用となりしは、秦の韜玉の詩の爲ニ他人ノ作ニ嫁衣裳ヿなりと一笑して止みぬ。

寛政甲寅仲冬

竹山居士識

（八）鄙撰。自分のえらんだことをけんそんして云ふ。

（九）披閲。ひらきみること。

（十）黎民。人民。民間。

情にうとくしてまはりどほきこと。

（六）邑正。むらをさ。名主。

（七）箱篋。箱もはこ。書物箱。

れば、右元來の組立に殊の外愚慮を勞し、何分最初より領主に聊かの損失なくて少しは目前の急の爲にもなり、民間に一粒の損失なくて、元米自然と出來立つべき方法を設け、年數の後は凶饑の時領主の救米を待たずして生活すべき事、大に地頭に利益ある筋に歸する迄、色々六箇敷入組みたる事書崩し書に成して、社倉私議と名づけて彼の侯家に献ぜしに、諸有司も初めより上に費やす所なきゆゑさすが理なしともせず、尤もなる事とて、一二（六）邑正に示したるまで、誰一人いざ施行せんともせず。其儘（七）箱篋の底に納まりたりけらし。右組立の方法は其書稿に具さに存する故、こゝに別に論列せず。朱子の時は常平倉米別にあれば其游米を官より借受けて社倉の元米として、追て餘米の出來たる時に、折を以て還納する事なる故、功を成すに易き方なり。今はその游米は侯家に絶えてなく、又右の宿弊中の事ゆゑ、樣々苦心して述べたるなり。されども今日御新政の並に侯國も追々風化あれば、右の組立かくまで苦心せずとも可なるべし。夫故右之一書も、今にては大に西國にて二三邑正の心ある者云ひ合せ、私に社倉の事を取立て、次第に同心の者多くなり、一領の内八十箇村、田高萬石の所、此十年ばかり

(い)率。てほん。

(ろ)承當。うけひく事。

(三)嗷々。かまびすしきさま。

(四)いらへ。こたへ。返答。

(は)誅慮。はたり取る考へ

(五)迂遠久濶。事

ありしと聞く。賢候の封内に行はれしことも、蓋し兩三家あるべけれども、其詳なるを聞かず。冀くは官より行はせられて、天下の(い)率とありたきものなり。其法は朱子集中に詳かなれば此に論列するに及ばず。尤も地域時節の違ひにより て懸引もなかるべからず。是は皆其人に存ずべし。長吏たる人、よく民心を體して其宜しきを處せば、中らずと雖も遠かるまじき事なり。往歲愚も何とぞ此社倉を試みたく、去る一侯家の爲に計畫せしことありしが、何分社倉の元米を組みたつること甚だ處しがたし。領主より元米を出し損して取立るなれば、何のことも無けれども、是は誰一人(ろ)承當する人なし。又下より是を出せと云ふは從來上を信ぜぬ民なれば、(三)嗷々として受くる者なきは必定なり。故に此元米を初めて取立つること大にむづかし。且又其比は今より十五六年も已前の事なれば、舊習宿弊の最中にて、世間の男少しにても、地頭の利益といへば、さながら不正の議にても先づ取上げ、唯民間の爲とばかりいへば、空嘯きて(四)いらへもせずと云ふやうなる事、右の侯家も窮甚だしければ諸有司唯だ目前の急を救ふの(は)誅慮より外はなく、民間の救も後日の豫備など云ふ事(五)迂遠久濶とのみする事な

社倉私議附録

余近き比、故ありて國家經濟の方を記したる一書あり。其中に社倉之事を述べたる一項ありて、此社倉私議の事にも及び、夫に付いて云々する所の條は此私議の跋としても、宜く見るゆゑ、今又これを寫し出して、此卷之附録とすること左の如し。

社倉之事

朱子社倉之法は、民間（一）凶饑の救濟の方にて、初め一分の計畫をもて、其支配の縣邑に行はれしに、甚だ民に益あるをもて、其門人友生など、處々にて是を受行ひ、漸く其法廣くなりしゆゑ、朱子卒に建言奏聞に及ばれしを、朝廷嘉納ありて天下に號令し、遍く傳へ行はれ、大に蒼生を（二）撫恤する事になりたり。去れども彼の治人なきにて、其法を受けたる名目ばかりにて、曾て民益とならざりしかたも多かりしよし、是れ皆長吏の過ちなり。我邦にても會津備前は良君の時施行

（一）凶饑。凶年饑饉（きゝん）。

（二）撫恤。あはれむこと。いたはりめぐむこと。

一朱子文集之内、社倉に掛り候文字之分、別に書抜き此次に相加へ申候。是は内々相調候節、御儒官にも被二仰通一、朱子社倉之利益大なる譯ども、委細御承知被下候樣に仕度奉レ存候本意に御座候。

右之趣兼て存寄罷在候儀故、草卒を不レ顧、委細認め差上げ申候。御國元永久之御爲に相成可レ申儀と奉レ存候間、御役人中御評定之上、何卒可レ然樣被二仰立一被レ下度奉レ願候。以上。

安永三年甲午五月

中井善太

御奉行中樣

社倉私議 終

(れ)祐筆。右筆ともかき、書き役、書記のことをいふ

ひ候樣にと定め被レ置候。幸ひ御家には兩儒官の外にも、儒業の筋のみ被ニ仰付一て有レ之候人物御座候へば、此人を社倉がゝりに被ニ仰付一候樣に仕り度候。尤も勘定等之儀に付き、算者（れ）祐筆等相差加へ被レ成候樣之儀には、樣子次第に可レ有ニ御座一候歟。全體に右の衆中にて人數引足不レ申候はゞ、其手替りに兩儒官以下、內評にて其人を擇み、內々被ニ相伺一候上にて被ニ仰付一候樣に有レ之度候。何分社倉之儀は御儒官の掛り申す樣に仕度奉レ存候。右御家中を進退仕候時迄申上候儀は、甚だ以て恐多く奉レ存候へども、社倉に學者を用ひ候事、朱子格別の主意有レ之事故、此度右之法を申立て候へば、此儀も難ニ默止一奉レ存候間、不レ得レ止事右之通り申上候。

一社倉之儀に付、諸人立合ひ候節、當日之食事、或は駕籠人足等之諸入用可レ有レ之候。何れも社倉利米之內より相辨じ可レ申候。尤も其節頭分より末々迄、其事に掛り候面々へは、相應の骨折代相定め置き、是又利米之內より相渡し可レ申候樣に可レ有レ之候。朱子社倉の記錄中に衰足米相渡可レ申事相見え候儀、則ち此の骨折代之事にて御座候。

し、よこしま、不正。

（つ）年行司。一年限りの事を扱ふ役をいふ。

とも相成申候。依レ之其村々に於て、身元も慥に一體直實にして、相應に働も有レ之候人柄を見立て、社倉掛りの役に可レ被二仰付一候。尤も左樣の役に相當り候人、村々に必ずと申しては揃ひ不レ申候事可レ有之候へども、大抵に相擇び候人柄を、一村に十二三人も見立て、（つ）年行司と申すを置き、年々交替して相務めさせ候も可レ然候。治人有て治法なしと申す古語も有レ之、朱子社倉の記にも引き被レ申候。返々も此儀肝要と奉レ存候。

一社倉米年々勘定等の節は、御家中内より改めの人御立合ひ可レ有レ之事に奉レ存候。併し其儀に付ては輕重に不レ依、御役人之内は不レ可レ然と奉レ存候譯は、社倉之儀は民間の爲にて、上之御用にては無二御座一候處、御役人立合ひにては、手重く候樣に御座候。依レ之朱子社倉の法にも、其掛りの役に學者を用ひ候事相見え申候。朱子の時、其所々の學者と申すは相應に官位を帶び居候ても、役人の列にて無レ之候故、何も手重き事無レ之候へば、民間の事を平生心がけ候は學者の職分にて御座候。又名聞を憚り潔白を相守り候も、學者通用の心掛にて御座候へば、社倉の私曲を改め候役には、甚だ相當仕候。夫故朱子は兎角學者を用

に承り候へば、社倉の旨は別して一番に相行ひ度奉レ存候儀も御座候故、何卒一同に被ニ仰付一候樣にと奉レ存候。

一社倉之法行はれ候へば、御仁慈の御政道の御助けにも內々相成り、又は民間風俗を正しく仕候便りとも相成候事ども少々御座候。併し申並べ候へば、餘り事長く、且又得と成就仕候上の儀に御座候へば省略仕候。

一總じて法制は定まり候ても、其人を擇み不レ申候ては、徒法と申して益の無レ之のみならず、其間に樣々の(れ)奸曲私欲も起り候て、却て大なる害を引出し候物にて御座候へば、人の擇み甚だ肝要に御座候。御領內五組大庄屋にて、人數の限りも有レ之、平生村方に於て大切成る用相務め居候事故、麤抹之儀は無ニ御座一候事に候へども、總御領內社倉之手配り、此人數にては引足り申間敷、村々小庄屋に至り候ては、人數も多く候へば、兼て御吟味の上にて、被ニ仰付一候役人之儀には候へども、少々の清濁利鈍は區々に可レ有レ之候。たとひ打揃ひ別條無レ之候ても、村役人の取計らひにて、其末々に何となく疑心生じ易く、且又村役人も自分の事と心得不レ申候へば、油斷も出來、おのづから(そ)私曲の媒

(れ)奸曲。よこしまそ。

(そ)私曲。わたくし

（よ）餘慶。餘計。たくさん。

（た）未進。年貢を納めざる事。

の目を相待ち候と申すに　も無レ之候。又水旱等の憂ひ村々の豊凶、毎年不同も有レ之候へば、村役人之評議を以て、當難の村方へ堅めて貸遣し候樣の繰合も可レ有レ之候へば、社倉米（よ）餘慶無レ之内も、隨分一廉の助けに相成可レ申候。是等の儀をも能く呑込ませ、最初より五年七年と申す樣の年限にあぐみ不レ申候樣に仕度候。

一右之通り年數の後、社倉立差支も無レ之、上下共に宜敷候に相極り候て、又別段に五年掛け御取立て被レ成候とも可レ宜候。左候へば十餘年の後にて、永代社倉元米四千石も六千石も出來可レ申候。是等は上よりの信と民間の歸服の躾樣に在レ之儀にて御座候。尤も此元米さへ多く相成候へば、後々は大凶の節右之餘米を以て賑はし遣はし、上よりの御救米も格別減じ可レ申、中凶の節下よりの（た）未進も次第に少なく相成可レ申候へば、其節に至り候ては、御國の大益と奉レ存候。口州御領地は遠方之儀に御座候へども、何卒御城下の村方と組合せて、一所に取行はれ候樣之御手段も可レ有レ之候。遠方と申し少々の場所は相省き、後年の御沙汰にても不レ苦候樣にも御座候へども、同所は邊鄙にて、風俗も不レ宜候樣

（か）不及是非。よんどころない。いたしかたない。やむを得ぬ。

明る一年御延引可レ被レ成候。初年は順年にて、二年目より以後凶作有レ之候て、其三段を考へ候に、小凶には元米半減に致し、兩年にて一年分を掛け候樣に可レ有二御座一候。中凶には上下とも其年の掛米を無用に被レ成前年分計り元利米を御渡し被レ遊、其分計りの御借上けに可レ被レ成候。大凶には無利足にて御借り戻しに被二仰付一、其丸一年は休みと申す物に可レ被レ成候。左候へば大法は五年にて品により七八年に及び候て、成就仕候哉にも可レ有二御座一候。全體永久の計策故一年二年に拘りも無レ之事、兎角成候樣に仕り、下は不レ及レ申、上にも御難澁の事無レ之、自然と出來立ち候儀を肝要と奉レ存候。

一社倉の成就、先づは五年目或は凶作も交りて七八年にも及び可レ申候へば、右にも申候通り目前の利を計り候心にては、民間にて待遠き事の樣にも可レ存候へども、其儀は（か）不レ及二是非一候。併し二年目に初めて出來候利米を、僅かながらも其年より望みに隨ひ、貸付に出し候へば、最早社倉の面影は出來たりと申す物にて、三年四年を歷候内にて、利足米の貯へ七百石千石と登り候へば、少々宛貸付け手弘く相成候事故、相應の益も相見え申候條、全く十を空敷して成就

（た）上下合體。上下一致、上下一心といふに同じ。

（わ）順年。和順の年、平作の事。

掛米は無レ之ても算用は同樣にて、相替り候儀無レ之候。左候へば無益の御掛米を立て候樣に御座候へども、總じて箇樣の儀は（た）上下合體と申す物にて無レ之候ては不レ宜候。下へ計り被二仰付一候樣にては、民間心服之所如何可レ有二御座一候哉と奉レ存候。左は乍レ申、上の御失墜を不レ顧、右組立之儀可二申上一候樣無二御座一候へば、彼是と相考へ、先づ右之通り相定め見申候。何分後々上の御爲にも隨分相成候社倉之事故、全體は右之通りにて、右五箇年之内外に、別段少々の御手當被二仰付一候筋合之儀も可レ有二御座一哉に奉レ存候。但し纔にても御費爲二相立一可レ申事を申立候儀、甚以て恐れ多く、且又御領内の事不案内にも御座候旁々、只今此儀を取分け申上候箇所も無レ之候へども、其節に至り、御役人中御評議の上、御時節柄相當仕候御恩惠の筋も、隨分可レ有二御座一候樣に、乍レ恐奉レ存候儀に御座候。

一五箇年の定は、先づ大抵に（わ）順年續き候上の積りに仕候儀に御座候。併し豐凶は年々に違ふ事にて、又凶年にも大中小の差別も御座候條、大法を五年と立て置き、其上は年に隨ひ其節略可レ有二御座一候。先づ初年凶作にて候はゞ、何卒

可レ申候。左候へば上下とも、年々他所へ損失せる金穀、長く御國へ留り候と申者故、たとひ當前誰一人の益と申事無レ之とても、全體御國の强みに相成候事と奉レ存候。

一五箇年の間、上より利足米を年々御出し被レ成候へとも、五年目の割戻しの節、百姓分へ元米計り相渡し、利米と申しては一粒も渡し不レ申候事故、左にも申通り、下には目前の利のみ考へ候者なれば、少々にても利米の付不レ申事を無二本意一存候者も可レ有レ之哉に御座候へども、夫は大なる心得違ひにて御座候。右にも繰返し申候通り、社倉は民間の爲めに、永久の備に相成事故に、たとへ最初は少々宛掛棄に致しても、大なる末々の爲に御座候處、銘々掛け候元米は、五年の後一時に受取り、始終一粒の損失も無レ之、自然と永久の助け出來候儀に候へば、十分の儀に御座候。其上にも猶又利米を貪り可レ申樣は無レ之候へば、此處を幾重にも能く諭し、篤と呑込み候樣に仕度奉レ存候。

一社倉の儀、上の御失墜無レ之、少しは當前御爲にも相成候て、出來立て候樣との存念にて、右の積りに仕り見候事故、實は最初より下の掛米計りにて、上の御

(ろ)工面。金錢をとゝのへる工夫。さいかく。

候。此元米は居ながら相辨じ候事故、右利米の外に、何の御弊も無レ之、付て高歩に當り候儀無二御座一候。増て二年目より半銖宛減じ、末年は年五銖に相成候積りに仕り置き候へば、漸く年一割に相當り候。依て元來半分の利と見候ても隨分下歩成る事に御座候へば、是又御爲に相成候儀と奉レ存候。

一上にも彼是御入用事御續き被レ遊候故、例年上にて御調達次第に減じ被レ遊樣にも參り兼ね候て、御藏元初め諸銀主も、今に難澁仕候趣にも承り候。依て右五箇年の內、社倉米を御用に御立被レ遊候へば、其差引を以上にて御調達の內、先一石一兩の積りにて、初年に千金、二年目に二千金、五年目には五千金も御減じ可レ被レ成候へば、銀主共も少々はゆるみ可レ申候。五箇年目の後は、又已前に戾り候にも、最初より其(ろ)工面も銀主へ被二仰含一、數年の內御ゆるめ被レ成置候へば、後年の儀は猶又如何樣とも相調ひ可レ申候。是又上方御繰合せの御一助にも相成可レ申奉レ存候。

一社倉右の通り相定まり候へば、上より諸銀主へ御渡被レ成候利足の內、少々にても五箇年の內は、社倉へ納まり、民間他領へ相拂ひ候利足、幾久敷社倉へ納り

（ね）調達。金などとゝのへつくること。

も、萬一左樣の儀御座候節も、社倉は其儘村方に御殘し置き可レ被レ遊と申程の事迄も被レ仰候樣に有レ之度奉レ存候。左候へば人情堅まり、一統安堵可レ仕候。是等は人心を服する肝要と奉レ存候故、千百恐多く候へども、此儀にも及び申候。

一五箇年の內、利足御渡被レ遊候儀、元來右の元米半分は、上より出候御米故、諺に申す我物に利をかけると申す者にて候へば、無益の御失墜有レ之候樣に御座候へども、併し上よりも下よりも、一旦社倉へ納まり候上にて、此社倉米は國中の物にて、誰と申して一人の主無レ之候。其社倉米を改めて上へ御借上げ被レ遊候事故、相應の利足米は可レ被レ遣筈にて御座候。乍レ去內分にて算用を立て候へば、必竟は下より納むる元米計りの利足と可レ被二思召一、左候へば初年元米貳千石の利足年七銖と申す者も、元米千石に年一割四步の利米を遣し候樣なる者に御座候。併し御役人中京大阪にて新銀主御取組とも御座候節に、始て千金計りも（ね）御調達出來候へば、利足は必定月壹步と申す位にて、或は前月入れ抔申す事も有レ之、右に付御役人中の御往來逗留中、諸雜用振舞會合土產音物等無レ據總入用を積り見候へば、年一割四分積りにて止り不レ申候も可レ有二御座一

節衆議を以て可レ然御定可レ被レ成事に御座候故、唯今より申上ぐるには不レ及歟と奉レ存候。

一總して末々の者は、只今目前の利をのみ考へ候故、後に宜敷事承はり候ても、指當り右掛り抔と申す事を、殊の外迷惑なる事に存候儀、世間一統にて御座候へば、此處を幾重にも能く諭し、心服仕候上ならでは行ひ難く御座候。右社倉の儀は全く御領内の困窮を救ひ、國の本を堅め、末々の百姓分、高利の借用にて、田宅を失ひ、離散に及び候樣の事無レ之、自然と國風宜敷相成、總體にて上下一統の利益と申す所を能呑込ませ候儀、肝要に御座候。

一社倉の儀は、民間の爲に設け候事故、五箇年の後は、上に如何程不意に臨時の御用御座候とも、右の元米は決して御借上げ被レ遊間敷との儀、兼て被二仰渡一候樣に有レ之度奉レ存候。

一社倉は村方に付き候物故、たとへ先年の如く、公儀より御替地被二仰付一候樣の儀御座候とも、其儘其村へ付渡りに相成、決して御引上げ被レ遊間敷旨、並に御領地最早百年に被レ爲レ踰候へば、御所替抔と申す事は決して有レ之間敷候へど

右利足米は、初年に百四拾石出來候節より、村役人立會にて、村内困窮の者へ慥成引當を以て、相應の利足を加へ貸し遣し、來秋元利無レ滯皆濟爲レ致、年々箇樣に出納致し申候はゞ、其利分も又積り、五箇年目の利米總高貳千貳百石の所、貳千五百石にも相成可レ申候。併し右社倉に付、郷藏修復出納の人足諸入用を餘分に積り、五箇年にて先は五百石入り候と相立て、此差引にて、右利足の高慥成る所貳千石は出來可レ申候。此貳千石を此年より社倉元米と御立可レ被レ成候。

一現米貳千石　　子年秋已後社倉元米

右の米を永々社倉の元米と相立て、村役人是を司り、其村々貧窮の者へ、相應の利足を以て貸遣し、其利米を又貯へ候樣に仕樣へば、元米次第に多く相成、後は纔の耗米を納めさせ候のみにて、無利足にて貸遣し、大に貧民を引立て、大低の饑饉凶年をも防ぎ候樣にも相成可レ申候。尤右の米貸附返濟出入に付、麤末違亂之事無レ之、末々の爲に相成候て、貸失にも相成不申樣の仕方、樣々條目も可レ有レ之候へども、何分是は五箇年以後の儀又其

一千石　　　　　　　　　　　當戌年分上より

一千石　　　　　　　　　　　同斷下より

〆壹萬石御借上げ同斷、此利足米五銖の定めを以て五百石也、餘は同斷。

亥年

一壹萬石　　　　　　　　　　去戌年分元米

此利足米五百石、前年分千貳百石、合せて千七百石也。但し此年迄にて五箇年の定めも相濟申候故、上下とも社倉の元の掛米を相止め、唯右の壹萬石計り、今壹箇年直に御借上げ可ㇾ被ㇾ遊候。利足米は前年の通り、年五朱の定めにて、〆五百石也、餘は同斷。

子年

一壹萬石　　　　　　　　　　去亥年分元米

此利足米五百石、前年分千七百石、合せて貳千貳百石也。戌年秋迄の元米壹萬石の內、上の分五千石は御引取可ㇾ被ㇾ遊候。殘て五千石は、百姓分へ割戻し可ㇾ被ニ仰付一候。左候へば年々の掛米一粒も無ニ遲滯一相濟申候。扨、

一千石　當申年分上より

一千石　同斷下より

〆六千石御借上げ、前年の通り利足は六銖の定めを以て三百六拾石也餘は同斷。

酉　年

一六千石　去申年分元米

此利足米三百六拾石、前年分四百石合せて七百六拾石郷藏へ貯へ置く。

一千石　當酉年分上より

一千石　同斷下より

〆八千石御借上げ、同斷、此利足米五銖半の定めを以て、四百四拾石也、餘は同斷。

戌　年

一八千石　去酉年分元米

此利足米四百四拾石、前年分七百六拾石、合せて千貳百石也、餘は同斷。

〆貳千石、社倉組立の元米として、所々郷藏へ納置候上にて、當秋直に御借上げ、御廻米に可ㇾ被二仰付一候。尤も此利足米として、壹箇年七銖の定めを以て、現米百四十石、來年秋元米と一緒に御渡可ㇾ被ㇾ遊候。

未年

一貳千石　去午年分元米

此利足米百四拾石郷藏へ貯へ置く

一千石　當未年分上より

一千石　同斷下より

〆四千石前年の通りにて御借上げ被ㇾ遊、此利足米壹箇年六銖半の定めを以て、現米貳百六拾石、來年秋元米と一緒に御渡可ㇾ被ㇾ遊候。

申年

一四千石　去未年分元米

此利足米二百六拾石並に前年の利足米百四拾石と合せて、四百石郷藏へ貯へ置く。

貳千石の元利、御年貢の內にて一番に引落し、直に社倉へ納め候譯にと被㆓仰付㆒候へば、一粒も遲滯無ㇾ之事故、民間にても安心仕候。右の利米は社倉に殘し置き、其元米貳千石と、又其年より納候千石、上より御納被ㇾ遊候千石と合せて四千石を、其年直に御借上げ被ㇾ遊、前年の通りを以て、其翌年の秋皆濟被㆓仰付㆒、年々箇樣に被ㇾ遊候へば、其利足米五箇年の內貯へに相成申候條、此利足米を以て五箇年已後の社倉元米と可ㇾ被ㇾ成候。五箇年以來重り候元米の壹萬石づゝを、上下とも割戻しに可ㇾ被㆓仰付㆒候。左候へば上に少も御損失無ㇾ之、民間にても又五年以來納候元米一時に受取り、夫程の助け出來るに相成、自然と出來候利足米、永々民間の助に相成可ㇾ申、右年分委細の算用は、譬へば先づ當午年秋より事始めの心にて、未申酉戌亥の五箇年にて、子の年實の社倉元米出來候積りを以て、前後利足掛け七箇年の年定め仕見申候處、右の通りに御座候。

午年

一現米千石　上より御納被ㇾ遊候分

一同斷　下より相納候分

得ば、五萬石の御高にて、現米千石有レ之候。上より右元米として、現米千石御除き被レ遊候て、則ち村々より差上る御年貢米の內にて、上の千石分引落し、社倉へ直に納め候樣に被二仰付一候得ば、右上下の元米合せて貳千石有レ之候。是を初年分として、五箇年の內、每年右の通り被二仰付一候得ば、二年目に四千石、三年目に六千石、四年目に八千石、五年目には壹萬石に及び候。尤も是を直に社倉の元米に仕るにては無二御座一候。右にも申上ぐる通り、社倉の元米を組立て候爲の其元米にて御座候。紛敷候へども、再應にも其斷りを申述べ候。委細の譯次に記し可レ申候。勿論民間は多力の事故、格別の儀無レ之候得共、上より每年千石宛游米を御除き被レ遊候事、御時節柄甚だ不都合成る譯に御座候得ども此處大に手段御座候事にて候。抑も上の御用向を以て、大阪表諸銀主へ調達被二仰付一候儀、例年の御事にて御座候へば、御調達の內と思召し、右卯の年の社倉米貳千石を、其年の秋直に御借上げ被レ遊、上にて御廻米に被二仰付一候へば、上より御除き被レ遊候社倉米の千石一粒も游米に相成不レ申、下より納め候千石其年より御用の助けに相成申候。扨翌年の秋、村方より御年貢指出し申候節、右

（り）石掛りの課役石高に合せて上納米を定むること。

候得ば、何方にても此處差支へ、取組出來不レ申儀と相見え候。此度御領內に於て、何卒右社倉の儀は相企て、末々上下の御益に相成候樣にと、乍レ不レ及奉レ存候に付、第一右元米取立候儀、彼是と愚意を廻し、少も民間の難儀に相成不レ申當分上の御爲にも宜敷候て、自然と右の元米出來候樣の一策、內に存寄り候に附き、委細の趣、左に書付け指上げ候。

一御領內へ（り）石掛りの課役と申儀は、多少に依らず、上に臨時の無レ據御入用出來候節、不レ得レ止事被二仰付一候儀にて、平生容易に每度被レ仰候儀にては無二御座一候。併し社倉は上の御爲にも候得ども、第一民間の潤ひに相成候事故、此儀に付少々の石掛り被二仰付一候儀は、筋合さへ能く呑込み申候得ば、隨分得心仕候て、差出可レ申事に御座候。猶又民間信服仕り可レ申趣は、奧に相述べ可レ申、何分總御領內に、社倉の元米貳千石用意仕候積りを以て、右元米を拵へ候爲の其元米分を、最初に組立て可レ申候。是則ち常平倉米を借用ひ候替りにて御座候。其手段は高百石に付、現米貳石宛の割を以て高持總百姓分より、元米指出す候樣に被二仰付一、鄉中の明藏を見立て、假に社倉と名付け、是へ相納めさせ候

の事故、心もなき役人にて、面倒に存じ、打捨候も多く候得ども、又理に循ひ職を重んじ候官人は、感心して社倉取立出來候も數多有レ之、所々の大益に相成候。朱子の社倉三十年を經て、元米五千石に相成、彌以て民間深澤大恩を仰ぎ候由に御座候。右貸附取立の仕方、萬端の委細、朱子の記録に相見え候得共、是は和漢風儀の違ひ有レ之、唯今申並べ候も無益の儀、又は全く當代の風俗と同樣にて申すに不レ及事も御座候、旁々此儀は省略仕候。

一、朱子社倉の儀は、至極の良法にて、上下の大益に相成、其頃世にも廣く行はれ申候所、右の通りに御座候得ば、此法を以て其意を酌みはかり、取り行ひ候て我朝の唯今にても、隨分大益の儀御座候。併し朱子の時代は亂世ながらも、常平倉と申物有レ之、上の游米平生貯へ有レ之候得ば、社倉の元米を取立候事仕り安く、此儀存立て候日より、其手當早速に出來申候。我朝には常平倉と申す事無レ之、尤も只今は目出度御代にては候得ども、百五十年に餘り候太平故、おのづから華靡に相成、世上一統内分は上下とも困窮と申す樣に相成り、彌以て游米の手當無レ之候故、如何程の良法にても、指當り、其元米の用意出來難く御座

（と）物成。收穫のこと。

（ち）禁庭。朝庭。

借用願候者へ、利足米を定め貸渡され候。尤も是は饑饉の手當には無之候。常年民間にて春夏の内、舊米已に盡き、必ず困窮に及び候節貸遣し、歳暮の（と）物成にて返上致させ候積にて、小不作には利米を半減、大不作には元米計り納めさせ、毎年利足米を元米に結び、一倍にも相成候節、最初の元米六百石を常平倉へ還納有レ之、其後右の利米を元米に相立て、年々出納有レ之候。尤も別に土藏を設け是を社倉と名け被レ申候。社倉とは、民間組合ひて、仲間に致す米藏と申す心にて候。扨村方の古老並に所の學者數人を擇び、其役人に定め、平生麤末無レ之樣に相改め、十餘年を經て、淳熙年中に至り、元米三千石にも及び、最早手弘く貸附も出來る故、其後は利足米を相止め、唯だ石二三升宛の耗米を納めさせ候迄にて、大に民間の益に相成り、凶年にも年貢を不レ缺、國用私用とも相潤ひ、村々歡舞して、朱子の廣惠を戴く事に相成候。同八月、朱子上京參内の砌り、右社倉の本を委細奏聞に被レ及、他所にても廣く此法を行ひ候樣に有レ之度旨願上られ候處、（ち）禁庭にても尤も成る事とて、天下へ普く勅命下り、尤も處々風俗模樣の相違も可レ有レ之候得ば、其所々の役人心得次第に致し候へと

(に)糶糴。米の賣買。

(ほ)無利足。無利息なり。

(へ)存寄。かんがへ。

候。其起りは乾道四年、凶作有レ之、百姓饑饉に及び候に付、朱子其所の身上宜敷者を勸めて、用意米を出し、價を引下げ賣渡され候によりて、當難を助かり候處、多人數にて、用意米も盡き果て候折しも、隣境に一揆を企て、徒黨を驅り催し候者有レ之、朱子の住所も騷動に及び、其徒黨に馳せ加はり可レ申勢ひ相見え候故、朱子急に建寧府の官人へ常平倉の米拜借を被ニ申上一候。常平倉と申すは、古來公儀の用米にて、年々豐凶に隨ひ、(に)糶糴致し、直段の高下を平均し、勿論饑饉の備へに致し有レ之事に候得共、宋時代抔は古法を失ひ、其掛りの役人、皆公米を守り候事、大切と心得る而已に相成、容易に戸前を開き不レ申習はしにて候處、其時の府官は、幸ひに人柄も宜敷、日頃に朱子を信じ居候故、早速常平倉の現米六百石運漕致し遣し、朱子是を其所へ(ほ)無利足にて貸付け被レ申候に付、諸人安堵し、歡喜の聲道に滿ち候故、惡黨に馳せ加はり候者も無レ之、一揆無勢にて早速隣境役前より召捕り、無難に鎭り申候。扨翌年民間より右の米一粒も不レ殘返上致候故、朱子常平倉へ右の米可ニ指戻一處、此砌り、社倉取立の(へ)存寄有レ之故、府官へ斷り候て、右の米其儘に拜借にて、年々百姓の

又田宅質入等之儀、此領の窮民は隣領の富民より借入れ、隣領の窮民は、此領の富民より借取り、後は互に流し捨に致し候事、習はしの樣にて、雙方出作のみ多く相成り、其地頭々々の爲薄く、又田作の分は、本作の百姓と睦じからず。地頭違ひ候得ば爭ひも出來易く、旁以雙方御領主の御爲め惡敷樣にのみ成行き申候。たとへば葎の雫、苔の滴より流れ出る細谷川の水も、末にては千丈の堤を崩す大河と成る如く、始は末々の細民五人七人の身の上の事も、積り〳〵ては、一國の禍を引起し申す事、ためし不レ少候得ば、恐るゝに餘りある儀に御座候。是等の患を防ぎ、國の根本を堅め申候には、朱子の社倉の法と申すに如く事無二御座一候。尤も和漢の替り、古今の違ひも有之候得ば、一々其通りには相成不レ申事も御座候得ば、全體の大道に本づき、時勢を斟酌して、當時の諸國に行はれ候て、上下とも永久の大益には成候事と、兼々奉レ存候儀御座候得ば、右朱子社倉之儀を(は)和解して、大略左に記し申候。

一宋朝の朱子と申す大儒、孝宗と稱し候天子の乾道と申す年號時分、その住居有レ之候建寧府の内、崇安縣の下なる開耀鄕と申す所にて、社倉壹箇所建立有レ之

(は)和解。我國語で解釋すること。

社倉私議

中井竹山著

一民は是邦の本、本固ければ邦寧しと申すは、書經にあらはれ、百姓足らば、君誰と共に足らざらんと申すは、論語に傳はり、聖賢の明訓、萬古不易の儀、今更くだ〳〵しく述ぶるにも不レ及候。當時御治世にて、上下共一體は（い）靜謐安穩なる儀に御座候得ども、天下一樣に國の元よく堅まり、君の府庫も民間も、ともに足り餘ると申者にて無レ之候へば、永久の處如何成行可レ申やと、竊に天下の爲に患ひ候儀に御座候。總じて百姓は、本業薄き者にて、常年は兎や角と相凌ぎ候得ども、若し凶年と申さば、貢稅滯る而已ならず、身上も立ち難く相成、其所へも國用乏敷候に付ては、不レ得レ止事取立嚴重に相成候得ば、或は田宅を質物に差入れ、高利の銀子借用致し、或は家財を賣却して、（ろ）當前の急を遁れ候迄にて迹々彌々難澁に及び、忽ち離散の色を顯し候樣に相成候。且

（い）靜謐安穩。天下が靜かに治まりやすくおだやかなること。

（ろ）當前。さしあたつての、目のさきの。

勤むる者をば取上げ人となしたまへと申べし。たゞ國家の善政あらましき事也。善政の本は慈悲ぞ。慈悲を萬の根元とし、侈をたちて治め給へと申すべし。又汝等が忠義は、正直慈悲をこのみ、賞罰に私なきやうに心を付けて、諸士皆嗣君の德儀になづくやうにするが忠節ぞ。咸陽宮は咸陽宮が亡ぼし、平家は平家が亡ぼし、鎌倉は鎌倉が亡ぼし、家は家が亡ぼすためしよく知れとの御意にて、御暇下されければ、井澤御懇意身にあまり、やゝ落涙し御前を罷立ち本城へ歸り、則ち前君の御意を委細に嗣君へ申上候へば、嗣君の仰に、扨々前君の御志の御苦勞あさからざる御事かな。仰下さるゝ條々、誠に骨髓に徹し有がたき御事とて、御泪を催さる。井澤御前に居る內、御折紙を御認めさせ、多田を召出され、知行二千石下されければ、多田涙を流し、御折紙をいたゞき、御前を退出せしとき、嗣君御意に小松の大臣の詞に、國には良臣を失ふ事を愁へ、家にははかりごとのたゆるをかなしむといふはまこと也。汝が一言によつて、孝行にもとづき國家を治むる道を聞きたりと仰せられ、御悅甚し。井澤には左文字の御刀をくだされたると也。（至公訓　終）

（八）多田。太田なり。

武道に用ひざる事也。不レ得レ已して邪惡を討ち、道有る人をたすくるを武道といふなり。扨又（八）多田事は己が身の分限を知りて仕ふる事也。しかれ共彼がいふにあらず。いはせたまふ嗣君の心底誠に目出度事千秋萬歳と安堵不レ過レ之候。多田が所以は慮外にて無レ之、全く忠信也。子細は知行功にあたらず、過不及有レ之時は、諸奉公人誠を失ひ身の程を知らず、よきものは埋れ、輕薄ものがはびこるものぞ。總じて武士は身の程をよく知るが第一也。諸人身の程を知る時は、政道亂れずして家の長久ぞ。かの多田は知行二千石給はりしかるべしと申すべし。若しそれにても異儀あらば、重ねて申しこさるべしと可レ申との御意にて、井澤に御腰物其外品々拜領仰付けられ、さま〴〵御念比の儀にて、返す〴〵も萬事を深く愼み奉公せよ、無道のおこなひをして、主君の目がねを違ゆるな。諸人に慮外する事なかれ。尤も毛頭も奢るべからず。國家の守護奉行人は、姓にも氏にもよらざるぞ。常々の覺悟大事也。或歌に

人多し人の中にも人ぞなき人となれ人人となせ人

如レ斯あれば、諸人は銘々の家職を深く心がけて人となるべし。尤も家職をよく

かるに武道不案内の者は、太平の世には益なしとて武道を取り失ふ。彼木刀を用ふるに似たり。木刀もかたちは刀に似たれ共まことの用には立たず。武道不案内の武士も、かたちは武士にして其用は百姓町人におとれり。此故に武家武道に達するを家職を知ると云ふ。天下の大寶也。しかしながら不案内なるものは、武道と血氣を取違ふぞ。誠の武士とは仁義に處し無道を討つて、人民を安堵さするを云ふ也。是國を治むる主の役也。

一、假初にも僞をいひ人をたぶらかす事なかれ。總じてかくす事は結句人よく知るもの也。何ほど手前によき事とおもひても、人民皆疎むは惡しき事ぞ。我何程奢なきとおもひても、諸人奢ものといはゞ必ず奢ものぞ。たゞ外人の沙汰をよく聞いて覺悟し、國のため人のためをかんがみて、その政道をなすべし。治國なりとてみだりに遊山宴樂を好み、武備を取失ふは必ず欲ふかきものぞ。是其國の亂と成る本也。治世に武道に達するを眞の武士といふぞ。亂世に武道をなげく如は、冬は寒を防ぎ夏は風を求むるにひとし。しかれども武道無案内の者は、咎なき他國を討捕り、みだりに戰をなすことを武道といふと覺ゆ。是全く

してたのみあり。小人數にて大切の先手に用ひても疑はしからず。大勢也とて武道不案内の將を先手に用ひまじき事也。先手の大軍の崩れかゝりたるは、味方總軍のわざはひぞ。自然の事有レ之ば必ず先手を能々詮議せよ。往昔異國より日本を攻めんと謀りし時、武内大臣九州に在て異國を押へらる。是卽ち劒の理をかたどりての事也。夫劍は切先のかねを第一に吟味す。子細は切先は先事にはやくあふと、或は切り或は突き肝要の處也。此故に日本の大先手として神代には住吉大明神、人代には武内大臣を置かれたる也。今以て此心を失ふべからず。右にいひ聞かするごとく、異國みだれたると聞かば、九州に能き武將をえらび、異國を押へさすべき事也。日本の中にての軍は、勝負ともに其一家ばかりの盛衰ぞ。和漢のあらそひは負けたる時は日本の耻辱勝つ時は日本の譽ぞ。異國との取合ほど大事成る事は有るまじ。若異賊來らば此心にて押を撰むべき事といふ事ぞ。文永弘安に異國人渡りしも、日本數代治平の事を、大元の世祖帝よく聞き、又蒙古武勇に誇りての事ぞ。文祿の朝鮮征伐の事も、朝鮮數代治平なりし故、柔弱にして武道を忘れしと、秀吉武勇にほこられての二ッぞ。し

利義政は將軍と號しながら、天下の亂を治むることをゆめ〳〵心にかけず、徒に茶の湯ばかりに心を用ひ、東山に引込んで、數寄風流の東山殿とよばれたる不覺悟、人これを奢なきとはいひがたし。此義政を奢もののうつけといふ。子細は我役をつとめずして茶の湯ばかりに心をよせ、先祖の功を空しくするは大なる奢（七）破家者也。總じて我職ならぬ事を數寄ものは、たとへば松は常盤の色あれども花なく景なしとて、藤をはせ、松に花ある藤の森などいひて長を翫ぶがごとし。後には藤がはびこりて松を巻枯し、終にはともに枯れぬ。其ごとく義政も武道の松に茶の湯の藤を匍せ、松藤ともに枯れぬるなり。能く心得の有べき事ぞ。

一、武家は武道を忘れざるがよき也。子細は太平也とて、武家が公家の如くに成りて、柔弱非禮を好むは、たとへば眞劒は用なしとて、木刀を帶すに似たり。たとへば將軍を初め國主郡主に至るまで、小勇を好んで軍法を用ひざるは、木刀に鐵の小刀を指すに同じ。如レ斯の武士は大身也とも、味方にして必ず災と成り敵にして味方に大利あり、又小身たり共武道の達人は敵にして侮られず、味方に

（七）破家者。馬鹿者。

ふは家職を失ひ、武家は公家を學び、出家百姓町人は武家を學び、我家職を非に見るを奢ものと言ふぞ。かけまくも忝くも天子の御つとめは、正月元旦の朝拜より月次の御祭事有り。是天子の御家職也。關白は天下を預り、政道正しく人民の愁なく治るを職とす。是文明也。將軍は天下の惡逆を討つて道有るをたすくるを職とす。是武道なり。皆是上代の法ぞ。しかるに中比より君臣奢強して、政事を失ひ人民安からず。然る所に賴朝平家をうち木曾を亡し、諸國の總追捕使を賜つて、天下泰平と成る。鎌倉九代の後、天下又大に亂れて上下其所を失ふ。此時尊氏武勇にて天下過半治る。義滿の代に至て一統に太平也。武威を和漢にあらはし、其身淳和奬學兩院別當源氏長者征夷大將軍大政大臣從一位准三后公方義滿贈法皇と號す。大明成祖皇帝の祭文に泰獻王と謚す。さればこの義滿は祖父親の讓りを受けて、長を空敷せず、善政盛にして德高く天下を治平し、異朝迄如レ斯なるを、若し奢などゝいふものあらば、是武道無案内の沙汰也子細は位と祿と釣合ひたるものぞ。王といふは天下の主たる人を云ふ。然る時には天下を治るからに高位に昇る。是定まりたる事也。然して後尊氏第八代足

（五）上向。表面。うはべ。

（六）遠藤。近藤のこと。

郡村里のかたちを亡ぼすにあらず。其所々の衆人をいためくるしめ、民の心を失ふをいふ也。此國を亡ぼす大將あらば、改めて其器量にあたる士に、國郡をあたゆるが天下の主の役也。若し是に依怙有つて、我が氣に應じたるには無道の吟味なく國郡をあたへ、國民を苦しめるは天下の主のあやまりにて、天道必ず是を糺したまひ、忽ち天下を失ふぞ。故に他の非を改めんよりは、先づ手前の非をよく改めよと云ふ。若手前の思慮少しも違變する時は、家人の内忠信ふかく家諸共と思ふもの程、還て（五）上向は家の爲を思はぬやうに見ゆるものぞ。予甲賀を愛せし時、我家を諸共とおもひ入つて、命をはめ盡さし忠信の者ども、皆上向は等閑なりけるぞ。たゞ手前のかねをよく定めよ。

一、總じて武道不案内なる者は、諸侍の嗜と奢とを取違ゆるものぞ。嗜といふは（六）遠藤などがごとくに、似合はざる事まで拵ぎ、朝夕の營かすかに身のくるしみ大形ならずして、身體より過分に人馬を持ち勿論武具馬具きらびやかに、常に家職をわすれず、是非をよく辨へ、誰が前にても理は理非は非と憚らずいふもの也。これを奢と思ふ者は無案内也。まことに士の本意嗜といふぞ。奢と云

(三)石見。佐渡守のこと。

(四)四郎。茶屋の四郎。

也。尚書に德惟善レ政、政在レ養レ民と云ふ。予此金言を不斷わすれず、百姓の諸役をよく吟味し、金銀米錢は年貢より外はいさゝかもとらず。此事の得失は(三)石見に能く習ひて是をよくせよ。無智成る者は國郡を取りても、其程を知らざるもの也。こゝに智なき者の批判おかしき事なり。泉州堺の町人批判しけるは、小西攝津守肥後三十萬石とせられ候へ共、いまだ銀子壹貫匁も貯へ申されず候。長崎道安は知行一粒とらね共、銀子十萬貫目金持ち申すとなれば、武士程何の益なきものはなきといひたりしと、(四)四郎が物語せしとて御笑被レ成、町人は此心にて金銀さへあればよきとおもひ、遊山法外の樂をこのみ、恥をも知らず、義理をも知らず、他人の迷惑をも辨へず、己が立つ事ばかり心がけぬるゆゑに如レ斯ぞ。かならず國郡の主も愚なるはこれにひとし。我領する國郡をいつまでも我物と心得、後世の恐なく民人をくるしめ、私欲ふかく己が身ばかりたのしみぬる故、必ず國を亡し家を失ふぞ。我身さへ我ものならぬ習なるに、增して國郡を我ものと思ふべき道なし。然れども善政さへ行へば、いつまでも我物ぞ。猶々民に仁愛を行ふべし。こゝの心得が大事也。扨國を亡ぼすと云ふは、國

分にて居候へといひしと也。溫和なる者にてはなきかと御笑なされ、總じて備中は生付溫和なるものにて、智惠ありて慈悲深きもの也。見よ彼が子孫繁昌すべきぞ。總じて無智なるものは何の益なき事に、諸人をつからかしくるしめて、用に立つ事を取失ふものぞ。されば惡利々の者のなす事は、一手かはるもの也。彼甲賀めが知行の物成を己預りの百姓共に借し、其利米を取り、己は予が預置きし米をつかひしと也。是偏に武士の道を知らざる故也。勿論予が物を盜みたるにてはなけれども、如レ此のわざは町人の事にて、武道には大成る疵なり。又(一)星田藤左衞門奉行たりし時、(二)故鄕の百姓非公事をいひ出し負けたりしが。藤左衞門依怙也と方方にていひまはり、落書落し文等しけるを、藤左衞門聞付け、二度詮議の上此百姓を切りたり。其後坂部何某如レ斯の非公事をさばく時、右坂崎の百姓の如く惡口しければ、坂部これを聞いて其地下人を呼び寄せ、其段々をいひ聞かせ、其分に指ゆるす。兩人の道理を聞くに、藤左衞門申分は、上を犯す者をゆるやかにすれば、向後のしまりなしと云ふ。又坂部申分は如レ斯なるものを切候へば、重て奉行に奢あるものといへり。いづれも尤の事

(一)星田藤左衞門本多作左衞門のこと。

(二)坂崎。三河國にあり。

せしぞ。小原は一廉主人の用にも立つべき者なれ共、奢強ければ以來如レ斯するぞと、旗本諸國家中へ、近くは見せ遠くは聞せ、奢を斷つべきため也。秀吉も木村常陸を早く成敗し給はゞ、秀次の奢も長ずまじきぞ。總じて萬事を細に心底におさめ、能く吟味工夫して、其成敗をなすべし。毎事未練短才にまかする事なかれ。天下國家島々にまで、兼てよく聞いて、その善惡を己に糺すべし。重疊いひ聞かするごとく、跡先の考なく奢強きものあらば、早々挫ぐべし。是國家を治むる第一の法なり。

一、(す)坂部備中が知行所に、備中といふ百姓在り。備中が家來彼百姓に名をかへよといへ共、此百姓承引せず。或時坂部知行所へ行きし時、彼百姓を呼出し名を替へよといへば、この百姓申すやうは、迷惑成る儀を仰せられ候。私は人に勝れ御年貢一番に上納仕り、尤も御公儀もよくつとめ申候に、左樣の難題仰付らるべき事とは不レ奉レ存候。私儀此在所にて代々の備中にて御座候間替申す事不二罷成一候。この上は殿樣の御名御替へなされ候やうにといふ。坂部いひけるは年貢をよく納め、公儀をよく勤候へば一段の事也。己は此所の備中ぞ。其

(す)坂部備中。酒井備後守のこと

仕なさば、主君のために大敵なるべし。

一、凡忠信は大小上下近習外樣古參新參によらず、たゞ人の心に有るぞ。然る時は汝等は諸人に心安くしたしみ、その志のうづもれざるやうにして、忠信を盡させよ。汝等高上にして諸人地中に堀入るやうに成ゆく時は、たとへば上位は天に昇り、下位は地に潜むに等し。此時君臣の間遠かり緣きれて、家國滅亡するぞ。總じて主人家老の前にては、少く無禮に見ゆるほど成る者が、蔭ほど上を大事に思ふ物ぞ。家老出頭なりとて、諸事跡先の考なしに、諸人に慮外する時は、諸人主君を恨むるものぞ。此考なく諸人威を付くるを歡び、主を笠にきて奢るものはうつけの頂上也。若し是に邪曲を含む者あらば、彼甲賀秦の趙高が類也。又人に慮外を仕かけられ何とも思はぬものは、何の役にも立たぬものぞ。しかれ共思慮有て堪忍するは至極也。能く勘辨すべし。そもや同じ侍が時の運によりてこそ、主と成り家老出頭と成り諸士以下と成るに、當分己時に合ひたりとて、諸人を見くだし奢强きものは、天下の上はいふに及ばず、國主郡主小家中共に、禍の媒となる也。此故に彼家來(せ)小原何某を松島へ流人にな

(せ)小原何某。下野が家來小笠原監物のこと。

（も）常住坐臥。つね〴〵おきふし。

にほこり、鯉の料理をするやうに、己が心にたくらべ思ふぞ。是武道不案内のゆゑ也。荒木は忠信深き故、身命を的にかけいひたるぞ。如レ斯の勇士は治亂となく、能き事をおもひよりては諫むるものぞ。然共上よりいはせざるときはいはぬもの也。天下泰平に成る程、かやうの者を賞翫して理不盡に押こむる事なかれ。子細は生を受けしもの誰か身命を的にかけ主に荒言しにくまれん事を望まんや。此心ざしを押さゆるは、家運の末としれ。治平の時は上下共に鎗を握るべき事なし。たゞ主人にいさめをつよくいふものが勇士也。かやうの者は亂世に望んで、必ず忠信有りて武功有るもの也。しかるを主君たるもの、我身のあしきを顧みず、威勢にまかせて理を枉げ、小身者の骨がましき事をいへば、何の功にて口をきくぞとて押かゞめ、心がけ有る武士を押込む故に、大臆病の輕薄もの、時に合ひて張大し、次第に武道すたれ家亡ぶるものぞ。子細は無道にして柔弱なることは、武道の達人是れをうかゞひ、その時節を見合せ必ず其家を討取るもの也。武家は（も）常住座臥共に武道の衰へざるが繁昌ぞ。然ども若し汝等威を逞うし、諸士の頭を押へ、諸人の勇氣なきやうに

子眷族まで、路頭に立たんことをかなしみて諫をいはぬもの也。又忠臣にて諫言をいふものも、還て世におちぶれ、見ぐるしく成り、果は我身はともかくもなれ共、子供の不便成るは量なき故、身の果をくるしみ、子供にも必ず男立骨がましき事無用といひ聞かせぬる故、壯年に勇氣なる侍なく柔弱に成り、皆女人のごときぞ。是家の衰へ滅亡の本ぞ。段々いひ聞かする如く、治國にも亂世を忘れざれといふは、合戰をはげむ時は、何樣の下賤の者にても、味方に利ある事をいへば戀しき子に逢ひたるごとく、是をいさみ用ゆるぞ。そのごとく治世にも政道のため能き事をいふ時は、早々用ゆるが專要ぞ主に忠義を思ふに治亂の二つなく、大身小身高位下賤の隔なく、能く心得べし。一寸先をしらぬ者ものは、治國の時は智惠分別はたゞ主人家老大身にのみ有りて、末々小身下賤にはこれなきやうに覺え、人はうつけ者我ばかり智有りと覺ゆるものぞ。尤是より後は合戰も有るまじきゆゑに、上下共に鎗に血を付くべきやうなければ、次第に武道不案内成るべきぞ。しかる時は鎗を持たず、侍は何事も口にまかせいひたきやうにいふものぞ。たとへば（ひ）荒木などが事を半分より聞ては武功

（ひ）荒木。鈴木久三郎がこと。

をひかへつかはさば、定めて暇を乞ふべし、其時何となくいとまつかはすべきと思ひ如レ斯といへば、坂田は御意の通にて御座候結構に召仕はれ候私ゆゑに、今御家にて私等へわすれても無禮仕るもの御座なく候。しかるに此神部は心つよく不禮仕候。是によつて一廉御用に立ち可レ申と奉レ存如レ斯申上候と頻に申すに付、是非なく思ひ、然らば知行何程つかふべしといへば、坂田申すには二千石つかはされ可レ然奉レ存と申す。其儀ならば約束のごとく千石つかふべしといへば、坂田遮りて是非〳〵二千石といふに付、其外の家老共と相談の上、千五百石つかひ可レ然と内談相究め、則ち神部を呼出し、予が思ふ處と坂田が所存と分明に申聞け、知行千五百石申渡候へば、此者城より直に坂田が所へ行き、此間の手おちあやまり御免くだされ候樣にと涙を流し理申也。其後よき拵仕りゝ人がらも能きゆゑに、今は物頭になせしぞ。總じて主に諫言をいひ、時の政道の善惡を吟味し、主君のためよき事を注進するものをば、武道知らざる小人は、推參也、差出もの身のため知らぬ氣違などゝいひなして、終に身上果さするもの成るゆゑに、心ざし有る者も主君のため諫め度とは思ひながら、身上滅亡妻

かするに人がらよく、ことによく奉公する由申すに付、かやうの者むざと隙を出しなば、諸奉公人各身をうたがはしくおもふべし。且又坂田が支へたると噂ある時は、如在なき坂田に悪名を付けんも如何也。又其分に置けば家老の威薄く、家のしまりなしとおもひ、予が分別に知行をつかひ候時分、兼ての約束を控へつかはさば、神部こらへぬものゝよし、定めていとまを乞ふべし。しからば諸奉公人の疑もなく、坂田事とも噂申間鋪とおもひ、知行八百石の折紙を調へ、一兩日中に呼出し可ニ申渡一と思ふ處に、坂田是を聞き付け予に申すは、神部に知行を下さるべきよし承り申候。此者は殊外能き奉公人にて、一廉御用にも立可申と奉レ存候。千石の御約束にて候へども、御約束より過分につかはされ可レ然と申に付き、されば此者以の外其方へ對し慮外者と聞く。依て思案し知行八百石つかふべしと思ひ、折紙したゝめさせたりといへば、坂田申すやう、以の外の御事にて御座候。此者などをさやうになされ候ては、重ねて能き奉公人御家を望み申間鋪と申すに付、汝がいふ所同心成りがたし、子細は予が家にて汝などに慮外無禮する者誰か有るべきに、此者は慮外のみ有レ之と聞き、此度知行

(み)かたましき者心のねぢけたる者

(し)神部。神屋のこと。

(ゑ)坂田。酒井雅楽のこと。

も過つては改むるに憚る事なかれと示されたり。何程下賤の者の云ふ事にても道理に徹したる事をば破る事なかれ(み)かたましき者は己が威を立て、能事を聞いても不ㇾ改ものぞ。さやうの氣質の者は、大將は家を破り、家老は主を亡ぼすもの也。畢竟是君臣ともにうつけ者の作法如ㇾ斯ぞ。又他人の金言名句を聞いて、其者の前にては惡敷云ひなし、其事を取用て己が利發となすものあり。是姦人と云ふもの也。又聞いてはそれに負けまじきやと、我慢を以て云ひ消す者有り、是奸佞と云ふもの也。誠の道は我思寄りたる事を人がいひ出したる時は、我が思ひ寄も如ㇾ斯といはずして、扨て金言といひて其者を褒美するものぞ。とかく我慢の私を郤けて、隨分それを學び行んと信仰する是れ誠也。總じてよき人をなづけざる時は、よき事おもひ寄りたる人も、益なき事といはぬもの也。

一、(し)神部を新參に抱へし時分に、神部途中にて坂田に逢ひ、脇へより目禮せしに(ゑ)坂田心中に物を思ひけるにや、禮を爲さず通りければ、神部腹を立てそれより後坂田にあひてわざと無禮をし、折々は慮外がましき事も有ㇾ之と予聞くより、案の外なる奴とおもひ、いとまをつかはすべきとおもひ、其内證を聞

にのみ有て口に出ざる時は、何やうの者とも知れがたく、諸奉公人の位それ〴〵にしれがたきものぞ。亂世よりむづかしきは治世の仕置ぞ。然ども家老末に成る時は、大將も大將の器量なき故に心のはたらきなく、しかも我心治りたるやうなれども、少しにても骨がましき事有るときは、諸人の心柔弱にして、鋒先まがるものぞ。たゞ假初にも武士は勇氣のあるがよきぞ。いかに男のかたちを受けても、心女にて柔弱非禮を好み、奢強き者は必ずありやすきものぞ。扨又汝等はかりそめにも我心にかなふ輕薄者を親むべからず。かくいへばとて血氣未練の者にかたより、咎もなきに追放改易せよといふにはあらず。子細は多くの人の中には、色々樣々の者あるべし。しかるを家老の役には其善惡を善く知り善人には事を司らせ、諸奉行諸役人となし、邪にひがみたる人には役儀を懸ず下にありて政道の妨に成らぬ樣にすべし。然れば汝が眼前の事ばかり知り以ては、家老とはいひがたしといへば、土肥赤面し、御尤至極に奉レ存候といひて泪を流せしが、今土肥などに續く家老我朝に多くは有べきとも覺えず。總じて心に誠有るものは、至極の道理を聞きては、忽ち其誤りを改むるものぞ、古人

（め）靜謐。世治まりて靜かなること

されば人老いぬれば色もうるはしからず。力落ち腰からみ、心もよはり眠りうすきゆゑ、禮すべき者に禮せず、禮すまじき者に禮するやうになるは顯然也。そのごとく家の衰へ老いぬれば、主君の用に立べき善人を捨置き、惡人を擧用するものぞ。家老は身の年よらず盛なるやうにするがよし。惣じて治平の末にその家破れんとては、今川の三浦右衞門などかやう成る者出で奢ぬれば家衰へ、諸人の勇氣ぬけて、右衞門ごときの者にもひれ臥しければ、家よく治りたりとて己が手がらのやうに思ふぞ。臆病者は武道を嫌ひ、軍役の勤もしらずして、泰平〳〵と斗りいひ、自分の家に口にと武威を付る。是ひとへに女童の雷鳴の時に桑原といひ、地震の時に萬歳樂といふに似たり。是にて萬事を心得よ。汝などにいふべき事を、汝が言葉に任せ討やりにするならば、其者は輕薄者か佞人か、又さやうの者多くば家の末かと心を付よ。老人の身に藥を用ひ灸をするゑ、若き子を名代に出すがごとくに心得、武道の衰へざるやうに覺悟第一なり。（め）靜謐の世ほど諸士の頭のさがらざる様にあひしらひ、勇氣をいさめ揮はせ、銘々の心底を眞實にして、詞に出すやうに仕置をなすべし。其者の心ざし心底

家職といふは、人間は米を食し鷹は肉をはむがごとく、武家としては治國にも亂國にも、武道に怠る事有るべからず。其武道といふは、命を的にかけ義理をつとむる事第一也。大方にしめしては、諸士命を的にかけぬものぞ。命程大切なるもの又何にかあらんや。しかれ共、當座に死ぬるはやすく、存命にてはかりごとをめぐらすは難しといふは、稀なる武士のたとへ也。先は命は捨てかだきものぞ。よく勘辯して此身にたくらべ、國家の政道をせよ。たとへば此一身を國と心得、心を大將とし、其外耳目鼻口手足を諸士諸人としれ。見る事は目、聞くは耳、かぐは鼻、味ふは舌、歩行くは足、打つには手、取るにはゆびあり。しかれば聞き時は目役に立たずして耳よし、行くときは手はいらず、座する時は足いらずとて是れを捨んや。故に武家においては、治亂共に武道を捨てざるは此心ぞ。此道理を知らずして武道を疎かにすれば、天下の變來るぞ。是專要の上の專要ぞ。若し疎かなれば又別の武道達人に天道より國家の執柄をあたへ玉ふゆゑ、衰へたる家は忽ち亡ぶる也。尤も國々所々の將武道を疎かにし、私欲深く此をくるしむるものこれあらば、早速いましむるが國家を治むるの役也。

少々の無禮も有るもの也。家衰へぬる時は、縦へば臺所にて成りとも食し、飢ざるがよきと思ひ、鼻はゆるがで息さへ出ると思ふやうに、侍の風俗卑劣成るによつて、彼甲賀ごときときの奢もの折を得て、諸士の頭を押へ、ひとり驕つて必ず家滅亡せるものぞ。既に甲賀が奢つよく家中をなやまし、大成る災と成らんとせしか共、予が家盛なるにより運を開きたり。惣じて家盛なる時は、諸人面々の家職をよくつとめ身のほどを知と、武士は武道の外他事なく、義理のせんさく深く、もとより飾り諂ふ事もなく、心底に二つなく、乳兒の父母にしたがふがごとくに、主人家老にしたしめば、主人家老は子にひとしく愛するを、明君良臣といふぞ。此心は主は父に同じ、家老は母に同じと心得よ。又家衰へぬる時は武道すたれて、柔弱非禮の奢もの出て權柄を執るゆゑ、萬事己が心にたくらべ、武士の役議を忘却し武道のはざみあるものを見ては、當風に會はず時しらぬかたくなものなりとて、人外のやうに執成し押かゞめ、息も突く事ならぬやうに成るものぞ。是れ家の衰へ也。子細は家職の外こそ、數寄も嫌も折も時もあれ、家職をおろかにすべき事いさゝかもあるまじき事なり。それ

言を申す役なるに、扨々心得ぬ事を申す者かな。汝が所へ出入する者ばかりの善惡を知り、其みだ知らざる時は、汝がかたへ出入するもの﹅中ばかりよき人を撰み、役司になし加增させば、家中擧つて土肥の所へ出入するは善惡共に立身するやうに取沙汰し、彼欲心深き貪る者、緣を求めて汝が所へ出入すべし。尤も何程出入したり共、後闇くあしき者をよき執成し、自分の威を揮ふべきとは予も思はず。勿論主を蔑にしては天罰あり。それを辯へざる汝にてはなし。しかれ共彼甲賀ごときあれば、左樣の者同前に諸人汝をも思ふ時は、予が目金も違ひ汝も惡名を得んぞ。惣じて武勇智謀も有て主の用に立つべきとおもふ者は、輕薄をなし不義成る事にて立身すべきとは思はぬものぞ。左樣の者はたとへ汝に無禮する共、汝が方により手を入れ念比にすべし。是を忠信の家老といふぞ。凡そ人の元氣衰へぬれば、死するごとく、家も元氣衰へぬれば滅亡する也。家の盛になると云ふは、諸人主君の爲には身を忘れ。諸士の風俗義理につよく、柔弱卑劣ならず。媚諂の心なく忠信はげみつよければ、奉行頭人へ間には慮外も至るものぞ。又は惣じて人わかき時は血氣つよく、每事に屈せずして、人に

(き)放僻邪恣。ほしいまゝにしてよこしまなること。

(ゆ)土肥。土井大炊頭の事。

し。たゞ父子の中はむつましくして莊る事なかれ。家人の忠信立にて、父子の中を備ふものぞ。何事も具に聞いて心底におさめ、思慮工夫して後、異見を加へ給へと申すべし。必ず荒異見して、其子身を捨て、世を遁れしもの多きぞ。人の父たるもの遠慮あるべき事也。又汝等が心底に治むべき道理あり。彼甲賀めも、はじめは謀叛逆心の事少も思はざれ共、己が智惠淺きゆゑ(き)放僻邪恣に募り、人をうつけと見て、さま〴〵の事を工み驕り、家中擧つて疎むを聞きて、已むことを得ず敵に內通せし也。尤も是忠信なきゆゑ也。汝等忠信ふかく奉公せよ。人にも身にも去つべきは奢ぞ。

一、(ゆ)土肥若き時分、予或傳に役議を申付くべきとおもひ、彼者は何やうの人柄かと尋ねければ、大肥申すは、此者は私かたへ終に來らず其故、しかと不レ奉レ存と申に付、扨々汝はさやうの者にて可レ有レ之とは知らずして、予が口まねをさせけるぞ。子細は彼者は余り人のしるまじき身上になければ、汝が所へ出入せぬとて存せずと申すべき道理なし。人の善惡を糺し、能者のうづもれざるやうにいたし、惡しき者に事を司どらせざるやうにとりおこなひ、予に非有る時は諫

して、少しの無禮慮外ありとも、是をとがむる事なかれ。害にならぬ事ぞ。たゞ大小上下共に家人をくるしめ、民の艱苦をしらず。私欲あるものは、天道に背く、天道の大敵ぞ。必ず是を挫ぐべし。それ人は萬物の靈すぐれたる生物にて、皆天の子也。然る時に我子を惡くせられて、其親其者をなんぞ善くせんや。此故に天の子をいため苦しむるものをば、天道又にくみ亡し給ふ事明かなり。誠に人間の貴賤貧福にかはりはあれども、生れ出る身はかはりなき人が、人をいため苦しむ時は、其いたむる人をば必ず天道いため給ふと知るべし。然るを奢強きうつけ者は人間の本意を知らざる故、大身方位にばかり智惠分別有るやうに心得。同生の人間を虫のやうに思ふにより、己れを顧ずして必ず家を破るものぞ。扨又子共の育てやうは、武士は誠の武士を付りたるがよきぞ。上杉則政の子龍王が事を定て聞及びたるらん。如レ斯の覺悟以ての外あしきぞ。子を養ふには忘れても柔弱に馴れ、又血氣の小勇を好まざるやうにすべし。人の本は慈悲也。慈悲有るものは、當分惡しき事ありても、必ずなほるものなり。慈悲なきものは人に成るものなし。秀次などのやうに無慈悲にては人に成りがた

至公訓 卷四

一、報恩とは、善惡の行によりて、吉凶のむくひにあるを云ふ。人あしかれと思ふものは、必ず其報にて我身惡くなる。又汝などかやうに主の心にかなひたる者、主の威勢をかり、人に慮外をする時、汝等の眼前にてこそ、主の威故臥かゞめども、かげにては必ずうとむ。諸人疎む時は、忽ち天道にはなされ、終に身を失ふ也。又諸將一寸先を知らず、家來をいため民をくるしめ、私欲深き時は、其報ひにて家をほろぼし身をうしなひ、一門ともに一時に滅亡するぞ。されば人皇二十代宣化天皇の詔に、食は天下の本なり。黄金萬貫有りても、飢を療すべからず。白玉千箱有りとも、何ぞ能く冷を救はんやとて、大臣に命じて御藏を立て粮を積貯へたとへ不慮の事あり共、人民の命を救ふべきとの叡慮なり。人を利するものは必ず天これに福し、人を害する者は、天これに禍すと云ふぞ。是れ天下のむくひなり。又た書に國家の政道すなほなる時は、四月の蝕の色薄く、政道あしく人民を苦しむ時は、蝕の色黒しと有るぞ。扨又當家へ對

子を云ふとは知らず、たゞ守兵が入らざる事をいふとおもひ承引せず。又守兵は如レ斯諫め候ても水に繪も書くごとし。無二是非一御不覺悟也とあきれ果て迷惑す。甲賀めは嫡子が前にては是もくるしからず、彼も大事なき事とて、秀次に木村がいひしごとく、惡事の例を引ていひ聞かせたり。それのみならず甲賀めが奢張大し、總家中彼が惡心の讒を恐れ、ゆたかなる心少しもなく、氣づかひ深くして、諸人皆ひがめに成て、おだやかならず。若し此時不慮の事あらば、家の滅亡ならんとて、老功の者ども眉をひそめ居たりと也。此儀も甲賀亡びてのちに細かに聞て驚き、誠に後悔す。只今も其事を思ひ出せば、惣身より汗出るぞ。何程才覺有りて氣に入りたる者成りとも、手くろう者に油斷被レ致べからずと申すべし。度々いふごとく、忠信深き眞實の侍は、少も奢らざるものぞ。彼甲賀め、若き者を誑かし、是非なき次第、一生の間わするゝ隙なしとの御意にて、御涙を流させ玉へば、井澤も御愁歎の御容躰を見奉り、御理至極に存じ奉り、ひそかに袖をぬらしたり。

御前あしきとて。心入ふかく奉公せず。そもや嫡子が氣に入りたる者を、予にくむべき道理なし。是たゞ甲賀めが邪曲の仕業なり。親子の間は隔なく、若し要事あらば面談にて密々に異見せよ。親子の間を急度して、家老共ばかりに異見さするはあしきぞ。父子むつまじからざれば諸人うたがひをなす。疑へば讒言も起るもの也。此ゆゑに嫡子の方へは、惡敷人許りを還付けらるゝと思ひ、互の心行違ふぞ。總じて家人としては身命を碎き如何樣にも奉公すべきと思ひ入てさへ、主の心にはかなひがたし。況んや主の心にかなふを迷惑に思ひては何かよき事の有るべきや。如レ斯の折節を見合せ、惡逆無道の甲賀めが、我が前にては若殿樣の御不覺悟、何共御笑止千萬といひ、或時は御守何某不覺悟と云ひ、又は若殿樣はよく候へども何某が所爲といひたるゆゑ、嫡子が召仕ふもの共、大殿樣はさやうに御行儀の事きびしく仰せられず候へ共、御守共が分別立にて如レ斯申上候と云ふ。又予が吟味を以て如レ斯仕候へと申付る事、巳も尤もと請けながら、還て嫡子へは守どもの仕業といひ掠むるによつて、嫡子も甲賀が舞

（さ）僻事。ひがんだこと。ちがつたこと。

昌し、其家も盛になるべきに、引かへたる奉公人の覺悟のごとくにては、よろしかるべきやうなし。故に子供に付くる奉公人は、親のつかふ者よりも威勢あるがよきといふぞ。子細は春日大明神は藤原の祖なり。此故に春日祭には、近衞殿より盃を明神に參らせらるゝ也。しかるに尊氏の末の代にあたりて、公家武家共に隨意をせり。此時近衞殿、手前より盃を上ぐるは上代の事なり。今末世の私盃を上げ申事、如何なりとて、別の土器を神前に備へ、御酒をつぎ候へば、その土器忽ち破れたり。近衞殿謹んで世は末世也といへ共、日月は地に落ちずとは此事成りとて、涙をこぼされたりしと也　是は春日明神の其子孫に威有るやうにとの神慮と見えたり。我嫡子に懲りてかくいふぞ。此事委く嗣君に申すべし。子供養育の事はたゞ家人に有るぞ。附け置く人をよく吟味し、我が使かふ者より一入憐愍ふかくいたさるゝやうに申すべし。尤も汝等もさやうに心得、わかき者どもにもいひ聞かせよ。父子の中むつまじからざるは、人倫第一の（さ）僻事也。大小上下共に、これより上の事はなきぞ。されば嫡子に付け置く家老を始として、安堵の心入なく、若殿樣の御意に應ずれば、大殿樣の

(あ)嫡子。三郎のこと。

考へよ。第一旗本諸侍の心入れ、行儀、作法、國家の奢、又は仕置の體、其外家々の老中出頭人の作法まで、態々糺し聞くべし。凡そ天下の亂の基は其君の惰弱、家老の奢より出來るものぞ。近代家老の奢によりて其主君を亡ぼせしは上杉にすが野上原、千葉に原、原に高木、今川に三浦、斯波に朝倉、三好に松永、大内に陶、赤松に浮田、浮田に長船、武田に跡部長坂、其外此たぐひ多し。此を以て國々の事を能々聞き、奢る臣下をば長ぜざる前に挫ぐべし。

一、嗣君次君などに付かるゝ人を、能く吟味いたされしかるべし。父子の間の滯は、皆家人より起る也。扨子供の智をはかるは、我が若年の時と思ひ合せたるがよし。(あ)予嫡子を片時もはやく成人させ、一方の大將となし、少しも早く手をも廣ぐる樣にとおもひ、彼が年齢の考もなく、智恵の付かぬとのみくやみ、こゝが不足かしこがたらぬとおもひ、付け置くもの共にも、此事をさせぬるがあやまり、此諫をいはぬが越度也、といひて、少しの事をもきびしくいひしゆゑに、嫡子に附勤むる者は、是非改易などにあふやうに諸人心得かなしみたり總じて嫡子に奉公せよと申付けば、人々いさみ歡びてこそ其子もよく生立ち繁

（て）がさつ。荒っぽくふるまふをいふ。

行先の辨へなく、毎事俄に行きあたりしかも臆病也。その臆病なる者は必ず（て）がさつにて奢強し。奢つよきは滅入やすく、萬事依估贔負有り。如ㇾ斯の者は一門家臣を始め、大身なる程たのみにならず。かやうなるは、身の分限を知らず、天の時を考へず、一村領すれば一郡を欲し、一郡欲すれば一國も手に入れ、又天下をも望むやうに心得、敵の大小強弱をも辨へず、猥りに進んで天下國家の騷動と成るもの也。是れ畢竟武道不案内と知るべし。其武道不案内成るがゆゑに、必ず私欲ふかくなり、竟に國民つかれ亡國となる事、尤顯然也。武道の達人は、假初にも不儀無道なく、道にかなふ也。子細は不義邪惡にては、戰ふても勝つ事を得ざるを知る故、道を正し仁義を守るに依て、謀逆逆心もなきぞ。しかれども右に度々いひ聞かするごとく、手前の曲尺はづれては他を正すことならず。たゞ手前の愼を第一にする事を知るべし。勿論國々の主、其外末々へも慮外緩怠をなすべからず。昔時師直が奢り慮外に世の人飽きて、恨なき尊氏を疎み、上杉が關東を靡して勢猛に募り、成田に緩怠して諸士疎む。石田が奢に飽きて、秀吉に恨なき者も敵と成る。かやうの事をおもんみて道理を

るはなし。是れ天性の誠なり。故に我子を指置き、他人の子を愛するは有るまじ。我子に萬藝ををしふる様に、諸人に心を賦るべし。それ〴〵の得たる所の能を擧用して捨る事なかれ。たゞ身の六根手足をつかふ心を以て、人をとれ。目は目の用、耳鼻は耳鼻の用あり。たとへば同じ鳥類なれども、鷹は空を飛行して能あり。鵜は水中に入て用あり。面々の得ものあれば、利發なるとて一人に何事も備らん事を求むべからず。

一、甲州の勝頼は信玄の跡を繼ぎ、猶功を立てんと欲せしかども、武道に達し、末の考有る老臣の諫言を用ひず、たゞ無分別第一の跡部長坂が、一寸先を知らざる異見を用ひ、少し利を得ていよ〳〵彼等を信ず。老功を蔑にして、終に國を失ひ、其身亡びたり。武功の家老は、時の合戰の勝負は大形に謀りても、末々國家の建立を考へて、ふかく諫めけれども、勝頼一偏の思慮にて愚なる故、老臣の智計忠信むなしくなり悉く討死す。殘念の事也。又關白秀次は、木村が忍びて大坂の城より、水さしのふたを取參るべきのよしあすに付き、是を賞翫し、秀吉の大恩を忘却し、忽ち亡べり。必ず武道不案内成るものは、無分別にて

（こ）成田何某。成瀨隼人のこと。

（え）たくらぶる。くらべること。

心得らるゝにとこそあるべきと仰せありし時、井澤申上けるは、御意の如く、私式迄兼て左樣に仰渡され候。御目付衆は誰とも不レ奉レ存と申上ければ、又仰せに、總じて主の爲を深くなげくものは、身を忘れ、忠信にのみ心を碎き、毎事油斷なきものぞ。身をかざり威勢をつよくし、知行財寶を望む心少にても有るは、忠信にてなし。源義經の郎等一騎當千の者共は、義經の情を感じ、義經所領なけれ共、面々に食を求め主君を養ひ、身命を投ちたり。予が家にも是に似たるあり。（こ）成田何某などは、鈴木が心を移したると思ふ也。扨隱し目付をいひ付くるとて、家老共を無二心元一思ひての事にてはなきぞ。其故は予が家を末代と志す士を、無二心元一思ふべき事なし。尤も無二心元一思ふ程ならば、何ぞ執事とせんや。家老も又主君の家を疎に思ふては、家老といひがたし。家に隨つて榮え家に隨つて衰へ、其家のためには、身命を塵芥よりも輕くし、親の子をそだつる如く諸人をあはれみ、家をなげくを以て家臣といふぞ。凡そ親としては、子の正しくすくやかなるを願ふものぞ。家老の家をおもふも此心也。主の事を子に（え）たくらぶるは、輕きやうなれども、親の子をおもふ程眞實な

からざる儀なれば用ひず。尤もあながちに甲賀がいひし事を用ふるにてはなけれども、内々いひ合せたる儀を變ぜし故、老臣どもわれを疑ひ、何事をいひても益なき事におもひ、次第に遠慮出來たり。假初にも家老共といひ合せたる事を、相談なく變改するは惡きぞ。本より家老どもは諫言の役なれば、幾度もいさめよ。たとひ月見花見の會たりとも、同心して變ずるは、皆私よりおこる儀也。さりながら談合の上にて勝れてよき事あらば、始めいひし事を改め、まさりたるかたに一味同心する事尤も也。時に中すとは、如レ斯の道理をいふぞ。

一、總て主に諫言するに差別あり。已が身のかざりにいひ、已が威を強くせんとてなすものは、十が十百人が百人共に惡邪ぞ。主人たる身の專要に勘辨すべき事也。これを大形に吟味する故に、還つて家を破り身を失ふ基と成るぞ。汝等は國家の大事に成る處の末發を考へ、諫言せよ。尤も國家の事はいふに及ばず、異國の事までも聞くべし。善惡共に大に成ては、誰も知る。少しの内に具さに聞屆くるが專要なり。又汝等を始め、家老の上の事をも、隱し目付をいひつけ、日々夜々に聞かせ若し無道なる事ある時は、異見下知すべし。定めて嗣君も此段

又汝等を親のごとく思ふものぞ。而して惡逆無道の族あらば、忽ち亡すべし。是れ國を治むる第一の道也。たとへば小火は一滴にても消え、大火に及びては洪水を灌ぎても鎭め難きは眼前のことなれば、かやうの道德にて國家の治亂をはかり、惡の長ぜざる先に早く防ぎ去つべし。油斷する事なかれ。彼甲賀予が心に叶ひたる事類ひなし。其懸引誠に不思議なる思慮有りて、予が心中に入りたる如く、よく推量したり。折く諫言の事も、中々我が智の足らざる所をいひたり。しかれども奢つよき事、已が分限より殊外超過したるを知らずして、我れ危き事に逢ひたり。末代において主たる者の心を付くべき第一なり。總じて無二の相口の者を使かふ時は、唐の玄宗の楊貴妃に溺るゝを考へしるべし。甲賀奢つよく、予が事を眞實に思はざるは、天道を知らざるゆゑなり。たゞ私をのみ思ひ、邪欲におち入りて、色々の謀計を運らしたり。末代とても邪智の發明なる者は、天下國家のわざはひと成ると知りて、奢莫大にならざる前に速かに挫ぐべし。又汝等能々心得よ。彼甲賀出頭せし時は、父君に召仕はれし老臣共、いまだ存命す。或時指て大事にもならざる事を、一兩度も諫言せしを、くるし

安堵歸服したりと也。その高札奥州には今に至て稀に殘りて有り。予も見たりしが、右のごとく書いて、奥に賴朝の判これあり。尤もなる事也。

一、返す〴〵も汝等は、諸人のそれ〴〵の得たる處を考へ知て擧用すべし。總じて文に達し武道に達せざるあり。武藝に達し文道に愚成るあり。是を考へて兩人をつり合せ、奉行頭人に用ふべし。又家老の中むつまじからざる時は、木曾山の檜の木揉合て火をもみ出し、大山を燒亡ぼすごとくに、互の威をあらそひ必ず主の家を亡すものぞ。これを考へ、汝等か威をひきくして權をあらそはず、諸人にむつまじく、愛子のごとく思ふべし。是を聞きても、面々が威をすくやかにせんと思はゞ、主君の爲には、汝等は强敵ぞ。頻りに威を好むものは主をたぶらかし、傍輩を譏し支へて、無道をなすもの也。されば細川武藏入道賴之が行跡を、傳聞きて忠信と武道とをよく知れ。

一、汝等がよく心得べき事は、家中大小の侍或は陪臣まで、其氏々を正し聞き、たとひ當分其者不仕合にて、輕重は有りとも、昔を思出して詞をかけて、懇意を加へよ。汝等は萬民を見る事、親の子を愛する如くにせよ。如レ斯するときは、

なり。たとへば正宗の刀を、五郎入道が作りたるとほりによくとがせ、さびざるやうにしてたしなむ時は、正宗とて名作也。しかるを此刀の持主數奇なりとて、直なる刄をみだれに直し、みだれ刄を直になほし、一代々々に刄を直すときは、地がねは五郎入道正宗なれども、ほうず物とて何の役にも立たずして、釘にもならぬぞ。此ほうず物よりは、結句今作りが用に立つぞ。孝の道を存せば、親が銅拵にして刀を讓りたらば、子孫も銅拵しかるべし。しかれども時を斟酌し其子銀にて拵へ、又其子は金にて拵へ、又其子は細工人を吟味して拵へ、如斯かざりの金銀赤銅は修飾するも、太刀は變ずべからず。尤も拵へやうも先祖の法式に隨ふべき事也。そのごとく先祖の家法に背かず、其家を治むるをば孝行の最一とす。その成功の家を繼ぎ、安樂の身と成りながら、先祖の家法を削り改むるは不孝至極也。其罸のがれがたく、必ず家を破り身命を失ふものぞ。

總じて明君良將といふは、萬事人のなす所を見、其能事を取用ひて政道をなし國家を治むる也。往昔右大將奥州の泰衡を討ちて、其跡の仕置をせられしは、先年秀衡が仕置の通りこれを書いて所々に立てられしゆゑに、奥州の四民忽ち

子細はたとへ、其時の家を繼ぐ子供こそ、功なく又は愚成るとても、其先祖は人も知る忠有る家なれば、先祖の忠に對し、其家を養育するは厚き仁道也。しかれば彼亡魂游魂もよろこばしかるべきぞ。我も人も骨を碎き忠義をはげむは第一主君への報恩、且は子孫のため也。故に其の孫をあはれむは、其先祖の勳功を感ずる也。又忠信とて、此當家への忠信ばかりをいふにてなし。天道への忠信也。予も天道への忠信を思ふゆゑ、今國家の執柄を天道よりあづけたまへり。若し政道邪路になる時は、天道より忽ち執柄を取上げたまふとしるべし。凡そ國家の治亂は、たゞ主たる人の寸心の內よりおこる也。此肝要を能く守るべし。誠に天下は天下の天下、國は國の國、家は家の家なれば、倩こしかた行末を遠慮すべし。新法を立て家を新しくする事なかれ。無調法たりとも、予が立置きたる家法を失ふべからず。予も往昔を考へ、就ㇾ中祖君の召仕はれし老功の士の諫言を請けての制法也。それ古き家といふは、其家々の元祖の仕置を其通にて守り、舊功の家臣をそだて置くをいふぞ。又新しき家といふは、其家代々何程久しく相續したりとも、家法をかへ舊臣なきをいふぞ。是然からざる事

（ふ）理不盡。理非にかゝはらずむりやりに。

治亂にかゝるぞ。政道正しき時は、天下の諸士敬ひ尊み、邪なる時は忽ちに敵となるは、古今のためし、天道の常也。依レ之甲賀ごときの奢者をば、早速に取挫ぐべし。たとへば大木の枝、四方につき倚なき時は、其木次第に榮えて、大木と成るぞ。一方へばかり枝榮えつり合ひなければ、此木枝にひかれて折倒るゝごとく、國家も一人にて威を揮ひ奢るときは、其家必滅亡するぞ。依て此木の一方のかたづりたるを切て、本木をたすくるごとく、奢るもの邪欲の者を去りて、國家を治むべき事也。家中において親奢らば隱居させ、長子奢らば二男三男其外親族の中にて、其國家を治平すべき器量の者に家を繼がせよ。是天道にしたがふ理也。又家老出頭の者奢つよく、一人二人にて威を揮ふは、是又其主人に内通して挫ぐべし。主人異儀に及ばゞ、主人共に改易すべし。猶異儀に及ばゞ、忽ち討捕るべし。尤も何の罪もなきに、我威勢にまかせ、侍を（ふ）理不盡に亡し、我一門眷屬に與ふる事なかれ。其罪なきを亡し、あやまちなきを傷むる時は、天道に背き天罰のがれざる處也。勿論何の罪もなき家に男子これなくば、養子に緣を結びて其家を立てよ。是卽ち國家を治むる者の役也。その

(け)下知。指揮。命令。さしづ。

尤も賞罰なく、善惡ひとしき時は、功臣倦むといへり。而も其功なく其値なき輩に、猥に祿をあたへ金銀をあたふれば、功有る者に祿をあたへても、あれ體の者にさへ如レ斯なれば、玲しからずとおもひて滿足に思はぬもの也。又天下の大寶といふは、日本に能き大將の有る時は、たとへ異國より攻來るとも、武勇を揮ひたやすく退治するは、天下の大寶也。既に日本より異國を攻ければ、又異國より日本を攻めまじきとおもふは愚なり。又家の大寶といふは、諸侍武道を忘れず、節儀正しく忠信深く、假初にもつゐしよう輕薄の風俗なきは、國家の榮ゆべき前表にて家の大寶也。古語にも士は尙レ志といへり。又汝等が心得には、埋れ居たる身を擧用ひらるゝ上は、報恩にたゞ自分の奢を斷つべきと思ひ、かへすがへすも邪なきように愼むべし。一言なりとも能々前後を考へていへ。汝等が一言の善惡は、主君の善惡ぞ。今我が幕下見捨ざる者に奢ものあり。色々異見をくはへ(け)下知すれども用ひず。此上は是非なし、定めて自滅すべきとおもひ、不便なる事也。汝かならず奢心少しにてもあらば、大不忠不義と思慮し、身を引きさげて、諸人にしたしみ、忠貞を盡せ。又旗本の善惡は天下の

主の前よく執成し、立身させたり。又諸役人諸奉行人、たとへば千貫目遣用に入ることあれば、五十貫目も其奉行算用の上にて褒美にあたへし程に、邪欲の輩は治部はよき天下の執事なりと誉むる。誠有て道理を知るものは、眉をひそめ私語たり。或時郡といふ士に對し、御納戸の銀六七百枚程利潤にせりといふ。彼郡迷惑におもひつれども否といへば忽ち身上の害に及ぶ故、忝しと石田に一禮し、其銀子を取らず、其まゝ天下の藏に納め、その身は當時虚病を構へ引こみ、其奉行役を辭したり。是天道を恐れての事なり。故に其恵有て、後には旗本七組の頭に成りしが、果して其忠貞を變せず、大阪落城の時、千疊敷において諸人に勝れ、一番に切腹し畢る、心ある侍の噂には、鎌倉の安藤、大阪の郡と沙汰せしぞ。如ㇾ斯忠義深く志ある勇士は、常の覺悟格別なるもの也。かやうの者の埋もれざるやうに心懸くべき事也。石田が根ざしは、主の代を奪はんとのみおもひしゆゑ、已が分限より奢つよく、頻りに已に威を付けたり。又金銀米錢の事は、天下國家の事において無理に始末せよといふにはあらず。されどもあたふべき道なきに、むざと金銀を費す時は、功有る者を賞すべき財なし。

らざるとに有るぞ。たとへば女人が夜中に人遠き所へ遣はし、其行先に明衣など着せたる人を置き、不意におびやかさば、驚きて絶入もすべし。又此女人主人の掟などを犯し、忍び逢ふ夫などと約する時は、深山に獨り行きても、おそるゝ氣色なく、還つて人遠き所を悦ぶなり。是兼ての覺悟したると覺悟せざるとの違ひなり。又土龍といふ生物は、土中にのみ在て明を知らず、故に不斗土中より掘出されば、おどろき死するものぞ。是を世人は日輪の蹴殺し給ふなどいふ、大なる僻事也。日月に何ぞ殺罰の心有るべきや。善惡は皆手前の覺悟による也。これを名付て常の備といふぞ。しかるを無智なるものは、太平の時は亂を忘れ、終に家を亡し身を失ふ也。異國亂るゝ時日本油斷するは、今川氏眞が茶の湯と知れ。下愚なる者は、利發だてして一寸先を知らず。夏あつければ冬の寒さを考へざるぞ。末發を勘辨し、奢を斷て政道をなすべし。されば石田治部心底に大逆を含み、主をたぶらかし、天下の事大小となく己が心にまかせ、主の用にも立つべき、天下の重寶と成る者をば、當時の權威につのり、讒言しさゝへて主の前を遠ざけ、或は身體滅亡させ、利欲深き追從輕薄ものを崇敬し

（ま）功烈。いさをし。

王十二代景行天皇より、同十七代仁徳天皇迄六代の朝につかへ、二百四十餘年不易棟梁の臣也。即ち武内は我朝大臣の初也。筑紫の熊襲に東國の蝦夷を討ち、日本を太平とし、又三韓を退治し、又八幡大神を御即位成せしも此大臣の功也。又異國より日本を攻めんとて、數萬の人數を渡したれども、武内大臣九州に在て是を擯退く。如レ斯等數代の（ま）功烈まことに巨大なり。年三百六十歳にして薨ず。今の筑紫高良大明神也。依て彼を觀是を考へて、末代の政道をなすべきことなり。我岡山一城の主たる時は、近所の城々を用心し、既に一國の主となりては、隣國を用心し、二三ヶ國の主と成りては東海東山北陸道の治亂をも考へ、今領國全く治平したる故、扨異國の事を聞かするぞ。若し此後異國亂れば、日本の主心得あるべき事ぞ。誠に武内大臣は數代忠臣の良弼、政務の棟梁、片時も大内をはなるべき事ならねども、九州に居住有りて異國の賊を押へられたると也。秀吉朝鮮征伐の時も、牧司釜山浦に在て、小西加藤等を手いたく當てば、むづかしかるべきぞ。此心を踏みて、異國亂るゝと聞けば、武道の達人を選み、九州に於て異國を押へさすべき事也。武道は兼ての覺悟、勝負は備ると備

（や）巨細。くはしいこと。

たひ、士民も家を移さんとなづくものぞ。又何程口にて善を盡くしても、心に邪惡あるものには、諸人おもひつかぬもの也。大將たる者の、能々心得べき處也。總じて出頭家老の邪惡は、中々聞出しにくきぞ。甲賀が事も、彼が亡びし後に（や）巨細の儀は聞きたる也。第一に國家の政務に怠りなく、それより臣下諸侍は勿論汝等が行ひまで、世上の取沙汰を能々聞届け、尤も主君の批判に惡事あらば急度諫めよ。汝等が身の上に惡事の沙汰あらば、早速に改めよ。十目の見る所十手の指す所顯然の理也。次に又他人の身の上にあしき沙汰あらば、其緣を求めて密に異見を加て善道にみちびくべし。是主君への忠信又仁の道なり。我に非なきとて諸人の沙汰を取上げず、餘處に見るは、我慢邪智ぞ。總じて諸人の口は遠慮なく、いひあらはすものなれば、諸人の噂を聞て我行を撓直すべし。是を天に順ふといふ也。たゞ末代を思ふべき也。是を辨へずして、一人二人にて威を揮ふは、愚なるよりおこるぞ。總じて親の氣に入り、子の氣に入らざる者多し。是又よからず。父子の氣に入るは稀なる事ながら、能く心得べきもの也。我朝人王百餘代の中に武内の大臣の外、數代の大臣なし。此大臣は人

（く）奸慝。心よこしまにしてわるきをいふ。

至公訓　巻三

一、凡そ愚なる父は、子供の氣質行跡、何事も我心のやうに仕なすべきと、おもひぬるによつて、其生質の辨へもなく、一途に我心の如くにつとめしめんと欲し、若し思ふやうになければ、必ず父子の中滯り出來て、竟には家の禍となるものぞ。武田信虎と晴信と義信の事を見て考へよ。一寸先をしらずして、我がおもひ入りたる事ばかり、一偏に能しと心得、諸人をむら〳〵につかふ故に、其家次第に人すくなく成り家ほろぶるぞ。主も臣も百年をさとし知れ。是れ是を知らずして親類に威を立て子を蔑にし、我に合口の者一兩人計りに威を揮はせ、諸侍を遠ざくる時は、たとひ金言名句を間々いひだしても、其百年の跡は仕置みだれて、家の滅亡と成る也。又一人にて威を揮ふものは、何程才發成りとも、心底はうつけか又は時節を見合せ、主の家を奪ふべき下心が、いづれにも（く）奸慝成るもの也。誠の知惠忠信有るものは、主の威と自分の知惠とを合せて、依怙贔負なく、淳直の道を行ふゆゑに、家中の諸人眞實におもひ付いて、國中し

に、うとまれば不忠の臣と知るべし。

我こゝろおもてに出るものならばいかに妾の見にくからまし

かく詠めるは、尤もにてはなきかとて御笑ひなされ、返すぐ\も嗣子かたは何某にての三人にまかせられて、然るべきぞ。されば我往日嫡子に人を選みて付けしに、甲賀佞惡を以て、さまぐ\にその守どもが非を擧げ、彼れを告げ、これを告げて、家老共の事を一偏にいひ妨げ。のちには己れ家老に成り、上みぬ鷲のふるまひをせんと思ひ、又嫡子若年なれば、體により亡して家を奪はんとはかりぬれども、人心木石にあらず、天性に微妙明德の良智あるによつて、後には甲賀をば諸人疎みし也。しかも己が惡は日々に張大し、内々の思慮は相違す。是非なく勝賴に内通せしが、およそ大將たる身は專要に諸人の批判を聞き届くべき事也。子細は諸人の進退に大小高下あれども、忠信の儀にかはりはなき物ぞ。よつて諸人に言はせ評論させ、よき事を取り用ひるが良智といふものぞ。その上、主も威勢ばかりすぐやかにして諸人に恐怖せられ、臣も媚びへつらひ上向ばかりを能くするは用に立ず、たとひかたちは拜伏せずとも、心中にてうやまひ、道理を守りて仕ゆるが、良臣ぞ。主の心にかなひたるとて、諸人

く、我威を揮ふものは、主人の大敵不忠の至極なり。されば嗣君の後嗣には、何某を後見に備へ、何某を諫言の官となし、何某を傅に付くべきとの事尤もなり。誠に何某が仁、何某が智、何某が勇、此三徳ある者を以て補佐せしめば、世子は明君たるべきぞ。總じて予共に仕る傅師は、兼て其の人を吟味し、我身正しき者を選び付置くべきぞ。たとひ明日にも、世子かたへ汝等を付申さるゝ共、心得あるべき事也。毎事を父君のやうに守立つべきと思ふべからず。第一には人に大本あり。先づ慈悲を萬の本に定む。若し、慈悲なきこと、僞りがましきこと、少しにても有レ之は隨分諫言せよ。是れ專一なり。其外の事は面々の生質さま〴〵にかはりあり、不得手あり、得手たるあり、數寄不數寄あり、是れ上戸下戸あるにて分別せよ。かくいふ予が生まれ付にも、いと見ぐるしきこと數しらず。依て其子のすかざる事を、我れ數寄たりとて頻につとめよと言ひても、ならぬものなり。只、大本を詮議して、さのみ大事ならぬことは、大形にしたるがよし。夢窓國師の歌に

心だにわがまゝならぬ世の中に人の背くは科ならばこそ

子孫親により生れまさるものはいふに及ばず、親におとるとき其用をつとむるを用來の用といふ。又、其子親よりおとりたるとても、先功を思ひ其家を立て置くを不用の用といふ。たとへば其子うつけにて、何の用に立たざれども、其の家名外に求むる事ならざるが故也。信玄は功なきときは名を取るといへり。又、かしこからざる者の子によき者生れ出たるは、主君の寶となるぞ。若し、其家を蔑にせば、末孫によき者出來ても、俄には取立がたき者ぞ。而かも其賢からざる者といへども、能き人を持たざるは、其家を立てゝも立たざる者也。汝等をはじめ家の侍ども、其子の賢と愚との知れがたきを慮り、身に過るほどのよき家來を持ちて、主に忠をせんとならば、能侍を持つより外、他事なきぞ不用の用なければ、家は立たぬもの也。扨、又、時用の用とは、用來の内に、其執事にすべきよき人なき時は、汝等が如く、うづもれゐたる者を選み出し用るをいふぞ。其選み出されて主君に用ひらるゝ者は、我が智に高慢せず、人を非に見ず、一人にて威を振はず能事を仲間にゆづり將來を考へ、僞りかざるを嫌ひ、諸人を偏頗なく撫育すること誠の道也。又、一郡の家老も、此の心得な

ず天道の告げ候也。天道より人間の惡を改めさせんとて、告給ふと思ひ、眞實に恐れていましめよ。たとへば我子に惡事あれば、父是を打擲して、改めさせんとするにひとし。まことに天の惠み也。疎かに思ふべき事にあらず。

一、第一には家法をよく守るべし。家法といふは公家武家農工商おの〳〵其家々の所作に付て作法あり、是を家法といふ。依て當家にも法あり、これをよく守れといふ事ぞ。其法をかゆる時は、たとひ、更に、少々能きの事ありとても、多くはわざはひ出來るもの也。總じて武家に於ては、武道の備へ肝要なり。然れども代の末なれば、我家職を取り失ひ、身のほどを知らず、物の本のはづれを見ては、そのまことにいたらずして　はや聖賢の如くに思ひ、我智惠を高慢するぞ。大なる僻事也。大内の義隆などが、身の程を知らずして、三皇五帝も我身もかはることなきやうに心得、武道の備へを忘却し、終ひに冥理盡き果て、家を亡し身を失へり、まさに鑑みるべきのこと也。

一、惟るに、用來の用、無用の用、時用の用とて、三つの用あり、所謂用の用とは、我家の姓は何、氏は何、長臣の家は誰々、其外一流々々の氏あり、此氏の

事なり共、具に聞いて入事を取用ひ、入らざる事を捨てよ、大公望が言に、天下の目を以て見、天下の耳を以て聞き、天下の心を以て思ひはかれといへり。又、大學に、十手の指すところ十目の見るところ嚴なるかなといへり。誠に尤至極の事也。或は主人をたぶらかし、或は傍輩をもたぶらかせども、總ての人はたぶらかされぬもの故、世上の者は遠慮なく其まことをいふぞ。然れば國家を治むる將は、常々世上の批判のはやり歌までにも、こゝろをつけて辨へ、政道をなすべし。されば信長は六月二日に討たれたまふに、京童は五月半に、其沙汰せしと也。光秀もとより內々にわが家老にも知らせず、漸く家老共も其夜に及んで手をひらきたり。然るに先達てかく沙汰せしは天道也。隱れたるより顯はるゝはなしと古語にも有るぞ。うつけは惡事を行ひて己れが心にくらべ、人は知るまじと思ひ、人を侮るものなり。汝等よく〳〵心づかひなくば、世上の事こまかに聞えまじきぞ。毎事隨分はやく聞付けたるやうなりとも、汝等が耳に入るはやゝ遲きと知れ、何やうの役に立たざる事をいひたりとも、むざと削るべからず。勿論其の出處を糺すべからず。子細は其者の作りていふにあら

手前を明かにして、他を治むるの道理也。然れば國家の善惡は、家老共吟味し、家老の善惡は主君みづから吟味するが其役也。又、主人の善惡は、家老共より吟味し、諫言を入るゝが定まりたる道也。然るに、予、甲賀めに氣をのまれし時分は、祖君の代よりつかへし老功の者も、心底に思ひながら、そゞろに口をつぐんで居たるぞ。總じて主の奢つよきか威高きかにて、惡人を愛する時は、一門家老をはじめ、主の氣に入る事ばがりを言ひ、諸士も身がまへしよき侍は押込められ、或は身を引て出合はず、諸人言葉と心底各別に相違す。彼佞奸の輕薄ものは、自ら時を得て暴虐募り、其家必ず亡るものぞ。彼の甲賀に懲りて、我子共の上をはじめ、家老の事をば、日々夜々に聞かするぞ。又、家老の善惡に於ては、旗本の諸士よりも吟味し、是れを家老に告げ知らするが誠の事也。然れども汝等高上に構へば、諸人隔心に思ひ、何事もいふべからず、たゞ諸人に親しくして、主君の身の上は勿論、汝等が身の上の善惡の沙汰を、早く聞くやうにせよ。自分に惡き事なきとて、聞捨にすべからず。尤も何者がいひたるなどゝ、其のもとを糺すべからず。心底に納得して、猶惡事を改めよ、假初の

るにあるぞ。然れども、權たかく威つよくする時は、諸人の批判耳に入らぬものぞ。假初にも心をためなほし、奉公の忠勤をせよ。毛頭僞りかざることなかれ。汝等が僞りは、早速國家に流布して、國家の災となるぞ。古歌に

僞りと人にはいひてありぬべし心をとはゞいかゞ答へん

我れ彼の甲賀めに懲りて、かくはいふぞ。勿論、旗本の諸士の儀はいふに及ばず、天下の諸大名その末々までも、一人にて威を揮ひ、奢つよき者あらば、早く是をとりひしぎ、慈悲を萬の元と定め、善政を執行ひて、いよ／＼國家を穩かになすより外の事はあるまじ。

一、彼の甲賀に懲りて、我が使ふものは云ふも愚か、諸家中にも奢つよきか、又家來の者にも、一人にて威を揮ひ奢つよき輕薄者を愛する人は、甚だ嫌ふ也。子細は如レ斯の人は、終ひに國家の騷動となる也。此故に隱し目附をいひ付け、家老の身上は勿論、世の善惡を日々に聞かするぞ。第一に家老質直なれば、家なべて質直也。總じて國々の主、此の覺悟尤も也、且、又、隱し目付を用ふるは、慈悲の政事也。依てこゝに大事の心得あり、能く思慮すべき事也。兎角

はざる者あれば、根をたち葉を枯らすやうに仕なすにより、大身小身共に心中には、無念至極と思へ共、身上滅亡し、妻子眷属まで迷惑にならん事をかなしみ、皆、涙を流し、楽にしたがひ、恨みなき主人を反つて恨むるぞ。是れ偏へに主人ゟ愚なる故也。如斯の者は、必ず主を亡し終には其身を失ふこと顯然也。かへすぐ\末の考へなしに奢らするも、奢る者も、皆、愚なる儀也。汝等が忠信といふは、諸人の心安く出入するやうになつけ、其内にて義理を知り、正直なるものを近付て政治の是非善惡又は我が行の善惡まで用捨なく言ふやうに仕なすが忠信ぞ。左樣に諸人をなづけて謙るほど、汝等をば諸人ゟうやまふものぞ。何程高上に構へ、私の威を付けても、諸人に疎まれ主君の緣盡きなば、誰れか崇敬し憐れまんや。それ高位をこのむは凡夫の常にして。理の闇き也。こゝを引きさげて根入を深くせよ。その根入とは下賤の者にしたしみ、へりくだるをいふ。高山の水は遙かの谷へ落ち入りて大河となる。たゞ多分を聞いて取捨せよ。就中汝等は慈悲深く、常に善を眼目に思ふべし。但、こゝに心得あり、何ほど自分に善なりと思ふとも、世の人惡也といふ時は、主君の目がねはづれた

木の根の如し。人の和は花實の如し。根に培養へば、花も實も年々出來る也。此の道理を考へて、たゞ根をかたくせよ、其のかたくするは古法を守りて、奢りをたち慈を萬の根元と定むる也。

一、國家を治る法は、賞罰の二つ也。賞とは善を賞する也。善を賞せざれば善人すゝまず。罰とは惡を懲す也。惡を罰せざれば惡人こりず。此の勸善懲惡の第一は、奢者を大小となく挫ぐより外の法はなきぞ。右にいふ如く何事も身にたくらべて政道をなすべし。されば毒蟲に食はれさゝれし者は、いたく其其さしめを卽時に切り捨つれば、其の切口はやがて癒て、毒氣を去り、其身恙なきぞ。是を切捨てされば、毒氣總身に渉つて、甚だなやむぞ。此の如くに奢者は速かにはびこらざるさきに立ち切て、國家を治めよ、その儘ゆるし置けば、國家の亂となる基ぞ。彼の甲賀如きの奢者は、主のためを思ふやうに、世間へ見せ、實は己れが爲めを第一とする故、遠藤などがやうなる忠信の士は、彼れが所へは出入もせぬぞ。甲賀ごときの者は、邪智を逞し、能きものをば次第〳〵に追失ひ、尤も少にても己れに無禮あるか、又は己れが非を擧ぐるか、兎角己に隨

る新曲尺はを用ひて、疊の表を長七尺横四尺にして、古人のうつけなる仕やうかな長さに一尺横に一尺の損あるを知らざるといふがごとし。尤ものやうなれど、何國の家にも間に合はぬぞ。其の如く惣じて曲尺を知らざる政道は、色々別立する程、皆新規新法に成りて、人、くるしみ、終には天命に背きて家をうしなふぞ。子細は其の家の元祖はじめて國家を創業する程の才智ありて、しかも久しく世間に馴熟し、後來のために寢食を安んぜず、思案工夫をめぐらし、苦勞しで定め置きたる政道を、我當座の知るを以て、我意を立て、しかも彼の慾心深き輕薄者にたぶらかされ、先祖の事を削りなば、などか天道に捨てられずしては有るべきぞ。かへすがへす新法を立つべからず。されば其の先祖の苦勞を以て國郡を相續する大恩を辨へ知りて、其家法を守り、諸人を懷け、穩かに治むるは、天下への忠信深き人ぞ。何程表向きをよく繕ひかざり候とも、家中に疎まれ、民心に背かば、大惡人のしるしぞ。能く念を入れ、善と不善を知り辨へよ。世の寶なりとて、金銀米錢を一途に集めて、諸人を苦しめ疎まるゝは、災ひの基ぞ。金銀を施し救ひ、人を集むるは、是れ寶の長久ぞ。凡そ善惡は草

惡人佞人共の秀でざるやうにするが第一の忠節也。されば孔子の言にも、人の己れを知らざる事を患ひず、人を知らざることを患ふとのたまへり。人を知るは智惠也。よく人を知らんと欲せば、公の心を以て私を去り、諸人の心機の善惡を觀察せよ。必ず言とかたちとにまよふ可からず。又、古語に人は詞を以てこゝろみ、金は火を以てこゝろむといへり。又、おもひ内にあれば色外に顯はるともいふ。或は又た口には名言を唱へ、しかも心のひがみたるものあり。よく〳〵辨へ知るべし。

一、惣じて政道には法といふものあり。大工の曲尺の如し。たとへば疊を長六尺擴三尺と定めたるが如し。依て京さしをもつて、こしらへたる疊は筑紫奧州の末にて敷きても間に合ふぞ。是を曲尺の手を定めたる法といふぞ。よき政道は斯の如し。又、愚なる將は、彼れにたぶらかされ、是にまよはされて古法を取失ひ家を破るぞ。故に古法を破り新法を立て、利口立たる振舞はうつけ者か、扨は惡念ある者か、己が身をたかぶりての事也。是を曲尺なしの細工仕置といふぞ。もし此疊の六尺三尺と定めたる曲尺を用ひずして、我が才覺にて拵へた

かぶりて、人を侮り、狐が虎の威をかり、主人を笠に着て人をおどし、己と中のよきへつらひ輕薄ものゝ、一寸先きを知らざる佞人をよき者也と、主人の前を執成し、立身させ、或は諸役人となし、己ればかり智惠あるやうに心得、家中を苦しめ、諸士の主君に怨みの出來る事をかへり見ざるは、是れ君に不忠の小人也。眞實に我身を省みて、心にて心の師となれ、畢竟其奢も不忠も惡逆無道も、皆、己が身心の飽くまで才智利發と思ふより出るぞ。又、忠臣といふは、我身にはこらず己を去て、智を切磋琢磨してのち、能く人の善惡邪正を辨へ知るにあり。惣じて主君たるものは家士を愛し、政道に依怙贔負なく、百姓工商をも惠み、下の苦しむ事を去て、諸人の好む所にとゞまり行へば、人おもひ付て、國家太平也。是に反して、大身はひとりたのしみ、小身末々はかなしみ、金銀を強ひて貯ふ時は、人、散失せて國家亡ぶる也。賤しき士民なりとも木石にあらず、必ずいやしむべからず。往年、上方騷劇の節、予が領分のもの、出家山伏職人町人等順禮に出でたる百姓まで、予が屋敷へ馳せ來る、是れは常々の仁惠仕置の善政によつて也。汝等が役には、たゞ善人のうづもれず、

口惜き事と思ひ、畢竟手前さへ損をすれば、埒明くと料簡し、誠をいはず、大身武功の者は、某に對して宥し置きたり。惣じて主君の念比にさる者の惡事は、家老武功の侍、横目までも主に恐れて堪忍遠慮するならひを、甲賀めは人はうつけ己ばかり知恵あるやうに心得、奢りの餘りにあられぬ手立までたくみて終り、身を失ひたり。汝よく心得よ、假初にも人をうつけと思ふて、旗本は勿論、天下の諸大名、末々へも僞りがましき手立して、天下の人に笑はれ、主君の名を汚すな。元來人には良知ありて、善惡邪正大形は知るものぞ。然る上は誠なき事を以ては、中々たゝぬものぞと心得よ。たとへば、言葉をいひでも、心に惡あれば惡と知れ、言葉に誤まりありても、心底善なれば善と知るものぞ。他人を打つ杖と、我子を打つ杖のごとし。是れ自然の誠也。少しも僞りかざることなかれ。昔を以て今をかへり見よ、主人奢つよき時は、その家を破り、身を失ふ。又、臣たるもの奢つよき時は主の家を亡し、身を失ふ。又、臣たるもの奢つよき者は、必ず欲心深き惡利口のうつけ者也。我身に徳義ありて自から人の敬ふこそ、誠の道なるに、己に威勢をつけ、人にうやまはれんためには、自らた

重科たるべし。惣じて人は本一體のものぞ。小身なり愚なりとて、人を侮るは、惡事の本ぞ。奢りなく忠信有り功有るものは、何樣に擧用し、何程の高位大祿をあたへても、諸人尤もと思ふものぞ。又、隱し與ふる時は、少しの財寶にても、其者の人柄宜しからざる故によつて、穩便に賜はると人思ひ、大將にも私あるやうにいふもの也。然る時は受ける者も、與ふる者も、倶に惡名を得る也。およそ人の家の滅亡するは、主人頻りに欲心深くなり、又、家老一人に威を揮はせ、諸人恨みを含む故なり。斯の如く成らば、その家の運の末なりと知るべしと。

一、右にいひ聞かする如く、甲賀は下賤の者なりしを取立て、家老共の末席につらぬ。此者、奢つよく、家中の諸士に對し、以ての外に慮外し、分國の所務、家中の役儀、金銀米錢の事まで某爲めなりとて家中を削り、諸人をたぶらかすやうに仕なし、予が前にては御家中の諸人末々まで安堵仕り、忝く奉レ存候申すに付き、予はまことゝ思ひ安堵せしなり。小身なる者ともは、疎忽なる事を云ひ出し、甲賀ににくまれ、身上滅亡のみならず、ほうけ拂ひに逢ひ候ては、

賀如きの者に、依怙贔負すべきや。これ、偏へに不審の事也。惣じて、國家を治むる主の嗜むべきは、慈悲を政道の根元とし、治まれるにも亂世を忘れず、家職を第一とし其次に我家の盛衰をはかり、我が行ひを正し、家老の善惡を分明に辨へ、天下國家の是非を明らめ、正すべき儀也。我れ若き時より、少しも依怙贔負なきやうにと、隨分、心がけ、ここに家老共に隱して何にても諸人につかはさざる子細は、其功に當る時は、知行金銀其外何樣の財寶をあたへたり共、誰れかこれをしるべきや。いにしへの堯王は、士民の舜に天下をあたへ玉へしかども、天下の人、これを非とせず。末代までも善き仕置の手本に立るとぞ近年は鑓に血を付るばかりを、功と云ふと諸人覺へたり。其儀にあらず。靜謐の世には、五倫五常を正しく行ひ、萬づに付けて私なく、諸人毛頭も恨みなきやうにするを、大功といふぞ。ことに汝等よく心得よ、小身より大身に成り、今、國家の執事と成り候上は、夢ばかりも此上の望なしと思ふ可し。たとへば正月盃の次第の時、我等がむかしは何程なるが、今は何程也と思ひて、其の主意を忘るべからず。尤も家老なりとて、高上に心得、諸人に慮外し沓らば、

無用といふ、甲賀は然るべしといふ。甲賀は我心に從ひていひしゆゑに、甲賀が申分よしとて鷹野に出でたり。かやうの瑣細なる、功にも立ざる儀ども二三度有しより、家老共心底には兎角甲賀が事のみ用ひると思ふに付けて、次第に少しづゝ遠慮の心增し、右の通に成り行きし也。彼の遠藤が忠節の訴へ誠切の至り也。今、少し遲くば、予が家危うからんと思ふ也。勿論、甲賀が奢にて惡事到來すべきと思ひ、家老共色々內談せしかども、彼者の儀如レ斯も有體に言上すとも、渠を猜みてかくはいふぞと、予に思はれん事を口惜しく思ひ、たゞ甲賀を闇討にするか、又は家老の內、鬮取して斬違へんと思へ共、是れ、又、時節がら、他國へ聞こえいかゞ、所詮家に惡事出來せば、いづれも枕をならべ討死仕るべしと覺悟を極めしとなん。又、或は、甲賀金銀の奉行共と心を合せ、盜みたりしを、横目共、予に告げけれども、予、曾て取上げず、あまつさへ家老共にも隱し知行をとらせ、金銀をつかはし、何事も此者に逢ひては某が智惠も曇ると、家中擧げていひしと也。そもや、國家を治むる者、左樣の拙き分別にて、國治るべきや、不義無道には。予にさへ手を見せざる予が、何ぞ甲

慈悲は上よりと思ひ、色々御佗言申上げ、先づ閉門させたるといひしと也。是れ、向後我が惡を主人へ訴へざるやうにとの謀也。史記に曰く、事以レ密成語以レ泄敗と有り、又、易に曰、く機事不レ密則害と成ると云へり。然る時は其者の惡事を糺すに、何某が言上したり、其者にいひ聞かすべきや、是れ主君たる者の第一に愼しむところなれば、甲賀が非を聞いて、小杉が我れに告げたりと、甲賀にいひ聞かすべき道理なし。然れども、甲賀、己れが邪知の飽くまでたくましき者なるによつて、たゞ一偏の事に心を付け、まことの道理を辨へざる術也。然れども、我も渠が邪智に氣をのまれしゆゑに、家來の者共も、彼れが惡事をよく知て、心におもひながら、是をいふ事ならず、家中悉く甲賀に恐れ、ことに小杉忠心を以て申上候ても、如レ斯の成行なれば、何を存じ候ても、いたづら事也とて、家老も目附も身を愼み、何事をも言はざる也。彼の甲賀め、小杉に意趣はなけれども、己れが惡事を掩ふべき謀也。惣じて己が事を少にてもあしく批判する者あれば、是に虚設をいひかけ、横目目付にいはせたりと也。又、我に家老共遠慮のもとは、或時、我が鷹野に出づべしといふに、家老共は

(の)小杉。小栗なり。
(お)白坂。鷲坂なり。

見れば、謀反致すべきと、勝頼に申通じたる勝頼の返状あるゆゑ、兎角に及ばず、則ち甲賀を手いたく成敗せしぞ。扨て、甲賀如レ斯張大なりし次第を、後日に聞けば、我れ先年(の)小杉と(お)白坂に目付をいひ付け置きしに、或時、甲賀術に、白坂を己が宿所に招き、密かにいふやう、小杉かやうの事あり、其方は知りたるやといへば、白坂ゆめ〳〵存ぜずと申すに付き、御目附衆へ、いづれも言上申したるぞ。定めて其方へも、御尋ねなさるべきぞ。其時、如レ斯具に言上仕候へとて、具さに敎へ、必ず我れ其方に密談したると語るべからずといひふくめ、扨て、甲賀、予にいひけるは、小杉如レ斯の不屆者にて御座候。其樣子は白坂よく存知候と申すに付き、白坂を呼び、尋ぬれば、甲賀が申分と、割符を合せたるやう也。しかれども其罪の事は顯して吟味する程の事にてもなく、さすがに指発す事にてもなきゆゑ、小杉を閉門させたり。其後、甲賀、己れが所へ出入するものには、此度、小杉、予が惡事を悉くあげて言上仕候趣を、某に御尋遊ばされ候へ共、ゆめ〳〵左樣にて御座なく候と具に申上候へば、扨て、小杉は惡き奴かなと仰せられ、旣に御成敗仰付けらるべしとの御意に候處、

き申候。憚り多き御儀に御座候へ共、此段御詮議御延引に於ては、御家の一大事に成可レ申歟と奉レ存候。勿論、御家中、大小ともに皆々、樣々の事共噂申候に付き、御主君の御事に御座候間、指出し候てなりとも申上度存候へども、其役人にて無二御座一候ゆゑ、つゐでを相待ち罷在候。　、つゐでと奉レ存、如レ斯申上候、委細の儀は、猶ほ横目衆家に御聞かせ遊ばされて可レ然と申すに付き、横目の者共に聞かせ候へば、甲賀が惡事大形ならざるゆゑ、早々家老を召寄せ、扨て〳〵其方など左樣にあるべきとは、夢ばかりも、思はざりしぞ。甲賀が奢り、惡逆大形ならざるよし聞付け候。何とて我に申聞かせずやといひければ、家老共、口を揃へ、御意の通り、甲賀が奢り以ての外なる儀に御座候。就レ夫何れも打寄、度々相談仕り候へ共、決斷仕らず候て、年月を暮し申候。子細は、上々樣の御意に應じたる事、並ぶ者無二御座一候。依レ之甲賀儀に於ては、何樣の惡事仕ると申上候ても、御取上げ無レ之、還て家老の申上ぐることは、御削り成されれ候樣に罷成候ゆゑ、申上候て御勘氣など蒙り候ても、詮なき事と奉存、只今まで見合せ罷在候と申すに付き、卽刻、甲賀を預け置き、彼の家内を闕所して

（う）甲賀、何某大賀彌四郎なり。

（ゐ）領掌。受け取る。

かき者也。或時、此の遠藤に知行を加増す。（う）甲賀何某が預りの代官取にてつかはしければ、甲賀、己れが執成にてよき知行をつかはし候やうに、詞の端尾を出し候へば、遠藤こらへぬ者にて、家老ども方へ來りて申すは、今度の御加増、甲賀執成にて下され候やうに申候。若し、左樣にて候はゞ、御加増の地、指上可ㇾ申候。子細は、無道千萬なる甲賀などが執成にて、御加増拜領仕らんより、只々もとの通りにて、召し置かれ下され候やうにと申すに付き、家老ども是非なく其旨我れに云ひけるゆゑに、いかさま子細あるべき事と思ひ、遠藤が申すところ尤もなり。中々甲賀が執成にてこれなしと申すにぞ。遠藤合點し、其分にて（ゐ）領掌す。其後、密かに遠藤を呼び、樣子を尋ね聞けば、遠藤申すは、私儀御念比に奢り、かやうの慮外を申上ぐるにては全く御座なく候。甲賀事、上々樣の御意に應じ申すこと、並びなきやうに諸人奉ㇾ存候故、甲賀が奢りいよ／＼張大仕候、第一甲賀は惡心深き者ゆゑ、御家中の諸人、上々樣よりも恐れ申候。その子細は、殿樣の御意に少々違ひ候ても、御慈悲にて御免の儀、度々御座候。甲賀に少しにても惡まれ候へば、忽ち身體滅亡仕るやうに成り行

（ら）藤遠、近藤なり。
（む）空聞。聞えこぬ振りなすること

至公訓 卷二

一、我れ三田に在し時、五月半頃、城の近所へ出でければ、百姓ども田を植うる中に、勝れて色白き男あり、近々と寄りて見れば、田の疇に棒を立て、此棒に簑笠をかけ、其中に刀脇指を結び付け置きたり。不審に思ひ、いよ〳〵近寄り能く見れば、家人の（ら）遠藤なり。人をつかはして呼びけれども、違藤（む）空聞きして返事せざるによつて、使ひの侍に、手を引きて參り候へと申付けつかはす。使の侍、彼の田の中へ入るとき、遠藤申しけるは、待ちたまへ、手水をつかひ參るべしとて、貌をあらため、大小を帶し。我前に出る、その時、某、遠藤に申聞するは、扨て〳〵汝がはたらき不レ及二是非一事也。我れ小身にてはか〴〵敷く心附成りがたき故、知行とる身にて、左樣のいやしき業をさせ候こと、無二云甲斐一次第なりとて、涙を催しければ、遠藤も、やゝ落涙したり。此の遠藤はかやうなる、似合はざる事まで挊ぎ、朝夕の衣食など極めて幽かなれど、武具下人等は身體にすぐれて嗜み、尤も武勇に於て、度々の譽れあり。忠信ふ

（な）收納。おさめいるゝ。

き爲めに、古法を改る事も有るべし。かやうなるは、いづれにても其家の擾亂天下國家の騷動のもと也。かくの如く衰へたる家には、正しき人は去り愚昧なる者が國柄を執り、たゞ金銀を貯へ藏に入るを、主の爲めと思ふものぞ。汝等よく心得よ、主の爲めといふは、善人をすゝめ擧げて主君に用ひさせ、人民をあはれみ、諸人安堵して其國穩かに治まるやうにするを、主君の爲めとも、又天下への忠節ともいふぞ。旗本はいふに及ばず、天下の諸大名、その末々までも、古法を用ひ、銘々の家職を專らとするが、誠なるべし。若し、先祖の家法の內、たしかに諸人苦しむ事あらば、とくと思案工夫をなし、家臣各々相談してよきやうに改むること、又、忠孝なり。是れやむを得ずして改むるなり。好んで改むるにあらず、先祖の成功にて、もとづきたる國郡を取りながら、その先祖の仕置を、わがまゝに改めかゆるは不孝の至極なり。即ち是れ親先祖の讐を報ゆるにて、これを考へよ、總じて、その先祖を忘れざるが人の道ぞ。武家は靜謐の世に亂を忘れず、我身の奢を斷つて慈悲を萬の根元とし、家職を勉め、其家を無事に治むるは善人也。忠深き人也。斯樣の人を賞翫すべき也。

(れ)勸進。寄附を募集すること。

かりにて、各々國を押領し、既に畿內のうちまで押し掠め、山名は十一ヶ國の主たるゆゑに、日本六分の一といひたると也。又、三好左京太夫は父の政道を破り、公方義輝を討ち、三好が內の松永は我威を立て、又、三好を討ち、武田信玄は信虎の家法を改め、五十餘ヶ條の新法を出すは、大望ある故なり。尤も信長も是に同じ、先祖の行跡の非を見て家を破れり。又、足利將軍公方義持は、父の政道を奢りと見て引込思案して、次第に家おとろへ、後には公方將軍といふ名ばかりにて、每事心のまゝならざれば諸國の大名へ是を賴み、かれを賴むとあれども、一つも事成らず、たとへば旦那坊主の堂寺建立の(れ)勸進する如く、尤も見ぐるしき行狀なり。扨て、又、大內義隆、上杉則政、今川氏眞、武田勝賴、品こそかはれ、皆、先祖を非に見て家を破り、身を失ひたり。又親と一心一致なれども、老臣のよき諫めを用ひざるも、又、親を非に見るに同じ、向後も當家の儀はいふに及ばず、天下の諸大名先祖の家法をかゆる輩あらば、能く念を入れ、內證を聞き糺し、或は大望ありて替るか、又、私欲深くして一寸先きを知らず、人民を苦しめ、民の肉を取り金銀となし、藏に(な)收納すべ

よしなき事をたくみ、前行を反するは、敵をうたぬ心なるべし。内々もいひ聞かする如く、(つ)舊章にしたがひ、時のつり合を專らに用ゆ可し。定めて嗣君も其の覺悟なるべしと御意ありければ、井澤、謹んで申上ぐるは、御掟の如く萬事御家法は御定めの通りに仰付けられ候。或は新知御加增御役替などの儀は、御家老中殘らず御召なされ、吟味仕候へと仰せ出だされ、各々吟味一同の上にて、新知御加增等下され候。御役儀の樣子は、其番頭に仰せ渡され、その組々の頭、吟味いたし、御家老中まで人柄等の書付指上げ、其上にて老臣舊臣の筋目、此外一流〳〵の氏姓を御糺し、甲乙なきやうに仰せ付けられ候。又、當座呉服金銀の御褒美は、相使幷に私式を御召なされ、御内談の上にて仰出され候。尤も先例御引付の儀は、御帳を以て仰付られ候と申上げければ、逐一、聞し召され、又、御意に、今の政道は予が先祖よりの御政道ぞ。予、いまだ、一國、手に入らざる時も、今更、萬國の事を執り行ふとても、其の大小にはかはれども其基は一致ぞ。若し、此の政道を改めんといふ者あらば、亂心なりと知るべし。其故は、尊氏、義滿の政道を、細川山名畠山等が破りて後は、將軍は名ば

(つ)舊章。昔からの掟。古法。

藤は根入幽かにして伸び上り、己が根入は考へずして、後には松を目の下に見なし、かならず松を卷き枯し、藤も共に枯れ果つるもの也。侈者は松にかゝれる藤のごとく、國家の安危を顧みず、己が智分の淺きも辨へず、たゞに鼻の先きなる才智に利口を立て、主人をたぶらかし、傍輩を掠め、己が欲心を第一にして、種々樣々の新法などをいひ出し、必ず主の家を破るものぞ。新法を立て、古法を破ることなかれ。恐ながら我家の政道は、祖君の御政道を受けて、多年の工夫を用ひ、老功の家臣どもが相談の上にて、定め置きたる政道ぞ。然るに大にかはりて、益あることもなきに、主の心に應ぜんとて、奉公立に益なきことをたくみ出し、家法を亂し、國人を苦しむべからず。若し、さやうの人を嗣君の用ひ給はゞ、予に不孝なるべきぞ。其上、予が祖君の家老共の末々は、皆な汝等也。然るに先祖の執り行ひたる政道を、今更さのみかはりたる事なきに、時の權にほこりて削られぬることを、亡魂もさぞ無念野心に思ふべし。若し其の辨へなきものは腰ぬけぞ。子細は父の敵を討つにて思ひはかるべし。是れ其志を繼ぎ其行を報ずるの義なり。こゝを以て萬事の心を知れ、時を得たりとて、

(そ)忠信。まこと

也。股の肉を食し腹を養ふといへ共、股の肉盡きぬれば、我身亡ぶるが如し。

一、汝等、よく心得よ、一人威をふるひ一人にて主君の用に立つべきと思ふはうつけものか、又は、奢もの也。萬端を我一人にて勤むべしと思ふべからず。汝今、こゝに在りながら、本城の用は何とつとめんや。是にて萬事を思慮すべし。主人愛敬ありて、我を用ひらるゝ共、忠儀を思はゞ、諸人に權を讓り、諸人を以て君に不足のなきやうにと覺悟を極めるを、誠の(そ)忠信といふぞ。かくの如く心得て奢りを斷ち私欲を去るべきことなり。

一、思ふに、必らず、家衰へんとする時は、主柔弱非禮を好みぬるゆゑ、專ら公家風の男、國の權柄を執りて終ひに家を破るものぞ。武家に生を受けて武道好まざるものは必ず臆病なるものぞ。其の臆病なるものは、必ずがさつにして奢りつよきもの也。奢りは、必ず主君よりも己が威を揮ふものぞ。眞實に主に忠信あるものは、大身高位に成るほど主の恩を深く思ひ、大に上下を撰まず、人に對して柔和にして慈悲ふかく、其位より身をも詞をも引きさげ、溫和なるを忠信といふぞ。たとへば松は根入深きゆゑ、常磐の色千年を經、松にかゝれる

(た)遵行。守り行ふ。したがひ守る

(れ)寇讎。あだ。

和にして安堵なし。是れ武道の本意を知らざる故也。子細は我身にかはる諸士なれば、心を置くべきやうなし。主は家人を信じ、家臣は主君を少しも疑はずしてさへ、整齊しがたき世の中なるに、狐疑ありて、などか成就すべきや。故に、いにしへの人も三軍の災は狐疑よりおこると謂へり。されば、天下國家の主として、我身にかはる家人が主人を疑ふやうに仕置するは、愚昧の事にして、武の本意を知らざる故也。かへすがへすも旗本はいふに及ばず國家の諸人、うたがはざるやうに政道を(た)遵行すべきことなり。うたがひ多きは誠なき故なり。

一、大厦千間、夜臥八尺、良田萬里、日食二供とて、千疊敷の疊敷の構へを持ちても臥す所は疊一疊。又、前に、八珍をつらぬるとも、食する處は口に叶ふもの二三種に過ぎず。天下の主にても、約まる所は、只、一飯より外は用なし。身一己の榮耀を好み、金銀を貯へ、身にかはる家人の思ひつかざるやうにするは、臣、君を見ること(れ)寇讎の如しといへるに等し。かくの如く手のみえざるを唐の太宗は我が股を割いて我腹に食するにたとへられたり。民は、本、我と一體の者なるに、民を貪り財寶を取り集むる時は、民背きはなれて君亡ぶる

を煮るは勿論、國家の亂を攘ひ、泰平を致すこと鐵の用に非ずや。誠に大寶の長たるもの也。こゝを見ずして、ひたすらに金銀を好みぬれば、禍の媒となるぞ。武家として武道に怠り公家風に成らば、刀脇指を代替金銀を貯へ巾着に入れ(か)丸腰にて往來するが如し。必ず是れ命を失ふに至らん。只各々家職を能く勤むる者を擧用し、奢侈を斷つて慈悲を萬の本として國家を治むべき也。

一、汝、今、當家に仕へ、武家の流れを汲むものは、武道をわすれざるが肝要なり。仔細は出家よく佛家を執行すれば、大山大寺の住持と成るに等し。たとひ、先住の寵弟なりとも無學の僧は大寺の住持と成りがたし。若し、贔負にて住職とせば、却て、わざはひの基となるものぞ。かくの如く、國主として國を治むる道を知らず、諸士に情なく、國民を苦しめ、邪佞奸曲の臣を愛し、民の肉を剝ぎ取りて藏に納め、其詞とその政道と一致ならざれば、諸士も、又、詞と身の行ひに表裏ありて、日を追つて、僞り盛んに成り行く。たまたま忠信の志ありて心底の誠をいはゞ(よ)慮外者などゝ取なされ、かへつて不忠者と成るものぞ。かくの如きの家は、諸人は主君を疑ひ、主人は諸士を疑ひ、たがひの心不

(か)丸腰。刀を帯びずして居ること

(よ)慮外者。不都合者、

（わ）畦道。田の中の小道。

といふ。田邊申すは誓言にて承らんとて少しも退く氣色これなき故、跡の者、八幡御勘當ぞといふ時、立あがり引き取る。跡の者の分別には、田邊を餌に飼て心安く退くべきと思ひはかりけれども、常のうつけとは違ひ、首尾を合せ心靜かに退きたり。此所は深田の中の（わ）畦道なりしゆゑ、鎗を横にしたり。田邊、平生にかはり、かくの如く成るは武道に賢き所爲なり。平野何某は、肥滿して五丁十丁の往來も常は不自由なりしが、此時の合戰には一番鎗を突きたり。是れも鑓を取ては達者の勇士たり。此等の心を以て、下賤の者、又、愚者たりとも、其道に得達の者には其事を尋ぬべし。總じて諸人の申す事をむざと捨てず、それ〳〵の道に達する人を擧用すべし。就レ中、武道の不案内なる内は諸士の風俗柔弱非儀に成りて武勇なきが故に、一戰に打負け敗亡す。其時は罪なきみどり子まで一時に亡ぶ。古今のためし多し。武家に生れて、武道に愚なるは、鼠とらざる猫にひとし。それ、公家と武家とかはり、たとふるに、かねならば公家は金銀の如し、武家は鐵に同じ。然るに、諸人、金銀を好みて、鐵の大寶なるを知らざるは何ぞや。鐵は寶器の本也。五穀を作り、竹木を伐り、朝夕の食

禍のもとぞ。眞實に忠孝の深きものはよき智惠おのれにあれば。其智惠を仲間にゆづりて或は天下の家老は其智惠を天下に廣め、一國の臣は一國に廣め、一郡の臣は一郡に廣むるものぞ。能く此ところを相心得、人をかたそらに仕はざるやうに心を付く可し。一人に威を揮はするは主の誤なり。扨て、又、忠信深きものはたとへ主人愚にして一人に權柄を執らするとても、かの生死の定めなき事を考へて、一人にて司どらざるものぞ。又、萬事は、それ〴〵道に馴れて功有るものに尋ね聞き、勿論、談合すべし。愚なる者にても、一事に賢きあり、田邊の何某は常にかしこからざる者にて、袂に米を入れ殿中にてもこれを喰ふ。又、闇き所へひとり行くことあらず、童子なりとも先き立つれば行くものなりしが、鑓を取ては無双の勇士也。去程に、往年、江州合戰の時、五騎連れにて物見に出る處に、土手蔭に敵兵五十騎ばかり伏したりしが、此の伏兵、かの五人を見て起りたりし時、田邊、眞先に退く。跡のもの、田邊がうつけにて心の剛なるを知り、田邊返し候へ返し申さずば、男は成まじきぞといへば、田邊、鑓の柄を横にし片膝折りて順に返し候へといふ時に、跡の者申すは相談なり退き候へ

ば用事をば三度が三度共に汝にいひ付くるとも、一度は何某一度は何某一度は汝調べよ。是を二世をはかりての奉公、誠の忠臣といふぞ。されば、今川義元は臨濟寺の雪山和尚たゞ一人に相談しての政道なり。勿論、國は無事なれども家老の威なく、雪山死去の後、義元の仕置は本の如くなれども諸人疑ひをなし義元の鋒先はよはく成りて、今川家終ひに滅亡せしなり。總じてよき者にても一人に任する時は、萬人の恨み多し。まして萬事備はりよき人は昔も今も稀れなれば、一事によけれども一方にあしきこと有るもの也。然るに一人に權を執らせて萬事を執り行ふときは年月をかさねては非道わくたしあるもの也。たとへ、少々よき政事も、諸人これを信ぜず狐疑し恨るゆゑに、次第に主人に威うすく成りて人々の心底隔阻に成り、終ひに國家滅亡の端と成るぞ。是れにて毎事勘辨せよ。汝等、此心なく、若し一人にて威を揮はゞ、主君の爲にはよき敵ぞ。仔細は家老一人にて威を揮ひ、萬一其家よく治ることありとても、其ものの百年跡は其家の讐と成るもの也。又、己れ欲心深くて主君の氣に入ればしきりに威を揮ひ、侈强大なるものあり。兎角、奢るものは、其家の强敵、國家の

(を)國柄。一國の政治。

の僻事、これを柔弱といふ。それのみにあらず、無道の臣に(を)國柄を執らする時は、政道に依怙贔負ありて、諸人、皆、君を疎むものぞ。若し、又、其の無道の臣に血氣の勇ある時は、主君も其の勇猛にひるむやうに思ひなし、主君の威光うすくなるものぞ。いづれにも民をくるしめ、私欲ふかき將に國郡を與ふること勿れ。速かにとりひしぐ可し。仔細は謀叛逆心は我が私欲ふかきものゝなすわざ也。若し、又、異儀に及ばゝこれを討つ可し。國家の主として依怙贔負あるときは、其權柄を天道より取上げたまふ故に、忽に國家を失ひ一家悉く亡ると知れ。大明無㆓私欲㆒至公無㆓私親㆒、もしは惡逆の臣に恐れ、少にてもひるむ心あらば、神明にはなされ弓矢の冥加盡き果て、尤も家の滅亡なるべし。毛頭も依怙贔負なく、慈悲を萬の本として、善を以て惡を討つに、何のおそれかあらんや。汝等よく聞き、汝等ごときの主にかなひたる者は、一世のうちばかりを思ふものにてなきぞ。其ゆへは人間の生死不定にて、今日の存命が明日はしれぬぞ。此心をふまへよ。嗣君の汝等を心やすく仕はれ、中にも汝を一入心安くつかはるゝと見えたり。然れば右いふ如く生死不定を思ひはかり、縱へ

(ろ)利發だて。利口ぶること。

なすを、明君良將といふぞ。扨て、又、下人も主人より我れ不得手の役儀をいひ付けられゝば、有體に申して得たる者に讓り調へさせよ、又、我が得たる事あらば、我方より望みても、勤むるを忠信の志といふぞ。凡そは主人懇なれば必ず(ろ)利發だてをして、我が不得手のことをも得たり顏に仕なして、主人を欺くは不忠のこと也。後京極攝政、其の戒めの歌に

露染る野邊の草木の色々を機織虫のしたり顏なる

此心を思ふべし。勿論、主人もおろか也。されば目鼻一所にあれども、目のわざを鼻しらず。鼻のわざを目知らず。これを以て萬事を考へ知るべし。人事も、又、如斯。

一、或は、又、我心にて考へ見よ、我がために惡しき事は、人の爲にも惡しきぞ、夫れ人の家の柔弱無道なるを見て、誰れかこれを侮らざらんや。我家柔弱無道ならば、人、又、我家をあなどるべきと知るべし。身を以て人の心にとのり、人の好むよきものを好み、人の惡むあしきものを惡むべし。惡逆無道の者を、たちまちに罪に行ふは武道なり。少しゆるがせにして、民を苦しめば國家の主

（り）僻事。曲つたこと。よくないこと。

（ぬ）痛痒。いたいかゆい。

理を屈むれば、一心の内にかくるゝ也。此心のもちやうにて、命の長短、身の善惡かはりあり。長命善道を好むものは苦き藥をのみ、無病なれども灸をもし、心を我儘に持たざる時は、長命安樂也。天下國家を治むるも、又、かくの如く、何事も我身に比へてなす時は（り）僻事なし。君に仕ふる者は、我が家人を仕ひこゝみて、其の行相にて、主人につかへよ。其故は、我家人、我に不忠非義をなす時は、是を怒り、又、よく仕ふるときは、よろこぶ。是れ眼前の理也。尤も天下國家の政道も我身にたくらべてなすべし。其の心得は廣き天下といへども、一身の方寸に縮め、又、小き一身を天下に擴めて政道をなすべし。縱へば國家は、その君の一身、武道は其君の心と心得、臣下は其君の五官と心得べし。五官とは、耳目鼻口手足なり。此の五つの品は五つの官人なり。心は主君なり。目は見ることを心に告げ、耳は聞くことを心に告げ、鼻は香を心に告げ、舌は味を心に告げ、手足總身は寒暑（ぬ）痛痒を心に告ぐるなり。五官銘々の得たることを心に告げ知らする時は、心、是れを受く。是非を謀り、それ〳〵の下知をなす如くに、主人は人々の得たる所を見付て、これを使ひ、善惡邪正を糺して政道を

(ち)家職。自家の職分。

べきなり。即ち是れ武道の事にて、武家の大寶也。抑も日本人の大寶をいはゞ、三種の神器ならん。すなはち神璽寶劒内侍所なり。いはゆる神璽は神のしるしといふ、其理正直也。寶劒は村雲の劒といふ、其理、慈悲なり。内侍所は鏡といふ、其理、智惠也。此の三德は萬事の根元にして、三種の六字といふぞ。就中、慈悲を萬の根元とす。これより出でたる正直が誠の正直ぞ。又、これより出でたる智惠が誠の智惠ぞ。漢には、此大寶を智、仁、勇の三德といふ。住吉大明神の託宣に我に神體なし、慈悲を以て神體とす。我に神力なし、正直を以て神力とす。我に神通なし、智惠を以て神通とす。我に奇特なし、無事を以て奇特とす。我に方便なし、柔和を以て方便とす。と有るぞ。わすれても無理非道なることを行はず、たゞ、克レ己復レ禮べし。凡そ、惡逆は私欲より出で、亂は君と家老との奢侈にるぞ。人民の安堵といふは、うれへなくして、各、(ち)家職をよく勤むるにあり。天下泰平、國家長久なるは、上たる人の慈悲に有るぞ。これ則ち仁の道也。かへすぐ\も私を斷つて仁を萬の本と定め、國家を撫育すべき事なり。

一、又、仰せに、汝よく聞け、此の一身の道理を伸れば、天地にみち、天地の道

大切にするが如し。嘴を利劍とし、心に勇氣を含むといへども、一羽の損するをも悲しみ、網懸に逢ひては、足にて網を押し上げ、身を地につけて少しも動かさゞるは、羽を惜む故なり。且つ又た狩して鳥獸を取るも、我一己の慰みとするは大なる僻事なり。惣じて、狩するに心持あり、第一は軍陣の見ならはし、進退の稽古、又は末々民間の愁ひなげきを聞くべき爲め也。これ政事の一端ぞ。然れども多人數をつれ耕作の時をさまたげ、田畠作毛をそこなふは大にしからず、これ天道に背くなり。能く心得べし。假初にも人民を苦しむること勿れ。是れ我が旗本の事のみにあらず、萬國ともに武道のすたらざるしるし、卽ち我朝の本意なるべし。其所以は、日本太平にして武道怠らば、異國よりこれを窺ひ、又、異國治世にして武道怠らば、日本より之れを窺ふ。彼の豐臣の朝鮮征伐も是れなり。然れば武將としては、此の心得第一なり。たとへば小を以て大を知れ。こゝに一人あり、六具をかため、大小を帶し、長劍を携へ、深山に唯だひとり臥したりとも、人間はいふに及ばず、天魔鬼神もおそれをなさで有るべきか、又、大軍多勢なりとも武の心がけ怠り、武備疎くば、おそるゝに足らず。其武備の大事を能く知る

(へ)愚魯。おろかもの。

(と)律義。正直。

て國を治むるの主は、漏船の內に座し、燒くる家の下に臥す心根を忘れず、諸人の志を糺しあきらめ、たとひ、何の役に立たざる事なりとも、一途に思切て、いふ事をむざと捨てぬものぞ。如何となれば、其事の用に立ちたるは、其者の生まれつきにて(へ)愚魯なれば也。然れども、志は忠信なり、其用捨は大將の心中にあり。又、彼ら如き輕き士を羽武者といふ。たとへば國家は一つの鳥の如し。鳥の志は大將也。羽ぶし足を士大將とし、風切七ツ羽尾根を諸士にたとへて、これを羽武者といふ。此羽は分別も入らず、羽ぶしに付き強きを第一とする。此くの如くに多田ごとき者は、たゞ(と)律儀にして頭の下知をよく聞き、つよきを專にするぞ。又士大將足輕頭は鳥の羽ぶし足に動靜ある如くにけなげ一偏にては成りがたきぞ。扨て、又、嘴を家老にたとふ、是は分別大事の役なり。其外、毛は民百姓になぞらへたるぞ。鳥の心誠信にて飛行をなすごとく、大將內に在りて依怙なく、邪正を糺し、善政を行へば、その下の士農工商、其德に化し、志を一つにして、主君のために身命を惜まぬ故に、千萬の敵に赴き、千里の道を行くも心安きぞ。總じて、大將の諸士萬民を撫育すること我身に同じ。たとへば、鷹の毛を

をいふべき爲め、わざと鯉を料理しつらん、然れば偏へに我が爲めを歎く事也と思ひ則ち彼の兩人も奉公に出候へと申付け、扨、荒木を呼び出し、汝が心ざし、近比、滿足なりといへば、涙を流し、扨て〳〵有難き御意、兎角申上得ず候、世上の聞え私如きの末々の士も、勇氣の志が恐れ乍ら御爲めと奉存、右の仕合に御座候、努々私威をふるひ、我儘の擧動仕りて御座なく候と申すにつき、一入彼者の忠信を感じ、秘藏に思ひし也。昔も今も諸士の忠信は、たゞ大將の心にあり。かくの如きの事を、武道不案内なるものが、半途に聞なしては、此者は武功にほこり、我儘をするやうにいひなすものぞ。汝、心を鎭めて聞き候へ、凡そ忠信の者ならでは、思切たる事いはぬものなり。主はおそろしき者ゆへに、其氣に合はざる諫言などいふ事は、戰場にて大敵の中へかけ入るよりは、一際大儀なり。仔細は大敵の中へかけ入るは、大利も得べし。又、たとへ討死したらば、其の子孫は倘ほ榮ゆべし。尤も士の望む所なり。然るに、主人にあしく思はれては品により身命を捨つるのみにあらず、妻子眷族までも、のがれがたき事あり。これを知りながら、其禍をかへりみず、思切ていへば、大剛大忠の志、勇氣の至極なり。惣じ

(ほ)荒木。鈴木久三郎なり。

圍あしく、狐にとられたるやと問へば、此者申すは、其鯉は頃日(ほ)荒木拜領仕たるとて御臺所へ參り、料理仕りたべ候て、人々にも振舞ひ、其上濃別よりの名酒心見仕候へとの御意と申し、御樽の封を切たべ候と申すにつき、猶臺所の者に尋ぬれば、坊主が申す所に違ひなし。右二色ともに、我さへたしなみ置くに、我儘なる狼藉者かな、かやうの者をその儘にをかば、向後諸士の風儀惡しくなるべし、呼びつれ成敗すべきと思ひ、早速呼びにつかはし、廣椽に出で彼れを待つ。荒木方へ傍輩共内通しけれども、更に猶豫せず、某が前に出る、其間二十間ばかりもあるらんに、にくき奴かなと言葉をかけ、長刀にかけんとせしに、荒木これを見て、己れが大小を五六間あとへ投げ捨て我に向ひ、大の眼をきつと見開き、扨てをろかなる大將かな、魚鳥に人間をならぶる作法、何國に御座候ぞ、それにては中々御太望は成申間敷とて、反て我れを惡口す、げにもと思ひあたり、抜いたる長刀を捨て、奥に入らんとすれば、猶ほ大はだ脱ぎて追ひ來るを、漸くに駈け入りて、能く彼が心中を思ひはかるに、近き比、走の者一人留場にて鳥を取り、又、一人は網を城の堀にうつて魚を取る、兩人ながら誡めの爲め、追こみ置き、これ

憤りを休められ候故、井澤も進つて申上げしと聞ゆ。扨て井澤西郛へ着き、前君へ御目見申上候へば、ことに御容體うるはしく、家中村民かはる事もなきやとの御尋ね、井澤謹んで申上げ候は、國家上下靜謐、嗣君益々御勇健に被レ遊二御座一候、且つ此度私を御使としてつかはされ候旨趣は、先日多田士に御知行五百石の御折紙下し置かれ候處、以ての外の仕形にて、嗣君御立腹遊ばされ候、依て御仕置の儀御窺ひ遊ばさるゝ旨申上候へば、前君殊更ら御機嫌よく、扨て當家の繁昌目出度き事かな。それは、たゞ嗣君のいはせらるゝこそあれ、仔細は嗣君は國家の主たり。世は太平也、位は高上なれば、多田ごとき者いかやうに申附られ候とも、誰れか非儀といはんや、然るに彼の賜はる所の賞祿、其功に當らざるかと、予に尋ねるべきためと察す。誠に嗣君の政事に心を用ひらるゝ事、淺からざる儀なりと感じ思し召し、御涙を催さる。扨て、井澤に仰せらるゝは、之れに付一つの物語をすべし。汝、よく承り候へ。我、往時、(一)三田に在住せし時、若しは晴れがましき饗應の爲めに、三尺餘りの鯉を三つ泉水に放ち置く用意す。或時、見るに中にも大きなる鯉一つ見へざるによつて、その所にかゝりたる掃除の坊主を呼び、汝、

(一)三田は三河の事。

(い)毛利公。東照宮の變名なり。德川家康公なり。(以下同之。
(ろ)嗣君。二代將軍德　秀忠公の變名なり。
(は)多田何某。太田某なり。
(に)井澤何某。井上主計頭なり。

至公訓　卷一

著者未詳

前の(い)毛利侯は西郭に屏居おはしまし、(ろ)嗣君は本城に移り給ひ、國家の政務を秉り給ふに、四方其仁に服し、六合其德に化せずといふ事なし。まことに希有の名君なりと世以て申しき。嗣君、或時、(は)多田某といふ士を召され、知行五百石下さるゝの旨仰渡されしに、多田不興なる顏色にて、彼の折紙を御前へ擲捨てまかり立候體、嗣君甚だ怒り給ひ、此者急度成敗せずんば、家中我儘に成り果て、家の衰へたるべしと思召し、則ち長臣等に了簡を尋ね給ふに、(に)井澤何某申上しは、乍レ恐御尤至極に存じ奉り候。然し乍ら、彼等は日來前君御懇に召仕はれ候者に御座候間、一應御窺ひを遊ばさるべきやと申上れば、尤に候、然らば、汝、西郭へまかり越し右の次第申上げ窺ひ候へとの仰せにて、卽刻井澤は西郭へ參向すと也。惣じて嗣君常々に何程御機嫌あしき事あれども、前君の事申上れば早速御

至公訓

序

斯れ、是の書は、予が友一叟士、往年、東武在勤の時、或家に求めて珍寶す、其まさに逝するに及んで予に囑て曰く、此書、俗套に類するといへども、其旨高し、まことに明君の格言、將來の模範たるべし。徒らに俚巷の手に喪はむ事を惜む。願くは、ためにこれを發揮せよと。予、拜して之れを受け、再三翫味するに、言近うして旨尚し。聖訓といふべし。それ、士君子として、此書を讀んで、これによらば、まことに治國齊家の一助、懲惡勸善の棍棒か。然るに、書中、著す所の名氏等、先人の傳なし。故に其の出處引證の詳かなるを缺くのみ。たゞ意味の至公なるを尊信すべきものなり。それ、訓の言たる敎訓なり。因て至公訓と題す。

洛下　瀧川昌樂識

せて行ふは、何ほど古人の仕方に似たる様にても、實は不忠不孝なるべし。その正眞と似せものとの間能々愼み辨ふべし。

享保十七年八月　日

君臣おの／＼心得違ふ事なき時は、忠孝の道全く、國家ともに治りて長久なるべし。今其大意を述べて家訓とするもの也。

佐渡守正親

忠と云ひ孝と云ふ。本は只一の誠にて、其誠の心を君に用ひて、身を忘れ道を盡し、死生の場に臨みても節義の守を失はぬを忠とし、誠の心を親に用ひて力を惜まず、其心に背かず、氣遣なき樣に身を持つを孝とす。二のごとくなれども元來一の眞實に歸するゆゑに、古語に父に事へて孝なるは、忠を君に移すべしとも、又君に事へて忠ならぬは孝にあらずとも、忠臣をば孝子の門に求むるともいふ。其外忠孝の道理、行機の品々、聖人賢者の書にあまた記し置かれたると聞傳へたれ共、畢竟大意を約めていふ時は、私の心なく、眞實の心を以て、主人に事へて、少しも僞なく、風俗を取亂さず、少しなりとも主人の用に立つべき諸藝を勵み武の本意を失はず、節義を守る時は、則ち忠なり。又少しも私なく親を愛する眞實を以て身をたて、いふまじき言をいはず、行ふまじき事を行はず、恥辱を親におよぼさず、先祖父母の名をもあらはすは則ち孝なり。孝なるものは、必ず忠臣と成り、忠なるものは必ず孝子なり。只だ一の誠に歸して、少しも私をまじへぬを忠孝とす。誠は天の道なりといへば、忠孝ならば、天の心に合ひて、おのづから福をも受くべし。天に背かば、何としてか禍をのがるべき。心に私有りて似

（九）たぎらぬもの　すぐれぬもの。

すべし。何程器量ある家臣なりとも、亦私に決断するはよからず。是は大變にてゆめ〳〵常の押形にはならぬ事なり。又家筋なる臣の内にも（九）たぎらぬもの、不行跡不了簡ものあらば、主人是を取飼ひ、或は異見し懲して、随分引立て見るべし。是も至極用に立つまじきは、主人を替へて其家筋は斷絶せぬ様に心得るを主人の仁といふ。家に古き筋目の臣、世間へ聞えたる由緒なるは、奥深く家の寶といふものなり。主人も心付けずば、其の同列の内にて能々心を付くべし。同列殘らず事たらぬ者計りは有るまじ。いづれ心付くほどの者も有るべければ、油斷せず、其の家筋の立つ様にするは、主人への深き忠節、同列への信の志といふものなり。結構づくに心得て、餘所に見て居るは、世俗にいふ箆にて、不忠不信の至極ならずや。

忠孝の大意

父母なくば此身何に依て生れん。君に非ずば誰に就てか身命を續ぎ、其父母をも養はんや。故に天地の間に、これに増したる大なる恩はなし。其大恩に執ずるを

もなき様にしたきものなれ共、夫は聖人の中庸とやらんにて、常の心にて、成りがたきと聞く。さりながら出來ずといふ心をやめて、過ぐる所より氣さへ付けたらば、控心を加へて、今少しといふ所を殘す仕方有るべし。主人すぎたらば、家臣よくおさへ、家臣過ぎなば主人よく控へてよし。痒き所を掻くが快きまゝに爪をたて過ぐれば肌傷れ損ずるがごとし。痒き所を抑りて、置くほどの心持有たし、十のもの七つ八つ調へばよし。今二つ三の所は堪忍して置くべし。清みきりたる水には魚すまず、枝のあらはなる林には鳥もとまらぬものなり。

扨又主人生得愚にて、事のあやを辨へず、或は懦弱にて行儀よからぬ時は、重き家臣心を付けて、呑込むやうに手を引き諫め敎へ、家の古法又は先代の能き仕かたをとくと申聞かせ押直すべし。假令愚なりとも懦弱なりとも、大抵の生れ付ならば、などか取直されざらんや。至つておろかにて、俗に引上られぬといふ程の人も稀なるもの也。もしあらば、早く隱居する時は、其の身も安樂に家の爲にもよかるべし。去りながら此一事は極めて大切なる取扱なれば、輕々敷定めがたし。一家衆の中にて、公邊の功者物に精しき眞實なる人に、幾重も相談の上決

くるしくて禮儀きびしきをいふ。

むる官を定め、夫より外の者は諫むることを得ずとなり。日本は格式を以て武威を専らにする風俗ゆゑ、主人の過をも格なきものは、諫められぬ事に成りしなり然れば政事に違あらば、思寄たるもの、誰なりとも其上の人に達し、又それより上、諫をいふべきものまで得と云ひ達せば、主人の聽にも及ぶべし。若し只だその違を、下にて竊々と云ひまはりて、諫むる心もなきは、上を誹るといふものにて、不忠不信の至り也。能々心得べき事なり。右にいふごとく、主人を忘れず、我身の私を忘れて、國家を安ずる志あらば、大小分際々々の忠なり。是によりて俸祿を全くし、先祖の血脉を失はざるは、孝といふべし。

主人臣下通ずる心得

主人聰くして油斷なく、又主人に成替る老臣の類も、利發に取扱き行屆きたる樣にて、上下ともに痒き所へ手の屆くごとくなるは、隨分よき事なれども、それも行きすぐれば却て末々のものゝ息もならず、約々として甘ぎなく、落つかぬ事のみ出來る事あるべし。これよすぎたる累なり。只だ何事も過ぎもせず、屆かぬ所

（八）折目高。かた

も台點せず、惡段々に增長せば、必ず懲すべし。宥すべからず。其間に少しも贔負偏頗の心あらば、私なり、忠にあらず。諸役の輩輕重によらず、一心に主人を忘れず、誠を以て勤め勵むを本意とす。無役年若なる者どもは、武藝は云ふに及ばず、手跡算數等の類までも、油斷なく稽古して、只だ居る隙なければ、出會もをのづから、其筋々にて雜談すくなかるべし。雜談すくなき時は、雜說虛說などの出る所なき筈也。傍輩の中、心安きものは勿論、我よりかさ立ちたる者なりとも、過あらば、早く異見すべし。況や政事にたづさはるもの丶、事に過あらば、思ひ寄り次第、其手筋の役人、遠慮なく諫むべし。歷々重き人なれば、云ひにくきなど丶差控ゆるは、主人を忘る丶私なり。主人を諫むるも、役人に異見するも事の小なる時にすべし。星のごとくなる火を消さずして、燃え立ちたる大火に至てはけし難く、木の芽立の時引きか丶ずして、枝葉長ずる時は、斧鉞を用ふるがごとし。其上小事の時は、聞く人も台點すべし。事大に成つては、片意地に成つて聞きいれぬものなり。異國にて聖人の世には、士農工商貴賤の差別なく、其君の過を或は其藝その業を以て諫めたり。中比より諸事（八）折目高に成つて諫

るに及ばぬとのみ思ふ驕の心一度きざせば、萬事の害となる。又諸士を懷け近付くるに二品あり。諂ひおもねりて、手入れし取入るものを悅び昵みて、器量なき者をも取成さんと思ひ、諂心なくて寄つかぬものを憎みて、撰み出さぬ樣にするは私也。諸士諸役人の善惡を、人傳のみにては覺束なし。折々近付けて、其言行樣子を直に見屆けんと思ひ、善を用ひ擧げ、不善なるは直談に敎訓し、又は其親しき者を以て異見させて、始終主人の用に立つるは誠なり。此二の間、私と誠との替あり。又所詮人を親しみ近付くるは私なりとて、諸士を寄付けぬ樣にするも有り。是は一分の愼のやうなれども、畢竟身がまへにて人を見、人を用ふる本意にはあらず。此趣は士の組頭たる面々心得べき事なり。武備にあづかる役人は軍法軍禮を穿鑿し、常々組の者に鐵砲を打たせ、弓を射さするにも、役目とばかり思はず、用に立つ樣を吟味すべし。其外善惡のかくれたるを見出す役人も、惡を搜り求めて、人を害ふを勤めとして、善を見出すに疎略なるは私なり。十分なる善人は有苦きものなり。十の內六七も善事あらば、其外の小惡は捨つべし。五つ六も惡事あらば、政事の妨に成るほどの事にてなくば、異見敎訓して、其上に

は相組の諸士を差引し、又旗を預け、弓鐵炮鎗の者を預けて、武備を專らにし、目の屆かぬ所は、目付といふ役有つて、埋れたる善を見出し、隱れたる惡を見屆けて、善を勸め惡を懲す。其外米穀出入の總勘定、市中郡村の公事訴訟、山林川普請等に至るまで、それ〴〵の役人各其事々を以て、老臣共に達し、老臣是を統て、主人に伺ひ、決斷する事、古今の通法にて、格に輕重有り、役に大小有りと云ふとも、眞實に私なく、上を欺かず、下を苦しめず、忠を以て主人に事る心は同じ、老臣は諸臣の上に居て、主人の心を我心とし、一體を分ちたるごとく成代りて、政事を下へ行屆く樣に執行ひ、下々迄上を怨むことなく、歸服する樣にとの志を、片時も忘れず、おこたらず、其國境、他國への本道、脇道等の遠近方角迄に心を付くるも、其職とおもふべし。若し主人の心に思ひ違ひの事あらば、早速是を諫め、假令主人の意にあはずとも、幾度も〴〵諫め正し、內にては善を主人にすゝめ、外へは主人の善を顯はすを道とす。政務の暇には、諸役人をも近づけ、其筋々の事を尋ね問ひ、詳かに聞知る時は下の欺くことなく、自然と諸事手に入る樣に成るべし。人の崇め恐るゝを眞と思ひ、我こそ老臣なり、末の事は知

ならずや。かくすゆゑに、下にいろ〳〵雜說もはやるもの也。古人毎夜、香を焚きて、日の中に言行ひたる事を、一々天に告げるとかや。是かくす事をせぬ誠心のみ。又獨ゆくに影を耻ぢず。夜ふすに衾に耻ぢずともいふよし、誰々も皆おもふべきことなれども、主人の身にて、殊更に愼み思ふべきなり。されども機事密ならざれば、謀を敗ると云ひて、大切なる政事等は、少も外へ漏れざるやうに心得べし。是は隱すといふものにはあらず。愼みのこゝろなり。上にいふごとく心を用ひ勤めて、士民を安んじ治め、不時の公用滯らぬ樣に、心懸くるは忠なりこれによりて、封境を保ち、家の繁昌するは、先祖への孝なるべし。

家臣の心得

繁多なる政事は、主人の手一つにて執行はれぬ故に、祿を與へ諸臣を扶助して、夫々の職分を行はする中に段々あり。先づ代々の家筋にて、格祿ともに重く、政を取扱くこと、主人に成替りて、末々まで施し行ふ、是を老臣とも世臣とも云ふ是も亦末々の細事を手懸る事成りがたきに依て、其次にも餘多の役人あり。番頭

々疑ひて、却つて後の仕置の爲にならず。罪あるもの色々云ひわけをして、妨と成るべし。扨諫言は耳に逆ふとて、聽入れにくきものと見え、古もよく聽受くる君まれなり。是又病ある時、苦く辛き藥をこらへて飲めば、（五）快氣するごとく諫むる人の眞實に、主人をおもふ心を感じて受納るべし。我が過は見えぬものなり。外より見付けて諫むるは、珍重なる事なり。碁將棊の手違は、脇より能く見ゆるがごとし。主人は諸臣を手足と思ひ、諸臣は主人を腹心とおもひ、上下ともに心を合せて、家の政よく治まるは、君臣一體とも、羣臣を體にすともいふなるべし。かくのごとく政務に心を用ふる暇には、或は山水に游觀し、又は鼓笛謠舞ほどの耳目の養ひは有るべきことなり。良弓も張りつめて置けばよはく成り、弛してばかり置けば虫入つて用に立たず。一張一弛は聖王の道なりと聞及ぶ。其上政にはまりて忘れざれば、その（六）觀娯の間にも、政の助けと成る筋を、ふと思ひ出すものなり。安樂懈怠の爲にすると、氣力を養ふ爲にするとの、（七）あはひを分別すべし。とにかくに、少も私なれば諸人に隱す事おほし。他人に隱さるゝとも、みづからの心には隱されず。是れ誠にてなき證據なり。恥かしきこと

（五）快氣。病氣のよくなること。

（六）歡娯。よろこびたのしむこと。

（七）あはひ。あひだ。ちがひ。

氣に入る樣にと思ふに依て、何事も畏り行ひ、老臣へも取入るなり。漸々に勢堅く定まるに至つて、それに諂ふ者多く成り、老臣も取成を賴むやうに成り、後には已に誇り恩を忘れ、主人の申付くることも、己が勝手に惡しければ云消し、主人も氣遣に成つて、云ひ度き事仕度き事を憚る樣に成る。これを盜賊と云つて、稻草の心にある虫にたとへたり。主人是を察し、其邪佞の入初めに心を付くべき事專一なり。諸臣を使ふは、舊新親踈の別なく、私なく、其者の器量に應じて、事を云付け、得手なる方を用ひ、不得手なる筋は、しばらく差置けば、捨つべき人なし。假令差當り不得手ばかりにて、得手たる事のなきものも、其子孫には用に立つものゝ出來まじきにもあらず。其類をも(四)憐愍して撫育すべし。天地の間、あらゆる物の中には、用に立つもの計りはなき筈なり。其無用なるに付て、又用ひらるゝ方も有るものなり。然しながら一向に、家の掟に背き、士の風を亂す類は、是非もなく、おのれと身を害ふなれば、憐愍すべき樣なし。功を賞し、罪を懲すことも、其善惡を打顯はして、申付くべきことなり。私を以て賞し、罰聞噂にて罪するゆゑに、いひあらはさぬ樣に成るものなり。左あれば善惡の間人

(四)憐愍。あはれむこと。

治亂は、異國本朝の書籍に記し置きたれば、暇あらば見て知り、又語らせて聞き當家代々の日記を讀ませて、大意を覺悟し、家法たりとも、時の宜きに叶ひ難きは、斟酌損益する事、則ち知をみがく仕方と云ふべし。下へ遠ければ、中段に隔り出來やすく、下の情上へ達せず。上の惠も下に届かず。さるによりて、上は下の服かぬを惡み、下は上の惠み届かぬを怨む。主人の威は日々に弱く、中段の權は日々に盛に成るものなり。下へ遠くば威重かるべきに(二)結句輕く、下へ近くば威輕かるべきに、却て重くなる事、是自然の理、天の雨露の地下に届きて、物を生ずるゆゑ、天は(三)一入有難く尊きがごとし。されども主人みづから、卑事を手懸け、賤者に交るにはあらず。只だ下の事業を能く聞届け、見届けて、細政なりとも、自ら裁判して、中段に隔られぬをいふ。かゝる時に、主人政事に自分の心力を用ふる志怠れば、必ず出頭といふもの出來、邪智辯舌を巧にして、主人の氣をとり、心を請け、隔心なる老臣よりは、物毎心やすく、手助かりになる樣なるゆゑ、主人是を愛し、厚祿高格を與へ、重き役など云ひつけ、一國一家の權柄、そのものゝ手に入つて、國危く家傾く事、古今數々なり。初の程は、主人の

(二)結句。畢竟。つまるところ。結局。

(三)一入。一層。

(一)僻事。道理にたがへること。

君といふ。天下の廣大なるは、一人の手の屆き兼ぬるゆゑ、大君より又國郡を分ち預けて治め養はしむる役人を、大君に對しては、君と云ふ。その國郡の士民よりいへば、各主人なり。凡そ國々の人數を、土地よりあがる米高に合せ見るに、一石に一人を通例とす。尤も所の廣狹、地の美惡にて多少あれども、十萬石の下は、大概士民十萬人にも及ぶべし。然れば是を預り治むるは、大役大任なり。我れ數萬人の上に居て、これを使ひて、心まゝに一己の安樂を極めんと思ふは、大なる(一)僻事ならずや。先づ其身を治めて後、家士を指揮して、其風俗を正し、暇なる時は、領内を巡見して、人民の苦樂を觀、或は山林曠野に馳驅して、田地を害ふ惡獸惡鳥を獵る、次に軍列の武を講はす類に至るまで、朝より夕まで、片時も民を忘れず、政事の闕めなき様にと、心を用ふる時は、何の安樂かあるべき。古人の人を養ふものは、心を勞すといへるは、是ならんか。然りといへども徒に思案工夫心を苦むるのみにはあらず。第一眞實に仁愛を心とし、少しも私なく、善惡是非を明かに辨ふるの知を、本とす。生れながら、知の明かなるは、聖人ならでは成難しといへば、知を瑩く仕方あるべし。遠き世、近き國の治め様の善惡

忠孝通義

本多正親著

何の代何の家か、忠孝の道に由らざらんやといへども、當家の系運既に絶えなんとせし時、相續磐石のごとくなる事、偏に大君の殊恩山より高く、祖先の遺德海より深し。昔日麟祥院殿の奉育誠忠の功、他に類なき旨顯然たる故也。其子孫として取分け奉二報謝一の志を專一にして、忠孝の二を一日も忘るべからず。不肖の我、今其任の中初に當れば、自ら勤め、子孫を勵まし、群臣に示さんことを思ふ。故に及ばざるながら、君臣の意得と忠孝の大意とを述ぶる事左のごとし。

主人の心得

天より天下を預りて、其億兆を治めて爭ひなく、養ひて凍餓る事無らしむるを大

（よ）温恭。おだやかにして、つゝしむこと。
（た）寡默、ことばの少きこと。

嶺に生る松の千年もとりそへて
　君がよはひを契るくれ竹

此比因幡國の公御領國たる故に、嶺に生るとは詠ぜさせ玉ふなるべし。

○或人のいはく、井關玄說公を御見上げ申し、退いて歎じていへり。其詞に（よ）温恭にして不レ可レ犯（た）寡默にして親むべからず。言しば〳〵中に當り、行しば〳〵則に叶ふ。本邦古今君子は不レ聞、もし君子と稱せば公ならんといへり。

牽章錄　大尾

り。誠に是れ天威の至れる所疑ひなく難レ有覺えて、皆歡喜の涙に及びけると。此公御笙を被レ遊しとなり。

○京より樂人辻伯耆、東儀修理、窪將監三人を召して、御家中の者に樂を學ばせ給ふ。公は殊外に笙を好ませ給ふ。公の御横笛に名づけ玉はん事を、中院内府通茂卿に請はせ玉ひしに、芦田鶴といふ名をつけられけり。

空にかけり澤に年經て幾度か
霜の芦田鶴こゑふけぬらん

といへる歌にとれる也。此御笛を、その後(か)伶人辻山城守にあたへ玉ひたり。一說辻は當時の天子の御笛の御師なりしかば、彼あしたづ天子の御物となりぬ。一說には辻山城守事を、又肥後守ともいへり。

○寛永元年甲子台德院樣若君樣と御一所に御上洛あり。公も御供被レ遊、同九月六日　後水尾院樣、二條の御城に御幸あり。和歌の御會ありて、竹契二遐一年といふ題あり。

公の御歌に、

(か)伶人。雅樂を司る人。樂人。

てよくすることをいふ。

能の御事ども、書きあつむるのみ。

公の東照宮に初めて御目見ありしは、御五ツの御時なりとかや。其時御刀を被レ遣しに、御膝もと近く御出被レ遊、東照宮公の御鬢髪を御かきなでゝ、三左衛門が孫なり。早く人となり給へとの仰せ也。公御拜領の御刀を取り給ひ、するりと拔いて御覽あり、眞のじやとのたまひしとなり。東照宮是はあぶなき事よとて、御手づから御刀の柄を持せ玉ひ、御鞘に納められけり。公退出し給ひし後、眼光のすさまじき、只人ならずと東照宮仰せありけり。

○公甚だ御手跡を好ませ給ひ、弱冠の御比にや、靑蓮院の宮尊純親王に學ばせ玉ひしが、後に中華の古法帖を御習ひ遊ばし、王陽明の客坐私祝の石刻の中、三字缺げたるを御書足し給ひし。今學校にあり。何れの字か（細井廣澤は天下の能書なり、廣澤評して私祝の中の不祥の二字御書足し被レ遊しならんと云へり。）公の御書足し被レ遊たるのといふ事、辨へ知る者なし。

○公常に音樂を好ませたまひ、或時仲秋の十五夜、御月見がてらに水邊へ臨み玉ふ折節、雨晴にて名月もおぼろなりければ、公林歌の曲を奏し給ふに、無レ程雲晴れ月爽かにして照りげる。去程に公も御悅喜まし〳〵て、侍座の人々も悅びあへ

ために、妄に鳥獸を殺し草木を伐り玉ふは、天に背き玉ふ事尤も深し。

○御殺生の節、鶴二羽雁五羽被レ遊候へば、其日は此二鳥は御とり不レ被レ遊と、故内匠頭樣御物語被レ遊しとなり。

○御殺生の時、多くは御鐵炮御持被レ遊、御忍び被レ成候御樣子も無二御座一、づか〳〵と御寄被レ遊、御ねらひ、左樣にても、又御ひかへ、又そのごとく被レ遊、三四度も御ねらひ被レ遊、それにても揚げざる鳥には、御放ち被レ遊しとなり。

○日置草也言上して、お金川雉子を搏ち候へば、多くとれ申候と申す。右に付、或時金川へ御出被レ遊候時、雉子可レ被レ遊由御意有レ之、苫屋へ御入被レ遊、其樣子を被レ遊二御覽一候て、被レ成二御意一には、加樣にするは、鳥をだましてね鳥を搏つに同じ。且つ鳥の來るを待つ事なれば、退屈もする事也と被レ仰て、御鐵炮不レ被レ遊となり。

附　録

此には、御政事に施させ給ふ御事にてなく、公の御爲レ人の御樣子、又（わ）御堪

（わ）堪能。すぐれ

を以て見れば、御國政に御心を用ひさせ給ふ事、おしはかり知るべし。御厚き御事也。

○公御狩より歸らせ給ふ時、名主の家に人あまた集りて、騷敷し。何事ぞと問はせ給ふに、狐を追入れて候に、みえずと申す。公聞し召し、あやしき物也。鏡を入れて見よ、死物の明を奪ひがたかるべしと仰あり。果して梁の上にかゞみ居たるが、鏡の内にうつりけり。

愛物

愛物とは、物を愛する義也。物は鳥獸草木の事也。鳥獸草木は、人より賤き物といへども、同じく陰陽の二氣より生じて、人と同じく一類の物にして、天の惠を受けぬはなし。人此理を辨へず、妄りに鳥獸を殺し草木を伐つて天物を傷ふは、仁愛の道に違ふて、天の御心に背くといふべし。況して人主は、一國の中は人を先として鳥獸草木に到るまで、皆々天より預り玉ふ事なれば、仁愛を加へ玉はずんばあるべからず。不レ得レ止といふ事にてもなく、たゞ一已の樂の

も食ふべき物也。五穀に次げる物也。汝等がしらざる事はあらじ。土地の不同なるによるならんと仰せ有りけり。

○御野廻りの節、いまだ穂に不レ出稲を、御覧被レ成、御郡奉行を召して、此稲は何なる哉と御尋ね有りしに、彼も不レ知れども、左も難ニ申上一ければ、名不レ奉レ存、何にても可レ有ニ御座一と申上げければ、いや葉はゞ廣ければ、何にて有るべしとて、地主を召して、御尋有りければ、果して御目利の通りなりければ、稲の名もしらず、それにて百姓を養ふ職危きなりと被レ仰けり。

按ずるに稲の早く熟するを早稲と云ひ、早稲の次に熟するを中手といひ、其次に熟するを奥稲と云ふ。早稲にふく早稲、北國、伊勢穂、より出しなど云ふあり。中手に小彌六、こぼれず、世つぎ、げんか、筑紫、荒木なぞといふ有り。奥手に大稲、ひろひ、四本、川流、白穂、次郎九郎などと云ふあり。餅米に播磨、四國、御膳、こぼれ、烏、しやくし、石堂、新田などと云ふあり。その品を悉く數へば、百種の上にも及ぶべし。今農民に尋ねてすら、委しくは見覺えぬ者あり。然るに公尊位にましくながら、加様なる物までを御見覺遊し候事

倫日用を先として、下賤の者のする業までも、其事々の上の理を明らめ、其業に疎からぬ事をいふ。人主政を施し玉ふ上にては、何か一事、其はからひ玉はぬ事はなければ、人倫日用を先として、下賤の者のする業までも、其事々に上の道理を明らめ、其業に疎からぬ様になくしては、其計らひ玉ふ事、害は多くなり、利は少く成つて、下民其恩澤を蒙むる事なかるべし。民を治むる要は、下民の爲に害を除き、利に成る事を施す事第一也。能く事物の理を明らめ玉はざれば、民を治る事全き所を得玉ふべからず。

○公赤坂郡に狩らせ給ひ、それより數日村邑をめぐらせ玉ひし時、或所にて老農を集め、終日耕業をかたらせて聞し召し、日暮れて、老農ども退き出でけるを呼返し給ひ、植物の中、何物か第一に多く得るやと問はせ給ふ。各御答申しけれども、怪み玉ふ御氣色有り。やゝ有つて、土地によつて多寡の不同あるべし。聞及びたるは、異國にて芋を植ゑて富みたる者ありと云ふ。誠に色々の物を植ゑてみしに、果して芋に及ぶものなく、いも壹つを植うれば、大てい壹升を得つべし。一反に十石を得つべし。燥濕の地にもよらず、培ふ事左のみかたからず、葉も莖

（たい）了簡。ゆるすこと。

候者何某義、加様々々と申上げしかば、御意被レ成候は、其方がたへ士共が參るを、出入と云はるゝは、心得違ひなり、可レ被レ改と御意有レ之。

○何れの所にか有りけん。御野廻り先にて、向ひの村に人の群集するを見給ひ、何事なるぞと仰せあり。盗を捕へ申候段、御答申上ぐれば、今日身が廻り合したるは、彼が幸也ゆるすべし。我も行いて聞んとて、彼所へ行き玉ひ、爰へ引出し、口を聞けと被レ仰しゆゑ、引出しければ、捕へし者、垣に肌着をかけ置き候を取らんと仕候故、とらへ候と申候へば、いや肌着のかけ候垣根に、ねぶかの御座候ゆゑ、是を少し采り申すべくと致候を、肌着を盗みしとて、捕へ申候と答へしを被レ爲レ聞、肌着ならばゆるし可レ遣と思へども、少にても耕作に手をかけし上は、天下の罪人也、（たい）了簡なりがたし、牢へ引けと被レ仰けりと也。輕重本末において、果斷し給へる事如レ斯。御賢君と申奉るべし。

格物

格物とは、物に格るの義也。物に格るとは、人倫日用の上はいふに及はず、人

し人を刑罰に行ふ事を憐みて、惡をする者を宥め置き玉ふは、婦人の仁といふべき事なり。

○或時日置若狹、家來の内長屋より、御堀の水鳥を鉄砲にて搏ち出奔仕候故、追手を出し申せし所に、外の所と違ひ、自身出馬も可レ致事なるに、ぬるき由御意にて、閉門被二仰付一候。此事秋比より翌春迄かゝり候由。

○難波町邊、御ねらいに御廻り之節、或家へ御寄被レ遊、うらへ御出で、御ねらひ濟せられ、被レ遊二御出一候所、御草履取、路次の外に脇指をもたせ置きけるを、被レ遊二御覽一、此脇指は何者の脇指に候哉と御尋有レ之故、御草履取の脇指の由、無二何心一申上候へば、不相應成る奢もの、糸柄をさしたる哉と御叱り、御暇被レ遣候。夫にて御家中の者迄、自然と輕き者、皆々革柄に仕りけるとなり。

○澤田何某と申す御小性、御料理人、弓を稽古し、餘程射ならひ、何卒御歩行弓組へ成り共、御入れ被レ下候樣に御願ひ申候得者、大に御機嫌損じ、御意には、役義の事不レ仕候て、加樣の事を申す甚不屆に思ふ也とて、輕輩の者へ御入れ被レ遊。

○池田主水何哉覽言上仕りし事あり。そのことばの内に、私方へ心安く出入を仕

汝がいふ所尤也。我過てりとて御笑ひ被レ逝しとなり。

○或時白鴨を御貰ひ被レ遊けるを、土倉淡路へ御見せ被レ遊候へば、是はあひるにて御座候と申上げけり。いや鴨なりと被レ仰てやまず、御不興にて御入被レ成、暫く有つて淡路を召して、成程あひるのよし被レ仰ければ、其時淡路申上げけるは、たとひ鴨にもあれ、私のあひると申上候はゞ、あひるに被レ成置候が宜く御座候。御家老が殿様にまけ候ては、御家中仕置成不レ申候。殿様には、御家老に御まけ被レ成候分は、少も不レ苦ことと申上候由。

明罰

明罰は、罰を明かにする義也。世に惡事をする者あるは、苗の中に、草あるに似たり。苗を能く主ひ立てんと思はゞ、其草を抜いて、苗の妨をせぬ様にせざれば、苗能く生立つ事なし。人主國を治め玉ふも、そのごとく、世の風俗を宜しく、善き人の多からん事を欲し玉はゞ、惡をする者を罰して、世の風俗の害となり、人の善き事をする妨げとなる者を、退け玉はずんばあるべからず。も

改過

改過はあやまちを改むる義也。人の身に過あつて、改むる心なきは、たとへば腹に病あつて、療治を施さぬに似たり。腹に病あつて、是を療治せざれば、臓腑日々に病みて、後には死亡に到る。身に過あるも、そのごとく、是を改めざれば、悪心日々に長じて、後には家を滅し身を失ふに到るべし。人主其御身威勢高くましませば、たゞさへ其非を告げ奉る事を、憚る心あり。況してあやまちを改め玉ふ御心なければ、たれ壹人も、其御過を告げ奉らんや。人主として過を改め玉ふ御心あるは、人の忠言を求め玉ふ基也。

○或時御野廻り被レ遊、御旅館にて麵條魚の御吸物を上れば、御椀の中に砂氣有り。以の外御機嫌損じ、無念成儀御叱り被レ遊ければ、其時御料理人御前へ罷出で、乍レ恐申上候、御椀中に、中々砂氣は無二御座一今日は殊外風立ち候故、公御口中に砂氣有レ之と奉レ存候。御口を御漱ぎ被レ遊候て、御上り可レ被レ遊二御覧一と、憚る所なく申上ぐれば、公被二聞召一いかにも〳〵とて、卽ち御手水を被レ成、被二召上一て、

御位は萬人の上に立ち玉ひ、富は一國を有ち玉ふ。此より上に滿てるといふ物はなし。此場に居玉ひて、驕り高ぶり玉へば、災難忽ち生じて、國家も虧るに到るべし。人主此災難を防ぎ玉ひて、滿てるをかゝし玉はぬ道は、其御身をへりくだらし、うやまひの道を忘れ玉はぬ上にあり。たとへば海といふ物は、天下の土地これより卑きはなし。それゆゑに天下の水皆こゝに流れ入つて乾くといふ事なし。謙の道もかくのごとし。へりくだれる人には、諸人心を寄せ身を任せぬ者はなし。然るゆゑに、よくへりくだれる人主は、能くその滿てるをたもちて、永く國家を有ち玉ふべし。

○公御領分にて御狩御野廻り被レ遊候時、田を作る者も、其まゝ田に在て作をなし、道を行く者をも、追拂ひ玉ふ事なしとなり。

○公御一生新太郎樣と申奉る。御大名樣方の內、此事はいかゞ候らん。改め玉ふべきかと御物語ありし時、公其事は仰せられず、近比も江戸の町を通り候に、鍛冶に大和守、或は鏡磨に何の大椽など申す名の候。さのみ難レ有も覺候はずとその給ひし。

御覧ニて、彼は何と名をば申すぞと御尋させ被レ遊しに、御近習の者承候て才茂九郎と申す由申上候得ば、扨々彼は能き骨柄なり。何ぞの時は用にも可レ立男也。名もよき名を付けたり。其名をば彼が子孫までも代々付け申せと申聞けと御意これあり。右に付、今に至て彼孫藤野村にあつて、才茂九郎といへり。扨其年の暮、御年貢納り申す節、彼穢多の事被ニ思召出一候哉、御役人共へ穢多共が作り指出し候米は、いかゞ致候哉と被レ遊ニ御尋一しに、御役人共御返答に、穢多と申す者は、不浄なる者ゆえ、御藏入御家中御知行へは、拂はせ不レ申由申上候得ば、夫は心得違ひなり。穢多も一統我百姓也。何としてその通り、分隔致し候哉と被レ遊ニ御意一、其年より穢多が作り申す米も、御藏入にも、御家中御知行にも納め申す様に被ニ仰出一しと也。今にしかり。

謙恭

謙恭は、へりくだり、うや〳〵しき義也。易に天道虧レ盈而益レ謙と云へり。日昇れば西に仄むき、月満れば虧く。天地の内何一つ満て虧げぬ物哉ある。人主、

（ろ）不淨。けがれたるをいふ。

成候哉と被レ遊ニ御尋一、數右衛門御答にも、五年仕候へば、何とぞ出勤も可レ仕由申上候。扱被レ遊ニ御意一候は、隨分五年之間能く取締り簡略仕候へ、五年の間は主をも持たずも、五年したらば新奇に主を取り、奉公に出ると存じ、無レ怠簡略仕候へと被ニ仰聞一しと也。

○和氣郡藤野村に穢多おほし。或年閑谷學校へ御出被レ遊候節、右穢多共遠々と御目通へ罷出居り申せしを被レ遊ニ御覽一候て、彼等は何者ぞと被レ遊ニ御尋一、御近習の者、彼等は穢多共にて御座候と申上候得共、何とも御意無ニ御座一候に付、又御近習の者の中、右穢多と申す事、若し御存知不レ被レ遊、御不審にも思召哉と存ずる者御座候て、彼等は穢多ト申す者猪狸をはぎ肉食を仕候て（ろ）不淨なるやつ原にて御座候と申上候得者、公共方共はいな事を申物哉。彼等も我百姓也。猪狸をはぎ肉食をする事、誰とてもすまじきにもあらず。何ぞ彼等に限りて、その通りに見捨つべき事あるべきやと被レ遊ニ御意一しと也。其御歸懸に、右穢多共遠々と罷出居り申候得者、目通近々まで出可レ申と被ニ仰出一、右に付御前近く罷出候得ば、御意共被ニ成下一と也。右穢多の内に、健なる男骨柄勝れて宜き者あり。此者を被レ遊ニ

けり。夫より兩人和睦して淡路を饗應せしとなり。

○何日と申す事は知れず、出仕日に餅の串にさしたるを御重箱に入れて公の御側にあり、壹人づゝ公の御前に參れば、被レ下候を戴き平伏して退出しけり。かゝれば、いつも日暮に及べり。執政の者ども公の倦ませ玉はんかと申せしを、聞召し、あはれ退屈してみたしとの玉ひけりと也。右餅頂戴の始まりしは、外樣の人々平生御前近く出でざれば、此時に進退周旋爲レ人の御目利もあらんとての事なりしか。

○伊賀隱居の時、屋敷地（今の新屋敷なり）を被レ下、普請成就已後、三度の御廻りに、一度立寄らせ給はぬ事はなしとなり。

○内藤數右衞門、平井村に在宅仕候時、御野廻りの時、平井にて其家を被レ成二御覽一、彼は何者の家ぞと、御尋被レ遊、御供の者走り歸り、内藤數右衞門が在宅仕候家にて御座と申上候。其餘り小さく難義に見え申候を、不便に被二思召一御樣子にて、數右衞門宅の邊へ御寄り被レ遊、數右衞門御召被レ成候へば、數右衞門罷出で門外に平伏せり。御意に、其方加樣に仕居り候はゞ、幾年仕りたらば、出勤も相

（ぬ）所存。存ずる所にて、心に思ふところ。かんがへ。

て下に近くして、其行ふ事に善あるを見玉ひては、御自身にも褒美を加へ玉ひ其或は骨折事をなし、或は難義に及ぶを見玉ひては、御自身から、いたはらせ玉ふ樣にし玉ふ事共肝要の事也。

○或時御機嫌あしく入らせ給ひしが、今日は御快しとて、御年寄共不ㇾ殘於二御前一、御閑話の折節、其方達、我等に仕へられし兼ての心持聞度存候ひつるが、今日はよき折なれば、銘々（ぬ）所存承度と御意ありしかば、出羽長門を初め、段々致二言上一、淡路が番に成りしかば、淡路はと御意ありし時、指して詞多に御咄申上ぐる事もなき者なりしが、申出すには、兼て御存知被ㇾ遊候私儀に御座候ゆゑ、御政事にも預り不ㇾ申候に付、平日差て御奉公御爲と奉ㇾ存義も無二御座一候へども、兼て忠義と相心掛居り申す事、只一件御座候と申しければ、いか成る事ぞ聞まほしく思ふと仰せければ、かねて伊木長門、池田伊賀年來不和にて御座候。然ば御大事有ㇾ之時、互に存寄を相立て、御爲によろしからざる事候半、其節何れにてもあれ、不ㇾ宜と存ずる者とさしちがへ可ㇾ申、是私が忠節なりと申上げしかば、思ひよらざる忠言に、さしもの兩人も詞なく、迷惑して居りしかば、公あれ聞かれよと被ㇾ仰

目付へ申しけり。扨々きのどくなり、去りながら其首尾ならばとて申上げし所、左申し候か、目が見えず耳が聞えずとも不レ苦、其儘勤めよと被レ仰し故、其段申渡しければ、御聞届けの上は奉レ畏とて勤めしが、見て害に成る事はみえぬかほをし、聞いてあしきと思ふ事は聞かぬ顔をしけり。初めは作りてかくと思ひしも、後には誠かと思ひて、皆人心ゆるみし故、御役にては見聞しがたき事などを得と見置て、御用に立ちし事有ると也。打寄り吟味してだに心付かざりしを、遙の上にましまして、かく其才を知り給ふ事、まことの明といふべし。

近下

近下は下を近づくる義也。凡そ人主の天下を持ち、國を持ち玉ひて、天下國家の勢強く固くなるは、士民ともに上を親めばなり。士民上をしたしむ心あれば、能く其上の御爲を思はぬといふ事はなし。士民ともに、上の御爲を思ふ心深ければ、天下國家其固き事金石のごとし。然るに士民共に上を親む樣に成るは、上御權威を引下げ玉ひて、深く近習と外樣との差別をし玉はず、平和にし

の有ける後に、彼者は馭者あしくば、國の禍をなすべし。才は國中に獨歩せりとの玉ひけり。

○御徒目付被二仰付一候時は、則ち御徒目付入札にて、御目付へ出し、夫を御前へ持參して、御趣意次第に被二仰付一例也。或時前の如くして窺ひしに、書付の內壹人に御點を被レ成、是を可二申付一、今壹人は身が入札なり。江見藤九郎を可二申付一との玉へば、御年寄共御目鑑にて被二仰付一候へば、別て難レ有仕合に御座候。併し御徒目付共打寄り、吟味仕候得ども、此者の儀は書付出し不レ申候かと申上しかば、何分身が入札にて申付けよと御意被レ遊し故申渡し候所、難レ有奉レ存候と御請け申せしが、其後に御意に御座候故、一通り御請は申上候得共、私義眼耳共うすく御座候得者、御役勤まりがたく奉レ存候間、御免被レ遊被レ下候樣に、御大目付中へ申達しくれ候樣に、仲間へ相賴みし故、段々止め、御目鑑の程も候へば、是非止り候へと申せば、耳目のうすき事御上には御存じ不レ被レ遊候。是にては無二心元一と存ずる覺えありながら、大切の御役をうけ居り申す事は、たとひ御機嫌あしきとても、御斷り申上げではやみがたし。是非々々賴み入る也と申せし故、其段大御

(り)歸服。つきしたがふこと。

知人は人を知る義也。昔し孔子魯の哀公に、民を服する道を語り玉ひて、直きを擧げて諸の枉れるを錯けば、民服せずとの玉へり。人を知るとは、人直きを枉れるとを知る事也。人主國を治め玉ひて、民の(り)歸服すると歸服せざるは、其用ひ玉ふ人の善惡に因て分るゝ事なり。然れば人を知るといふは人主の要務なり。

○津田重次郎十八九歲にて御眼代被二仰付一しが、御評定所へ初めて出でし日、執政の人々公務終つて、私の物語にて時刻移りければ、重次郎末席より御用談相濟み候はゞ、各樣御退出可レ被レ成候。銘々腹中相も有レ之物に候。各樣御退出不レ被レ成候ゆゑ、何れも得仕廻不レ申候。各樣御家來中も難義可レ仕候と申しければ、御年寄共、過言也との氣色にて、ものをいはず立ちけり。翌日と哉覽御前にて、御用の席に重次郎初めて御用所へ罷出ると申し、殊に廿にもならぬ身として、私共へ對し、余りの申分にて候。あの通りに候はゞ、此已後何を可レ申もはかられずと申上げければ、公が視る所にたがはざりき。思ふ事憚る所なくいはん者也と思ひたりしに、果して然也と仰有りけりとぞ。又重次郎御前へ罷出で申上げし事

雅樂頭樣被ㇾ仰方なく、やゝありて少將に任ぜられ玉ひて、年久しく候、中將に任ぜられなん事望にましまさば、其由を申上べしと御語りあれば、公中將に進で、何の御爲に成り申すべきや。領地增賜りなんには、夫程の御奉公をばすべきにて候と仰られける。

○御移りあつて、此方樣へ御出入の御旗本衆御出で、御咄の御席に、御樣子を見合ひ、儒學専ら御用ひ被ㇾ成候義、尤も宜敷御事には御座候得共、餘り御偏より被ㇾ成候。今少し御ゆるめも被ㇾ成候はゞ、中將にも被ㇾ任、御大老をも御賴み可ㇾ被ㇾ遊御樣子に御座候と申上られければ、御心入忝く存候、併し一國だに心に任せぬ事あるに、天下を引請け候事望み無二御座一候。又三十萬石領する身なれば、さして人もおし下げず。然れば中將も望みなく。御世話にて可ㇾ成樣に候はゞ、前年御預け申上置候十八萬石を御返し被ㇾ下候樣に奉ㇾ願と御答有りしかば、其御人默し玉ひぬ。

知人

卷五

安命

安命は、命に安んずる義也。命は天命とて、人の身の上貴くなるも、賤くなるも、富むも貧しきも、其外壽に長短あり、凡そ吉凶禍福にあふ事、天より人にあてがひ玉ふ事なり。是を天命といふ。人この天命を知て、身を天にまかせて、手立を以て、我望み事を叶へんとする心なきを、天命に安んずるといふ。人主富貴を極めたまへりとても、此天命に安んずる御心なければ、或は官爵に進み玉はん事を願ひ玉ひ、或は領地を廣め玉はん事を願ひ玉ひ、たとひ其身の榮を求め玉ひて、仁政に怠り出來玉ふにも至るべし。戒め玉ふべき事也。

○酒井雅樂頭樣、天下の執政として御權威甚だ盛なりしを、公今の御弓御殿に御小書院ありて、其所にて度々御もてなし有りしに、雅樂頭樣へ御異見御加へ被ㇾ成候事共あつて、左樣に候ひては、上の御爲にあしく候由、御責め被ㇾ遊候得ば、

價相尋ね候所、殊外高直に申候由、其段申上げしかば、それは費也。無用にせよと被レ仰候て御通行被レ成、扨其次の驛にて、山内權左衞門へ御向ひ遊ばし、先に飮みし芥川の烟草は、殊外に宜しき味也と御意あり。權左衞門御意の通に御座候。御前殊外先程御賞味被レ遊候ゆゑに、私相調へ候樣に仕候て少し相調へ罷越し候。御上り料に被レ遊候樣にと申上げ候て、右の烟草指上げたり。公以外御機嫌あしく、扨々其方心得違也。大名の儉約といふは内輪の事、加樣なる外むきにて、左樣なる手合事共致す物を調候事、大名のする事に非ず。その烟草うり候者呼寄せ候樣にと被二仰付一權左衞門畏り、其烟草うりを呼寄せ候得者、その烟草有たけ御かひ上に相成候て、餘程大金出しと也。其後度々權左衞門へ向はせ給ひて、其方が心得違にて、於二芥川一費をさせしと被レ仰けり。御意の度々に、權左衞門大きに迷惑いたしけるとなり。

に被レ遊ニ御意一し故、市左衛門畏まり申して、積り候て、其員數を申上候得ば、御聞被レ遊、それは餘程の物入也。我等工夫して、其半分にて建て可レ申と被レ遊ニ御意一、市左衛門承り、いや決して左樣にては出來は仕り申間敷由申上候得者、公先づ我等存寄にしてみんと御意あり。さて御陸尺御手廻りの者、御召、御吸物御酒を被レ下候て、其後御直に、其方共に用事あり、別成事にてもなし、六疊敷ばかりの凉所を建てんと思ふ也、こゝは内向の事なれば、其方共手傳くれ可レ申と御意あり、御陸尺御手廻りの者共、謹て畏ゆ申し、扨て御作事始り、彼等共石を持ち材木を取りあつかひて、御普請出來せり。右の通りにして被レ遊しゆゑに御物入半分にて出來せり。出來後折ふし夏の比にてありしが、市左衛門を召して、此度作事の用むき殊外致ニ出精一能く出來候。因レ之拜領被ニ仰付一由にて、御小袖一ッ被レ下、當時相應ならぬ品なれども、此は單物に成り共、袷に成り共成るべし。其方が爲には、此にて可レ宜物と思ふゆゑ、態とこれを遣すと御意ありしとなり。

○或年御道中被レ遊候時、芥川にて、所の名物なるに因て、烟草を御出させ、御飲被レ遊、殊外御賞味被レ遊、御役人共へ被ニ仰付一、價の樣子により、調へ參れとの義故

意にはそれにて可レ然、しかし費成る事には有るまじきにやと御尋被レ遊、伊賀御返答には、畢竟木綿の事に御座候へば、中々御つひえと申程には無ニ御座一候。已に最早御次にて御納戶の者に私申付け置き候間、御拵へ可レ被レ遊由申上げしに付、左樣に候はゞ其まゝにていひ付くべし。しかし費にはなきにやと重ねて御尋被レ成候に付、伊賀中々御つひえと申す程には無ニ御座一由御返事申上候て出來せり。

○御道中にて御輿に戶あるゆゑに、御うつたう敷思召す由御意ありしかば、御近習頭分の者、左候はゞ御戶をはづし御持たせ被レ遊候て宜しかるべきと申上る。公御機嫌大きに違ひ被レ遊、それは大きなる心得違也。其方共役目をも勤むるからは夫ほどの事は合點もすべき事也。能く考へてみよ、かごの戶はかごに付て事濟む物を、此をはづしては、又一人の夫入り、無益の人を費す事也。左樣なるつひえすべきにあらずと被レ遊ニ御意一候て。其節しばらく其者に御意もなく、後に御機嫌やう／＼直らせられしと也。

○御隱居被レ遊て後、西御丸にて六疊敷ばかりの御涼所、御建被レ遊度被ニ思召一、作事方御役人にてありしや、入澤市左衛門を被レ召、其物入何ほど入可レ申哉、積樣

るていたらく、むさく可レ被二思召一候得共、外に着替も無二御座一、乾かし申さん爲に、民家に入り火にあて候得共、餘り罷出で候に延引仕候間、此まゝにて罷出候と申上げしかば、御納戸の者御呼び被レ成、伊賀定めて寒かるべし。着替の半着る物抔はなきや、一ツ取出し着せよと被レ仰しが、別に御用意も無レ之故、御納戸の者も外には無二御座一旨申上る。右に付伊賀へ御向ひ、扨々其方寒くあるべく候得共、別に用意の半着る物無レ之といへば、可レ爲樣も無しと御意あり。其後伊賀家來伊賀へ申すには、兼て御半着る物御餘計も御持參可レ然と申すは、此度の樣なる事可レ有二御座一御用心に候。必ず外に一ツ拵可レ申と申せしが、伊賀返答に成程自分も左樣に思へば、其方が申にまかすべし。然れども殿樣さへ一ツ斗御持被レ遊候へば、我等二ツ可レ持にはあらず。殿樣にも一ツ御餘斗にも御拵被レ成候ば可レ拵と申す。其比出仕の節、御次にて御納戸の者へ、御上御半着る物御一つにては、御不自由に候間、も一ツ拵へ申さぬよ、御上へ被レ窺申すにも不レ及事、自分が申すからは直に拵へ可レ被レ申とて、直に御前へ罷出で、御半着る物御用意御餘計無二御座一由、御不自由にて可レ有二御座一候間、最一ツ御拵へさせ可レ然奉レ存由申上げしかば、御

間にあひ候半ほどに、取出せと被レ成二御意一候間、御納戸にて尋ね候所、久敷相成し御蚊帳共にて難二取出一、餘程間どりて取出し指出し候得ば、是にて善きと御意被レ成候上、最早釘が御入用まで成りと被レ成二御意一候て、不斷の金釘四本御出させ被レ成御打せ、御蚊帳御つらせ被レ成候と也。是は角博か咄せし事とて、今與平次が家に咄し居りし事也。

○上巳にお六樣初めての御雛御見物として公御入あり。御女中共、しじみの御吸物にても可二指上一哉と奉レ窺候得ば、夫に及ばぬ事なりとの玉ひて、たゞ有りあふ御菓子御取、熨斗迄の御事にて、御祝御滿悦不レ斜。御手土産とて、御紙雛並に金子御持參被レ遊しと也。

○或時御鷹野の節池田伊賀被二召連一御出被レ成、伊賀奄末にてふと長川へおち入、木綿の半着る物を泥まぶれに致し候が、兼てに半着る物一つの外は用意もなく、着替への事も不二相成一、其まゝ水にて洗ひ民家へ入り、火にてあぶり居たりしに、其間御前より可二罷出一旨度々及二御使者一、急にかはかし申度存候ひしか共、急に乾きもせざれば、餘り度々の御召ゆゑ不レ得レ止其まゝにて御前へ罷出で、私儀加樣成

御一生の御間、御遊山所等の御造營に、御失墜など少しも無二御座一しと也。

○御平生の御召物は茶羽二重の外なし。

○御隱居被レ遊候後、西御丸に小き御亭あり。殊外御涼敷御亭にて有レ之故、夜も此に御寢成被レ遊度御召候所、御間狹きゆゑ、相應の御蚊帳御入用に候得共、新奇に御拵させ被レ成候事、御費と思召被レ成候しが、或時に御心安き御方樣より御往來の御書の御封紙を御取出し被レ遊、御自身に御截り被レ成、觀世小よりに被レ遊候時、老女中角南と申者（角南與平次家より御内所へ御奉公に出て候女）其御樣子奉二見上一、御前には、夫をば何に被遊候哉と御窺ひ申候所、少し御用に被レ成二御座一と斗の御意には、追付四すじ御よりり立て、御間の角に御かけ被レ遊二御覽一候に付、角南も、さては御蚊帳の御つり手と推量したり。さて角南に御向ひ被レ成、新奇に御蚊帳御拵へ被レ成候事、御費と思召候が、何と相應成る蚊帳共は無レ之哉と被レ成二御尋一候時、角南左樣成るは有二御座一間敷候。大き成る御蚊帳は幾等も御座候得ば、それを小く御させ被レ成候てはいかゞ御座候半哉と奉レ窺しに、夫も又あとがすたりと相成べく候。能く案じみれば、娘たちの小さき比、晝寢の時つられたる小さき蚊帳多く可レ有レ之、それが

へたり。

○植野の諸御大名方の御宿坊、昔はこなた樣には無二御座一しと也。公の御時、御用人共より御宿坊被二仰付一可レ然奉レ存候。何かの御手廻しに宜く御座候段申上げしかば、夫は重寶ならん、祿なくして可レ成哉と被レ仰候故、いや左樣には相成不レ申、三百石可レ被レ遣候と申上候得者、御手を被レ爲レ振、先づ止に致すべしと被レ遊二御意一、御承引なく、御一生上野のかうげにて、御裝束等被レ遊しとなり。

○御野郡中原村に公の御すゞみ所あり。夏日此に至らせ玉ひ、暑を御避けさせ給ふ時は、此地の名主の家に、御幕串など御預け置かせ給ひ、御幕打廻し、毛氈をかうげの上に敷かせて、御辨當をひらかせ給ひ、いこはせ給ふ。今かのかうげの地、數丈ばかりの間に、馬牛をかはず、樹の枝を折らず、公のいこはせ玉へる地とて、土民まで今に敬へり。召伯甘棠の古へも思ひ出られて、尊き御事なり。旭川の東岸に花畠といふ所あり。此所もとは清泰院樣備前に被レ成二御座一候時の御別莊にして、得月臺などいへる所ありしとぞ。公備前へ御移り被レ遊候て、彼の御別莊をばつぶさせ玉ひ、奇石珍木をば、或は地中に埋め、或はほり捨てさせ給ひて、

料の御刀一腰、今御分家樣の御家に傳はるよし、水田の與五郎にて、御拵も只一通り、差て御物數奇もなしと也。惣體御腰物今拵と稱して御用ひ被レ遊し類、皆金の燒付にして、無垢の金なるにては無レ之、又閑谷の御藏に、御手道具品々納りてある内に、御印籠黑塗にして、御蒔繪共もなき秋月細工なるに、無患子の御緒〆革の御紐御付被レ遊置きたり。

○公嘗て被レ仰しは、印籠といふ物は、藥を入るゝ器也。かざるべき物にあらずとの御意ありし。其外御殺生の節、用ひさせ給ふ由にて、うつぎの御きせる筒に、小倉織の御たばこ入共もあり。

○御道中の時、御兒小姓に一人、乘掛に絹の紫ふとんを敷きたる者有り、御覽有つて、何者哉覽、美々敷乘掛有りと御咄し有りければ、皆々恐入り、早々右のふとんを止めたり。

○寛永九年壬申、大猷院樣俄に公を御召あつて、因幡より備前へ御國替被レ仰出、五月二十三日公因州を御發駕被レ遊、道中殊に急がせ給ひ、御馬にての御道中也。御馬もあぶ付馬なりとぞ。其御時の御馬に置いたる御鞍今御武具藏に有りと申傳

まりけるに、錢を鑄る上手を、國主の國へは出されざるよしなれば、湯淺右馬允を使として、京都の諸司代に御所望有りければ、ゆるされぬ。是よりして御國殊に富みたりとなり。むかし錢を鑄たる所、今の錢屋敷なり。

節儉

節儉は、財寶を用ゆる事節度あつて、儉約なる義也。人の慾は限りなくして、財寶の數は限りあり。限りなき慾を叶へんとて、限りある財寶を用ひば、財寶いつとなく乏くなつて、困窮に堪ふべからず。然るゆゑ、我慾をひかへて無益の物を求めず、身の分を守て華麗の事をすべからず。人主は富一國を有ち玉へば、其慾を恣にし玉ふ日になつては、何事とても成らざる事もなかるべし。然れども財寶の數は限りあり。みだりに用ゆる時は、後に困窮に及び玉ひて、下の惠も自然と薄くなつて、仁政を行ひ玉ふ事も難かるべし。

○公甚だ御質素にまし〳〵て、朝夕の御膳、御衣服等を初め、小倉織の御袴を、三年被レ爲レ召の類、其外御手道具諸事に至るまで、御質素なりし事なり。其中御指

者を御評定場へ御出し、何事をも不レ言、只衆議を聞かしむ。諸御役人無益の事に思ひしが、一年も過ぎて池田伊賀申しけるは、八右衛門を御評定所へ御出し被レ成候事、益なき事と思ひしに、漸く合點參り候。同人居申す所にては、公論に非ずばのべがたし。殿樣には、初より御合點なりとみえたり。殿樣だきちがひたる事なりと申せし也。一説に、八右衛門を陶器にて作りたらんがよかるべしと評したりしを、公聞しめして、八右衛門が居たらん所にて、かりそめにも虚妄の事いふ事あるべからず。八右衛門がいふと不レ言とにはよらじと被レ仰ける。

○公の御時代は、御代官御郡中へ出張して居たりしが、何となく勢有レ之、百姓こまり候樣に被二聞召一、或時御野廻りの節、何某と申す御代官の家へ御入、書いて遣す物あり、紙筆を出せと被レ仰し時、差出候樣なる筆無二御座一、手習筆樣の少しましなるを出しければ○一年貢の事○一宗門改の事○此外なんにもかまひ申すまじくと、御調被レ遣、今に其家に傳へしと也。

○御勘定を重き事として、時々御自身聞召し、常に入るを量りて出させ玉ふ。且つ錢を鑄さしめん事を議せらる。富國の計是より然るべきはあらじとして其事定

（ち）放逸。きまゝになること、じだらくになること。

愼政

愼政は政を愼む義也。國天下を治むる道は、政事より重き事はなし。たゞ一法を出し玉ふとても、其法道に當れば人民能く是を守り、風俗もこれより善くなる也。其法道に當らざれば、人民是を守る心なく、風俗も是より（ち）放逸する樣に成る也。一人を賞し玉ふとても、其功に相應せざれば、人善事に勸まず。一人を罰し玉ふとても、其罪に相應せざれば、人怨の心をおこす。然るゆゑに人主政道を施し玉ふ事、輕くし玉ふべからず。古の事を則とし、今の時宜にしたがひ、後に害の出來ぬ樣にし玉ふべし。是れ政事を愼玉ふといふべし。

○宗旨神職請に被二仰付一候儀、江戸表にて御疑被レ成候へば、宗旨請に立ち申候は、隨分慥成るを第一と存候。坊主は他所より輕く往來いたし候ゆゑ、一圓不レ慥、神職は先祖より其土地に居候へば、是ほど請人に慥成る者は無二御座一、夫故申付け候と被二仰上一候へば、無レ障其通に成りけり。

○泉八右衞門は、熊澤伊太夫が弟也。世に稱せられて、有德の君子と云へり。此

時御出船と被二仰出一有りしが、夜前より雨天に成りしかば、伊木長門、人を以て明日の御狩、御延引可レ被レ遊哉と御窺ひ有りし時、雨天には軍はならぬかと被レ仰ければ、長門赤面して下宿へ歸り、公御寢らんとて、七ッの時計を打ち候はゞ、早速可二申上一段御側の者共へ被二仰付置一けるが、七ッの時計を打し故、追付御目覺し可二申上一と談し居ければ、公先達て七ツを打ちたらば申聞せよと云ひしに、今の時計は七ッにてはなきかと御咎有しゆゑ、御意の通に候、只今御目覺し可二申上一と奉レ存候所、先達て御意被レ遊候段御答申上し所へ、長門身拵して御次迄來り、殿樣は未だ御こしらへ不レ被レ遊候哉、長門は御先へ參ると可レ被二申上一とて、大聲にて申しければ、それ長門は參られしとて、御拵御機嫌直り被レ遊、御渡海、雨は車軸を流せども、御かさも不レ被レ爲レ召御鉢巻斗り也。餘りに強き降りなる故、鹽見玄三、御手傘をさしかけければ、御見かへり被遊、とれと御意ありし故、其後御傘をあぐる者なき處に、尾關源次郎あげたりければ、御見かへりて、又前のごとく御意被レ遊し時、いや御火繩しめり候と申上げしかば、御默し玉へりとなり。

被ㇾ遊間、沓をとり乘込み候へと御意に付、不ㇾ殘乘入れし時、がんせうばかり、故なくして、駒の分は不埒なりしかば、夫より駒を持候事やみけり。

○公は殊更に射法を好ませ玉ひ、御居間の傍に卷わら有りて、御弓組の弦音を聞召す。御弓組二十人を選みて御旗本に備へ玉へり。是は古の新田左中將義貞の十六騎の黨に擬し玉へりと也。或時山川重郎左衞門をして、百射の賭射被ㇾ遊けり。公九十五筋中らせ玉ひ、重郎左衞門九十六筋中りければ、公御弓を重郎左衞門に賜はりけり。程なく又百射の賭ありて、重郎左衞門御相手となりけるに、公九十六筋あたらせ給ひ、重郎左衞門九十五筋中りければ、公笑はせ給ひ、今日は予勝たり、さらば賭の弓出せと仰せければ、重郎左衞門先に賜はりける弓を出す。公是は頃日其方にあたへたる弓也。別の弓を出すべしと被ㇾ仰ければ、重郎左衞門いや此外に弓はなしと申せしかば、さらば返しあたゆると被ㇾ仰しとぞ。今に山川金左衞門家に秘藏の器とせり。公の取給へる射法免許の御卷に、御奥書被ㇾ成て、重郎左衞門にあたへ玉へり。是も今に傳へしと也。

○かくい島公事。公薨後、早速御猪狩あらんとて、片上に御止宿被ㇾ遊、翌曉六ツ

兄にて鹿狩等仕候。今太平の化にふけり候士民共に、敵なくて軍に及ばんは、棄ると申す古人の訓へ、さる事に覺え候ゆゑ、其節人數の驅ケ引仕り見申候へども、扨々自由にならざる物に候ひしが、いかさま近來は餘程人數の廻りも宜く成候て、扨々面白き御事に候。皆樣は當時御定府に候へども、若し御歸邑の事あらば、御慰みながら必ず御試可レ被レ成候へ。治にも亂を不レ忘の戒にかなひ、公方への忠たるべしと被レ仰ければ、皆々御詞なかりけると也。

○曹源寺樣御女中に癪の病のありし者、御寵愛にほこり、次第に榮耀に成り、戸障子の明けたてにても、癪にさはり候由にて、たて付に眞綿など付置しやらんを公聞のせ玉ひ、城内の女どもは、鐵砲の音を、聞習ひ居たるがよしとて、御廟の御馬場にて、種ケ島を御搏たせ、早朝より暮比まで上覽被レ遊ければ、其後癪の沙汰も相止みしと也。

○一比御家中にて、駒を持ち飼立て候事はやりし故、御役人ども申上げ、あれにては御用に相立ち申間敷と申上げければ、或時明日於二御旅所一馬御覽可レ被レ遊間、馬持の分、何れも乘り候て可二罷出一と被レ仰、何れも罷出候處、於二河原一御覽可レ

御船手被二仰付一て、艪の推くらべ、御船頭の働を御覧有し所也。江戸御上下も、一度づゝは必ず大阪迄、御船に被レ爲レ召しなり。

○川上に御涼所あり。御出被レ遊候ては、半田山の大阪を御歩行に走りくらべ被二仰付一御覧被レ遊しが、或日かの御涼所へ御出有りて、御歩行の者どもを走らせて御覽じけるに、あの幾番目のは誰なるぞ、甲斐〳〵敷よく走ると被レ仰しを、渡邊多左衛門にて候と申上る。又重て御出の時も多左衛門走り御意に入りけり。仲間のもの不審して、指て何れにかはる事はなきに、其方ばかり御意に入候はいかゞと申す時、大事候と申す。又重て走り候へば、とかく多左衛門甲斐〳〵敷候間、何れも、あの様にかけり候へと御意有し其時、多左衛門笑ひながら、大事の事なれどをしへ可レ申候。もろ手をふりて、かけり可レ被レ申候。外より見申して、よきものにて候とをしへけり。何もその通にしてかけり候へば、御意に入り、よく成り候と被レ仰しと也。

○御國にて大御鹿狩有レ之、已後江戸表にて、御老中より御噂にて、御遠慮も被レ成候筋にと被レ仰候所（此御鹿狩は御軍陣の御ならはしの御心持の事多し）私儀去夏已來、御影にて休足仕り、國

日又俄成る事にて、無レ據馬踏み申候はゞ、何として其馬の足を打折りは不レ致候哉。油斷千萬不屆之至也。筑前守殿被レ聞候はゞ、其家來はきつと可レ被二申付一事と存候間、態と御挨拶は不二申進一と被レ仰たり。何某樣御申樣なく被レ成御歸りと也。

修武

修武は武備を修する義也。世の治まると亂るゝとは、天に晝と夜とあるがごとし。たがへちがへに廻り來る也。治りし後は亂れ、亂れて後は治まるは、自然のいきほひ也。然れば何ほど治まれる世にも、亂に及ぶ時の手當なくては能ふまじき也。然るにその亂を鎭めて、治まれるに反すは、人主の御職也。故に人主は、一日として武備を忘れ玉ふべからず。その武備を修むる仕方は、士卒を勵まし、常に弓馬を習はしめ、猪狸を狩りて軍令を明かにし、劍戟を磨きて、銹を生ぜぬ樣にし、甲冑を修覆して、糸の切れぬ樣にする類なり。

○二日市町麥御藏、川手の御門は、御櫓也。公折々御出で、此御櫓に御座有つて、

く存ずる抔と、度々私へ承合申候。右に付私儀は、御双方樣へ御心安く致し伺公候者の義、兎角何卒御事も無レ之樣にと奉存候間、御窺ひ申候。右の者をばいかゞ被レ成候哉。筑前守殿へ御挨拶共は無二御座一候ても、苦しかるまじく哉と奉レ存候由申上げられしかば、御意には、扨其元には不レ付二御心一義に候。自分より筑前守殿へ挨拶共不二申進一は、あの方々來の爲、あしからぬ樣にと存候て不二申遣一候。加樣に申さば、最早御心付可レ有レ之哉と被レ仰候へば、何某樣しばし御思案被レ成御賢慮の上の事ゆゑか、愚存には得存付き不レ申、如何の御趣意に御座候哉と御申被レ成候へば、又御意被レ成候は、扨々御心付おそき御事に候。自分より筑前守殿へ挨拶も申入れ、此事筑前守殿御用も有レ之候はゞ、あの方家來へ御申付之品も可レ有二御座一と存候。加樣に申さば、最早御合點參可レ申哉と被レ仰候所、何某樣猶も御不審の御樣子にて、兎角得合點不レ仕候、何とぞ被二仰聞一可二被下一候由被二仰上一しかば、御意には、其事自分家來共儀不調法に候得共、畢竟馬は生物の事、いか樣に可レ致とても、俄成る事は可レ爲樣無二御座一候。筑前守殿の家來は、何の爲に供は致し候哉。供を致しながら油斷を致し、其主人の駕籠を人の馬に踏まし候哉。

被レ成、其儘にて可レ通由故、相通り罷歸り、右の旨申上げ、迷惑至極に奉レ存候間、遠慮にても可レ仕哉と相窺ひ候所、何の御しかゝりも無二御座一、其儘にて可レ勤由被二仰付一し也。其後御旗本衆何某様、此方様へ御懇意に御出入被レ成候御人有レ之、此御人筑前守様へも御懇に御出入被レ成候御方にて、その比度々此方様へ御出被レ成度々何哉覽御前へ被二申上一度様子にては、御遠慮被レ成候様にて、其儘何も御申上げなく御暇被二申上一候故、其様子被レ成二御覽一、其元には何哉覽自分へ御申聞け被レ成度事有レ之と相見え候、何事に候哉可レ承と被レ仰候へば、其時何某様御答には、扨も御聰明成る御事にて御座候、御程御推量の通り少し申上げ度事も御座候ひしが、思召のほど如何と奉レ存、たやすくは得不二申上一候ひき。幸ひ御尋被レ成候得者可二申上一候。私兼て筑前守殿へも、こなた御同事に御心安く致し伺公候。少々申上度事御座候て、今日可二申上一候。尤も曾て以て右御屋敷よりの御頼抔には無二御座一候。承はり候へばいつの比にや、御家來の内の者の馬、筑前守殿の御かごを踏み申候由、右の者此方にて、何卒被二仰付一も候ひし哉。筑前守殿御屋敷用人共の噂共には、備前御屋敷には、右の者はいかゞ被二仰付一候哉、聞かまほし

（と）そばえ。あばれはれること。

大きにねだり懸り、色々斷を申すといへども不二承行一兎角主人切腹可ㇾ然と申す。此由公御聞被ㇾ遊、少しも不ㇾ苦、其まゝ打捨置き通り可ㇾ申と被二仰付一扨彼の御役人へ御使者被ㇾ遣、手前供之内の牽馬、御茶壺を蹈返し候由。扨々麁末の事、氣の毒に存候。しかし御茶壺に別條無ㇾ之由、乍二此上一一段と存候。手前も馬の事、可ㇾ致樣も無ㇾ之候。此段東武へ罷越、於二彼地一御斷可ㇾ申候。扨左樣に大切なる御茶壺、馬の蹈候樣成る麁末の所に、何として被ㇾ置候哉、不屆之至に候。此等の趣致ㇾ着、其まゝ御老中廻り候間、其砌御沙汰に仕可ㇾ申候。左樣に可ㇾ被二心得一と被二仰遣一言捨てにして歸りぬ。此由御役人承り、大に迷惑し、却て色々御斷申すといへども、御取揚なし。二三宿も御跡に付いて來り、御斷申候時、また御しかり被ㇾ成ながら、左樣に迷惑申候はゞ、此度は沙汰なしにして遣し可ㇾ申、已來麁末の無き樣に嗜み可ㇾ申と被ㇾ仰、事濟み候也。

○或時御使者に出候者、松平筑前守樣或御屋敷へ御勤被ㇾ成、右御門外に御駕籠ばかり有ㇾ之候に行あひ申せしが、右の者の馬（と）そばえ、其御駕籠を踏みし時、右の者馬より下り、筑前守樣御供頭に立合ひ、段々御斷を述べしかば、御答も不ㇾ

事有レ之共、取合ひ申間敷よし、御供中へ被二仰付一、扱御番衆之方末々まで、殊外おごり、新太郎殿御勢にても、公儀御用には太刀打不レ成と云て、無禮の振廻多かりければ、翌朝御立の節、御番衆へ御使者にて、皆々には二條御城御用にて、京都へ御越し、拙者儀も江戸御用にて參勤申候。御上の御用に、何れか高下の御座候哉。然る所如何御心得被レ成候哉、殊外末々迄法外の體也。自分關札の内明渡し候事は、其元へ對してのことにはあらず。御互之御用の節指支へ無き樣にと存候てのことにて候所、無レ筋末々の雜言共聞え候。是さへ御示しなく、重き御用無二心元一存候。此段江戸表へ御沙汰可レ申候。俄に御驚も候半と存じ、申入候事には無レ之候得共、御心得のため申入置候と云捨て御使者は歸る。御番衆大きに驚き、江戸へ早使者を立て、御仲間衆へ此由御申遣されければ、御仲間衆大きに驚き、皆々品川迄御出向き、段々御斷御申被レ成候。依レ之公左樣程に御申候此度の義、沙汰なしに致可レ申候、此已後屹と御嗜み可レ被レ成と御レ仰、事濟しとかや。

○或時御道中にて、御茶壺に御行逢被レ成候時、御茶壺を道の眞中に置有るを、御供立の内牽馬不圖蹈返しぬ。され共御茶壺別條なし。然る所御茶壺に付し御役人

（へ）黑鍬。德川時代に目附の配下たりし卑賤の役。

候へば、右の體に付き、そと御脇指の小刀をぬかせられ御座被レ成候所、大蛇ほどなくつらを下げ、かの御たかをくらはんとする處を、右の御小刀にてまなこをさし玉へば、夫におそれて木の枝に頭を引きたり。是によつて其邊を御覽ぜらるれば社あり。さては此社の主と思召るゝにや、右の社を火を付けて燒きはらひ候樣にと仰せありければ、宮守と思しき者罷出で、此蛇は當社の主に御座候間、何卒御免被レ下度旨御供の內へ願出で、早速その趣達ニ御耳一ければ、御免あつて燒うちをのがれしと也。

○松平陸奧守樣御家來公儀（へ）黑鍬と口論し切殺す。其人を渡し候樣に申候所、公へ御相談被レ成候得者、公御出被レ成被レ仰候は、此儀は不レ及ニ御相談一筋、相究つたる事也。外に御用も無レ之候はゞ可ニ罷歸一候、其のさばきは知れたる事也と被レ仰、御歸被レ遊候。其趣外へ聞え、公も御相談に御加り被レ成候段、黑鍬仲間に相聞え候て、早速鎭り候て、打捨にして相濟む。當時公を恐るゝことかくのごとし。

○公御道中御泊にて、二條御番衆御出懸り、御泊りの事爭論有レ之時に、公仰せには、關札之內半分明け渡し候樣にと御下知故、則ち明渡し隨分靜に仕り、何樣の

て罪を御謝し申しけり。

○惣出仕の日、お下馬伊木長門の歩行、猥りに進み出でしを、御徒目付制すれども聞入れず。度々に及んで、やむ事を得ず打捨てたり。此由長門聞いて、彼御徒目付被二下置一候樣にと願ひければ、長門は其事みられまじ、折節櫓にてみたりしに、扨々不法の振廻、其分にすて置難き奴也と思ひし所を、打はなしたれば、我が所存に符合せりとの玉へば、長門もせんかたなくて、その分にて止みぬ。

○或時大坂迄御船に召されしが、難風にて皆々眩暈し、御側に居候者無レ之位なれば、御船奉行殊外迷惑して、覺悟を極めし樣子を御覽じて、何も隨分と思ひ念を入るべきなれども、天變の義なれば不レ及レ力事にて、乘船する上は、いかやう成る難風にて破船に及どとも、覺悟の事也、騷敷不レ致、隨分心を靜にして可レ致二下知一旨被レ仰、少も御驚き被レ遊候御氣色無かりし由。

○公十四歲の比かとよ、御野廻りの節、御鷹を被レ居御休被レ遊候節、大きなる松の木の陰に、御やすらひ被レ遊候へば、大蛇出で、かの松の枝より下り、御拳に被レ居候御鷹をねらひ候ゆゑ、御たかすくみ常ならぬ樣子を御覽じて、木の上を御覽

ふまじ、彼の變に臨まば、必ず出馬し玉ふべし。其時竹橋にて打ち奉らん。然れども文武の良將にして士卒心を一にせり。精兵多々なりとも不レ可レ敵、兵をかけ樋のうちに伏して、鐵砲にてつるべうちにすべしと、その恐るゝ事如レ此。

○池田出羽、足輕御普請所にて不法の事有レ之、御徒目付制しけれども、不レ用により杖をふり上げゝり。出羽聞いて彼の足輕を成敗して、御前へ參りしかく〴〵の事を申上げ、御徒目付を被二下置一候樣に願ひければ、夫はなるまじと仰せけり。又おし返して彌不二下置一候哉と申上し時、御聲を御はげしう被レ成、ならぬと仰せければ、はつと云て御前を立ち、御次に建てし御つひ立の角を廻らんと致せしとき、出羽と被レ遊二御意一しゆゑ、立返り申しければ、其方天城へ引込む所存とみえたり、引込まは引込まれよ、はや討手を申付けて、白石の橋は越させじと有りければ、近比恐入、迷惑至極仕候と申上げし時、合點參り候哉、然らば可二申聞一、其方足輕不法いたし候故、我が命を以て徒目付制したり。然るに只今のごとく被レ申は、我に敵對いたさるゝと申す物也。足輕共に、兼て法令堅固に可二相守一段不レ被二申付置一候哉、政道に預り候其方、甚だ不埒也と被二仰聞一ければ、出羽平伏し

り。あやまち。

（ほ）水掛論。双方互に理窟を言合ひてはてしなきにいふ。

も無ニ御座一候と被ニ仰遣一、御仰掛り候事なれば、御老中よりは是非〳〵と被ニ仰付一て、段々持重り候程に、公へ御使者にて、御出被レ下候樣に被ニ仰遣一たり。引續き被レ遊ニ御出一、外御一門樣方にも御集りにて、御評議の所へ公被成ニ御出一、ケ樣成次第如何可レ仕哉と被レ仰。其時公大きに御笑ひ被レ成、扨々何ぞ六ケ敷分別も入り候事かと存じ急ぎ參り候所、夫程の事御相談にも不レ及事、先づ夫は子供の（ほ）水掛論といふもの也。彼方よりは切らせといひ、此方よりは不レ切といふ。いつ迄いふても鬮はひらけ申間敷候。此度の返答に、覺悟申候とあらば相濟み申事に候。其上にも、是非〳〵と理不盡に被レ申候はゞ、御城へ鐵炮搏懸る迄の事、自分も參り掛候。不肖には後詰可レ申と被レ仰御歸り被レ成、扨此趣早々御老中へ相聞えければ、不レ安事とて新太郎加樣に申すと被ニ仰上一ければ、上樣にも新太郎左樣に申候はゞ、最早其分にして置候へと上意にて事濟み候と也。

○丸橋忠彌は由井正節が腹心の者にして、事を江戸に謀りけり。謀計成るの日、出火に乘じて志を遂げんとす。此隱謀に同心する人、大身小身あけてかぞふべからず。然るにかれ思ふには、公は義氣忠誠不レ可レ奪の御人なれば、我黨に屬し玉

(い)亂謀。叛亂のたくらみ。

(ろ)御供わり、行列を切ること。

(は)矢立。金屬にてつくり、墨壺に柄をつけ、柄の中に筆を入れるやうにしたもの。

(に)落度。あやま

いへり。人主の上は威武といふ事なければ、非道なる鄰國あれば侮を取り、國に(い)亂謀を企る者も畏るゝ心なく、國家を鎮護する事あたふまじければ、剛毅の御心なくんばあるべからず

○因州御家中澤間八太夫といふ者、御使者に出で、途中にて若黨を先へ遣し候所、御旗本衆石野瀬兵衞樣の(ろ)御供わりしける程に、其儘切捨て通られしが、八太夫は跡より行かゝり、驚き、辻番にて樣子を尋ね、其儘(は)矢立にて御使者御返答、並にしか〳〵の事書調べ、家來を御屋敷へ戻し、其身は鎗を取り乗出で追掛る。瀬兵衞樣は跡をも不レ見、北條何某樣の御屋敷へ迯込み給ふ。八太夫は右の門へ至り、此内へ只今迯込み候者を御出し候へ、得二御意一事候と申す。北條何某樣よりは、兎角申して不レ出、其内に因州御屋敷より其儘引拂ひ戻り可レ申と御下知ゆゑ、無二是非一乗捨有レ之馬の片鐙をはづし取り、歸て此由上樣御耳へ入り、瀬兵衞樣は腰拔の御沙汰に及び、直に御追放、さて御老中方より、因州御屋敷へ御指紙にて、何と申しても御直衆の事、殊に相手御追放の上は、八太夫には切腹被二仰付一可レ然と也。御返答には八太夫事毛頭(に)落度無レ之候へば、切腹可二申付一樣

叱らせ可レ申哉、不埒の義に御座候と申上げしかば、公此事きつと陸尺ばかりが不念にもなし、野廻りの事なれば急ぐ事にてもなし、そろ〳〵脇の方より廻りして成り共、つり參り候得ば宜しきに、急に申付候間その如くなり。何分に此の野中也。急に此にて叱り候事無用也。先づ叱り候事延引いした、明後日しかり可レ申由被ニ仰出一、御供頭共畏り、其通りに仕り申せしが、期過ぎ候ての事になりしゆゑ、其叱り候者共も、初めに御輿の内を燒き候ひし時の憤りも散じ居ければ、叱り候も平和にて事濟みしとなり。

卷四

剛毅

剛は心の丈夫なる事にて、毅は義に臨みてくじけぬ事也。惣體義を守り道をたがへぬ樣にせんと思へば、其心丈夫にして强みを張つて、くじけぬ樣になくばならぬ事也。論語にも臨ニ大節一而不レ可レ奪といふ樣なる人を以て、君子の人と

候得ば、何れを御用ゐ被レ遊候ても、御事かけ申間敷、丹波守様には御新家に御座候得ば、御道具も御數少に被レ成ニ御座一、その上御年若成る御人様の御望被レ成候御儀に候得ば、あれは先づ御ゆづり被レ遊候て可レ然奉レ存候。惣體物は二度めに出來申候が能き物に御座候得ば、御前には又被ニ仰付一たるが可レ宜と奉レ存候て、右の通りに取計ひ候と申上候時、成程左様成るがよろし。其硯箱料紙箱先是へ出せ一覽すべしと被レ遊ニ御意一候に付、十郎左衞門奉レ畏候、しかしながら左様に被レ遊ニ御意一御指留など被レ遊間敷候。私儀はや右之通りに申上候得ば、丹波守様思召もいかゞに御座候得ば、とかく可レ被レ遊ニ御讓一候。先づ御覽には入れ可レ申と申上候得ば、指留ん事も程知れずと被レ遊ニ御意一、御笑被レ成候て、その上にて右御硯箱御料紙箱御前へ持出でしかば、被レ遊ニ御一覽一候て後、直に丹波守様へ被レ遣たり。

○或時御鷹野の節、御ひろひ被レ成候て、御輿をばはるか御跡よりつり參り居り申候ひしが、御途中にて御輿に可レ被レ召由にて、御輿つり參り候様に、被ニ仰出一候得者（卅六）御陸尺共指急ぎ、御輿つり參り候とて、内にありし御火人を打返せしを知らで、少し御輿の内やけぬ。其様子相知れ候て、御供頭共より彼の御陸尺を

（卅六）御陸尺。かごかき。

候得ば、御使にても被レ下候とはちがひ、催促も難レ仕候得ば、出來もげにと遲なはり申候と申上置し處、無レ程出來候て下りし時、先づ御前遠なる所にて、御注文に引合せ、見分して居たる所に、丹波守樣御登城被レ成、右の御道具を御覽被レ成、十郎左衞門それはいかゞ仕りたるものにやと御尋被レ成候間、十郎左衞門、是は殿樣加樣なる御物數寄ども御座候て、上方へ申遣候得て只今罷下り候と、御返事申上げたり。丹波守樣さても能き硯箱料紙箱哉、自分どもも加樣成るが大に望みに思ふ事也と被レ仰候得ば、十郎左衞門承り、左樣に思召候はゞ、是は私儀指上げ可レ申候。御持せ御歸り可レ被レ成と申上ぐ。丹波守樣しかし御前いかが可レ被レ遊御意哉、無二覺束一思ふと被二仰聞一候時、左樣には候得共、御前向は能き樣に取計らひ可レ申候。平に指上げ可レ申と申候得ば、丹波守樣其意に御任せ被レ成たり。扨其後に御前へ罷出ける。右被二仰付一候御硯箱御料紙能く出來申し罷下候と申上候得ば、此間待兼ね居りしなり。早く持出よと御意なり其御事に御座候。其御硯箱御料紙箱は、丹波守樣被レ成二御覽一、殊外御望の御樣子と相見え申候間、私指上げ申し候。能々相考へ申し候得ば、御前には御硯箱なども、樣々なるが御納戶に御座

れ、御扇子を被レ遣しが、暫時ありて御とり返し給へば、伊賀母儀是を見て、その御心にて大國の大將に御成被レ成られん哉とて、御臀をしたゝかにつめり奉られしを、後に伊賀に被レ仰候は、そちの御袋はきつき人にて、したゝかにつめられしとて、件の御物語ありてわらはせ玉へば、伊賀めいわく仕りしと也。

○公御鷹狩して歸らせ給ひ、御輿よりおりさせ、御間の内へ入らせ玉ふ時、青地三之亟、今日の御牛房狩の御得もの多かりしやといひしを聞召し、おかしき事をいひつる物哉、仔細あるべき事とて問せ玉ふに、三之亟承はり、過し比御鷹狩の御歸りに、當番の者の退屈せんとて、その日の御得ものを御吸物にして賜はりしを、難有事と思ひしに、牛房のみなりしかば、さだめて今日も牛房を狩らせれしと心得候と御答申せしかば、御臺所御役人を御しかりありて、其の日新たに鷹を御吸物にして、當番の侍に賜はりけり。

○或時御物數寄共も有レ之に付て、山川十郎左衞門へ被ニ仰出一、御硯箱御料紙箱を上方へ御あつらへさせ被レ遊、十郎左衞門承り、上方へ申遣はして後、度々にもはや出來はせぬ哉と御尋ねに及べり。十郎左衞門奉レ畏候、併し便を以て申遣はし候事に

間なき節の風なるゆゑにや。

○若松市郎兵衞、草加五郎右衞門貳人は、大阪にて木村長門守重成に屬し、鴫野の軍に戰功ありしかば、御知行を被レ下召出されぬ。其前齋藤加右衞門も、木村に屬して戰功ありしかば召出されしが、三人武功を論じて先陣の前後を爭ひ（卅五）公事に及びしかば、御判斷被二成下一、加右衞門が先陣せしこと分明なりといへども、木村が感狀御坐候とて出しけるに、木村は實に其の時感狀をあたへられざるにより、加右衞門が公事然るべからざるに決し玉へり。加右衞門其時大に酒を飲み、無禮惡口多かりし中に、御前を退出して大音をあげ、目くら成る殿に仕へて、公事にまけぬる由を申しける。まのあたり被二聞召一、加右衞門が無禮御咎不レ被レ成、たゞ虛僞の論長ずべしとて、御年寄共の中へ御預け被レ成、御知行所御取上被レ成ぬ。されど剛のものなれば、御用には立つべき者なりとて、甲冑と鎗をば被レ下て、其惡口には少しの御怒もおはしまさゞりけるとかや。

○池田伊賀が母儀は、加藤左馬助樣の御息女にして、武藏守樣の御養女として伊賀家へ嫁せしめ玉へり。公御五ツにならせ給ひし時とやらん、伊賀宅へ入らせら

（卅五）公事。訴訟（そしよう）うつたへ。

（廿四）寛厚。心ひろくして情のあつきをいふ。

寛容は其の心（廿四）寛厚にして、物を受け容れて堪忍する義也。論語に在レ上不レ寛何以觀レ之哉と説けり。上に居玉ふ御人は、其御心寛厚にして堪忍ふかくましまさゞれば、下危ぶみうたがふ心あつて、銘々の心を打明して忠言をのべず、事を勤むるに己が力を盡さず。故に其性直なる者は忌み惡まれて、進む事を得ぬ樣になりはてゝ、末は國勢もおとろへ弱くなる也。人主は寛容にまします時は、國に善士忠臣おほく成りて用に立つ者乏しからじ。

○公御國にて朝御膳被二召上一候節は、御番頭一人、御物頭一人御相伴也。極めて家内の安否、相組の安否を御尋被レ遊、夫より先祖の軍功など尋ね給ふ。毎朝兩人つゝ廻り〳〵被二仰付一る。中にも眞田將監別して切々召し、毎度御せり合被レ成候由。一説に眞田將監毎朝御相伴に罷出で、きびしく御せり合申上げ、折によつては御機嫌を損じ退けと被レ仰、將監もむくと立つて下城する樣の事度々あり。左樣の時は翌日指控へて出ざりければ、將監は不レ出やと御尋あるゆゑ申遣し候得者罷出で、昨日にもこりず、又々御せり合申上候由、將監たゞ殿樣は威高にてと申けるとなり。公の御樣子甚だ下ちかき御事なりしに、かく申せしは、亂世へ未だ

○高木左近右衞門御使番なりし時、御城の東北川をへだてゝ小姓町といふ處の竹林に鴨多かりしを、家來をやりてとらせたり。公御覽ありて　禁制の竹林に網をはる事やあると仰せあり。此時當番なりけるが、是を聞き、さらば家來は死刑なるべし。我も腹切るべし。戰場にて討死すべき士を小鳥にかへ玉ふは、殿樣の過なりと云ひしを、公聞召し笑はせ玉ひて、扨てやみ玉ひけり。

○御意被レ成し事あり。總じて人の人の噂をするに、何某は或は律義には候へども或は酒をたべ、或は色にふけり候などゝ云ふは惡し。同じ事ながら何某は或は酒をたべ、或は色にはふけり候へども、律義に候などゝいへば、人がすたらぬと被レ仰しと也。

○青地三之丞、射藝の妙を得たるといふ程の者也。寒中に的を射けるに、公御覽じて「三之丞が放れ遣ふは見苦しきはいかなる事」と問せ玉ふに、歳暮の近く勝手の殊外にあしく候と申しければ、公笑はせ給ひ、銀子を給はりけり。

寛容

ほえたるものあらんと御見廻し被レ成候て　多左衛門おぼえ申居る、たづね參れと御意ありしゆゑ、多左衛門にかくと申せば存不レ申と申す。その段申上ぐればいや其時供したり、考へ見よと再び御尋ありければ、不平の顏色にて不レ存と申すゆゑ、又如レ前言上すれば其通にてやみたまひ、江戸へ着し玉ひ、早速御年寄共へ御談し、新知百五十石被レ遣、無二別條一供可レ仕哉否の事、扨て氣づかひ致し候。今まで知行延引の義我過也との玉ひし。又或人多左衛門にいかゞして不二申上一哉ととひしかば、その時御供にありし者、誰か一人我つらのものある哉、何の面目ありて可二申上一哉と云ひしとぞ。

○山內權左衛門、初め百五十石とか、數年勤役の內御加增可レ被レ遣思召候へども御趣意有レ之、最後に一度に三百五十石とか御加增被レ下けり。權左衛門御次の間へ立候節、此者前廉より加增可レ遣候處、彼の生質にては若し奢り出で、家をも滅し可レ申かと存知、控置き候へ共、最早あの年來にては、其氣遣もあるまじくと思ひ、數年の勤勞により、此度如レ斯申付候と御意被レ遊しかば、別に難有がり感涙に堪へざりしとなり。

付べく處、兼て身が目金にはづれざる致方故、留場の定に背き候咎も指免し候間、唯今迄の通り相勤め候樣にと被二仰渡一、扨御家中へは留場の儀向後堅く相守可レ申旨、たとひ善左衞門ごときの過有レ之共、聞屆け申間敷候旨、屹と相觸候樣にと御年寄共へ被仰渡候由、則ち何れも退出せんとする時、善左衞門に扨右の鳫は如何仕りたると御尋ね有レ之ければ、切腹間も無レ之と存じ、此間に二羽共料理仕りたべ候旨申上げければ、何樣相應と被レ仰、御笑被レ成候と也。

○或者御使者に行き御口上申入て後、床に楠多門兵衞の繪ありけるを、ながめ入りて居けるに、取次出候て、御家名今一應と申す。與風取込て楠多門兵衞と申す。其後かの御先方樣より、此段如何にしても古の名將の名を其の儘に附け候事、定て御心も付、御了簡も有レ之候哉、先は遠慮も可レ有レ之事と御噂ありけり。公御返答に、左樣の者は手前には無レ之候。定て楠田紋兵衞事にて候半哉と被二仰遣一、扨々度法もなき事を申候と御笑ひ事濟みしと也。

○渡邊多左衞門と申す者（渡邊武介が先祖なり）或時御參府の御供せしに、御道中某の處にて、公先年大猷院樣御上洛の節、此所にてか樣の事ありき、其時の事誰かお

（卅四）宥免。ゆるすこと。

控へ被レ居候様にと申し、直に御年寄共へ參り申達候へば、夜中ながら明日までは延べがたしとて、直に登城右の様子委細に申上候處、是は急に下知も致しがたき事なれば、明日の沙汰に可レ致とて、御聞込被レ成候て、御年寄共をば御下げ被レ成候由。扨翌日も又翌日も何の御沙汰もなし、五日めに彼の御年寄罷出で、頃日の善左衞門儀は如何可レ被二仰付一哉と御尋有りければ、されば其義にて候、色々相考へ申候得共、如何様に被二仰付一候て可レ宜哉未だ存寄付き不レ申候と申上候得ば、其時に被レ遊二御意一候は、あやまちながら鳥を搏たるは不埒にも候へ共、鳥見を切りしは我が側ちかく召仕候て、兼て目がねに違無き様に存候、然ば目金に違ひ候者と一様には參る間敷候へば、各にも爰に了簡有レ之、我が目金に合ひたる處に（卅四）宥免して、此の度の罪は指免し度候間、左様に心得被レ申候へと被レ仰候に付、御意の上はとかう可レ申様無レ之候、仰せの通り鐵砲は被レ渡間敷候へば、無二是非一右の通に致候ものと被レ存候、左候はゞ御免の由可二申聞一と申候へば、呼寄せ直にいひ聞かすべしと御意にて、則ち善左衞門を被レ爲レ召候て、御前に罷出で候處、扨不埒の義は致し候。しかし鳥見に鐵砲をとられ候はゞ、無二是非一切腹申

折柄田面（卅三）に鴻鴈あまた居たりしをみて、僕に持たせける鐵砲よこせとて、取てねらひけるに、火繩のはせて有るとは思ひもよらず、目當にのりければ、引おとしけるに、あやまたず、ひしくひ二羽つなぎに搏ちけり。思ひよらず驚き入つて、此御留場にて鳥搏つべきとて、鐵砲を乞ひしにあらぬに、火繩をはせし段、いかゞしたる事やと僕をしかりければ、僕に御留場といふ事は不存、鐵砲よこせと仰せ候へば鳥御搏ち被レ成候と心得、口藥も改め火繩もはせて、例の通りに渡し參らせ候也といふ。とかくなくて、此上はせんかたなし、あの鴈取て來れとて取寄せ、又鐵砲も鳥も僕に持せ歸らんとする所へ、御鳥見の者駈來り、何人にてかゝる不埒候哉と咎むれば、有のまゝに語り誤入り候得ば、歸り候て早速申上げいか樣とも御成敗を待ち候心得のむね述べければ、夫はともかくも何分御法に候間、右の鐵砲並に鳥御渡し候樣にと申しければ、いや夫は存じもよらぬ事、成り申間敷と申すに付、互に言葉もあらくなり、御鳥見も是非なく家來の持ちたる鐵砲を取らんとしける程に、善左衞門拔打に彼の御鳥見を討果しけり。夫より指急ぎ岡山へ歸り、早速頭へ參り、右の段々申達候處、とかう可レ申樣も無レ之事共、先指

（卅三）鴻雁。かう。かり。

こぼつて、一社に集め寄宮と號し、其の古地田畑に作れる米穀を別に收めさせて少の利息を加へ民に貸す。是常に窮民を助け玉へるの一ッ、又年々增益するゆゑに、凶年飢歲の御手當に成れり。これ宋朝の朱文公の社倉に效ひ玉ひし被㆓思召付㆒となり。

愛士

愛士とは士を愛する義なり。愛するとは大切にする心なり。士は格祿ある家に生れ、其心に義理を辨へ、藝術を鍛錬して、治世にしては官職を勤め、君を助けて民を治め、亂世に及べば(冊二)矢石の難を避けず、命を君に奉る。此等の事庶人のする事あたはざる事なり。士はたゞ一人たりとても、俄かに得べき物にあらず。故に人主士をあしらひ玉ふ御心も、庶人に異ならずんばあるべからず。

○青地善左衞門鐵砲殺生を好み、暇日には必ず僕に筒を持たせ、出遊びけり。一日備中松島邊へ殺生に出でけるが、得物少く、黄昏に御野郡今村邊に歸りしに、

(冊二)矢石。矢と丸(たま)やだま。

（廿八）綿密。こまかで手落のなきこと。

（廿九）耕耘。たがやしくさぎること

（卅）作毛。いれのみのり。

（卅一）枕食。枕はやすむこと食は食事、寝食といふに同じ。

御役人の中に是を評して云ふ、左のみいたみに不レ及ものも一同の御救を蒙るあり、されば（廿八）綿密ならざるに似たり。公被ニ聞召一ての玉はく、しからじ、如レ此の大變に臨みて其儀を計る時は、事遲々に及んで窮難身に迫るもの、其中に幾許もあらん、たゞ早く助け救ふにはしかずと也。去程に田畑修理し（廿九）耕耘の手立十分に至つて、翌年の（卅）作毛常に倍し、六萬兩は忽ち御藏へ歸りけると、明君の御下知智者の謀、凡慮の及ぶ所にあらず。一説に右洪水の節、百姓の艱難中々いふ計なき事也。公御藏米を出させ玉ひ救はせ玉ふに、悉く及びがたかりしかば、大に患ひ玉ひて、余が政事の不善なるに依て、天の戒め玉ふなるべし。罪なき百姓のこの災にかゝる事悲むに餘り有りとて、（卅一）枕食更に安んせさせ給はざりしかば、熊澤助右衛門御前に出で此事を議しけるが、臣に一つ策の候、江戸に參り天樹院樣になげき申しなば、捨置かせ玉ふべきにあらずとて、やがて直に備前を立ちて江戸へ參り、かくと申せしかば、天樹院樣より上樣へこはせたまひ、黄金四萬兩貸し賜りしかば、是を錢にかへて御國中にわかちあたへ玉へり。

○社倉米といふ事、公被ニ仰付一にて御國に出來せり。其元は正しからぬ社を悉く

人の困窮を見て、隣里故舊の内の人の上をも捨置きがたく、已が力の及ばんだけはこれをすくふべき道理也。況んや又人主は民の父母となり玉ふ御事なれば其子の困窮するを見玉ひては、捨置き玉ふはずにてなければ、其貯へ玉ふ金銀米穀をも惜み玉ふ御こゝろなく、これを散じて民の間へ施し玉ひて、其難を救ひ玉ふべき事也。

○或時の被二仰出一に、僧法師の内老人或は病者不才文盲なる輩は、取分けて不便の事也。かれら非を知つて正しきに歸せんと思ふ者あらば、早々俗にかへすべし。必ずしゆる事なかれ。

○御郡醫者とて、在中の療治をする者を遠在に御指置被レ成候事、公御世に初て被二仰付一。

○承應三年甲午秋、備前洪水古今の大水にて、御城内二の丸迄水溢る。御國中の破損田畑の損亡いふ計なし。依て(廿七)庫廩をひらきて御救ひ有る由被二仰出一、熊澤助右衛門これを司どる。米穀黄金三萬両に及ぶといへども未だ満たざるによつて、公儀へ御拝借あつて、又三萬両を以て取計ひける程に、悉く御助成濟みけり。

(廿七)庫廩。庫はくら 廩は米ぐら 二字にて米倉の意

に其の國の家老と諸士は、主人を助けて國中の民を安んぜん事を思ふべし。國民の安んずると安んぜざるは、只我一人に係るなれば、國民を能く養ふは、上への我忠義第一也と思ふ也。されば若し何事ぞのあらん時は、忠節を勵まんと思ふはあれども、常に我が國民を撫育するに忠ある事を知る人なきか。

○或年御家中の者數人、不意に江戸へ被レ遣候事あり。發足の二日前、爲二御暇乞一御目見被二仰付一、その明けの日又登城被二仰出一、右の者何をか被レ仰哉と不審に存じ罷出し所、被二仰出一は明日發足といひ付け候得共、明日は四ヶの惡日也。公儀の事にて、我等共が發足の時は無二是非一事也。今度は我等存寄の次第なれば、發足を一日延べ可レ遣也。各共一年も相詰る事なれば、惡しき日に發足仕らば、嘸家内の者も心に縣けんと思ふ也。右ゆゑ御延べ被レ下との被二仰出一也。何れも感涙仕候て下城せり。

恤窮

恤窮は窮を恤む義也。窮とは困窮したる民の事なり。恤とは心付をする事也。

いや〳〵と被レ仰、けふは精進日也と被レ遊二御意一候て不レ被二召上一、御側の者是は豆腐にて仕候物に候と申上候へば、夫れにてもいやと被レ仰候て、しとゆう御上り不レ被レ成、さて跡にて被レ遊二御意一しは、余も豆腐といふ事はとくより知りたり、しかしふは〳〵に致し候得は、ふは〳〵のかたち有り、寺にては不二似合一事也と被レ仰たり。

仁惠

仁惠は仁あつて下を惠み玉ふ義也。古の敎に人主を民之父母といひしは、人の父母といふ物は其子を思ふ事深くして、たゞかりそめの事をも、その爲の善からん樣になし、その爲に善からぬ事をせず、一時として其子の爲を忘れず、然るゆゑに其子をゑ養育せぬ親といふ者はなし。人主の國をたもち玉ふ其御職は、民の父母となりて、下を養育し玉ふ事第一なり。其下を養育し玉ふ道は、仁の心を忘れ給はずして、惠となる事を施し給ふ事なくては成りがたし。

○公の玉はく、國主と成りては、一國の人民は上より御預け被レ成置かるゝ也。故

の小刀をば一生に指さゞりしと也。
○或時何國よりか法橋何某と申す繪師岡山へ來り、繪を書き世に廣めんとす。近臣の者彼が繪を以て御覽に入れしに、公御覽まし〳〵て、此繪さして賞翫すべきほどの物にあらずと被レ遊二御意一候て、御吹調の御氣しきも見えさせ給はず。公左樣の御樣すゆゑ、世上に誰一人として、かの法橋の繪を賞翫して所望などする者もなければ、早々法橋は岡山を立ち去りけり。其の後凡そ四五十日餘程へて公かの法橋が繪を御覽に入れし近臣に向せ給ひて、先日の繪師の法橋はいかゞしたるや、やはり當所に居るや否と問はせ給ひけるに、其の者その繪師は早々御當所を立ち去り申せし由御返答申上げしがは、其時の御意には、かの法橋は當世又かれほどの上手の繪師あるべきともみえず、見事成る繪也、其方が余に彼が繪をみせし時に、余賞翫せば、當世の風儀の事なれば、我も〳〵と繪をかゝせ、華美の長ぜんもいやなれば、先日のごとくにいひしなりと被レ仰けり。
○或時蓮昌寺へ御成被レ遊候時、住持御馳走に豆腐をくだき山梔子の汁をかけ、鷄の卵のふは〳〵の樣に仕候て指上げ候得を、一寸御覽被レ成御手をふらせ玉ひ、

（廿五）不屆。不都合。つがふ。

（廿六）不便。あはれむべきこと。かはいさう。氣の毒。

ひとり御召、其方は盗を仕たり（廿五）不屆に思ふ也と被仰、御茶取の子供御答に、私儀曾て左樣の覺え無御座候、若し左樣成事も不覺仕候はゞ、切腹にても仕度奉存候、其盗申候品被仰聞可被下候はゞ難有可奉存旨申上候得ば、又御意には、其の方密談の事を盗聞をしたるにはなきや、物をこそ取らざれ、盗みたるは同じ理也、士の子供として左樣なる不法仕候事大に不屆也、子供の事ゆえに（廿六）不便と思ふ間、人の不聞所にてしかる也。以後きつと愼めと被仰聞。

○或時御野廻りの節、御草鞋の御紐長うして御邪魔に相成しゆゑ、御供に隨見玄三罷在しが、玄三へ被仰付、この草鞋の紐を少し切れと御意あり。玄三畏り候とて、脇指の小刀をぬきそれを切らんとせしに、其の小刀にて草鞋の紐など切るはもつたいなし、此にて切れと被仰候て、御小刀を御拔被遣、玄三此にて切りしと也。件の玄三小刀は金の裏くどみの柄ゆゑ如此御意被成し也。公の御小刀の御柄は、裏くどみなき赤銅の少し彫物したる御柄にて有りしと也。玄三此事を甚だ耻入り人に語りしは、惣て小刀などは物の入用を叶へん爲めにてこそ有るなれ斯樣なる物を指し居て、肝心の御用を缺きしは口惜しき事也といひけり。其後そ

れしをみさせ給ひ、大國を領する人のからかさにや、珍敷事みたると仰せありければ、其の夜卒に障泥を切て縫合せて、御傘袋となし給ひけると也。

○或時御側の者へ、汝等を見るに、衣服に定紋を不レ附しては不レ叶様に覺ゆるとみえたり。紋は何れにても濟みたる事也。また或は懸物の類、家の者の書きたるにあらざれば用ひざる、是皆心得違ひ也。能く分限を知れと御意あり。

○信濃守様未だ御次男様にて御座候時、御茶をとらせ給ひしに、池田伊賀見受け申して、あなた様方御茶取上げられ候は、あまり御輕き事と奉レ存候由申上げしかば、公御意には、あれらが様成る輕き者は、あの通りの事致させ候が宜敷と被レ仰しと也。伊賀を御抑へ被レ遊し御心もありてにや。

○御野廻り遊し候時、何れの川にての事にや、淵有りし所にて、石黑後藤兵衛に被ニ仰付ー、其淵を能くのぞき見申せと御意あり、後藤兵衛とくとのぞき見申候得共、淵の底殊外深く御座候得ば、見え不レ申候と申上げしかば、公御意には、さればこそ能く心得候へ、士たる者の心持もた機にこそあるべき事なりと被ニ仰聞ー。

○或時御用老中と御密談の時、御茶取の子供御障子越に立聞をせしかば、其後其者

（廿四）歸服。つきしたがふこと。

鳥の不レ立内は何とて射ざりしぞと被レ仰ければ、孫右衞門其の儀は已に寄候節、御輿の内より寄様惡敷鳥は可レ立と御意被レ遊を承候故、不レ立内に射けるは、御前の御意に違ひ候得ば、態と立たせてと申す。大に感ありけり。

卷三

施教

施教とは教を施す義也。教とは下へ法令を[illegible]し訓戒を垂れて善に導く事也。人主を古は君師と稱せしは、人の君たる御身は、其職は人の長として民を鎭め、其の道は人の師として民を善にし玉ふ故也。此心を以てみれば、人主たゞ人の上に立ち、人を使ひ玉ふ事のみが、其御職にあらず。能く御身を脩め、能く御家を治め玉ひて、人の師となり玉ひて、人の（廿四）歸服する心を起しつゝ、法令を示し訓誡をたれて、下を善に導き給ふ事に、御心を厚く用ひ給ふべき事也。

○信濃守様御同道にて、江戸御往來被レ成候節、御同人様大鵝絨　御傘袋を持せら

從學する爲なれば召抱へよと被二仰出一、祿貳百石を與へられ、池田伊賀を被レ召、此度落合を扶持する事、數代の家士の内にも數流の士多きに、浪人を呼出すと不審するものあらん、しからず、武術はおのれ〳〵が死生存亡、一所懸命の時に至て用ゐる物の儀あれば、少も心に不レ應の流儀は、習熟するとも無益の事故、好所に不レ拘、落合が流儀も面白く思ふ所有レ之、家中の若輩も弟子多し、然らば此者への爲なれば、譜代の師斗りにては不足故、是を以て扶助するぞ、此旨を譜代の師たる者に云ひ聞かすべしと被レ仰けり。

○永田孫右衞門と云ふ射術の者を召抱へらる。尤妙を得て、左にても射、右にても射、後向起臥ても射、百發百中類ひ稀なりと稱す。孫右衞門奉仕するの砌、御鷹野の御供に有り。道の深田の側鴈一連居たり。御輿を居ゑさせられ、孫右衞門を召し、あれを射よと被レ仰。孫右衞門畏り候とて矢を持て寄る。御輿の内より御覽有り。鳥の寄り樣惡し、鴈は可レ立と被レ仰、扈從の士も初めての御覽に氣の毒なる寄樣成りと、あせを握つて見物す。鴈は如レ案羽づくろいしてばた〳〵と立上る。一間斗り立上りたるを射落したり。取歸つて獻レ之、能く射たりと御意被レ成

千人預けよと仰せありけり。

○又誰にてかありけん、御長柄拾人を御預け被レ成候に、中々御長柄を用ふべき身にあらず、各不肖なるを知りて命を奉ずるは、君を欺くなりと申す。强ふれども聞かざりしかば、公彼には程なく鐵砲を預くべし、先づ長柄を强て預け遣はせよと仰あり、伊賀出て、又すゝむれども、高木左近右衞門側より、我心にてすまじき事と知りたるに、君命なればとて、うくべきやといふ。伊賀又かくと申せば即ち御鐵砲を預け玉へり。

○公平生武藝を勵まさるゝため、御家中の鑓太刀、何れも流儀を書出し師の姓名を記す。落合彌左衞門といふ浪客、鎗を使へて弟子多し。落合は浪人たるゆゑ、門弟の内高弟の者落合流と書出し、その跡に御家中の姓名を列記す。公仰せには落合流といふ流儀正に聞き及ばず、誰が傳へたるぞと御尋被レ遊候へば、則ち落合彌左衞門と云ふ浪人の傳受候と申上る。公聞召し夫は我一分の滿足なり。家中の壯年の者武を專とすと傳へ聞て、他國より集り來る事幸甚し。此の旨可二申聞一候と被レ仰、それゆゑ落合も御許有りて、御庭に出で、その藝を御覽有り。弟子多く

（廿三）軍旅。いくさ。

五丞兩人に被二仰付一、矢玉一度に發しまいた〳〵と互に聲をかけ爭ひてやます。公聞しめし、今爭ふ事なかれ、矢目にて事分るゝ也。それ取り來れと有りし故、彼の猪を持來りしを御覽ぜらるに、矢玉兩眼に中れり。公賞し玉ひ、召たる御羽織を三五丞に被レ下、御挾箱なる御羽織を喜八郎に被レ遣、鐵砲だけ是にて致二堪忍一候へと御意有り。三五丞へ被レ下候御羽織は御陣羽織にてありしにや。

○公、下濃彌五左衛門を召して、池田伊賀を以て櫨外記に預け置し弓足輕の中十人、彌五左衛門に預くべしと命ぜられ給ひしに、彌五左衛門承り、新に御預け被下候半には、十人はさておき、壹人なりとも難レ有と申べし、外記が中を分けて御預け被レ下候は、遙に外記に劣れる事明也。（廿三）軍旅の事外記が下に立つべき身にあらずと申す。伊賀側に有りける御横目の高木左近右衛門に向つて、只今下濃が言尤もなれども、先づ仰せを奉じて後こそといひもあへぬに、左近右衛門いや彌五左衛門が言道理に候と、詞ずくなくてとりあはず。伊賀やむ事を得ずして御前に參り、いまだ申出さゞるに、公御明敏ゆゑ早く察し給ひ、彌五左衛門いかにいひつるや有レ仰ければ、さればかく申して候と申す。公笑はせ玉ひ、鐵砲足輕貳

（廿二）勢子。狩の時鳥獸をかり出す人足。

申上ぐるを嘉介聞いて、御前ながら八内おろしとは奇特なりと申す。しばらくして公浮足ならんと仰せければ、途中にて馬より下り、兼て藝を能く御覽被レ遊候とは奉ニ傳承一候得共、乍レ恐此足を浮足と御覽可レ被レ遊とは不レ奉レ存候に、御目利、の程奉ニ驚入一候、中々江戸中に覺無ニ御座一と申上げて又乘りけり。後外より四百石にて被レ招、御家よりは貳百石にて召され候へば、知行は少くても目の明きたる旦那にあらざれば面白からずとて御家へ出けり。

○半田山御鹿狩の節（廿二）勢子を三面に御立て、一方綱の手の外へぬけ候は、天命未だ來らざれば、其の儘にぬけさせ、左樣なる猪を搏ち候事を御禁じ被レ成けるは、三驅前禽の御趣意なりけり。其の上御家中持道具書出し候處、鐵砲の分はから筒と被ニ仰出一し。其後御家中役儀の外は、皆鎗弓斗持參せり。乙の御趣意ありける故、皆鎗弓斗りの働なりけれども、ぬけ猪は唯三疋より不レ出しが、一ケ處勢子の間ぬけ候處有之候時、鄕司七右衞門、青地三五丞を被レ遣けるが、兩人來り候ては壹疋もぬかさゞりし。若し壹疋にてもぬけ候はゞ、兩人とも切腹の覺悟なるよし、又草のかげに鹿壹疋臥して、兩眼ばかり見え候を、梶田喜八郎、青地三

生じ、その業々に鍛練の功を積で、國中に其妙を得たる者多くなつて、其職に置き玉ふ者乏からず。國の光隣國へ耀いて、國勢張て堅固になるべし。

○或時御涼所へ御出、一森彦右衛門、菅八内に、明現の山を馬にて乗りあげ乗下げすべしと被㆓仰付㆒、兩人無㆓甲乙㆒仕つたりけり。公御賞し、また川入を被㆑成㆓御覽㆒べく旨被㆓仰出㆒けり。此時八内は水練のこゝろなきゆゑに少しおとれりといへり。然れども兩人とも、やす〳〵とおよがせて向の河原にあがれば、御徒兩人へ向ひ、河原へ參り、兩人とも又々渡り歸れとて申聞候樣被㆓仰付㆒ければ、やがておよぎ參り御意の趣申聞け何も罷歸りければ、御滿足の事と也。

○谷田嘉介浪人にて江戸に在りける時、御家へも御出入をしけり、或時御馬役の者も乘り得ざる樣に成りたる御馬の有けるを、嘉介にのせて見よと御意ありしゆゑ、呼びに遣し、御意の趣申聞け候へば、奉㆑畏候、併し四五日己後乘可㆑申由此段被㆓仰上㆒被㆑下候樣にと申上ぐ、夫より三日の内とやらん、其馬の前にて樣子を得とみすまし、乘可㆑申段申上げ乘りけり。持道を三四へんのり乘にうつしけり。御前に菅八内有りけるが、八内あの足はと御意有りしかば、おろしと相見え候段

一　　　　　　　　　　　　　　　　　庄屋　甚右衛門
かまびすしき民家に有りて其風に不レ染、自立して直を旨として公用に心を盡し候條、御感に思召候、時服一つ被レ下候。

一　　　　　　　　　　　　　　　　　庄屋　市兵衛
老母多年中風煩候所に、常々側をはなれず、母も又衣食湯藥市兵衛にあらざれば不レ請、家富と云へども看病の間(廿一)烏犀圓並錢貳貫文被レ下候也。

右の條々寛文六年七月十六日

擧能

擧能は能をあぐる也。能とは才あつて事を仕兼ず、藝術あつて其業に妙なる類也。能を擧ぐるとは、加樣なる能ある者を捨て玉はずして其職に置玉へば、其職其能く辨せられて滯る事なく、其職に居て其業に妙を得たる者多きは國の光にして、國勢も堅固になる助けとも成るべし。人主は其下に才あつて事を仕兼ず、藝あつて其業に妙なる者を捨て玉はず、それをすゝめて其職に置き玉へば人々勵む心を

(廿一)烏犀圓。藥の名

一　太郎左衛門

儒學を心に守、理直なるを旨として勤仕不ㇾ懈條、御感に被㆓思召㆒候、彌以不ㇾ可ㇾ懈、時服壹つ被ㇾ下候。

一　善兵衛

右同斷、

一　新右衛門

理直なるを旨として、至㆓老年㆒公用不ㇾ怠條、御感に思召候、又は老て無ㇾ子事を不便に思召、米貳代被ㇾ下候。

一　小岸惣右衛門召仕たけ

母壹女にして、母老、養ㇾ之志深く、孝のために不ㇾ嫁、仕途に身を捨て、主の事をゆるがせにせず、一飯一衣をも母へ分、又其孝近國にあらはるゝ、たけが志御感被ㇾ成候、又其寄所（よりどころ）なきを千萬不便に思ㇾ候、依而母に麥五代毎年被ㇾ下、又たけが嫁求よと奉行に被㆓仰付㆒也。

一　小左衛門女
氣違の夫を養ふ事始にたかはず、其裁判すなを御感に思召候。

一　長左衛門
數年善行色々御感に思召候、彌不レ怠可二相勤一

一　庄屋　六右衛門
久敷儒學を勤、學術の實を探て外に不レ移、其友も又夫に順ひ、又公用に心を盡して私なく、片上の仕置をすなをに仕候、御感に思召候、彌無二懈怠一可二相勤一候也、仍て時服貳つ被レ下、又貢拂ふ所之田地つくのひ取て被レ下候也。

一　右同人妻
父家の富貴を忘れ、夫に順て身を賤鄙（せんぴ）に捨て、家業不レ懈段奇特之至思召候、銀子壹枚被レ下候。

一　隼人
神職に心を入、朝夕參詣不レ怠正直を旨とする條、神慮（しんりよ）に相叶ひ候、御感に思召候、仍レ之倅を樂人職に被二召仕一候。

勤可ㇾ申候。

一　　　　　　　　　　　　　　清　兵　衞

數年學に志有、商人の仕樣直に、人を不ㇾ欺候由奇特に思召候。

一　　　　　　　　　　　　　　甚　右　衞　門

母を能養ひ、兄弟和睦し、夫婦和して、女房能姑に事へ、色々善行有ㇾ之由、御感に被ㇾ思召ㇾ候。

一　　　　　　　　　　　　　　六右衞門妻

夫の子なきを悲み、身を捨て夫を思ふ由、御感に思召候。

一　　　　　　　　　　　　　　喜　兵　衞

人柄正直にして無慾に、理非を能辨、善行色々有ㇾ之由御感に思召候、彌可ㇾ相勤ㇾ

一　　　　　　　　　　　　　　多　左　衞　門

學術を存入、しうとめ妻善に引入、職を能勤、學問に不ㇾ懈候由御感に思召候、彌不ㇾ可ㇾ怠

一　庄屋　三平

三平父治郎太夫、所を能く治、三平又其職に不レ懈、學を起し候條御滿悦也、彌學術根本に心を入、無二懈怠一可二相勤一者也

一　井上與左衛門

勤學講書神道の興起を希而奇特に候間、彌無二懈怠一、牛窓の民俗を善にすゝましむべし、社領印に致可レ與、

一　安左衛門

所々仕置を助、すなをに數年相勤、其上志有レ由御滿足に被二思召一候、彌、無二懈怠一可二相勤一、

一　傳三郎

學問相勤、そしりをはかへりみず、兄その和に感じて祭を仕候由、奇特被二思召一候。

一　治左衛門

速に非を改て儒に歸し、弟に家を讓り善に移り候由、大悅に被二思召一候、愈相

君命一、鳴呼復レ善之速、而有レ忠有レ孝、不レ可レ不レ加ニ褒賞一、依令三淨慶還俗號ニ八木佐衞門後善一、又舊地六百石餘之上加ニ增十三石餘一、前後之高都合貳拾石、永可レ爲ニ神像之祭田一者也

萬治三年十月廿五日　　國司　御名（御判）

○柴木村甚介孝心なるに付、御褒美被レ下候時、甚介が隣家の民一人是をうらやみ、俄に甚介に似せて孝養しければ、召して御褒美を被レ下、其贋成る事を申上げければ、公の玉はく、にせにてもくるしからず、隨分孝をにせよと御意あり、人の善を取り玉ふ事かくのごとし。常に御儉約嚴なれども、善を賞し民を惠み玉ふ事の如きは、御いとひ遊ばされず。

○寛文六年七月十六日、末々の者善事ある者に、御褒美被レ下候事あり。其品如レ左、

一　　牛窓　末廣生安

醫術精に入、又數年令ニ勤學一旨御感に思召候、彌所のたすけに成候様に思召、それ故御扶持拾人被レ下候、自今以後醫術精出し、學問隨分根に入可ニ相勤一、

緣之慈者乎、可謂眞學佛之徒也、是頗雖有孚于閭里、然實知其人者鮮矣、惟天不蔽、頃有乞者來而詳顯其誠也、予於是驚歎深感之、故以米五斛每歲供養于當住持之慈心、以奉行于天之明命者也

承應二十二月十三日　　御判

○和氣郡八木山村の神職八木佐右衞門、孝心なるに付御褒美被下候節、御判物あり、其御文にいはく、

備前國和氣郡八木村之土民淨慶、有孝行之聞、亦能刊石造佛像、其工甚妙、予祖父相公感彼孝行、免其家年貢課役以養父母、相公辭世之後、淨慶悲歎之餘、自造相公之石像朝夕禮拜、有子二人、命汝等曰、我蒙國主之恩最深厚、汝等爲僧守護此石像、是我所願也、二人之子卽剃髮爲僧、淨慶已死、長子亦號淨慶、能守護石像、亦事母孝、年久予憫彼等爲出家之身而無子孫之相續、窃召彼等命告之曰、祖父相公免汝年貢課役、依有孝行之譽也、然今汝等爲僧無子、是不孝之第一也、況又汝等死後、無子孫之守護石像者乎、願改還俗子々孫々永守護石像、誠可謂達父之本意歟。淨慶大悔前非曰、忝承

永代與レ之、素僻地之民、雖レ不レ知レ有二孝悌之敎一、誠天質之靈妙也哉、郡中皆至レ稱二其美一、是又天之靈也、故以二天祿一賞レ之者也。

承應三年十二月十三日　　御判

柴木村甚介へ

○邑久郡福岡村實敎寺の住持是要と申す出家、殊の外慈悲善根深く、人の難義を救ひ奇特なる事共多くありしと也。往還筋旅行の者ども、老幼と申すか足不自由と申すかにて、しかも貧窮にて、駕籠などやとひ乘り申す事も成り不レ申者ある事を不レ便に思ひ、駕籠をこしらへ相肩をやとひ、往還筋へ出し申して、老幼或は足不自由なる者の貧窮にして駕籠を得やとひ乘り申す事ならぬ者を、自身にこれをかき候て、送り遣せしなどいふ事どももありしとなり。此等の慈悲善根達二御耳一、御褒美被レ下御判物相添へり。其御判物の御文にいはく、

夫大慈悲者、諸佛之本心也、棄捨濟度者如來之德行也、布レ之名二妙法一、覺レ之號二妙覺一、修レ之謂二淨業一、寫レ之爲二妙典一、于レ茲我備前邑久郡福岡村實敎寺是要、素有二慈眼一、視二衆生一好二布施一而救二苦厄一、嗚呼庶下幾修二大乘之妙法一、而行中無

何某は大坂御陣の時、武藏守樣御馬廻りに居申せしが、御鐵炮御搏ち被レ遊しに、敵にあたり不レ申を見て、よく御待合せ被レ成、ちとがあたまのわれ候を御相圖に被レ成御搏ち被レ成候へと申上候由、先祖共その通に武功有レ之者に候。然るに其方も先祖に不二相劣一器量ある者に候所、一生の間鐵砲も預けず、其段殘多く思候間、此度の樣に申付る也。達て請け申せとの御意有レ之、十郎左衞門奉レ畏候て、隱居の身殊に老衰にて、鑓持ち候事難レ叶候間、御願申し、長刀を爲レ持、三年相勤め申候後、御役御斷り申上候得ば、其方早斷を申すか〳〵と計り氣遣に思ひ候所、當年迄相勤め候事大慶に思ひ候。願の通に申付る也。且茶代として貳拾代被レ下候との被二仰付一也。十郎左衞門私義兩家迄相續被二仰付一候得ば、一日づゝ參り居申し候ても、自由成る暮しも相成申し候得ば、右の御茶代は御斷り申上候由申上候得ば、達てと被二仰付一拜領仕候と也。

○備中大島村の內、柴木の甚介が孝心厚きに付爲二御褒美一作り來りの田畑子孫まで永く租税をゆるし玉ひ、御感の御判物を被レ下、其御文にいはく、

備中國淺口郡大島柴木村內抱分、田方三反畠二反都合五反、依レ感レ有二孝弟之行一、

餘り間も無レ之に付、せめて十日斗りにても相待ち可レ申と思ひ候間、此節迄漸々相待ちし也と被レ成二御意一、十郎左衛門奉レ畏候。難レ有次第奉レ存候。併し加様成る剃髪の體御役相勤申候義いかゞと奉レ存候由奉レ窺候得ば、少しも不レ苦事也。能出で可二相勤一候。扨其方此間迄相勤め候分は隠居切にて、已に家督は悴へ申付けし也。其方へは又新奇に知行百石遣はす也。此度再勤申付け候得て、又別に家を立候て能く候得ば、次男何某を嫡子に願可レ申候との御意にて、則ち次男を嫡子に被二仰付一候也。今金左衛門家は其次男の家にて、即ち百石の跡式也。十郎左衛門家は養子に付、二百五十石の内百石御減被レ成候間、今は百五十石也。一説に十郎左衛門隠居被二仰付一候て、後態と御召被レ成、其方隠居の身なれども存寄有レ之間留主居役申付くる也。因レ之別に五斗俵にて五拾俵遣し候間、別に又跡式申付候と御意有レ之候得ば、十郎左衛門難レ有奉レ存候。私儀年寄老衰仕り隠居も被二仰付一候得ば、何ぞの時は能出で、せめて堀中の御埋草にも能出度奉レ存候得共、左様成る御大役の事は何とも無二心元一得罷勤申間敷候間、御斷申候由申上候得ば、重て此度の存寄は外の事にはなし、其方祖父何某も、關ケ原にて勇々敷働共有レ之、父

（十九）笑止。こゝにては氣の毒の意あはれ

（二十）無心。無理に乞ひ求めること

いひ傳へ玉ひけるとぞ。

○公御隱居被レ遊候後、或時山川十郎左衞門相詰居申せしに、十郎左衞門へ御向ひ被レ遊、自分には最早隱居せし故甘き候に、其方も同じ老人にて居ながら、そのごとく骨折なる勤をいたし候事（十九）笑止に思ひ候間、隱居申付くる也。さて其方は隱居附の者なる間、こゝにて直ちに申付るなり。悴に其方が知行二百五十石無二相違一家督申付くる筈也。是は明日自二表方一可レ被二申付一と被レ遊二御意一たり。十郎左衞門難レ有奉レ存候とて退出仕り直ちに剃髮せり。其後十日餘り經て、御機嫌伺として御前へ罷出たり。御覽被レ遊、此間は遠々敷事也。扨其方に（二十）無心成る義あり、承りくれ可レ申哉否と御意有レ之、十郎左衞門奉レ畏候、仰せまでも無二御座一御事、私力に相叶申候義に候はゞ、何にても被二仰付一可レ被レ下候。命をも指上げ御奉公申上度候得ば、何か御違背可二申上一哉と申上候得ば、いや命など捨て申す義には無レ之、夫よりは安き事に候得ども、大きに無心に思ひ候也。其方隱居申付け候以後、納戸用向殊外指支がちにてこまるゆゑ、何とぞ其方又罷出で、先役相勤めくれ可レ申哉。此間にも申付度思ひ候得共、折角隱居致させ候に、

へば、左樣にて候へども、當時力に及びがたく、打捨置候段被ニ仰上一しかば、用人共に相談し玉へと被レ仰、早速普請被レ成被レ遣しとなり。其後御出の節、其元の鬢餘りに薄く候間、のこされ候て可レ然と被レ仰しかば、奉レ畏候段御答有りしが、其後御出の時御覽被レ成候所、甚だ厚く殘し居玉ひし故、夫はいかにと被レ仰しかば、殘し候は御意故如レ斯に候と御答有りしを、それは又一度に餘り成事也と被レ仰けり。又或時其元の脇指餘り長く候。刀劍の義に銘々（十八）存寄有レ之儀に候へども、大體にて宜く可レ有レ之候、切り被レ申よと被レ仰しかば、奉レ畏候と御答有りしが、其已後御出の節、脇指の鐺を切り身を出して帶し玉へり。これを御覽ありていかにと被レ仰ければ、急に似合敷物無ニ御座一候。併長きと被レ仰しゆゑ其まゝにて指候へば、御意を背くにて候ゆゑ、先々如レ斯仕候と被ニ仰上一し時、さて〳〵と被レ仰御脇指を被レ遣しと也。

○何れの御時にや、江戸の殿中にて、御大名樣方御祝を述べ玉ひし事の有りし時公夏目長右衞門が箕方原にて討死せずば、かゝる國家の泰平は候まじとありけるを、公儀執政の大臣達も、智者の御一言德川家に仕ふる士の節義を引立て玉ふと

（十八）存寄。かんがへ。

被レ爲レ遣けり。其後又無患子の緒を御下げ御出被レ成候を御覧じて、又無患子をさげ玉ひしか、さても澤山に所持かなと被レ仰し時、御用に候はゞ差上可レ申と被レ仰候得ば、いや〳〵とて御手をふりて笑ませ玉ひけると也。

○或時御城にて御並樣方御列座にて、新太郎殿儒學尊信にて、士官は言ふに不レ及士民まで學問し、耕の暇、田のあぜにて書を讀み候由承り候。宜敷事とは申しながら、是は餘りなる事にて候と御咄し合被レ成しを、池田何某樣はるかの所にて聞かせ玉ひ、その御身の御格式にては、中々御出被レ成がたき場所なるを御出被レ成し所、皆樣御存知なく、其元はと被レ仰ければ、私は何がしと申して、新太郎一類の者にて御座候。只今新太郎義兎や角御評判被レ成候を承りつらく御座候間、右御評判御用捨被レ下候樣にと御申被レ成候得ば御尤に候、自分共もとより新太郎殿御爲あしかれとは不レ存候故、何も打寄御噂申候と被レ仰しかば、左樣にては可レ有二御座一候へども、殿中の義にも候へば御斷り申上候と御申被レ成候故、皆々默し玉ひぬ。此事後公の御耳へ入り甚だ御滿足し給ひけりと也。

其後御同人樣御長屋損じ居たるをしろしめされ、其元の長屋及二破損一けりとの玉

勸善

勸善は善を勸むる也。善とは親に孝あり、親族を大切にし、主人に忠あり、人を愛みめぐみ、又は能く法を守り、身を愼しみ、儉約質素なる類也。善を勸むるとは加樣なる善事ある者を褒美し玉ひ、恩賞を施し玉へば、初めに此善事なき者も存付く心出來して、又銘々に加樣なる善を行ふ也。國は風俗正しきを以て善き國とす。世に善をする者多ければ、風俗自ら正しく成る物也。然れば人主は國中に善をする者の多からん樣にし玉ふ事肝要也。然るに易經にも小人不ㇾ見ㇾ利不ㇾ勸といふ事あり。末々の者は上より善事をする者を褒美し、恩賞を施し玉ふ事なければ、善をする者出來ず。下々に善をする種をまき玉ふは、褒美恩賞なり。

○或時丹波守樣無患子のしごく丸くして緒〆に宜しきを、御緒〆に被ㇾ成候て下げさせ玉ひしを御覽じて、さてよき緒〆也、所望し度由被ㇾ仰候得ば畏り候とて直に御指上被ㇾ成候得ば、それ代りと被ㇾ仰、御納戸より珊瑚珠の緒〆を御取寄せ

（十七）用老。家老用人

り御窺ひして、十郎左衞門儀は格別御重寶に被思召、江戸抔へも不被召れば御事欠けも多く可有御座候間、御銀にても外なみを御離し、御借も可被下哉と申上げしに、公我も左樣に存候得共、自分重寶に思ひ候は一分の事、家中の士共に對しては一統の事なり。士共の心持も違ふ事なれば、十郎左衞門一人に限り左樣に得すまじく候間、在宅申付候、在中へ引込み隨分簡略いたし、何とぞ早く勝手相淩ぎ罷出で奉公いたせと申付候樣に被仰出。

○或御目付へ御書被成下、被仰聞候は、其方共（十七）用老共が非なる事をば、終に我に告げ聞かせず。その趣意は如何したる事にや。思ふに彼等が職祿の重きをおそるゝか、但し銘々の身の爲にあしからん事をおもふてか也。左樣成る事なれば不忠の至也。以後は無遠慮可申上との御意被成しと也。

○御麻上下をば、一度づゝにて御召下し被遊しと也。御召被遊候時、前の御ひもを眞結びに被遊、其たれをば御小刀にてふつと御切捨被成しと也。その御趣意、御祝儀の御召物は御古物を御用ひ不被遊との御事ならんか。

（十六）前廉より。以前より

ば、かの義を正しうし玉ふは人主の道なり。

○俣野善内御勘定奉行を勤め候時、諸方御藏米扶持方に相渡るを、毎月渡りにして（今一月はさみに相渡すなり）半多俵のはかり殘りを御藏に殘し候所、三年の間千俵程殘れり。此由を言上仕りしに、御耳に達しけるに、とかうを不レ被レ仰、其米を善内へ被レ遣候也。善内役儀は御免被レ遊候とて、御勘定奉行御取上被レ成候となり。

○河村與九郎御賄方相勤め候時、（十六）前廉より勘定に不レ立物を吟味し、或は炭俵或はけし炭などゝいふ物を勘定に立てゝ、一年中に三百兩ほども勘定の餘斗出し候時、是も言上仕りしに、御耳に達しけるに、とかうを不レ被レ仰、其金子をば與九郎手前に御預被レ遊候也。同人役儀は御免被レ遊候とて、御賄方御免被レ成しと也。

○山川十郎左衛門御小納戸を相勤め、甚入二御意一、御重寶に思召、被二召遣一しが、十郎左衛門義貧者にて、度々御心付も被二成下一、漸々取續き勤めしが、夫にても取續き仕兼ね、又或時御直に御役介の事御願申せしかば、先得と考へ見可レ申、又頭共迄も願出て申せと被レ遊二御意一候間、頭迄相願出で、御年寄共承届け、御年寄共よ

を、外より無禮なりといふ人の有りしに、公將監は軍禮を誰に學びけるや、介者不レ拜といふ事、周の世の古禮なりと仰せ有りけり。

卷二

正義

正義は義を正しうする也。義とは勝手づくになる事を目に懸けず、當り前なる道を行ふて行く事なり。義の反は利なり。利とは勝手づくに能き事なり。義を正しうせんとするは、我が勝手づくに能き事を思ふべからず。我が事をばかへりみずして、人の方に苦しみあらん事を思ふべき也。我が勝手づくによき事をせんとすれば、義にたがふて人の爲にはあしき事必定也。人主上の勝手づくを思ひ玉ふ樣にあれば、下々諸人の上御難義になる事出來て、上を怨む心生じて、終は上の勝手づくにもならずして、害と成るべし。元より人主の御職、其勝手づくをもかへりみ玉はず、諸人の爲によき事を、思召さゞればならぬ事なれ

(十四)淫祠。まつるべからざるかみのをみだりにまつれるやしろ。

(十五)流鏑馬。馬を走らせながら弓にて的を射る式。

の後假御小屋をこしらへ、公御覧被ㇾ遊候由。

○公國中の(十四)淫祠を壊たせ給ひし時、安仁の神社は延喜式に載せたり。先王の祀典にありとて造營有り、夫より年ごとに御同姓の大夫に命じて、拜禮の事初まれり。

○正保元年東照宮御宮御造營、同三年丙戌年より御祭禮の大禮年々行はれしが、明暦二年丙申九月十七日より(十五)流鏑馬十つがひを命ぜらる。いかなる人がいひ出しけん、因幡にてやぶさめは伯樂のする事也といふ説の行れしを、百犬聲に吠ゆるの習にて口々に言ひければ、これを聞召し、諸士をめして着座せしめ置かせられ、公御出、上泉治部左衛門巻臺に東鑑を載せて持出で、鎌倉將軍の時、八幡宮の流鏑馬の規式姓名を高らかに讀み、私黨の籏頭熊谷小次郎的持の役たる由に及んでやみ、公御入あれば何れも下城せり。是より彼の伯樂の沙汰やみ〳〵、年々行はれける。

○寛文八年九月十七日、東照宮御祭禮諸士甲冑にて供奉す。今年眞田將監、士大將にて公の御前を過ぎけるが、餘人は皆平伏しけるに、將監一人しかせざりし

議語稍不レ叶事あらば、虚にして自反せよ。夫れ良知の愛敬は、萬物を以て一體とす。我が手足破らるゝ時は是を治ること、かならず平愈に至らざれば不レ止、人の心病を療するも、忠告して善導の意案をめぐらすべし。過を聞くも良藥口に苦きをいとはずして、病に利有る事を樂むべし。過を規す人に向て（十三）蓋藏して外に愼むは、たとへば病者の醫師に逢ひて、其病を隱すがごとし。心事光明にして内外無く、自心に耻ぢて念上に格し去るべし。已上

法古

法古とは古に法とる義也。凡そ萬にわたつて人の心の淳なるも、事の體の正敷も古に及ぶ事はなし。古を捨て今の事を用ふれば、事華美に流れ心とらけて、風俗もこれよりみだるゝ物也。凡その事古を師とすれば、事の體正しくして諸人上を敬ふ樣になるべし。人主の國を治め玉ふ事、古に法り玉ふ事なくては、家を作るに、石ずゑなきに似て、事成就して安全の所なかるべき也。

○和氣郡井田村に井田二ケ所被レ仰付一、則ち村名となり、上井、下井と呼ぶ。出來

（十三）蓋藏。おほひかくすこと。

（十一）顧省。二字共にかへりみること。

（十二）提撕。二字共にひつさぐにて心にかける意。

居、飲食、衣服、器物、妻子の私用においては儉約を專とし、こゝに於て儉約ならずんば禮用を缺き、或は軍用を廢る人か、或　慈悲利濟の心無き人なるべし。世俗其耻にあらざるを耻ぢて心亡ぶ。能く（十一）顧省して迷ひを辨ふべし。

一朋友の交り、自他敬讓有りて相和睦し、溫恭自ら空うして益を得るを本とす。威儀恣にして言語いやしく、爭心浮氣を以て交候ては下流の凡俗なり。他人の慈悲、世間のあだ言はあへて口に置く事なく、恭敬のまことを盡すべし。色欲の雜談禁レ之、況や淫行をや。風は必ず心に依て顯れ、言は心の聲なれば耻を知るべし。

一朋友の交り、一體の心を存し、其困窮を相救ひ、其業を相助けて、物我の私意に蔽はれ、便利にひかるゝ事なかれ。若し物我の意念發る時、一體の良知を昧まし、同胞の親愛を亡ぼす魔障なりと、ふかく（十二）提撕警覺すべし。

一朋友の交り、過を規し善を勸るを以て眞實の親みとす。過をみて規す事なく善を知て勸めざるは、同志相切磋するの本意にあらず。徒に其罪をとがめず、其是を規すに和を以てし、これを勸むるに時を以てすべし。猥に語辨をなさゞれ。

猶ほ耕耘の事のごとし。文武を以て耕耘の事として、心の生理を生長養育し、敎學相長し、とも〻苗を結ぶ事、何の幸か如レ之哉。

一毎日淸旦に(九)盥櫛し、衣服を整へて、聖經賢傳を熟讀すべし。文才拙き者は或は孝經四書の經文を讀み、或は先覺著述の假名書をよみ、觸發栽培□□の三益を求めて、心を冊子上に放任する事なかれ。

一食後には射を學ぶべし。時過ぎて後、鑓太刀等を習ふべし。馬鐵砲は人により時によりて習ひがたき物なれば、勢にまかせて可也。武藝は治平の具、戈を止むるの義なれば、相和し相輔けて、敢て爭心殺氣をたくらぶる事なかれ。

一書は文武の藝術において其便少なからず。時を以て是を習ふべし。

一禮樂は六藝の尤も重き物也。禮は心の敬を顯し、樂は心の和を述べたり。禮樂を學ばんと欲する人は、先づ此心を(十)存養すべし。縱へ禮樂を學ぶ事不レ能人も、若し敬和の德あらば、事ごとに無レ體の禮を行ひ、日々に無レ聲の樂を皷せん。故に君子は禮樂其身をはなれず。

一禮用軍用缺くべからず。困窮を憐み下民を救ふ事、分限に應じてあるべし。家

(九)盥櫛。手を洗ひ、頭髮をくしけづることも。

(十)存養。かへりみやしなふ。たもちやしなふ。

○元旦の御讀初御自筆の孝經なり。忠孝の御懸物御拜有レ之事、年頭第一の御規式と被レ遊。

○御書物に天下泰平、儒道興隆の文字を被レ遊候由。

○公の被レ遊し物に花園會約と申す學則あり。學校の壁書の由如レ左。

一古人の善をなす、日を足らずとする物は何事ぞや。良知の人心に有る、其職に居て其職にまかせざるは不レ勤也。爰に我輩弓馬の家に生れ候て、武士の名を得る人なれば、武士の徳に昧く、武士の業を勤めざるは、自ら良知に耻づる所なり。夫れ武士は民を育む守護の徳なくては不レ可レ叶。其徳の心に有るを仁義と云ひ、天下の事業にあらはるゝを文武と云ふ。ゆゑに明なるは武徳なり。良知明らかなれば、此徳素より我に備はれり。是故に今諸士の會約致二良知一を以て宗とす。誠に難レ得此生を得、難レ聽聖教を聞き、遇ひがたき同志數輩あつまれり。三難　時いかで默すべきや。三難の時を待るに當て、徒に悠々として飽飯を安んじ、此生を空しうせば、天威明かなり、その罪豈一生のみならんや。可レ恐可レ戒の甚だ敷者也。それ文武に徳有り。徳は猶ほ苗の生意のごとく、藝は

（八）嚴厲。きびしくはげし。

を御定被レ遊、最初の學問所を轉じ今の學校と被レ遊、其時參校の諸生泮宮の橋より校門に入る。無言綱目の御法書有りて、諸生妄りに一言を不レ出、左右座の〻東西階より出入す。兩塾に御眼代相詰め諸事を正し、善事帳、惡事帳とて二帳に記して言上す。或は惡事三ッは善事一ッを以てこれを消す等の御優免加へられ、其法を不レ免事又（八）嚴厲なり。罰するに及んでは、その父迄罪を得る也。校内に學房有りて、他國の士といへども無二御厭一、入學望次第、居住して學問せり。

○公御學問、初め佛學を被レ遊しが、忽ち御見破り、我日本の道なりとて、神學に入らせ給ふ。是も國政に便りなきとて王學を學び給ひしが、親切もつて身を修むるに足れりといへども、政事に餘りありとせずとて、朱學米川操軒門人中村惕齋市浦毅齋、小原大丈軒と申上るを、極地なりとて尊信し給ふ。老いて益壯なりとは公の御事ならん。

○公の折節讀ませ玉ふは十三經注疏、から桑にて作りたる箱貳ツに入れ荷なふ樣になりたり。是は御參府の時も携へられたるなり。御朱書所々に有り。

○公君子の儒を以て自期し玉へるゆゑにや、心を古の書にひそめさせたまへり。

ゆくさまぐ。

れば、人の歸服の心離るゝ物也。然るゆゑに能く聖賢の道を辨へ、古今の事に達し玉ひて、事を謀り玉ふ事よろしきに叶ひ、人の歸服の心を厚くし、家國無事にして長久ならん事は、學問により玉はざれば成就しがたき事也。

○公御幼なかりし御比、夜ごとに御寢所に入らせ給ひても眠らせ玉ふ事もなく、曉に成てわづかに枕せさせ玉ふ。近侍の人々あやしみ、いか成事にや、又御不例ならせ給ふ事もやと尋ねまゐらせしに、しか〳〵答へさせ給はざりしに、或夜より殊によく御寢ならせ給ひしを、又々其故を御尋ね申上げければ、予父祖の陰により、かく大國を賜はる事分に超えたりと思へり。しかれば此民をいかゞして治め養ふべきと、さま樣に心をつくして思慮せしによりて、久しく寢られざりき。思ひよりたる事の有るぞとよ、昨日論語をよませて聞きしに、予君子の儒となつて國民を敎へ安んずべきといふ事をしりぬ。これに決斷せし上、別の思慮もなくよく寢られぬと仰せありけり。

○寛文六年十月七日、御城内二の御廓に、最初學問所を御建被レ遊し也。(今の小作事の所なり)其後同八年十二月廿四日被二仰出一ありて、圓乘院並に士屋敷十七軒を合せて場所

（七）千緒萬端。し

役御使者にて被レ遣候處、餘り少分にて氣毒に思ひながら參り、御口上申入候處、御使者へ御逢ひ可レ被レ成候間、相待候樣に被二仰出一、暫時して段々奥へ通し、御居間の襖障子明き候へば、夫に被レ成二御座一、新太郎殿 使者御熟慮し、御送り物、御禮可レ申樣も無レ之候。近來決而何も給不レ申候へども、御深切のほど難二默止一候間、御禮に給てみせ可レ申と仰られ、御快くかさ一ッ被二召上一、御返答には此旨歸り候て宜く申上候樣に被レ仰、殊外御感悅被レ遊、御使者も存知の外の首尾にて罷歸候由。

崇學

崇學は文學を崇め尊ぶ義也。古き詞にも不レ學無レ術と申す事あり。此心は學問なければ物ごとに能き工夫を出す事ならぬとの事也。人學問なければ忠孝仁義の重き事をしらず、變に應じて其事に宜しき道を行ふ事をしらず。まして人主尊大の御身にましませば、一の御言ば一の御行ひも、道に違へば其害あり。國中の政は（七）千緒萬端の事なれば、其變に應じて其事に宜しき道を行ひ玉はざ

の義我等に可レ任哉、其方一言も申間敷哉と御意有りしかば、兎も角も御意次第に可レ仕と申上げゝり。翌日御同道にて御登城有りて、御抱きながら被レ仰候は、其元様の六十萬石は皆筆先にて候得ば、相違可レ有御事ゝては無し、御幼年とても夫々の御家老、其外の手揃ひたる事なれば、今にも事あれば相應の御奉公に御立可レ被レ成候。夫にて事足り不レ申候はゞ、此白髪頭に重き物を戴かせ、御後見仕るならば急度御用に御立可レ被レ成候と也。此事達二上聞一ければ、公儀に齟齬しけり。夫ゆゑ其日は先づ御用に託して、今日は下城可レ仕、明日御同道との御事也。翌日御登城有レ之しかば無二相違一六十萬石相立候と也。

○寛永九年壬申、清泰院様御卒去あり。公の御伯父様也。殊に御歎き遊ばされ『うきにそふ涙ばかりを形見にてみしおもかげのなきぞかなしき』と讀ませ給へり。

○御大老酒井雅樂頭様御不食の節、御大名方より御贈り物珍美を盡くさせらるゝにより、公にも何ぞ被レ遣度思召し、御膳奉行を召し御相談被レ遊、浮ふ可レ然に極り、赤小豆をすり米粉を御前へ御取寄せ、御自身御拵へ小重箱に御入れ御留主居

睦族は御親族をむつまじくし給ふ義也。帝堯の聖徳をも親二睦九族一と申す事を以て賛歎せり。御親族を睦まじくし玉ふ事は人主の重き善事也。御親族にむつまじければ、其御家の勢もつよくして、他家より侮どり輕んずる事もなく御子孫長久の基となるべし。

○松平陸奥守樣御家督の節、御知行も少々被レ召上一候趣に候所、公御登城陸奥守樣も御同道被レ遊、未レ被二仰渡一已前公被レ仰しは、陸奥守殿家は格別の義、今日は家督も無二相違一被二仰付一候に究りたる事との御咄被レ遊候由、夫にて其日は外し、御用に託せられて不レ被二仰渡一、翌日とやらん無二相違一被二仰付一候といへり。又一說に少し減して被二仰渡一しを、御請に公被レ仰候は、陸奥守儀、未だ幼年に御座候所、家督無二相違一被二仰付一難レ有段、再三御請被二仰上一候ともいへり。何分にも右兩品の御樣子にて、今に六十萬石也。依レ之御家老片倉小十郎は、今に備前の方を跡になして不レ寢といふ說あり。又一說に陸奥守樣御幼穉たるにより、公御後見なりけり。さるにより御家督被二仰出一前日公へ臺命ありて、陸奥守樣を御同道被レ成べしとて、御知行減じ候由聞え有レ之候哉、則ち片倉小十郎を召して、御家督

なる御裝束にやと尋ねらるゝに、いや少し存ずる旨の候てと答へさせ給ふ。程なく大猷院樣御船にて、御大名樣方の前を御通り有りけるに、あの衆にたがひたる衣服は備前少將なるべしとて、小船を以て御召あり。公則ち安宅丸に乘り移らせ玉へば、大猷院樣御尋ねあり。公謹で御祝の御規式は御船の內の事、臣等は陸の警固し奉ると存ぜし也と答へさせ給へば、大猷院樣則ち其羽織をくれられんやと仰有りければ、脫がせ給ひ奉られしかば、御盃を被レ下、公たち玉ひ自然居士の曲舞を舞はせられしを、海邊の御大名方みやりて驚かせ給ふばかり也。それよりして御大名樣方直に出仕有るべしとて、品川表を退出ありけるに、御供の侍雜人ば、、ら遙かの脇にひかへたる故、一時によりあつまれども、主人の有所をしらでさはがしき事大かたならず。時に公彼御扇子をひらき指上げ給へば、扈從の者ども是をみて、公の御側へ集りしに、他家の御供は揃はざりしかば、公御同道被レ成候てまづ此方樣迄御歸り被レ成しと也。

(六)猩々緋。あざやかな紅色。

○公御願ひ有て御隱居、寛文十二年の夏六月、御家督を曹源寺樣へ御讓り有て、御隱居の後も、半年程づゝ江戶へ御參府にて不レ被レ爲レ替、御鷹など御拜領あつて、御旅中も御殺生被レ遊しといへり。

○殿中にて御茶被レ下候節、御茶入の蓋を疊の緣に御置き被レ遊し處に、外の御方は皆扇の上に御おき被レ成候を御覽あつて、我なす所不敬ならんとて御心にかけさせられ、茶湯者に御尋ね遊ばされしかば、扇は腰にさす物也、疊の緣は踏ぬを禮とせり。然れば公の御所作こそよろしく候へと申上げゝれば、御安心まし〳〵しと也。是れ外聞の故にあらず、不敬をおそれ給ふの御心厚ければなり。

○寛永十年大猷院樣向井將監樣に被レ仰て、相模國三浦にて安宅丸といふ大船を造らせられ、同十二年六月江戶の海上にて御召初の規式有り。御大名樣方品川邊へ出給ふべき由被ニ仰出一し中に、公は御母御前樣の召させ給ふ御帷子を借らせられ(緋の小帷子といへり)、それを召して(六)猩々緋の御陣羽織を着させ玉ひ御出かけ、御式臺にて立ち給ひ、御扇子をひらかせ差上げ給ふに、御陣扇子にて、御衣服の體よりしてあやしき事よと扈從の人々思ひたり。扨品川にて諸侯方群集し給ひて、いか

（四）馬鬣封。馬のたてがみの如く薄く長き形したる墳墓。
（五）龜趺。龜の形をきざんだ臺あし

御墓にて、（四）馬鬣封有り。御碑に（五）龜趺有り。李唐の禮を用ひ玉へり。龜の首高さ三尺餘、龜首西に向ふ。御碑の高さ七尺餘、碑首に天祿辟レ邪と鐫りたり。神道碑東の方に建て、表の文字を彫りたり。第二の山は興國院樣の御墓にて、同御前樣も御合葬し玉へり。馬鬣封神道の碑有り。皆石柵有りて青き石をしけり。第三の山は公を葬り給ふ。同御前樣も御合葬し玉へり。馬鬣封有り。神道碑を立てらる。表の文字を彫りたり。

忠君

忠君は上へ御忠義ある義也。國君は其上に大君あり。國君の御領地は大君より預かり玉ふ物にして、その御職分は大君より命じ玉ふ事なり。大國を預りまし〱、重き御職に居玉ひ、その上に四海太平に治まり、國の四境敵の變の慮もなく、弓を弓袋にする御世に住み玉ふ事、皆是れ大君の御恩德にてましませば、國君は其御恩德を重んじ玉ひて、大君につかへ玉ふに御二心なく、能くその命令にしたがひ玉ひて、誠を盡し玉ふべき事也。

玉ふも皆その御先祖の御恩にてましませば、重んじ玉はざればかなふまじく、その上に御先祖を忘れ玉はず、御恩を報じ玉ふ御志あつく、御祭等をおこたらせ玉はぬは、厚き御心にてまします故に、其道備れる時は下民もその風にうつりて、一統に厚き風俗となるべし。曾子愼レ終追レ遠、民徳歸レ厚と說けるは此心也。

○國清寺様興國院様の御墳墓所々にありしを、皆一所に御改葬有るべき御志有りしが、先づ御國中に墓地たるべき山をえらみ玉ふに、三ヶ所の山を撰び出し、其後今の敦土山に定まりぬ。公皆御巡見させさせたもふ。敦土山は和氣郡和意谷山の事なり。敦土山とは、公の名付けたもふ所也。御自身御巡見あらせられて、和意谷に至らせ給ひし也。殊に繁茂して有りけるを御指圖有りて、御墓所を定め玉ふ。敦土山は岡山東北にて十里餘りに及べり。働村よりその谷に入る溪水一帶に流出で是を左右に渡る事十八度、谷のさま箱根山中に似たり。山に御門を設け、それより道八丁の間、雁木石をならべたる御門の傍に、公の入らせおわしける館有り。道の左右は櫻の木有りて芳野山に似たりといへり。第一の高き山、國清寺様の

ろこぶ色、かどだゝぬかたち。

(二)御本復。全快。病氣のいえること

(三)御愁戚。うれひかなしむこと。

愉色婉容、誠に嬰兒の母にたはぶれ遊ぶがごとし。扨又福照院様勝れて禮儀正しく泥塑人のごとくおはせしと也。或時歌舞妓を御覽有レ之ての玉はく、是婦人の見る物にあらず、客の馳走にも無用の事なりと御意有レ之、其後無レ據御饗應レ事あれば、輕き人形遣ひを御召被レ成候。寛文十二年冬、福照院様江戸にて御病氣、終に(二)御本服有らせ給はず、公御看病御側を離れさせ給はず、晝夜御帶をも不レ被レ爲レ解。御藥を上れば、公まづ御試み、御膳を進むれば、まづ御風味有りて然る後ならでは必ず上げ給はず、御臨終に至らせ給へば、公の(三)御愁戚云ふばかりなし。數日まで水漿御口に不レ入、御尊骸備前へ御歸り、公も長途の御供を被レ遊て、備前へ御歸國あらせ給ひ、儒法を以て敦土山へ御葬送也。三年の御心喪至て嚴密に御勤被レ爲レ遊しとなり。

奉先

奉先とは御先祖を重んじ玉ふ義也。先祖は人の本にして恩義至て深し。まして人主においては、其御先祖よりして高位大祿を讓りおかせ玉ひて、尊榮を極め

（一）愉色婉容。よ

率章錄卷一

著者未詳

孝親

孝親は、御親に孝ある義也。孔子も孝者德之本也、敎之所ニ因生一也と說き玉へり。孝の道は、人の身に善き事具はる基にして、人の上に立ち、人を導きて道を守らしむる引入れも、此孝の道ある御人にてなくしてはならぬ事也。人主國民に道を守らせ、風俗を正しくし玉はんとならば、其御身孝道を盡させ玉はざれば、かなふまじき事なり。

○公常に御母公福照院樣へ事へさせ玉ひて、御孝行の數々、温凊定省等の事、勝げて數ふべからず。御尊敬あまりといへども、嚴威儼恪の御事は、露おはしまさず、或は御心を慰めさせ玉ひて、御當座の御おどけごとなどの玉ひて、御近習の女中迄も笑ひに不ㇾ堪など、御平生の御事にして、御側に御座なさるゝ御容貌、（一）

卷五

目錄終

率章錄目錄

事はなし。國の君たる御人御身の上より、國の政に至るまで、道に違ひ玉ふことなく、ゆるがせにせさせ玉ふことなからん事を願ひて、古の賢(かしこ)き君の法(のり)にしたがひ玉はんとならば、我國の芳烈公にしくはなかるべし。臣故に人の君の御身を修め玉ひ、國を治め玉ふその名目をあつめ、その下に芳烈公の御事をしるして、此書となし、君たる御人の法を、此にとり玉はん事を希(こひねが)ふ耳(のみ)。

率章錄序

詩の詞に不レ愆不レ忘率ニ由舊章一といへり。此心は人に君たる御身としては、國中の人の則となり玉へる御身なれば、一の御言、一の御行よりして、國の政に至るまで、只露斗も道に違ひ玉ふ事あり、ゆるがせにせさせ玉ふ事あれば、亂の階をおこして、國危かるべし。たとへば匠の家造るに、いかばかり巧にして、魯般を欺むくほどにありとても、規矩をすてゝは、成りがたし。人に君たる御身もそのごとく、いか斗り智たけさせ、才かしこくまし〳〵ても、古の德ありし君の行ひ玉ひし法を則とし玉ひて、それにしたがひて、御身を修め玉ひ、家國を始め玉はざれば、其道成就しがたかるべし。詩に人の君の身の言行より、國の政に至るまで、道に違はず、ゆるがせになき事をねがひ玉はゞ、昔の世の賢き君の法にしたがふ外はなしとて、かくはいへる也。爰に我國の先君芳烈公は、世に希なる明君にして、其德も其道も、古の聖賢の君といへども、耻ぢ玉ふ所なし。その御身を修め玉ふ道よりして、國の政を行ひ玉ふ道まで、いづれ一つが仁義の理に違へる

跋（治邦要旨）

邦を治むる人の、吾が道を學ばるゝ時、先づ是を治むる大要を示すべき爲め、此書をあらはし置きぬ。此書の趣は治邦を手つだふ人も、其心得に成るべき事也。いまだ仕官せぬ人も、武役一通りの人も、大學の道に志す程なれば、國に用ひられ、相應の役を勤むる時は、君の用に能く立つべきと心懸けらるべきことなれば、此書の旨をも得と知り置かれてよかるべき事なり。然れども下に立つ人は、もし我仕國の政此通りに行はれぬ迚、上をそしり、人を咎むる志いさゝかも有るべからず。但し此通りになる本は、我身の修まり、我家の齊ふにあることなれば、得と我身に立ち歸り、此書の旨をよく呑込み、我手の届くだけは、隨分道理を勤むべし。外へ目をつけべからず。孔子曰はく、天を恨みず人を咎めず下學而上達すと。此も又此書を讀むの要なり。よつて是を後に記すと云ふ。

ず。結句奢を勸め、又は麁末なる事をして、君の心を取り、君の難を招くなり。家内の財用もとより一國と打交りて居ることなれど、國用をおもにし家用を次にし、たとひ國富みても一身の用と家用をば、第一に儉にし、國用のあまる程にすべし。但し上に事へ隣に交る禮は、是れ一國へ懸る事にて、猥にはぶき難き大切なる事なり。此捌きは上編に論ず。

治法要旨　完

はすがよかるべし。猥りに士に取立つべきことに非ず。されどももと士の家ならば、各別の事なり。それとも功もなく大祿をやるは、甚だ心よからぬ事なれば、よく／＼考ふべし。

國天下を治むる人の家事は、國天下の事と入交り、夫を取扱ふ役人も打交りて居る事なれば、何れを何れと分け難し。すべて其家來の取廻しは、第二編に論ず。

大體國を治むる人は、一國を一家と思ひ、天下を治むる人は、天下を一家と思ひ、分け隔なく取扱ふべし。家事をさせ、側廻りに勤むる人許りを心安く思ひ、國用をたさせ、外様に居る人を遠々敷思ふては、身は一國の主にても、やう／＼一家の主人に同じ。さりながら側廻りの者を能く遣ひなして見すれば、外様の者へも行届くことなり。じだらくに遣ひなし、心易だてをしては、倍内外へだて出來て、外様いよ／＼行届かず。側廻りのもの悪くては、何となく我へ移り、よしなき事にそゝのかされ、色にふけり、遊びにはまることなれば、隨分愼みよきものを近付くべし。よき者をつかへば、氣づまり面倒なれども、それが則ち藥なり。良藥口に苦し。總體家事を取扱ふ役人に猥なる者を用ふれば、道理に背きても諫め

（九）てきはき。しつかりといふ意。

（十）ひづまぬ。片よらぬこと。

産みたる子もあり。其内にはわらべしきものも有り。ぶしやう者も有り、合點惡き者もあり、利根過ぎたる者もあり、男子にも無學の人多く、女子はもとより其性ひがめる者多く、互にむつまじければ幸なれど、惡うすると其心あひかね、骨肉の親しみ離れ易ければ（九）てきはきとしにくし。張公藝に家を齊ふる道を、時の天子問ひ玉ふとき、堪忍の忍の字を百餘書いて見せ奉る。尤もなることなり。忍の字を忘るれば、或は浪風にまつはり、或は我より浪風を發す。忍の一字をかねとして、夫れからさばけば、我より浪風を發さず、先よりの浪風も靜まるべし。其内に隨分と道を知らせるときは、そろ〳〵とよくとゝのひ、我身に立ち戻りて、其さばき（十）ひづまぬ樣に、全體道理をつとむれば、人にあなどられず、人に恐れ敬はれて、いよ〳〵和順になるべし。

近親にも道を勸め玉ふ内に、さし當り孝弟をすゝめ、冠婚喪祭の禮を敎へ、是を行はせ玉ふべきぞと、身に行ひ玉はゞ、自ら家に移るべけれども、心を用ひて之を勸め玉はずば、思ふ樣に行き届きがたし。

庶母の一族を取立つること、心得有るべきことなり。輕き人ならば金米を多く遣

ば、是又次第に長じて、よき事を好む心になる也。第一側に勤むる者を見立て、又側に合手になる子どもを能く仕入れ、もし惡遊びを好く兒あれば、早速夫を退け、全體の生れ付きおとなしき子どもを撰出して、側につけ置くべきことなり。年餘程長じては、倍々よからぬ遊を止る筈、苦しからぬ遊迚も、夫にすぎぬ樣に隨分心を付くべし。遊に長ずるから、おのづから學問に怠り、心もそろ／＼崩る。おそるべき事ぞかし。能囃子又謠抔の取扱は、既に上編に述べ置きたり。其趣に心得玉ひて、誤りなく育て玉ふべし。

別れ家を大切にせらるべし。我身よりは近きと遠きとあれど、皆先祖の子孫なり。我家はたま／＼惣領つゞき、我身も惣領つゞき、我身も惣領と生れて、本家を相續すれども、一門は皆同じ血筋なり。隨分一家を能き人に取り立てゝ物を能く合點し、難義に及ばれぬ樣にし、又合力すべきものは、隨分成たけ合力をし、たはけて身持崩すとも、大なる惡なくば、成たけ取り立てゝやるが一門頭の役なり。惣體家を治むるも、國を治むると一筋なれど、其主とする所に違ひあり。同腹の弟もあれば、腹かはりの弟もあり。本妻に生れたる子もあり、妾のうみ輕き女の

琴三味線、小歌、淨瑠理は埒もなき唱歌にして、節も聲もよからず。皆淫亂の媒なり。是を娘の藝と心得て專らにさすること、甚だ心得難し。志ある君は恐れ玉ふべきことなり。然れども婦女の慰みとなるべきこともなくて叶はざれば、天下を治むる人は、三味線小歌淨璃理を禁制し、別に正しき樂を作つて示し玉ふべきことなれど、一國の主にては新に樂を作ることは、則ち道に非ず。只三味線を禁じ、琴のしやうが正しき許りを殘し、又其しやうがは新に作るも苦しからねば、此しやうがを道理正しくつくらせ、其ふしはかせも、とろけ過ぎず、愁みすぎず、せはしからず、緩るぎぬ樣にして、是を弄ばせ玉はゞ、これ彼れよりましなるべし。いつとなく國中へも弘まり、甚だ敷禍なく、少しはたりにも成るべし。歌舞伎あやつりを見物し、談義參りをさする類は、皆淫亂の導きとなる事にて、一向せまじき事なり。

幼少の人は子ども遊び有るべけれども、夫ぐるみ隨分惡き遊はなき樣にと、守り側役に心を付けさすべし。只あぶなき遊をさせぬ許りと思ひ、惡き遊事を止めぬときは、其癖次第に長じて、惡しき人に成り立つなり。遊事にも善き事をさすれ

然るを男よりはかざり、物ごとを自由にし、夫を其通りにせねば、親を恨み兄を恨む。大名迄も女子多ければ、自ら勝手も衰へて、民にも難儀を掛くる様になること。根本の誤りある故なり。是れ年久きことにて、五人娘ある家へは盗人もはいらぬと云ふこと、古き書に見えたり。かくなり来りたる世にては、大やうは世の習しにまかせねば叶はずとも、其本のあやまりを知らせ、猥りに奢らせず、高ぶりのなきやうにすべし。源氏、伊勢物語をよむまじきことは前に委し。

歌を讀むことと心得あるべし。歌は八雲たつを本とす。是は夫婦の道をのべ、猥りに夫婦とならず、親の許しを受けて妻となるべき旨を示す。是を歌の本とす。難波津の歌は君を貴む心なり。あさか山の歌は、女の君を諫めたる歌なり。是を歌の父母と云ふ。是を根本とすべきこと、古今集の序に明かなり。かゝるときは、誠に人の教と成る事なれど、不圖すれば只主ある妻を慈み、親の免さゞる男をそのかす媒と心得ては、甚だ害有り。さなき迄も、只花を詠じ月をめづるようすがと心得ては、何の用にもたゝず。予かつて人の教と成る歌を撰出して、繪を入れて、是れを和歌選となづけんと欲するは是が故なり。

（七）玄紞。黑き冠のひも。
（八）紘綖、冠の垂れひも。

あり、其本理にそむき、我身の禍ばかりにあらず、嫁入したる先の家迄に禍を殘すことなり。天子の后は（七）玄紞を織り、諸侯の夫人も紘綖を織り、卿の本妻は大帶をつくり、上士の妻は祭服をつくり。忝くも　天照皇太神は天下の主の御身にて、自ら機を織り玉ふ。是れ女の道を後世に示し玉ふ。いか程大名の妻と成る迚も、女の身にては、舅姑と夫とに仕はれべきことなり。是に仕はれるには、衣服を拵へるを第一とす。たとひ世奢つて自らなし玉ふ事なり難くとも、女の仕業を手馴れ玉ひ、其召物の仕立の善惡成りとも、見分け王ふこそ女の道なるに、大名の子は針もとらず。まして機などは見馴れもせず。たま／＼左樣のことにてもせば、笑艸とやなるべき。されども夫を笑はゞ、天照太神をも笑ひ奉るべきや。笑ふ者は笑はせて、自分には道を勤むべきことなり。只ぶら／＼と遊び居り、遊の藝をしおぼえ、手をふとめず身をつくるは、遊女抔の身を賣る者は、かく暮すも其職也。人の妻となるもの、かゝる事や有るべき。夫を上郎の有さまと思ふは世のあやまり也。又奢を禁ずべし。男は外を勤むる者なれば、身をもかざり、道具も夫々なくて叶はず。女は内に居るものなれば、如何樣にしても耻にならず。

尤も他姓へ我子をやるも、さきの國を亡ばすに同じ。其譯既に第三編に論ず。是次男三男を同姓へ養子にやる事なれども、子供澤山になりては、片付け難し。是を家來にするが古への法なり。家來にしておけば、いつでも我家を繼がせらるゝ事なり。されども人道を知らねば、家來と成るを耻かしき事に思ひ、思ふ樣に行き難し。學問をさせて是を篤と知らせれば、自ら道理を知り、其家に落着くべし。

人君みづから孝を盡すを要とすれども、子の我に孝を勸むるを、急に深く望み玉ふべからず。勿論常々孝心を勸むべきこと、爰は油斷あるまじけれども、よく道を敎ふれば、自然と孝心は生じ、孝行も厚かるべし。只孝心を勸むる許りにては、行屆きがたく、其孝心を望むから、其行屆かぬを憎み、夫れより不和になり、子は父の不慈を恨み、彌々不孝になること、世に例多し。其父よく孝を勸めて、其子をそろ〳〵と敎へなば、などかは孝心すゝまざるべきや。

女子にはこと更書を讀ませ、道を早く知らすべき譯、其讀方ともに前に述ぶる通りなり。能く老女を付け、能きものを側に置くべきこと男子とおなじ。惡き者を付け置けば、惡しき事を勸めなし、婦人の道を知らせねば、一生の内の心得違に

れも出來、大亂となる。是れ父母の罪なり。いか程愚かなりとも、惣領を憎み疎む事あるべからず。いか程賢くとも、次男以下を惣領より可愛がり、奢らすこと有るべからず。是れ可愛がるに非ず。實は毒を與へるなり。惣領は我を疎んぜらるゝを恨み、次男は我を愛せらるゝにほこり、終には不和の本となり、家齊ひがたかるべし。

冠禮婚禮を愼まるべし。冠烏帽子を着せ初め玉ふは、成人小子の堺なれば、年滿ち玉はぬ内にさせ玉ひては、名有りて實なく、誠に無用の禮となるなり。婚禮は殊更年頃ならでは子を敎ふる道を知らず、養生の上にもよからぬ事なり。然るを只利害に迷ひ、一日も早くしたがるは誤りなるべし。されども惣領は國の守り故に、平人とは違ふて、少しは早くし玉ふても苦しかるまじき道理、禮書にも見えたり。されども猥りに早かるべからず。同姓を娶らぬこと、是又聖人の訓なり。日本にては、此法を立て玉はぬは心得難きこと、猶ほ大事記に論ず。

養子をせらるゝには、同姓を養はるべし。他姓を養ふべからず。同姓を名乘りても、實に血脈の續なくては、誠の同姓にあらず。娘の產みたる孫には血脈續かず。

同様にする心なく、何事にても父より一段ひき下げさせらるべき所を、篤とくと示さるべき事なり。又心なき様に、隨分其理を呑込ませべし。かたにて押へては屆かず。

總領は我が國家を繼がせる人なれば、別して大事にし玉ふべきことなり。是を能く敎へ置かねば、其家齊はぬ計りに非ず。いか程よき政をしても相續し難し。次男三男末子迄も麁末にし玉はず、上の通りし玉ふべし。いづくへ養はれて、國の主となり玉ふべきも計られず。さなきとても人の主とはなり玉ふべし。只其兄を父に准じて貴み、少もさからはず、其弟を輕しめず。兄弟は父母の子にて、父母の道具さへ麁末にせぬ事なれば、まして父母の子をば大切にせねば叶はぬ譯をとくと呑み込ませ玉ふべし。道を知らずしては、あとに生れたればこそなれ、我も大名の子ぞと心得、兄を敬ふ心薄く、兄に負くるを口惜しがり、別れ家と成りても、本家を貴む心薄く、夫から親しみも薄くなり、我儘放埒にもなり、其心が其子孫へも傳はり、本家の守りとはならで、却つて災を生ずる事多し。古へより國天下の亂れ、家の亡ぶるは、多くは兄弟の不和より始まり、夫に付いて外の亂

（五）能手。上手。

（六）うつけ、惚氣とぼけ、利口に見ゆる。

心の出來ぬ樣にすべし。是れ一生の大事なり。幼少なるとき大文字抔能く書きたる人の（五）能手になるは稀なり。又藝をするに、取懸りに呑込早き人の、其藝を仕おほせるもまれなり。能々考へて育つべきことなり。

一向（六）うつけたる子、道樂なる子は固よりのこと、利發だて、猿利根、親を差し置き我を立つる者、とがめ立をする子は、別して押へ敎ふべし。夫を立派など吹きたて、親も器量者と思ふて、或は捨て置き、結句譽めそやせば、末々我儘長じ、其器量が能き方へは出でずして、次第に惡き事に出たがるものなり。

子を敎ふるは、學問の第一なること、其譯は前より段々云ひ述ぶ。爰に改め云ふに及ばず。學問のさせ方は、此上編に載する所の人君自ら學び玉ふと同じく、第一其代にて隨一のよき師を招き、是を尊ましめ學ばせ、扨て當時事少き方なれば、各別に踏み込み打掛りて、隨分勤めさせ玉ふべし。主君となり玉はぬ內なれば、師を尊み玉ふも別して厚くさせ玉ふべし。

身を修め玉ふ上を敎へらるゝは、是又上編に述べ置きたる人君の通りなるべし。是を能く言ひのべ、守らせらるゝ樣に心掛け玉ふべし。第一に孝を盡し、其父と

ふべし。かゝる人は世に稀なれど、心を付けて撰出し、祿すくなき者に是をまし與へて、是を取出すべし。孟子にたとへらるゝ通り、其子に齊の國の物いひを習はすには、齊の國へやり置くべし。楚の國へ齊の人を一人呼びて是に教へさせては其子の物いひ直らず。日々(三)打擲しても中々直り難し。さる方あづまより娘を京へ縁付くる迚、其あづまなまりを如何と思ひ、京より女中を二三人抱へて、是に物いひを習はせ玉ひし、やがて京へ輿入有りければ、娘の物言は、京詞には非ず。京より下りし女中、皆あづまなまり移りて、本の京詞はなかりしとなり。理りなる事なり。

子どもの時は、いづれも年頃より(四)發明なる者おほし。夫を悦び夫にもたれべからず。艸木の若きのみよき如く、年ゆかぬ故、少しの發明なるも目に立ちて見ゆれども、夫を捨て置けば、次第に跡へ戻り、其發明と譽められ自慢に思ひたる心許り殘りて、人の智をからず、師の教をうけず。一生我儘に暮すものなり。たとひ少しなる事を云ひたり、理屈を謂ひて、人を叱り抔するとも、其年頃にて中々合點ゆかぬ事なれば、ひかへめに物を謂ふべきと禁め諭して、我が智に慢ずる

(三)打擲。うちたゝくこと。

(四)發明。りこうでさときこと。

を知る便となるべし。

內證の奢を禁ずべし。好色の情深ければ、其奢を奢と思はず。因て油斷有るまじきことなり。內證奢つては、その風一國迄へうつり、國中の貧を招き、天下の禍ともなるなり。內證のかざりは、見事にとゝのひたる迚、少も譽にならず。奢なきは勿論見苦舗と云ふ程なるを譽ることにて、漢の文帝をいみしく譽るも、此事をおもに傳へたり。淫亂になく、子孫をよく育つるを內證のかざりとすべし。美麗をかざりと思ひ玉ふべからず。

子をよく育て玉ふは、守り役を第一と心得玉ふべし。守役は眞實有りて道を知り、學有りて器量有る年倍に和かなるものを用ふべし。道を知らず、學なく、器量なく、學問足らねば、如何程眞實有りても、よき事を勸めず。折角能き事を勸めても、其の能しと思ふこと誠の善にあらず。道有り、學ありても、年倍になければ、子の受くるところしつかりとせず、和らかならねば、子のなづく所なくて、恐れ氣遣ひ、其謂ふ事を聞き入れ難し。

守り役一人にてはすまず。側廻りのものも殘らず、大てい上に云ふ通りなるを用

も行届かぬは、夫は是非なし。一向に捨て置きて、家亂れ身危き道筋を、きつと恐れ玉はずば、愚なる事ならずや。

妾を抱へるに、たとひ人柄よき迚も、家筋よからぬ者を遠慮有るべし。器量能き迚も、人柄に構はず、家筋の吟味なきは、なほ更末の害多し。

婦人に道を吞み込ませ玉ふこと、細かく行き渡るには及ばず。只先づひめ鑑をくり返し讀ませ、すまぬ所を說き聞かせ、又年若き女には、小學一部を荒々覺えさせ、くり返し〳〵說き聞かせ玉はゞ、是にて事足るべし。眞字を讀まねば、かなものともに、はきとすみにくし。又源氏伊勢物語つれ〳〵艸抔を讀ませ玉ふこと心得難きことなり。是等の内にも女の禁めあれど、夫は百に一にて、殘りは皆淫亂の物語なり。殊に佛法を本とし、無情を勸むる爲めなれば、此世を夢と心得、後世をさへ願へば惡人も助かると思ふては、すさまじき惡心も是より生じて、永き禍を殘すこと、世にためし多し。ひめ鑑はかなものなれば、かなを覺えたる程の人は、讀みにくからず。聞えにくき所は、歌詞を覺えたる程の人は辨へべきものなれば、夫に是をほどかせ、妻妾に是を聞かせなば、甚だ其心を正しくし、道

又妻を娶り妾を抱ふるに愼みあるべし。只色よきを好み、親里を貪り、其人品を撰まざれば、よく齊ふことなり難し。人品よからず、道を知らざれば、其夫をも淫佚にすゝめ、或は嫉妬の心深く、互に爭ひ、夫を恨み、或は贔負の心厚くて、國政の障りをなし、或は知惠を慢りにし、我儘を望みて國政にさし出、其家の害少からず。老女を抱へる迚も、今日の間に合ふ許りをよきと立て、道を知り志深きものを用ひざれば、其妻妾をよく敎ふる事ならぬ許りに非ず。嫉妬をよき事と心得て、其妻に勸め、爭ひ恨みの手傳をし、又贔負の沙汰を好み、國政にさし出させて、夫を止むる心なし。かゝる心からしては、其妻は妾の氣に入りて、子を産むを望まず。妾も互に主人の子を生みたるをそねみ、只我のみ出頭せんことを望み、事長じては本妻をないがしろにし、いふにもいひがたき惡心も生ずるなり内を敎へずしても、幸とかゝる事なきこと多けれども、かゝる事出來る道筋を油斷すべき事に非ず。恐しく思ふべし。さるによつて、古へは姆をたてゝ天下の婦人を敎へ、五不取七去の法を立てゝ、其心をこらしめ玉へり。其衰へたる世を盛んなる世に取り直す職なれば、心を用ひ力を入れて愼み命じ給ふべし。其上にて

大本下第十

家齊ふて後國治まるとは大學の敎なり。家齊ふとは、其家内の人能く道を知り行ひ、其主を貴みいとをしむ也。其家を齊へんと欲する者は、先づ其身を修むることと未だ至らぬ迚、家を齊へぬことに非ず。殊に人君の家は、一國の手本となる事なれば、爰に心を用ひずして叶はず。

家を齊ふるの始まりは、一家を敎へひきゐ、先祖父母を尊み仕へさするを大本とす。扨先づ我が内證を能く齊へ、其子をよく育つるにあり。是れ卽ち國を敎ふる本なり。其子のよく育つは、家を傳へて我が治平の業を永く殘す要なり。其内證をよく正しくせざれば、我が子も能く育たず。

内證をよく敎へ玉ふは、身の愼みが本なり。其身淫亂なれば内敎行屆かず。然れども内證を敎へざれば、其本正しくても用をなさず。先づ隨分女中の數を少くし、又義ある老女を其妻女の師とし、妻女にも女中にも書を讀ませ、道を呑み込ませ玉ふべし。詩の關雎を初めとし、易は乾坤を初めと愼みて守り玉ふべきことなり。

扨又僧には油斷のならぬことあり。儒を好む君と見ると、其君に逢ひて、儒を貴きものにて、佛法からも是を輕しめ申さぬこと抔といひ、又儒理の片へら抔を咄し掛け、儒道も知りて居る樣に見せ掛くるなり。爰でうかとしたる君は、あれは僧なれども能き心得なり、よき咄相手なり抔と思ひ、夫れから近寄せ貴む心でき、ひたと呼び寄せて物語するに、先づいよ〳〵儒理を知り顔に見せて、彌々貴ませ、そこでよきつぼを見合はせ、そろ〳〵佛法を咄しかけ、いつとなく佛を尊む心を開き、儒を貴む心薄らげて、終には佛へ引込むなり。書の讀める程は僧は（二）ちくと儒の片へらをも知る筈、夫を聞きはつり居るとて、何の根からよく知りたる事有るべき。能く知りたらば、出家しては居ぬ筈、夫が僧にて居るは、根を知らぬ故なり。又佛法より儒をえ捨てぬは、是れ儒の貴き處にて、佛の貴き故には非ず。其上佛者は方便を第一とす。方便とはさま〴〵の手だてにて、人を佛へ引き入るゝことなり。誠に方便を以て引き入るゝものなれば、佞人に同じ。人君ずゐぶん是に遠ざかる樣にし、能へ辨へ玉ふべし。是れ又治邦大本のつゝしみなり。

（二）ちくと。ちよつと。少しばかり。

は、心うき事なればなり。

正しき神迚も、猥に其禮をましおごるべからず。豊年にもまさず、凶年にも減せざるは古への法なり。されども國甚だ貧にして、民はなはだ苦しみ、其身を至極に儉約しても、民を救ふに足らぬときは、此爲に暫らく其備物を減じ、誠の心を益々深くし玉ふも、一時の變例なるべきか。天子諸侯ともに、其國天下の民を救ひ玉ふこそ、神靈の心にも悦び、これ第一の祭なるべき。國天下の痛みを構はず、只めたと是に諂ひ玉ひては、無用の尊みなるべし。隨分有り來りたるよりはまさぬ樣にして、減じてよきを減じて、是を以て民を救ひ玉はゞ、誠の神はなどか悦び玉ふまじきや。特に有り來らぬ神社を建て、佛寺を營み、めたとまし廣げ玉ふ抔甚だ益有るまじ。梁武帝の寺を多く建て、達磨へ是を問はれしとき、功德なしと答へられたり。異端なれども見識ある人は、よの常の僧とは違ひたる答なり。第一其神識の能く道をわきまへ、邪の心なく、誠の心有る樣に守らせ、次に渡世有る樣にせられべきことなり。又心には尊みもせで、止むを得ず、是をせられては、せられぬに劣りたることとなるべし。

を貪りて、其身を亡ぼし、天下の亂を招きたること、和漢に例多し。天下の淫祀をばふせぎ留むべきこと、是れ天の命にて、天の悅ぶ所なれば恐るべき事なし。まして夫を自分に信じ用ひ玉ふべからず。淫祀をなす程のものは、必ず人道を輕んずるなり。故に孔子も義を勤むると、神に諂ふとを對にして說かるゝこと、論語にも兩所に見えたり。必竟義を勤むる心薄く、天を尊む心なきから淫祀をなし、利を求むれば、いよ／＼義を忘れ、彌々天を尊まず。扨其福をも得ず、災をも遁れず、却つて天に見放され、思ひ寄らぬ災を得て、しかも甚だしかるべし。自らも是を禁じて、天下の淫祀を止め玉ふべきことなり。

淫祀は先祖より貴み來り玉ふとも。是を止め玉ふべし。先祖已に世を去り、天地と一體になり玉ふては、其誤を悔み玉ふべければ、淫祀を破るは誠の孝なり。破らぬは結句孝に非ず。但し父母存生にて、是を好み玉ふときは、止むを得ず隨ひ玉ふ事もあるべし。又天子大樹より立て置かれたるを、國主郡主の私に破らるゝは成り難し。されども苦しからぬ分は、成るだけは止めらるゝがよし。天下の害を潰すは永々の忠なり。君父の心を破らぬは第一の事なれど、天下の害の弘まる

大夫士の山川を祭り、他人の先祖、外國の神を祭る、皆祭る間敷事なり。祭るべき神を祭るは、親しみある故に、其親しみを屆くる爲に祭ると、恩有る故に恩を報じて祭るなり。福を求めて祭ることに非ず。是れ誠の道なり。又時有りて親の爲め、君の爲め、民の爲め、子の爲めに、もとより祭るべき神靈にたのみて病をいやし、壽をのべ、雨を降らし、火を消すこともあり。是は誠の道に叶へたる故なり。正しき神に祈るは誠なり。祈るべき道理にて祈るは誠なり。めたとたのまず、たのまで叶はぬこと許りを賴むは誠なり。祭る心の一心不亂に、尊むべきを尊み、親しむべきを親しむは誠なり。祭り方も備へる物も理に背かぬ、是も誠なり。正神は天地一體なれば、誠の道に違はず。其誠とゝのへば神其祭をうけ、おのづから禍を遁れ福を與ふるなり。正神迚も祭るまじき理にて祭り、其誠足らねば、祭りても祈りても、福もあたへず災ものがれず。もし福來らば、夫は其時節か、又邪鬼の入替りて福を與へるなり。邪鬼のくれたる福は、盜人の分け物を貰ふたる如く、邪鬼の仲間になり、終には天の網に懸り、其福程もなく消え、其災を遁れても、やがて結句大なる災が來るなり。まして邪鬼を賴み、一旦の利生

ず死なぬはなし。天地の守りを請ひ、邪鬼に犯されず、時至つて命終る。是れ人の道なり。小祠邪鬼を頼みても、天より來る災つひには遁れ難し。時至つて死ぬる命何とて延すべき。小祠邪鬼のかげにて命延びたると思ふは、實にまだ時節來らず、夫故に延びたるなれば、是を祈禱の力ぞと思ふは、我が迷ひなり。たとへ小祠邪鬼に諂ひ、一旦福を得、災を遁れても、天に背きたることなれば、却つて天の災有り。罪を天に獲れば禱る所なしと、孔子の明訓あれば、天地の守りを失はぬ樣に、一心不亂に是を心懸け、他念あるべからず。凡そ正神を祭るべき理にて、祭を正祀とも云ふ。是はすべきことなり。正神迚も祭るまじき理にて祭るを淫祀と云ふ。不正の神をまつるは、もとより淫祀なり。必ず〳〵すべきことにあらず。正神とは天地日月山川五祀先祖聖賢也。不正の神とは他人の先祖、外國の神也。佛抔も外國の神なり。又邪氣の集りたる靈、狐狸抔の靈も不正也。正祀とは先づ第一に先祖を祭ること、是は天子より庶人迄同じ。（一）采地ある以上は五祀を祭る。國君は其國の山川を祭る。天子は天地日月をも祭る。學校にて聖賢を祭る。是れ正祀にて道理の祭るべき所なり。淫祀とは、國君の天地日月を祭り、

（一）采地。領地。

佛法にまどふべからず。佛法は天理に背き人道を失ひ、甚だ害あつて少しも益なく、益有る樣に見えても誠の益に非ず。是を崇めて福を得べき理なく、是を捨て禍あるべき理なし。旣に第四編にくはし。

又神なぶりをし、祈禱を好むべからず。心だに誠の道に叶ひなば、祈らずとても神や守らんとは、北野天神の歌なり。心をば誠の道に叶へつゝ、祈らば天理なり。天理に叶へば、天地是を守り邪鬼は近よることならず。たとへ悉く天理に叶はずとも、何卒天理に背くまじと、一心不亂に朝暮心懸けは、などか天地守るまじきや。などか邪鬼恐れまじきや。などか福來るまじきや。などか禍を遁るまじきや。山伏杯の垢離をかき魂をするゝ、一心不亂に念ずれば、狐狸やうのものは恐れ憚るなり。まして一心の天理に振向きたるをや。是程の大きなる祈禱はなし。丘之禱久矣とは是れなり。此上にも災を受くるは是非もなきことなり。其災と思ふも多くは天の吾をいましめ、彌々我を善に勸め玉ふなり。彌々愼みて天理を思ふべし。病の來るは我が養生足らぬ故なり。養生よき上に病を得るは、是非もなき事なり。命の終るは天地の間の日暮れ夜の明くると同じ。聖人も免れず。老佛とても煩は

の事に紛れては、心付きも薄く、事を執る身にては、謂ひにくき事も有る故なれば、其官を立つるは尤もなる事なり。本の世に諫官を立てられぬを先儒甚だそしれり。然れば今の世にも此官を立つべき事にて、是を立つるは學問あり器量ある者を撰りて立つべし。學問なくては理非明らかならず。又是に權を付け、國政取扱ふ場、君の側廻り迄へも、常々遠慮なく入れ、見及び聞及び、よからぬ事を諫めさすべし。又其役の坐席をも高く定むべし。又數多く此役に言ひ付け、上の無理有る諫を聞かねば、外の仲間から又諫むる樣に定め、又少々の無禮有りても、理さへ正しくば其無禮を許し、如何程上に用ひずとも、上にせり合、其役儀を崩させぬ樣に、はきと定め置くべし。諫官隙なければ、行屆いて是非を見分け難く見及び聞及ばねば、諫むる便なし。席高からざれば勢薄く、器量ある人でなければ、胴がすはらず、學才なければ事の大小、理の是非分明なりがたし。諫官と名を立つるも事々敷思はゞ、用人又は目付の内に、用を達しさせず、諫許りを謂はする人を兼ねて定め置いてもよし。上に諫を受くれば、其風下へ移り、諸役人も諫を入れ、我が智にほこらぬ風になりて、國天下治まり易し。

（す）諫鼓謗木。淮南子に「堯置二敢諫之鼓一、舜立二誹謗之木一」とあり。諫鼓は鼓を朝廷に置き、君を諫しめんと欲するものは、之を撃ちて通ぜしめ、誹謗木は木を橋梁の上に建て政治の過失を書せしめ、以て反省せられたるを云ふ。

人君は諫を求むるを要とす。是を能く受け入るゝが要中の要とす。我を惡きと知つて謂ふ者なければ、いつ迄もそれを知らず。古の（す）諫鼓謗木を立て玉ふを手本とし玉ふべし。大臣へはもとより、小臣迄へも思ひよりたる善事を遠慮なくいひ演べ、過と見たることとなれば憚らず諫めよと、急度云ひ渡し置く、是を言路を開くと云ふ。扨何程言ひ渡しても、是を用ひねば用に立たず。尤もなることを尤もと受くるはもとより其筈、尤もならぬことを謂はで、能きことを言ひても不機嫌なくて受くべし。君を諫むる者は誠なり。其言ふこと尤もならぬは、其智たらぬ故なれば、其誠を悦び、甚だ誤りたる事にてなく、大ていのよき事なれば、諫むる方を用ふるがよし。其身に尤もと思ふ事なれば、夫を不機嫌に受くれば、諫むる者少くなるなり。古へよりよく諫むる人ある世は、其諫めたる人の賢なる許りに非ず、其君能く受くる故なり。

諫を謂はするには、諫官を立つべし。諸役人の揃はぬ國はなけれども、此役一つは不足の國おほし。古へは諫官なし。是は朝廷のことごとく學問有りて、皆諫を謂ひたる故なり。漢以來は諫官をたつ。これ朝廷の大官に學なき者多く、又今日

え居る中に、朱子の教を信せず、自分の發明を出し、或はむやうに詩文達者、或は只博學能辨なるは、俗儒異學にて、實に天下第一の人には非ず。爰を見損ひなく、實の天下第一の人を師とせらるべきなり。

惣體人君の學の仕方は、士庶人と違ふこともあれども、其大法は替らず。是を規矩階級に載す。詳かに考へ玉はゞ一助となるべし。此の通りになさでは叶はぬは第二編にのせ、又勸學武家須知にのぶ。

又侍臣に實學ある者を集め、是を友とし玉ふべし。友とは遊相手のことに非ず。學問の相手なり。人は五倫ありて、中にも朋友は五行の土、五常の信に當り、此一倫にて殘りの四をしめ堅むることなり。然るに人君の上には、朋友の一倫缺けて居る方あり。此誤にては能くなり立ち玉ふ人君稀なるべし。

又佞人を遠ざくるは論語の訓なり。佞人とは理を非に言ひなし、非を理に言ひなし、兎角主人のすく樣にし、わるきことをそやしすゝめ、よきことを勸めぬもの也。此人側に居ては、何程よくなり立つべきと心懸けても、藥を呑みながら毒斷をせぬ如し。

とろへては、天下第一の儒迚も、中々孔孟の足本へよるほどなるも稀なり。其上少々の疵もある者なり。されども實に孔子朱子の教を尊み、我身に勤むべきと心がけ、人にもかく勤めさすべきと思ひ込みたる人の内に、其世に勝れたる人ならば、是れ實に其世の天下第一の儒なり。外に夫れより勝れたる人なき事なれば、是を用ひ、其少しの疵は捨てゝ全體の尊き所を敬はるべきなり。ふと心得違ひては、勝れたる人ならば、骨折つて招き親しむべけれど、指して並々の人に大なる替りもなきに、夫を招くはいらぬこと、心易き並々の儒を師とし、それで事濟むべき抔とあるは、甚だ心得違なり。一足でも勝れたるは、其勝れたるだけに、君民を導く所が厚きなり。是を思ひ玉はぬから、其世の大儒を招く心なく、其上に志淺く、少し物知る迄の望み故に、つい並々の人を師とし、夫に落付居玉ひ、かの大儒は招くあしらひも六ケ敷故に、夫れにもこまりてぐづつき、偶ゝまねく心あり迚も、今日の明日のと延引くはいと悲しき事なり。そこを踏み込で、天下第一の儒を招き玉ふべし。只身許りならず、其子を教へ玉ふも、國中を教へ玉ふも、とかく大儒を師とし玉はでは、何とてゆき届くべきや。但し天下第一の儒の様に聞

（せ）大神宮。徳川家康をいふ。

ては、骨を折つて行き屆かず。武王の大公を師とし玉ひ、近くは(せ)大神君の軍國の内にも羅山を其傍に招き玉ひ、常に經傳を讀ませ、聞し召し玉ひたると聞き及ぶ。武王や大神君より賢き方ならば兎も角もの事なれど、此御方に劣りたると思ひ玉はゞ、此事を手本とし玉ふべし。尤も自身に書を讀み玉ひても、大體はすむべけれど、師友に問ひたゞさねば、是と見る所をいつ迄も是と思ひ、非有りても知らず、讀む所の書と、得たる所の理、我が物好きの通りに見えて、誠の道理にすゝみがたし。

儒者を招き近付け玉ふ方、只讀めぬ文字を聞き、知らぬ事を聞くためぞと、かく許り心得玉ふ方多し。甚しき心得違なり。聖人の道を聞いて、治國平天下の用に立つべきと、かく思ひ込み玉ふべし。然れど夫許りと思ひ玉ふべからず。大儒に近付きて常に物語りし玉へば、何となく我心にも響き、そろ／＼と心が正しくなり、道に志し玉ふ事も次第に深くなる。こゝが大儒を近づけ玉ふて第一の益となる所なり。因て自分に學び玉ふはもとよりのこと、先づ其世の天下第一の儒を招き、只招きたる許りならず、つね／＼是に近寄り、親しくし玉ふべし。後世道お

よき師のことは、第四編に載す。是をうやまふとは、臣とせずして客とし、是を大切に思ふなり。其人の位は君より下なれども、其人の德は君より上なり。其上師は道を說くものなれば、師を重んずるは、道をおもんずるなり。我道を重んずるは、卽ち一國の手本となり、國人上をうやまひ老を貴む心を生じ、學にすゝみ道にすゝむべし。其師をかろしめ道を貴む心うすく、聞くところはきと耳に入らず、我學すゝまずして、師もこれを敎ふること屆かず、國人も上を輕しめ、道にすゝまず。古へは天子にても、其師を北面させ玉はずと禮に見えたり。後の世にも(も)攝關の位にても、師を上座におき道を聞き玉ひしを、まのあたり見及びぬ。師は聖人の言葉を說くなれば、聖人の名代なり。勝れぬ師迚も、其言ふ所は聖人の詞なれば、吾が家來なればとて輕めし玉ふべからず。夜道を行くには灯持ちたる者を必ず先にたて、是れをあとにはせず。輕き家來なれど、あかりを持ちたる故なり。是にてよく心得玉ふべし。但し猥に師を貴むやうに見せても、實に學を請ひ玉はぬは、誠に貴み玉ふにあらず。

暇なき迚も自身に書を讀み玉ふべき事なり。されども師を招がず、自ら學び玉ひ

(も)攝關。攝政關白のこと。

（ゑ）曲りがね。曲尺。
（ひ）文まはし。圓形をゑがくに用ゐる具。ブンマハシ。

や。

人君は學問を第一と心得玉ひ、如何程暇なくても、少しの暇にも心懸けて學び玉ふべし。學問は身を修め人を治むる大本なり。天理に背かぬひかへ綱なり。たとへよほど智恵有りても、何とぞ身をよく修めんと思ひても、學問なくては篤とゆきがたし。學問なくても當時の間はすむやうなれど（ゑ）曲りがねなしに四角をかき、（ひ）文まはしなしに丸をかくごとく。骨は折れてゆきわたらず。一旦其害なきやうなれど、次第に其害ふかくなりて、身も苦しみ人も苦しみ、治平の業とゝのはず。其上一旦の血氣にてする事は、其知恵は限り有り。智つまると必ずすたれるなり。昔よりの君を見るに、世を取られたるみぎりは、立派に精出す人多けれど、打續いて行届く人まれなり。是は血氣私智から出で、學問の力道理の丈夫なき人なり。學問のなさで玉はぬ譯、勸學に委しく說き述べ、此の第二編にも荒荒是れを論ず。よく考へ玉ふべし。又武家須知にも述ぶ。

學問をし玉ふには、よき師をより出し、これをうやまひ、其指圖にまかせて篤と學び玉ふを要とす。只文字讀め、荒々義理すみたる許りにては、用にたちがたし。

下にも用ひさせらるれば、彼是よりよき方なるべし。

人君は大藝を貴み玉ふべし。小藝は貴み玉ふ事に非ず。國に入るべき程の藝は、夫々の人をかゝへて、人にさせて夫をよく使ふを人君の大藝と云ふなり。自分によくまなび玉ふは小藝なり。尤もあらかた自分に行き渡り玉はゞ、夫を使ひ玉ふ便に些なるべけれど、限りある氣魂にて、限りなき藝に行き渡り玉ふ事なりがたく、それにさいへられて其本を失ひ玉ひては、何の用に立つべきや。一國の大名の自身に手をおろし鎗を持ち玉ふ段になりては、たとへ人を一時に突きたふし玉ふても、貴きことにあらず。夫程にならぬ様に、衆人に貴まれ、家中皆一騎當千の士になりたち、命を的に掛けて、片時も君を忘れぬやうにせずしては、人君の本意に非ず。さればとて藝を捨て玉ふ事には非ざれど、夫になづみ玉ふ事に非ず。ましで遊藝に長じ、しかも夫を自慢に思ひ玉ふなどは、有るまじき事なり。是も國主などの公邊對客の爲に、不束なるも如何迚、其の爲に少しづつ學び玉ふことは苦しからぬ事なれど、是をせねば叶はぬと思ひ、其本を捨て玉ひては、甚だ誤りなるべし。たとへふつゝかなり迚も、其本を失ひ玉はずば、何の耻辱になるべき

(し)祝儀。祝の儀式。

ば、何となく心移りて、此世を假の世と心得、國政を貴み、人道を重んずる心おのづから薄くなり、佛法ならぬ現在のこと迚も僞り違ひたること多く、心得違ひになり、又其鳴物舞方も、正しからぬこと多し。ことに幽靈化物をおもに作りたることを(し)祝儀の席に用ひらるゝは心得難きことなり。其文句をうたひ替へたり迚も、全體死人の顯はれ出でたるまねをば、目出度とはいふべからず。自分に是れをし玉ふは、養生の爲、武藝身ごなしの足りにもなるとはいへど、是れより外に、養生の仕方あり。武藝は武藝でこなし玉へば事すむこと。是をさして武藝のたりにするは、法師にならへとて、馬乘習ひたる樣なるものなり。海にすむけもののまね、遊女狂人のまねを自らし玉ふも、宜しかるべき事とは思はれず。小謠仕舞などの內、文句宜き幽靈化物にてなきことばかりを慰みにし玉ふは、苦しからぬことゝも云ふべし。夫れとも用ひ玉はで叶はぬことに非ず。客の馳走は、古へは堂上に用ひらるゝ樂を用ひたる事と見ゆ。今は知りたる人もすくなく、面白く思はず。能ならでは馳走の品なし。幽靈化物其外道に背きたる事と、役に立ちぬ事とをより捨て、人倫の正しく道に背かぬ謠許りを撰出し、是を上に用ひて、

古道具屋の心になり易き如きは、本意を失ふにあらずや。
花見月見詩歌の會杯は、慰みにも養生にもなることなれども、ひまさへにもなる事なり。心得あるべきことか。酒宴は長じやすく養生にはなりがたし。茶の湯などは權謀の術には益も有る樣に見ゆれども、道理より是を論ずれば、ひまをつぶし、心を亂す害あること、大和小學に論じ玉へり。鞠楊弓其外此類の遊事は。なほ更害をなし、殊に三味線淨瑠理の類は、淫聲にて心をとらかし、其害多くして、一旦養生になるやうにて、必竟不養生の本となるべし。すべて遊興の事は、成るだけはすまじきことなり。身を修め國を治むるは、もとより人君の職にて、慰みにはあらねど、是に心を用ひ玉ひ、そろ／＼と行届く程、おのづから心にも慰み、養生にもなるべし。

天下を治むる人は、正しき樂を作り是を用ひ、猿樂は捨て玉ふべきことかと思はる。一國の主の身にては、かゝる事も成り難く、人への馳走にたま／＼人にさせ給ふは苦しかるまじき事なれど、すき好み玉ふべき事に非ず。まして自分にし玉ふは如何敷きことなり。もと佛法を貴む者の作りて、人を佛法へ引入るゝ爲なれ

（み）留川、留場とは禁獵地なり。

もなれ、足をかたむる益有りて、山野を見はらし、歩行をし玉ふ故に、自然と慰み養生にもなるなり。ひたすら是を慰み許りと心得、只ひたすら是に打掛り、又獲物の數おほき許りを好み、鹿を追ふ獵師は山を見ずといふ如くに、土地の樣子も民間の疾苦も、聊か目にも見えず。又鳥魚を多く得ん爲めに、（み）留川留場多くたて、鳥魚取りたる者は、盜みしたる罪におとし、鳥を追ひ獸を追ふものは、博奕打ちたる程の罪になり。鳥獸の田を荒すをも追ひ立つること叶はず、孟子の穽を國中につくるとの玉ひし理ならずや。かゝるときは、國民の難儀甚だしく、狩の本意は取り失ことなり。是れ多くは下にたつ役人の心得違なるべけれど、上より此事をよく云ひ含めずば、おのづから此費あるべし。人君の狩は只手に鷹を据ゑて、山野を見晴らし土地を知り、歩行をし玉ふを第一の慰みと思ひ玉ひ、有合せたる鳥獸を田荒さぬ爲にかり取ることゝ心得玉ふべきことが。鷹の鳥を取るは、蜘蛛の蠅をとる如く、さして變りたる事には非ず。又鳥獸の多くとれるを悦ぶは、獵を世渡りにする人の心なり。なべて人は物を好む心ふかくなると、後には商人の心になること多し。馬好きのばくろの心になり易く、茶の湯を好く者の

（き）あげ米、あげ金。上納米。上納金。

（ゆ）運上。商人から取り上る税金。

（め）かけひき。兵の進退駈引なり。

無禮父への不孝にもならぬことに、有り來りたる奢にまかせ、益もなきかざりをなすは、是れ又天物をそこなふなるべし。まして不圖しては奢を禮と心得、奢を止むるは、只金銀を貯ふる爲と許り心得、天物をないがしろにせぬ心は薄し。心得違ひと言ふべし。大名の奢を止むれば、商人のいたみとなり、金銀世にまはらぬと云ふは、是れ又心得違ひなり。其の身を奢らずして、其金銀を士民に施さば、金銀は澤山に世にまはるべし。上の奢なければ、其心下へ移り、下の奢なくて、商薄くても渡世に離れず、子孫も相續するなり。上の人奢れば、一旦其藏の金銀出でゝ、下の潤ひになりても、次第に國衰へては、いやとも（き）あげ米あげ金を取り、（ゆ）運上を取り增し、用金を無理に出させ、其の外さまざま淺猿しきことをなし、下の痛みとなることは甚だ深くなるべし。

人君の慰み養生は、鷹野鹿狩に增すことなし。されども是も本は慰み養生の爲にあらず。慰みに事寄せて田を荒す鳥獸を追ひ、國民の爲めになすことなり。殊に鹿狩は、武を講ずるのおもになり、弓馬を試み、（め）かけひきをし習はするは、此の上に有り。又土地の樣子も知り、民間の難儀も見、國の習慣をも見、寒暑に

大勢使つて我身を自由にくらすを大名の譽ぞと心得て、之を止められぬと思ふは、心得違ひなるべし。禹は天下の主にて古への聖人なり。然るに宮室をひきくし、衣服を惡しく玉ふ。又堯の代は土階三尺茅茨きらず。我國の天祖天照皇太神宮の御宮所は、則ち堯の御心にて、今も茅葺にて、三杵舂きたる米にて御供を受け玉ふ。是れ天下に儉を示し給ふ。誠にあり難きことなり。人君の身さへ、かく奢らぬことなれば、まして內證に奢らすべきやうなし。凡そ身を養ふものは、皆天の物なり。入るべき程は是を使ふべきことなれど、いかに大名なればとて、めたと立派を好み、自由に暮すべきやうなし。是れ天物を蔑にすることにて、人の本意にあらず。災をも恐るべし。桀紂の大惡を湯武のかぞへ立て玉へるにも、身の奢と色を好むと、貨を好むと、よからぬ者を親しむとを、おもに言ひ述べ玉へり。但し禮服禮器は各別なり。身の奢を好む者のくせには、禮服禮器は輕くして減じ、先祖の祭を減じ、士民のいたみをなすものあり。但し禮服禮器禮物迄も、ほどらひ有るべきことにて、猥りに奢るべからず。禮文にかゝはりて本意を辨へず、我より上に立つ人のまねをし、分に過ぎて立派を好み、又は輕め減じても、君への

生するは、我身の長生を望む許りに非ず。忠孝の用となり、國を治むることも、長く子孫をもよく育つるなり。されぱとて養生許りに掛り、修身に怠り、治平の業をもなりあひにする事にはあらず。養生は灸をするも薬を呑むもあるべき事なれど、第一は色に遠ざかり、其次は美食を過さず、大酒を好まず、口の愼みあつければ、如何程修身に心を用ひ、治平に骨を折りても、しつかりと根氣強し。只一旦は好色を愼む人あれど、末遂げるもの少し。女中の遣方じだらくに、奥へはまりこむと、國の政崩るゝことが一時なるぞと、常に心得て恐れ玉ふべし。すべて内證の行儀を愼み玉ふべし。隱れたるより顯はるゝはなし。十目の見る所、それ嚴なる哉。たとへ政は夫程に崩れずとも、君の心一國へ移りて、風俗の崩れ是れより始まる事なり。

惣體朝夕のくらし、隨分粗飯を喰ひ、惡衣を用ふべし。その家に先代よりあり來りたる作法ありとても、身のまはりの事は、我が一分の心にて、いか程輕めても譽れとはなるべけれど、害になるべき事なし。もとより不孝に非ず。家居も有り來りたるを縮め、狹く粗相にすべし。料理好み立派にし、新たに物を拵へ、人を

内の心志を崩さぬは、是れ其肝要なり。是を崩さぬ仕方は、平生天理を大切に思ひ込み、天理をよく辨ふべし。天理に背くまじと少しの間も之を忘れず、佛氏の念佛唱題を忘れぬ如く、深く思込むを本とし玉ふべし。

善をなすべきと心がける内に、色を好まじ、貨を好まじ、出頭人に目くれまじと、此三つを肝要とし玉ひ、忘れ玉ふべからず。我は好しと思はねども、いつの間にかは取り亂すものなり。殊更色は第一に戒むべし。色好むとて、人の妻を奪ひ取り、遊女町にゆき、女中多く抱へ、夫を奢らするばかりを云ふに非ず。たとへあるべかゝりに女中をかゝへても、夫に心をとられ、奥に居るを樂みとすれば、是れにより志もたるみ、物事むづかしく、父母への孝心もうすくなり、子を教へ民を教へ惠むこともなりあひになり、奢も長じ物好きも出來、讒言も聞き入れ、ひいき強くなり、賢人が煙たく、小人が使ひよく、萬事みだれて來るなり。古への桀紂の天下を亡ぼされたるは、すさまじき惡なれど、その本は是より始まる。恐るべき事ならずや。たとへ夫程に取亂さでも、色を好む人は病身になり、命ながからず。親に先だち子を死なし、子とし育てゝも、ろくに育ち兼ぬべし。身を養

中國と使者を往來し、朝鮮琉球などの來朝するは、是れ天下を治むる人の交隣なり。國主郡主は諸侯と交はる。是れ又國天下をかため、民を安んずる本なり。これと交はる道は、是れ又誠にあり。先祖よりかくなし來りたるかたにて止むを得ずすると思ふは誠に非ず。又互に事なきを望む許りにてはあらず。隣國は則ち朋友にて、因て之を親しむこと自然の道なり。朋友の道は誠を本とす。誠うすければ、おのづから禮儀にも麁末出來、爭ひも治まるべし。たとへ禮儀は整ふても、飾りばかりにては、誠の道にあらず。さきの悦びもうすく、交りなきもおなじ。たとへ輕き者とても、又下へ物をとらせ稱美をするにも、皆是の心得なるべし。交隣の禮式はこれ又有り來りたるを本とし、甚だ理に背きたることは、其情を向へ陳べて是れを改正し、誠のあらはれてかざりに流れぬを要とす。國貧しければ禮物を減らすこと有り。上べをかたの通りにして、其實を粗末にするは誠に非ずもとより禮義に麁末有るべからず。猥りに恐れ諂ふべからず。侮り怠れば恨みが出來、恐れ諂へばあなたより侮り、國の災となるべし。

人君の身其上に仕へ、人に交り玉ふ上、もとよりよく修め玉ふべきことなれども、

したるものを穢きものに思ひ、又死ぬるをめたといやがり、一向之を聞かぬ様にするは心得がたし。又今は服と云ふ名許りにて、喪服をも着ず。只身のよごれて神を祭られぬと許り心得、服の本意を知らず。人君志立ち玉はゞ服を定めて之を着し、其禮をよく勤め、天下の手本とし玉ふべきことなり。一國一郡の主は公法に差つかへ、思ふ様に成り難くとも、なるべきだけは聖人の禮を用ひ玉ふべし。是迄のあやまりにかゝはるべからず。喪の仕方の大法、聖人の法を用ひねば叶はぬ譯は、居家大事記に論ず。

火葬は其人を我手に掛けて殺すに同じ。天下に禁じ玉ふべき事なり。まして其家に用ひ玉ふべき事にあらず。

墓所は役人を立てゝ是を守らせべきことにて、僧に渡し置き玉ふべきことにあらず。されども國郡主は佛法を破りがたく、僧に預け置かねば叶はず。其僧を粗末にはし玉ふべからず。是れ先祖の墓守なり。されども外に役人をも立て玉ふべきことか。生きては百官にうやまはれ、墓となりては、ゆくゑ知らぬ世捨坊主に香花をとらせおき玉ふは、心うき事ならずや。

(さ)めたと。むやみに。

らず。子孫へとても、末子へ猥りに讓るべからず。惡うすると先祖の物を粗末にし、自分の拵へたるは（さ）めたと大事がる人あり。心得がたし。

喪は別して一大事のことなり。殊更速かに全く上古の法を用ひらるべし。上古の法は是れ又生に事ふる通りの心を以て、我國の古實を本とし、聖人の私を考へ合せて、是を勤め玉ひ、三年の喪をも行はれたると見ゆ。是を用ひ玉ふべきことなり。中古より此法崩れ、喪の日數も減らされ、ことに佛法を用ひらるゝこと甚だ有るまじきことにて、古へにもどし玉ふべき理、祭の處に云ふ通りなり。喪はあはたゞしきことなれば、ふとうろたへ麤末ありては、跡にて取返へされぬことなる故、別して兼てよく定めおかるべし。生るゝものは必ず死有り、夜明くれば日暮るると同じ。不吉なることぞとて、覺悟あるまじきことに非ず。服とは其月日は喪の服を着て死を悲しむことなり。服中に神事を勤めぬは、人に別れて悲み深く、福を求め吉を悦ぶ心なし。物に塵い付いて餘の事につかはれぬ如くなれば、是を穢と云ふなり。又死は陰に屬したるものゆゑ、陽に屬したる神を招くは、死を取扱ふことを除け、死に携はるを穢とす。またなきものと云ふに非ず。今は死

聖人の禮を用ひ、祠堂を立て神主に先祖の靈を移し、生に事ふる道にて祭り玉ふべし。代々なし來り玉はぬとて、夫は其時の習にまかせられたることなれば、今改め始め玉ふことなくて叶はぬことなり。もとより生に事ふる如くの道理なれば、いとをしみ敬を本とし玉ふべし。只かた許りにてするときは、たとひ儒法を用ひても祭らざると同じ。然るに誠有りても、佛法にて祭り玉ひては、誠の敬に非ず。祭らぬと同じ。其譯は居家大事記に載す。

祭は夫婦ともにすべきことなり。國郡の主は其妻は江戸に居玉ふことにて、江戸の屋敷は結句其住居なり。所領は上より預り治むることなれば、住居と定めがたし。國主の外は所替もあれば、領分には祠堂も建てがたし。しかれば祠堂は江戸の居宅に建て置いて、夫婦ともに祭り玉ひ、其領分へゆき玉ふ留主は、名代にて祭らせ玉ふべし。一國の主とても、領國にたてては、夫婦ともに祭りがたし。但し是れは一概に論ぜられず。時の宜きに隨ふべし。

其家の重代の讓の道具並に先祖のすぐれて秘藏せられたる物は、急度預人を立て、こまかく其譯をかき記し、永代麁末にならぬ樣にすべし。勿論人にやり捨つべか

きことに非ず。然れども成るべき程は、親の心に背かず、よく養ふを孝とす。身は妾の子なりとも、嫡母を母とし、麤末の心有るべからず。然れども庶母も我をうみたる者なれば、心のうやまひ馳走することは、隨分ゆき届け輕しむべからず。然れどももと父の妾なれば、嫡母と同樣にすべきことにあらず。是れ父をたつとむ道なり。

先祖を祭り玉ふこと大切なることなり。是を大切にせらるゝは、死に事ふること生に事ふる如くあるべし。聖人の禮よくゆき屆きたることゆゑに、我國の先王みな我國の古へを本とし、是を聖人の禮と考へ合せ、定め置き玉へり。是を本として猶更聖人の禮を考へ、よく事へ玉ふべきことなるに、中古より專ら佛法を用ひられ、たま〳〵神としまつらるゝも、兩部の法を用ひらるゝこと、先王の御心にそむき、甚だ天地の自然に背きたることなり。其あやまり來りたるに拘り泥みて、是をよしと思ひ玉ふべからず。古の法に復し玉ふこと孝といふべし。

國守郡主は公法あることなれば、佛法の供養も止めがたきこと有るべけれども、是れにてすまし置き玉ふべからず。それはそれにして、御自身のつかはれ玉ふは、

との改めずして叶はぬ分は、伺ひてよきことは伺ひて改め、さなくても改めて苦しからぬことは、篤と考へたる上、是を改むるがよし。又その國貧しきとて、こなたより略くは成りがたし。されども至極貧しく民のあはれみ成りがたくば、時の宜きにまかせて苦しからぬことは、已むを得ず略することも有るべきか。是れ又變例なり。

孝は人道の至つて重き所、天性あるべき持前、皆その上に、五常の本百行の始め、忠臣は孝子の門に出づるとあれば、殊更に心を用ひ玉ふべきことなり。天子は天下をよく治め、國君はその國をよく治め玉はねば、孝の道ゆきわたらず。然るにその始よりは、先づよく之につかはれ玉ふにあり。よくつかはれ玉ふは、いとをしみ、誠を第一とし、敬を其次とす。禮式は其次なり。上にたつ人は禮式あらかたは整ふものなれども、禮式にくはれて誠行届きかぬることあり。ことに居處も隔たりて居るからは、讒言も入り易く、和順にゆきがたし。これも必竟誠のうすき故なれば、自ら引き立て玉ふべし。

生るれば之に事ふるに禮を以てすとあれば、敬ふがよきぞとて、分限より奢るべ

神これをうけ玉はず。その式法は天下を治むる身にても、古へよりあり來るを本とし、これをよく改正してつとめ玉ふべきこと也。大樹國郡の主は、天子よりまつらせ玉ふ神を、本より誠とうやまひを本とし、その式法は天子より定めおき玉ふとほり、少しもそむかれず。その先祖をまつり玉ふ事は、別に後に論ず。

天子大樹につかはれ玉ふは、年來の御なじみと御厚恩をあつく思ひいれ、これ又誠と敬とを本とし玉ふべし。只おそろしく思ひ、我が爲めを思ふばかりではすまず。又なし來りたる式法にて、已むを得ずすることゝ思ひ玉ぶべからず。式法のとほりにすればすむと心得ては、有名無實にて、まことの道にそむくなり。式法は古來よりの定まりあり。よくその要をわきまへ、又役人下役の輕き者までも、この心と式法とをよく〳〵呑込ませねばならぬ。相違なきを旨とす。誠と敬あれば、自ら轟末にはならぬことなれど、それを賴みにして式法を怠るは有るまじきことなり。況して誠もなく侮り怠りては、道に背くばかりに非ず、天命おろしきことなり。

式法みだりにまし添へらるべからず。よく考へつゝしみて、甚だ理に背きたるこ

ふ神と、みづからまつり玉ふべき神に、よくつかはれ玉ふは、國郡の主の身を修め玉ふ上の重き所にて、その國を治め玉ふ手本なり。

又國天下の學校にて聖人をまつり、又天下に功ある臣を神としまつり玉ふべし。又重んじ玉ふべきことなり。人ももとは鳥けだものゝ如くにて、父子君臣夫婦のわかれもうすく、たがひに爭ひ、身の立ちがたきを天より神聖を出して、この敎を立て、その敎萬國にひろごり、そのかげにて萬物の上にたち、子は親にそだてられ、臣は君にうやまはれ、萬物を取つて仕へ、萬事をとりまはす。皆これ敎のひろまるかげなり。其身この敎を知らずとても、數百年來の力天下へ入りみち、そのうるほひにて人間の立つて居ることなれば、この恩を報せざるべきや。親はわれを可愛がるものと（あ）あるべかゝりに思ふて、これ聖賢の恩なるを知らぬはあやまりなるべし。又その國天下の此のごとくに治まるは、その國天下の功ある臣を、心つくして使はれたるかげなれば、これ又恩を忘るべからず。

すべて神につかへ玉ふは、誠と敬とを本とし玉ふべし。先祖につかへ玉ふは、いとどしく親しみの心をそへ玉ふべし。この本薄ければ、式法はいかほど整ひても、

（あ）あるべかゝりあるべきことと思ふ意。

（え）大目。大な條項。

（て）大樹。幕府時代に將軍をいへり

上によく仕へ、人によく交はるは、これ外へ向つて身を修むる所なり。心志をくづさず、威儀を養ひ、耳目口鼻の欲をほどよくするは、內へむかつて身を修むる所なり。凡そ身を修むる（え）の大目、これより外なし。まづこの目をわきまへて、こゝに心を用ふべし。

天下を治むる身にも、その上あり。天神地祇と其先祖と其父母なり。天下の人を引きつれて、之によく使はれ玉ふが、天下を治むる人の、身を治むる上の重き所にて、天下を治むる手本なり。もと天下のあるじとなり玉ふは、只力でなり玉ふ事に非ず。天地の命ありて、先祖父母よりうけ傳へ、天下のものに敬まはれ玉ふ故なり。およそ天地は天下の本、先祖は國家の本、父母は身の本なり。これを大切にし玉ふ事第一なるまじきや。中にも孝をその初まりとす。

（て）大樹の上にたち玉ふは天子あり。其先祖父母なり。その外天子の命にてまつり玉ふ神あり。その國中にまつるべき神あり。これにつかはれ玉ふが、身を修め玉ふ上の重き所にて、天下の武家を安らかにし玉ふ手本なり。國郡の主は、その國郡をひきつれて、天子、大樹、先祖、父母と、その國中に天子よりまつらせ玉

巻之下

大本上、第九

天子より庶人まで、先づその身を修むべきこと、これ人の本分なり。ことに國天下を治むるには、身を修むるを本とすべし。身修まらでは、家國天下治まらず。まがる木にすぐなる影なきがごとし。この理は聖賢の明かに説き述べおかれぬ。又眼前明白にて、今更くはしく説くに及ばず。論語に曰く、君子之徳は風なりと。上のよろしき所は速かに下へうつり、上の好む所は速に下も好む。但し上のよき事はうつり兼ぬるやうに見ゆれども、上のよき事の下へうつらぬは、上の好む所うすき所なり。あしきと名のあるほどなれば、そのあしき所盛んなる故に、その惡の下へうつること甚だはやし。上によき人ありても、そのよき事を好むこと、惡き人のあしきを好むほどに、十分にこのむ人稀なり。依つて速かに下へうつらず。人と生れて善をすることを、よきと思はぬ人は稀なれど、上にたつ人十分至極に善をこのみ玉ふ。などか下へゆきとゞくまじきや。

（ここ）せたげ。しへたぐの約。

善者ありといへども、之を如何ともするなしとは、大學の教なり。後世上のおためと言へば、多くは上の利になる事をいふ。君の不仁をいさめ、國の士民を救ふこそ、おための第一なるべきに、利になる事を作むばかりをおためと心得、その利にて國の大害となり、しかも實に利もなきことおほし。おそろしき御爲ならずや。人君よく〳〵得玉ふべきことか。凡そ國天下を治むる人に、民をいためる心はなけれど、上にわづかに利を好めば、役人これをよく見て取り、民を救ふをいひ立てにして、いつのまにかは民を（ここ）せたげ、それを上には知らせず。夫れ天下の内上に益をなして、下にも益のあることは稀なり。上に益あれば、下には必ずいたみあり。上に益あれば、上には損あり。下の益あつて上に小損あれども、實はその小損上の大益なり。米金おほければ、結句子孫それをたのみにし、おごりをはじめ、ためたる米金は、一時になくなり、只民をせたげ、道をみだしたる害ばかりは、いつまでも殘る事なり。おそるべし〳〵。世人は子孫に危きをのこす、我はやすきをのこすと龐公のいへる、まことに名言なり。よく考へ玉ふべし。

ならず、こやしをよく入れさせ、かりをして鳥獸をおひ、耕作のさはりをなさぬはこれ五穀のよく出來る本也。職人あき人をおこらせず、ぶら〳〵と遊ばせず、どかいかまうけある事をさせず、貧にならぬやうにし、みだりに（け）運上をとらず、無用のものを賣らせず、人數をさだめおけば、買物のやすき本なり。これをなさず、只勢をもつて、年貢を多く納めさせ、智恵を以て價を安くさせんとするは末なり運上を多く取れば、商物それだけに高直なり。國の難儀となる。又高直にして賣れかぬれば、他國よりの入船人商もすくなし。しかれどもみだりに之を輕くすれば、無用のものを持ち込み、却つて國の害となる。

新田はみだりに開くべからず。一旦之に利あつて、つひには上下の害となるなり。新田は年貢心やすければ、民みな新田をつくり、本田をあらして、次第に（ふ）所務少なく、ことに川端の新田は、流にとまるかたいみなれば、その川次第に流れがたく、又その堤も、大水にはきれやすく、末々は普請おほくなり、上の利もあとへもどり、却つてつひえとなり、民もまた難儀すべし。

國家に長として、財用をつとむるものは、必ず小人により、災害ならびにいたり、

一時に多くまうかけること。

（け）運上。商人より取り立てる税金

（ふ）所務。とりえ。收獲。

(ま)どかまうけ。

通りにしておきて、さして深き障なくば、そのまゝにつろひおくべきとぞ。

儉約のくづるるは、多くは上のえこたへぬより始まるなり。よく愼むべし。一旦その國の難儀を聞き、我身をつよくつめても、全體しなれぬ事故、やがて苦しくなり、又一旦に思ふほどには、その心すわりかね、そろ／＼とくづれかゝり、それを下より心を付くれば、これは各別の事、これは已むを得ぬとありて、それを用ひられず。それから下も心ゆるみ、末とげぬやうになり、いつでも貧しくて、下を救ふ事もいよ／＼なりがたく、きびしく我身を儉約するとても、身のつゞくほどに考へ、とくとかたを定めて、已に定めたる上は、各別の事あつても、そのかたを破らず、一旦すわりたる心を忘れぬやうにあるべし。

儉約をするに、やすきものを買ふよりは、一向買はぬがよし。粗相にこしらへさするより、一向こしらへぬがよし。せで叶はぬ事は、少し多くとも末のこたへるやうにすべし。尤も人にぬかれぬやうにさへすれば、高きものは高きだけの益あり。但一旦にてすたり、末までこたへでもよきものは各別の事なり。

百姓をおこらせず、ぶら／＼と遊ばせず、(ま)どかまうけある事をさせず、貧に

ば、相應に人馬をまし、萬事その格になりては、その人のたのしみになりがたし。子の世にその祿へれば、けつく其家の難儀となる。それを子孫にやれば、後には增すべき祿なし。之を憂ひて功ある人にも祿をますを大儀に思ひ、思ふやうにやりかぬるなり。家祿は永々傳はるを第一として、ます事を重んずべからず。但し至極の大功ありて、その賞を子孫へ傳へさすべきほどの事は各別なり。

物を買ひ、普請などをするに、やすきものを買ひ、心やすく出來て、物入すくなきやうにするは、ふとすれば我功を立つるため、手づよく言ひ立てゝ、一旦そのやうに見得を通さうまじけれど、その人の功になるばかりにて、實は益なきことあり。水利などもこの類おほし。身の益を求むるものに、ずゐぶん欺かれず、よく人を見立てゝ、實の益あるを求むべし。もつとも才なき人は、ものいれずしてよき事に、不調法にて、もの入人にぬすまれず、だまされずば、まことの益あるべし。古へよりし來りたる事を一旦の智にてかへる事は、ずゐぶんの智者ならではなりがたし。ふるき堤を益なしとして棄つれば、必ず水のわざはひありとは、禮記のをしへなり。舊慣によらばいかんとは、論語のことばなり。あり來りたる

（や）納得。承知得心。

増し與ふべきはもとよりの事にて、但我氣に入りたるとて、功なきものには、みだりにまし與ふべからず。又みだりに家來をますべからず。人おほきとても、志よからねば、賴みになりがたし。大せいの人をもち救ふ事なきよりは、人をまさずして、よく貧と災とを救ひ、志を丈夫にすべし。出頭内證の緣にて、よしなきものを抱へ、又之を取り立つることは、第一に戒しむべし。

士民の貧と災とを救ふは、もつとも行きわたり、速かに救ふべし。詳に第三編にあり。道、橋、堤、樋、水門、川浚へ、堀わり、ずゐぶん民の爲を考へ、望にまかせてなすべし。只だ利ばかりを考へてはあし。又こゝの民によくとも、かしこの民にあしき事は、よく之を考へ、双方の難儀なきやうにすべし。役人惡ければ、おして之をいひつけ、上の耳へは民の（や）納得して害にならぬやうに言ひなすこと多し。とかく實あり、仁ある人にいひつけ、民の爲にさへなる事ならば、もの入りをいとふべからず。

功あるは必ず之を賞す。役料をやり、又米金をやるべし。知行を増すことは、みだりにすべからず。功あつて賞するは、その人を樂しむるなり。祿をまし與ふれ

はずとも、なりたけ省きて苦しからじ。まして隣國の交はなほ更なり。外國などへは國の貧なるを見せては、いかゞなることもあれど、民をいためぬために禮をへらすならば、外國は却つてその仁になづき、その智をおそるべし。それをわきまへぬほどの外國ならば、もとよりおそるゝに足らず。惣じて身の暮し、人への禮式もおごり來りたるが常になり、奢と知らぬことおほし。よくわきまへて之を減らすべし。

富みたる國とても、儉はつとむべし。奢るべからず。儉ならざれば、國貧しくなり、後には國を救はれず。但し儉とは君の儉することとなり。父母のやしなひと、民のためになることを省くべからず。君の身君の內証を省くは、省きそこないにかまはず、思ひきつて省き、人にもつよく省かせるべし。自分につよく省くと思ふが、大方はよきほどにゆくものなり。上への禮式と鄰國の禮式はあるべきほどにして、それとも無用のかざりをせず、無用のへつらひをせず、是迄よりは增さず。へらしてよきはへし、只まことを第一とすべし。

家中の祿俸は、その役のつとまるほどにあたへ、又功あるものには、思ひきつて

ことなり。随分いたみのうすきやうにと心得べし。もし我身の上內證のおごりはこのまゝに居て、まづあげ米課役をまし、たとへ少々我身を儉し、內證をちゞめても、十分の一もちゞめずして、課役をましては、民の恨み、士の怒も深く、國のいたみ亂の本なり。扨五年か七年にて、大がたに勝手とりつゞくほどにならば我身と我が內證との儉約は、いよ／＼きびしくして、先づあげ米課役を必ずゆるめ、さて士民を救ふても、かつ手とりつゞかるゝほどならば、禮式をもとの通りにすべし。國のすくひ、亂の手當のたつぷりとあるほどになつて、それにても餘りあるほどならば、我身我が內證をすこしはゆるめても、必ずおごりはいつまでも禁ずべし。五年七年ときりをたてゝも、はきと儉約なければ、いつまでも士民をえ救はず、あげ米をも止めず、士民の心はなれ、これ又亂の本なり。上への禮式は大切なることなれど、上への禮式をはぶくまじきために、民のいたむをかまはぬは道理にそむきたる事なり。上明かならずして、その理たちがたき時は、是非もなけれど、そのきゝわけあるほどならば、上への禮式をも輕めて、民をいためることをゆるくすべし。又よく考へて、上へ不禮にならぬことは、上へうかゞ

財用第八

國天下を治むるには、財用もまたなくて叶はず。只これを士民のために集むべし。これその要なり。士民を苦しめて米金を貯へては、藥を吞むがよきと心得て、あたる藥を吞むごとし。亂の本なり。亂をしづむる事なりがたし。民さへ傷まねば國の守り固き故、米金すくなくても、不足にあらず。桀紂は鹿臺に金銀をつみて鉅橋の倉には米穀くさるほど持ちたれども、その身天下の人に見はなされ、天下を失へり。米金さへあれば國は亂れぬ。米金なければ亂がしづまらぬとばかり心得るは、甚だあやまりなり。

その國貧にて、上への禮式もつとまりがたく、鄰國の交もなりがたく、亂世のまもりもおぼつかなき時は、家中領分をも得すくはず、かへつてあげ米をとり課役を增す事あり。一向にあとへもさきへもゆかぬ時は、歩むことを得ず、かくする事なれども、先づ我身我家の暮しを三分一にも減じ、禮式もなるべきほどは減じて、何としても足らずば、五年か七年かと、短くきりを立て、少々あげ米を取る

し。武藝も此のとほりなるべし。

人道あり、武士道あり。人道は上天子より武士庶人までも守らでかなはず。武士道とは、今世のならはしにて、武士ばかりの守る事なり。武士はこれを守るが即ち人道なり。武士は亂をしづめ、暴を禁ずる役なれば、つねに別して武心をそだて、別して武備を忘れず、つねに武器に心をよせ、眼前にて人に罵られ、又人に笑はれ、そうじて無禮をしられては、それをさきより謝せねばこれを堪忍せず、人にたゝかれ斬りかけられては、少しも後へ引かず。この類を武士道と云ふ、武士ばかりにあらず。武將とてもこの心得なり。今の國郡の主は、もと武將の身にて、今ゝ武將をかね居玉ひ、その下の諸士も皆武役をかね居れば、この心得なくては叶はず。然れども、我からよくたしなみ、ずゐぶん人に無禮をせず、又よく取扱ひて、人に無禮をさせず、爭を意のはじめにほどき、言葉のはじめに止め、あとへは引かずして、大事にならぬやうにするを武士道の功者と云ふ。ことに喧嘩口論をつゝしむは、天下の大法なり。無禮をしかけて、喧嘩を買ふは、これ大法にそむき、又血氣の勇なり。

それなりになつては、國の士の心得ちがひとなるなり。又その師の人柄心柄をよくさすべし。師の心入人柄、その弟子へうつるものなり。

天地地利備立陣取など、軍中入用のわざは、それを委しく呑み込みたるものを、數多こしらへおきて、大將はそれを使ふべきと心得玉ふがよし。自分に餘程すぐれずしては、使ふこともなりにくけれども、その要をとくと知つて居れば、細かしき事は知らでも、人はつかわれるものなり。とかくその要をよく聞き取つておくが第一なるべし。

城郭とり手を損じさせず、要害の場所に氣をつけて、平生の守りを忘れず、武器兵粮戰具など、つね〴〵用意するも、その事に功者なるものを、それ〴〵の役に言ひ付けて、それに考へ心がけさせ、主君はこれ又其要を知つて、それを引きしめて居るべきことか、兵の起る雷のごとくもよほしの内には見え難く、その起ること急なるものなれば、いかほど治まりたるとても、油斷すべきことにあらず。

武用を能く呑み込みたる人を拵へるには、その目錄を立て、足らぬことなきやうに學ばすべし。一人に色々させては行き屆きがたし。一色づゝをとくと學ばすべ

（く）下知。さしづ。命令。

ける。

家中それ〲の武備をまちがひなきやうに世話やくべし。國の年寄とも言はるゝほどの人は、先づ武備の本と要とをそれ〲に見わけて、主君のわきまへ違ひあるときは、之を敎へすゝめ、その身も本をとりうしなはず、家中に能くなづかれ、主君に代つて采配をとる時、之をよく取りまはすを第一とす。又その家相應の武器をもち、只ものずきに任せたり、又かざり人みせの心あるべからず。年寄につゞいたる役人の身も、とかく將となるべき身は之に准ずべし。中士以下一通りの士も、つね〲道を知り、勇を取り失はず、武術をとりまはす本を立てて、武の用ひ所、武の用ひ時を、はきとよくわきまへ、又我さしあたりて、主用にたつべき武を、第一にまなび、扨戰場に向つては、大將の采配につき、かしらの（く）下知をうけ、かけよといふ時は、如何程進みにくゝともかけ、ひけとあるときは、ひきとむなくとも引くべきと心懸けるを要とす。

武藝のさせ方は、別に委しく論ず。之を取扱ふ役人を立てゝ、之に能く世話させてよし。只藝師の心まゝに取扱はせては、ふとしてその本と要とをとりちがひ、

(へ)采配。昔大將が軍を指揮するに用ゐたもの。厚紙を細くたちて之に柄をつけたもの。

さするを要とす。但これを出す心がけなければ、學問あつても出ず。

大將の武備あり、上に立つ士の武備あり、一とほりの士の武備あり。これをわけて心得べし。これをわきまへねば、前後、本末、輕重ちがひて、大切のことをぬかし、又急ならぬことをすることあり。

大將は世の亂れざるさきに、亂れぬやうに之をつとむるは、もとより第一なり。心の武が第二なり。扨(へ)采配を執り、士卒をよく取り廻はすを大將の武備の要とす。その次は、よく人を見立てる仕方、それ〴〵につかひ方を知るなり。その次、家中の武備の世話やくなり。武者物語に曰はく、本多平八郎康俊は、子息達の鎗を稽古し玉ふを見て、大きに腹立なり。その子細は、戰場にて鎗を突くことは、少身なる武士の業なり。大身は人類をあつかふ采配の振りやうを、よく稽古すべし。某なども少身なるときは、自身鎗をとりしかども、その後屋形樣より大身になされ候へば、今は自身の鎗さらにいらず、さいはいをとりあつかふ詮索ばかりなり。汝等も平八が跡をふまへる覺悟をとげ、さいはいを振りならひ、人數を扱ふ分別こそよからめ、小身なる武士のまなびをすること無用なりとて怒られ

（の）いかつ、威勝つにて權柄づくにすること。

上のものをむさぼらず。五には武備なり。これにてその用とゝのふ。この五あれば、その國亂れず、外國までもその威を恐るゝなり。戰はずして勝ち、戰つて勝つも、この五を本とす。これをわきまへて、よく心がけべし。

貧ならず、道を知れば、他國より恨まず。民よく上になづきて亂生ずること稀なれども、武備をおもんずべし。これなければ威うすくて人あなどる。武備はもとより亂をとゞむる術にて、又亂に勝つ術なり。ことに近世は古代と同じく、武將すなはち國郡の主となり。文と武を兼ね、治まるときは政をつとめ、亂れたる時は將となり、兵となる。ことさら武備に油斷あるべからず。

大將より士卒まで、心の武を本とすべし。わざはその次なり。心の武とは勇なり。義にすすむことつよく、君父のため、義の爲に命をすてることを、露ちりもをしまぬことを云ふ。たゞめたと心を（の）いかつにもち、喧嘩を買ひ、人を斬ることを何とも思はぬ事にはあらず。勇なければ、技はすぐれても、取廻はす本くづれて、用に立ちがたし。古へより藝の名人、喧嘩にまはたるためし多し。これ藝たらぬにあらず。これ多くは心の武なき故なり。この勇を出すも、まことの學問を

代に扶持を取り上げ士籍をのぞかれたる刑罰。

はごくむのは、その身の迷惑にて、あやまちを改められ、よき人とならるゝなり。その國にさへ暮しもなく、すみ所もなきものゝ、他國へ追出されては、いよ〳〵ぬす人をなし、いよ〳〵惡をたくむより外、身を立つべき道なし。古法の五刑は、このつひえなきに似たり。志ある人君、よく考へて改め玉ふべきことか。そうたい刑罸のことは、その說甚だ長し。別に委しく論ずべし。

武備第七

國天下は亂亂れざるさきに、亂れぬやうにするが第一なり。亂れたる時、戰はずてし勝つは第二なり。戰つて勝つは第三なり。武はほこを止むるとよむ。亂をとゞむるなり。亂をおこして、人の國を奪ひ、人の寶を取ることに非ず。亂れぬ仕方五つあり。一には上に立つ人の道を知るなり。これにてその身に智仁勇信ありて、よく民を敎へ、人に禮を失はず、これなければその本たゝず。二には上のまづしからぬなり。これにて民をむさぼらず。三には民の道を知るなり。これにて民にそむかず。四には民がまづしからぬなり。これにて民なんぎせず、

凡そ人を殺すものは、必ず之をころす。漢の高祖の三章にも、この一つはゆるめられず。その相手罪ありとても、私にころすことはかなはず。我國にては、士の民を殺すをゆるしおかるゝこと、これ一世の風俗なれば、しばらく是非の論はさしおく。その之を殺したるときは、きとその殺すほどのことか、殺すほどのことにてなきかを改められず、一言の不禮にて之をわびても斬り殺し、實は不禮ならず、酔狂のあまりに殺しても、不禮といへば、ことすみゆくは、あるまじきことか。民も亦國の赤子なり。ことにおろかなるものなれば、あはれむどきものなり。士に禮あり義ありては、民のあなどることはあるまじ。之をあなどるは、多くはこなたより侮らるゝなり。さればこそ、馬に乘り、鎗をつかせたるものゝ、民を斬り棄てたるためしまれなり。人君よくわきまへて、明かに定め玉ふべきことか。追放をするは、古の道に非ず。亂世の風なり。亂世は面々我が國の外は、敵國のことなれば、吾國を追出して他國へやり、吾國の難儀をやめるなり。天下一統になりたるに、吾國の惡人を他國へ追ひやることとやすからぬことか。一とほりの人の、かるき罪をして、その所を（ゐ）改易せらるゝは、他國の親類もありて、之を

（ゐ）改易。徳川時

罪人を吟味するに、おどしいためて、その苦しみをえこたへず、惡をせぬものも、その惡におちるは、あはれむべきことなり。ずゐぶん心をつけねばかなはず。

小過を許せとは、論語の訓なり。過とはたくまずして、ふと惡をすることなり。但柔かなるをこのみて、太過をゆるすべからず。

刑はさだめの書なくて叶はず。これを定めるには、ずゐぶん行届くやうにすべきことなれども、みだりに細かすぎれば、結局いりまたぎ、けつく私も仕よきものなり。大てい法禁にそむくを刑することなれば、もと法禁をあらく立て、その刑罰も大方を定め、その細かき所は、時の料簡にてゆるやかなるかたにするが、聖賢の意なり。人の心は千差萬別なれば、その惡のしな數かぎりなし。いかほど細かき定めにても、殘らずは立てられず。その本を立て、その要をのべ、仁智ある人を役人として、これをさばかせれば、あたらずと云ふ事なし。めたと細かく定めては、仁智ある人は、それにからまされ、仁智なき人はそれにもたれて、あたらぬ事多かるべし。

士の民を殺すとき、その是非を吟味あることは、もとよりかくあるべきことなり。

の人をこらすためなり。刑を行ひても、それを人知らず、其譯を委しく知らねば、人の戒めにならず。刑をせぬに同じ。又殺されたるものも、犬死になることなり。やむことを得ずして殺すとても、せめては人の戒めにもなり、世の用にたてゝやるが仁の一端なり。惡をすれば、斬て棄てることゝ思ひ、きみよきことゝ心得ては、仁政とはいひがたし。

刑をするにも、あはれみの心を本とすべし。惡をするは憎けれど、本はおろかなる故、又わるくせ付きたる故なり。ことにその國の政ゆきわたらぬ内は、貧にせまり、道を知らぬゆゑ、惡をするもの多ければ、それをすておかれねども、根をつめれば、わが罪なりと、かう思はでは叶はず。さりながらいひぬけすれば、そのまゝに受け、罪のおもきを輕め、殺すべきものをころさぬがあはれみといふことにはあらず。根にあはれみの心をもちて、その罰を定めるに、吟味にし損ひなく、ずゐぶんますぐにし、すこしも過ぎぬやうに、ゆるめらるゝ理さへあらば、何卒ゆるめ、疑はしきはかるき方にさだめ、情のあはれむべきは、ゆるしなためるを云ふなり。

は刑なきをあてゝすといへり。あてゝすとは、それをのぞむこと、これ刑をする惡なり。周の初め漢の初めにも、刑罰なき年おほし。まことにめでたきためしなり。刑はやむことを得ず之をすることにて、罪をする者なくなるためなり。人の命は至つて重し。然れば刑罰をつかさどる役には、理あきらかに、あはれみ厚つき人を、篤とえらみて用ふべきことなり。なさけ淺き人は、一旦は手づよきやうにて、罪する者少くなりても、殺すまじきを殺すこと多く、天の災はかりがたし。刑は情を察するを要とすべし。情とはその惡をする所の心いれなり。同じく盜をするにも、大きにたくみもくろみて盜むあり。不圖してぬすむあり。腹立ちにてぬすむあり。貧にてぬすむあり。欲にてぬすむあり。たはけにてぬすむあり。之をよく見分け、それ〲に取捌くは聖賢の心なり。法は正しくして置き、之を崩づされねども、その法のとりまはしは、心得なくて叶はず。

刑はかるき刑にても、人のよく知るやうにすべし。外人のそれにて懲り、その者もそれにて能く懲りるやうにすべし。凡そ輕き刑は、その惡人をこらし、戒しめるため、おもき刑は、その惡人を絶やすためなれど、そればかりにはあらず。天下

なし、又目付の目を忍び、なりたけは惡をなし、朝火あぶりを見て、その夜火をつくるものあり。はり付の揚にて、盗みするものあり。よつて惡人は絶えぬものと心得るは心得ちがひなるべきか。これ惡人の絶えぬに非ず。惡人のできる根たえぬ故なり。さてかくし目付の類にて、つみ人のよく知れるやうなれど、その目明かしとなるもの、もとはぬす人に近き者にて、褒美をのぞみ、利欲にて使はるゝものなれば、惡をするものゝ賄賂は上の褒美より多ければ、惡をも隱しおき、又まひなひ少ければ、小惡をも訟ふること多し。めあかしにめあかしを付けたりとも、このわざはひは絶えまじ。又褒美をむさぼるよりして、よしなき事をほり出せば、その上役となるもの捨てゝおかれず、吟味にも及び、無用の暇をつひやし、その近所近縁も、その吟味の内は、商賣におくれ、渡世をとりはづすことおほし。惡を見出すものなくては叶はねども、心得ありて取扱ふべきことか。

刑の疑はしきは輕くせよ。賞のうたがはしきは重くせよ。罪あらざるを殺さんよりは、むしろ經あらざるに失せよと書經のをしへなり。むしろ經あらざるに失せよとは、法よりかるめて、殺すべきものを殺さぬ此の仕損ひがましとなり。又刑

守りふかき嫁妻も。たま〳〵はあるべし。それほど十分にすぐれずとも、衰へたる末の世に生れて、老いたる親を大切に(ゐ)はごくみ、衰へたる主人を見すてぬは、聖賢の世の大孝大忠とおなじ。奉行役人に云ひつけて、これを見出させべきことなり。たま〳〵よき人をきゝ及びても、それほどの事は、誰もすべきやうに言ひくづし、只人の非ばかりを罰しては、孔孟の旨にはそむきたることなり。

古は我國にても、孝子忠臣ある里へは、孝子の里、忠臣の里とかきしるしたる旌を賜はり、これをその里の口に立てさせらる。これを旌表と云ふ。又その國に功ある臣下は、名を君の旌にかき記し、後世に殘す。これ法とすべし。まことの志あるものは、すゝめぬとても、忠孝をつくせど、又そのすゝめにて忠孝の人も出來ることとなり。その上かゝる者をほめて、その名を殘し玉ふがすなはち君の道なり。

くひものありて、義を知り、耻を知るやうにするは、惡の根をなくする要なり。目付を置き、その惡をさぐり出すは、その次なり。心より惡を惡と思はず、上をおそるゝまでにては、少しの刑をば何とも思はず、めつたと心ゆるむと忽ち惡を

(ゐ)はごくみ。やしなひ育てること

れも、大きくくづれぬ内は、上の人これを知らず。くづれたる上は、甚だ救ひがたし。是非ともに細かく見わけて、これを上に告げるは、鑒察の役なり。善く見けて、これを上に告げるは、鑑察の役なり。善は僅かにもよろこび賞し、小過をゆるすは、上に立つ人のさばきなり。さりながら、法をよく呑み込ませず、敎をよくほどこさずば、只非をするを見あらはして、これをおとし穴に入るとおなじ。

賞はあつくすべし。これもとより人君の道にて、又風俗をよくし、よき人をこしらへる本なり。つまびらかに第二編に論ず。すぐれてよき者許を賞するに非ず。これはよからんと云ふほどでも、先づ之を賞するときは、おのづからよき人も出來るなり。賞はうたがはしくとも、これを重くせよと書經のをしへなり。

よき事の第一は孝子なり。たづねて賞美すべし。孝子は稀なるやうなれど、上のたづぬる心厚ければ、かくれたるも現はるゝなり。それをあらはすが人君の道、これを賞すれば、おのづからよき人も出來る事なり。名物の道具、その國にありても、時の人これを好まねば世に知れず、世にはすぐれたる孝子、忠ふかき奴僕

すく、いつまでもそれなりになつて居て、もとの常法にもどされねば、その害すくなからず。

(う)なりあひ、放任して置くこと。

賞罰第六

國天下を治むるには、賞罰なくては叶はず、賞を先にすべし。これによつて人皆善にすゝむ。又罰をすつべからず。これにて人皆悪を止めるなり。この二つを(う)なりあひにしてはよからず。又みだりに賞罰せば、なほ更よからず。賞罰を正しくせんと思はゞ、先づ人の善をするをよく知るべし。次にその悪をもよく見るべし。これを鑒察と云ふ。悪ばかりを見ることにあらず。その役ある人に、この旨をはきと言ひ述べ、とくと守らすべし。その是を見るは、その人忠なりや孝なりや、上の心をうけ用ゐるや、上の心下へとゞきたるやと、細かく氣をつけ、よろしきものをば、上へ知らせ、その非を見るは、第一は上の非をよく見届け、少しの事にてもすみやかに諫め、又役人の非をも見出し、これを君に知らせ、その次に家中、その次に領分なり。下のことは上へ見えにくし。風俗のくづ

かまはず、その人の祿にてそれほどにくらし、百石取はどのやうに略しても、百石にてくらし、三年に一度凶年にあひ、又不時のもの入りありても、とりつゞかるゝほどにくらすを祿相應と云ふ。これが禮なり。これを儉約と心得、禮にそむくと思ふはあやまりなり。儉約とはその祿相應よりは、又つよく略くを云ふ。國家富みたるときとても、おごりは禁じ、祿相應にくらさするなり。これ大法なり。それを略するは吝嗇なり。もし國天下おごりをすぎ、貧になりて、士に借金おほく、知行のとりみずくなきときは、祿は千石なれども、利だけを引いて、正味は七百石あらば、その千石の人五百石にてくらし、二百石にて借金をへらす、これは儉約なり。これでなければそのかつて直らず。その時の相應なればそれでやはり禮にそむかず。かゝる世にかうする事を、下にたつもののぞみても、上よりきつと定まらずば、世上なみにははづれがたし。かゝるときは、上よりこの法をきつとさだめ、その國の士の貧をまぬかるゝ内を、七年か十年か、つねなれば吝嗇と言はるゝほどに、きびしく儉約をさせるが、一時の法禁なり。これには限らず、この類みなこれなり。さて一時の法禁をつよく守らずして、その功う

をかへさするか、その外にも捌方はあるべし。

賣女はなき國にも、家中の下女面々に賣女をなすことあり。これ又つよく禁ずべし。かゝる女は主人の家をば旅やどのやうに思ひ、主をおそれず、その家居とまるをよろこばず。その上世のならはし、下より上へうつりて、大勢の下女の淫風、下士の妻女へうつり、それより中士上士へもうつり、男女の別なく、淫亂を耻とせず、夫をうやまはず、子を憐まず。夫も又これにうつされて、それを苦しともせず。これ大亂の道なり。淫亂なる歌をだに、聖人は禁じ玉ふ。まして人の婢となつて賣色をなすをや。

又一時の法禁といふあり。全體はそれほどにせでよきことも、その節はかうせねばならぬ事あり。全體それほどのことは、苦しからねども、その節はかうしてはすまぬことあり、その時により、國によりて、これをもたてねば叶はず、人身の生計の上にていへば、世相應あり、祿の相應あり。世上一統のなりが世相應なり。その世がだん／＼とおごり、それがならはしとなりて、よいかげんのやうに思はるゝのは、これはおごりなり。これを禮と心得てはすまず。祿相應とは世相應に

(む)まへびろ。前

様には成り難くとも、責めて儒葬儒祭は下々とても苦しからず、心次第に勤むべきと、はきと法令を下し玉ふべきことか。近年國主の中に、すでに此通りの仰出しありて、佛法をはなれる事のなりよき國ども、彼方此方に有りと聞き及ぶ。誠にめで度きことなり。

だん／＼さしあたりて、何卒仰出さるべきことは、儒法を宗旨とし、世にたるゝやうにし玉ふこと。さてすみやかに強く禁ずべきは、淫樂火葬なり。此譯も第四編に述べ置きたり。其外人の害になる慰みごとは、早く禁ずべきなり。

又賣女を免すべからず。一旦他國より人集まり、其國へ金銀いりても、其國の人それに溺れ、必竟其國も繁昌にはならず。衰微の基也。扨又賣女あれば、其風移りて淫亂は止まず。有り來る所は、俄かに止め難し。内に曠しき女なく、他に曠しき夫なく、人倫明かになるときは、自ら淫風止むべけれども。夫を待つてすておけば、又人倫のくづれやみがたし。諸侯の國にて禁ずることは、人のいたみも薄きことなれば、ことにつよく禁じてよし。天下に禁ぜられては、これまでそれを商ひたる人世渡に難儀もすべければ、(む)まへびろに知らせて、そろ／＼と世渡

（ら）切支丹。耶蘇教のこと。

役人にても、つよく之を戒めてよし。法ありて用ゐざれば、法なきと同じ。故に禮と法とをわけずして、法をこまかく立てゝは、反くもの多くなり、それを殘らず刑罰もしにくゝ、之を大様に見逃さねばならず。とかく法は道理の大本をあらく立て、たしかに守らするを肝要と心得べし。

我國法度の第一に文武をすゝめ玉ふ。あゝ高い哉。至れる哉。守らざるべけんや。思はざるべけんや。

文武の道をすゝめ玉ふといへども、世の習しからして、神道者儒者にて、佛法によらせおき玉ひ、宗旨無ければ世に行はれず。（ら）切支丹でなきうけあひをば、僧に勤めさせ、葬禮の式も打ち任すべき古例は、是は恐れながら第一にやめさせ玉ふべき道理か。其譯は既に第四編に述べ置きたり。神職儒者は勿論のこと、常の人とても、神儒の教を信ずるほどなれば、切支丹にてなきは明かなり。其邪宗にてなき受合は、氏神の神主か、或は其師匠に受合はせ、或は其町村の役人に受合はせて、僧の受合に及ばぬ様に法令を立て替へ玉はゞ、文武の道の明かになる根ふかくなり、忠孝の教に差支なく、太平ます〳〵長き本厚かるべし。急に左

法の意を知らず。只法を反けば立身のさはり、刑罰をきづかふまでにて、法を守らぬをあしゝと思はず、上の示し少しゆるむと、忽ち法をそむくもの多し。甚だしければ法をあなどり、刑罰をも耻しく思はず。

又これをよく守らするには、その法をよく呑み込みおぼえさするがよく、古へは讀方といふて、必ず之をすることなり。家中國中のものを年の始めと、月の始めと、そのかしら上役のもとに呼び集め、法令を讀みきかせ、とくと說きてきかせ、すまぬ所は問はせて、その譯を說き聞かせべし。年の始めは、一國一統に承知すべき法をよみきかせ、月の始めには、その役ばかりの入る事を讀み聞かするなり。町人百姓までもこの通りなり。之を學校にてさせてもよし。これにて法をよく覺え、とくと守る本立つなり。かくの如くせせざる故に、只世間なみにはつと覺え居ては、辨へちがひ多く、之をそむくことを知らず。只一返さらりとふれ流しては、役に立ちがたし。法制の文字さへよめず、根から法を知らずしては、鳥獸にならざるは幸なるかな。

又よく用ゐると用ゐざるとを、油斷なく吟味させ、法をそむく人あらば、たとへ

又吟味の仕よく、下の用ひられるやうに立てるがよし。たとへば、衣服を省畧さするに、その着物の地を定めても、まぎれて見えにくく、よき地合をきるほどよき士と見ゆるゆゑ、よき地合を着たがるなり。士以上はとも襟をかけさせ、士外は外の色をかけさせれば、とも襟をさせば、木綿を着ても士と見ゆる。士の内では、上士は黒色、中士は花色、下士はくりむめと云ふやうに分ければ、一寸見てはやわかれ、その分ける所何も物いらず。いかほどよき地合を着ても、ほまれにならず。粗相なるものを着ても、少しも耻にならず。自然と結構なるものを着ず。何によらずこの通りなり。又法禁なければ、大名の大小のこしらへも、平士のこしらへも、心任せにて、もの入れるほどが上になり、金銀あるものは自由にこしらへ、互に見合せて立派を好み、下々立派になるほど、大名はなほ又奢らねばかなはず。法禁なくて叶はぬこと、之にても明かに見るべし。

法禁を立てては、之を守らせるか要なり。之を守らせ方は、君たる人のよく守ると、上に立つ役人のよく守るとにあり。法のくづるゝは、上より破ること多し。さて又下の道を知るにあり。上によく守らざれば下へひらかず。下道を知らねば

きと之を言ひ渡してよし。法禁を改め直すには、先祖より立てられたるを本とすべきこと也。卒爾にあらたむるは、不孝にあたりて、天下に不孝を敎ふるなり。又其法かろ〳〵しくなり、人の(れ)信伏うすく、一君々々にて、かけながしに變りては、いよ〳〵よからず。されども先祖よりの心得ちがひもあるべく、よからぬと思ふ事も、その節には譯あつて、先づその通りに立て置かれたるものあり。又今の世になりては、先祖の時とは違ひたる事もあるべし。これを一向あらためぬは、人を治むる道にあらず。改むるも孝なり。重んじて改るが孝の上の孝なり。又五倫を根に立て、はきと示して本をとり失はせず、大目をはきと知らせて、細か過さず、誰もよく合點し、おぼえよきやうに立つべし。本をとり失へば肝心の所ぬけて、人の敎とならず。細かすぎれば、民はきとえ呑み込まず、とくとえおぼえず、用ひにくく反くもの多し。之を無理に用ひさせんとすれば、刑罰をきびしくせで叶はず。それを(な)成合にすると、その法輕くなり、法なきと同じ。先づ一通り改むるも、この心得なくて叶はず。況してとくと改むるときは、なほ更この通りを心得てよし。

(れ)信伏。信服にて信じ服すること

(な)成合、打すて置くこと。

上ほどよく見事にゆくやうに、細くわけ定めて、天下の人のかたとするを禮と云ふ。これをば學校にて教へ、そろ／＼とわきまへさせ、とくとつとめさすることなり。その內の僅かもちがへてはすまぬことばかりを、きつと書きあらはし、これを國天下に示す、これを法制と云ふ。僅かもなしてはすまぬしなを、きつかりと記して、これを國天下に示す。これを禁令と云ふ。ひつくるめて法度と云ふ。貧ならず、道を知れば、おのづから道にそむくものすくなし。されどもそれをたのみにはならず。先づ大すぢをば、違ひさせまじきために、法度を立てずしてはかなはず。

いまだ學問ゆきわたらぬ時は、先づあり來りたる法禁を本とし、甚だせで叶はぬことの拔けて居るを添へ、甚だすまじき事の許してあるを止めて、これを國天下に示すがよし。甚だせで叶はぬとは（つ）五倫にかゝりたる大すぢなり。甚だなしてよからぬとは、五倫の大きなる所に反きたる事なり。士民あら／＼も道をわきまへぬ內、ぐいと法をあらたむれば、怪しみ疑ひ、却つて届き難く、その上、一旦の料簡にては、とくとよく考へ立て、道理をよほどよく呑み込みたる上に、は

（つ）五倫。父子、君臣、夫婦、幼朋友の五種の間柄の道。

り、之を止めたるとて、それにて口すぎするもの、少しの內難儀するとても、風俗のくづれるにはかへがたし。これを苦からぬことと心得、又これにて難儀するを厭ひて、これを止めかぬるは、明かならぬことなり。しかれども只これをやめたるばかりにて、その本となる學問をすゝめねば、全體の心いれなほらずして、又外の惡きことをたのみ、風俗なほりかぬべきことなり。

世のなぐさみごとは、多くは道の害となれども、なぐさみをねからつぶしても、十分なる事に非ず。古は正しき樂をこしらへて、天下の人のなぐさみとさせ、すぐに人の敎とし玉ふ。しかれどもこれ俄かには出來ず。ことに國主はあらたに樂をつくること、すまじき道理なれば、かれはこれよりよきなぐさみを殘して、すぐれてわるきなぐさみ事は、のこらず止めさせべき事、これ又道を明かにする要道なり。又これを大本の上編に述ぶ。考へみるべし。

法禁第五

國天下を治むるには、法制と禁令とを正して、きつと命じてよし。およそ萬事の

らひ、これをいひこなし、これをつぶすばかりにて、儒教をひろむる事なくては益なきばかりに非ず。その害ははなはだし。

歌舞伎、あやつり、芝居、小歌、三味線は、つよく禁ずべし。その故は、これ淫亂放埓の學問なり。これありては、いかほど學校を立て、正學をすゝめても、なにとて十分にゆきとゞくべきや。かぶき、あやつりも、前後には、善をすゝめ、惡をこらす心はあれど、忠臣義士の身の上も、多くはつくりかへ、そのうへまことの道理にそむき、しかもそれは甚だ幽かなる事にて、おもに好色放埓をして見する故、これをみるもの、そのよき所をば見とらず、その放埓のみをうれしがり、なにとなく、それが心に入るなり。甚だしきものは、みづからこれをまねび、それを樂みとす。淫亂の學問、これより上はあるまじ。風をくづし、俗をかへるは(そ)樂よりよきはなしと、孝經にとかれ、正しき事を樂につくれば、その心ふしにうつり、格別に人の心に入るなり。しからば淫亂の行を、鳴物をそへ、節をつけて、となへるにより、人の心にしみわたる事、丁ど樂の善心をよく導と同じく人の惡にしみこむこと、明かなることなり。風俗のみだれは、その根本こゝにあ

(そ)樂。音樂。

とにあらず。ことに釋迦も達磨も、すでに死したるうへは、その神天地へ歸して、その說のあやまりをくやみ、その法の行はるゝをせめられ、天下を治め玉ふには、佛法をたのまず、儒を宗旨として、この國にすまはるゝやうにあらため玉はらば、道を明かにするはじまり、これにてすわるべし。御先祖の明哲、實に佛におぼれ玉ふには非じ。佛法さかんなるときは、時にまかせて、そのまゝにさしおかれたるなるべし。今儒敎さかんになりかゝりては、又その時にまかせて、これを改め玉ふは、これ御先祖の意にかなひ玉ふべきと思はる。年久しく、かくなり來りたるとて、手をつけ玉はぬは、けつく孝とはいひがたかるべし。

いまだ學校もたゝず、學問のゆきわたらぬ內には、佛法をみだりにやめさせ難けれど、必竟やめさする心得はあるべし。學問ゆきわたりて、我道のままさるをのみこむ頃より、そろ〳〵と佛法の害をとき、時節を見合はすべし。人君のいきほひにて、一旦につぶさるゝは、氣味よきやうなれど、その根をかためねば、あと戻りしやすく、結句さかんなるものなり。しかれども、その時節來りたるに、うか〳〵と過して、やめさせずにおくは、もとよりよろしからず。又只めたと佛法をき

は、だまされやすく、知恵あるものへは、理に似たる事を、高大に説ききかせれば、これ又うろたへやすし。天下の不幸にて、そのはじまりにおさへ玉ふ君なく思ふまゝにはびこりたるなり。人のつよく信するとて、よき事といはれず。邪法を人の信することは、佛法よりつよかりしときゝ及ぶ。しかれども、そのはじまりの、天下に入りみたぬ内に、明君これをおさへ玉ふ故、その害はやく鎮まりたるは、まことに幸なるかな。又曰はく、天よりゆるしおかるれば、これ又人に益あるべしと。これもあやまりなり。天よりつぶしたくてもやむことを得ず、立ておかるゝなり。人の身に病ひの付きたるごとく、自分のからだなれども、自分にそれがとり除けられず。木に虫のつきたるごとし。天地の間にゆるしあれば、それがよき事といはゞ、人のやまひも、木につく虫も、やはりなほさず、とりすてまじきや。又佛法を用ゐず、これをつぶすべきとする事を、おそろしく思ふも、こと更おろかなり。天にそむき道にたがひたるものは、とつて除けべき道理、毒草をぬきすて、毒蟲をとりすてると同じ、天これをよろこび、神われを守る。何のおそるゝ事あるべきや。その木像畫像に、小々の利靈ありとも、おそるべきこ

し玉ひ、これを佛法よりは、ありがたく思ひ、學校の教ゆきわたりて、主親を佛より大事に思ふ時ならでは、中々これをつぶしがたく、つぶしてもつぶしおほれず、かへつてわざはひとなるなり。ことに諸侯は、天下よりゆるしおかるるものを、みだりにつぶすことなりがたし。然れどもこれを自分もありがたく思ひ、後の世もあるものと心得、これをひろめるをよきことゝ心得、利生あり、罰ありと思ひ玉ひては、近くは世間の害をそへ、遠くは天下の亂をまねくことなれば、とくとこの處をわきまへ、なりたけこれをおさへ、あやしきことをいはせず、かはりたることをさせず、はびこらぬやうにするは、人の心を正し、亂をふせぐ大端なり。必竟この蔓りたる大本は、第一學校なくて、人道の貴きを、人々篤とわきまへず。第二には、喪と祭とを佛法にまかされ、この二つによつて、ます〳〵はびこれり。人君の志を立て、學をひろめ玉ふからは、せめて喪と祭とを儒法ばかりにて、とり扱ひて苦しからぬやうに、はきと仰出され、ことに火葬をきびしく禁ずるもあやまりなり。後の世のおそろしきをとき、佛さへたのめば、それをのがるると教へ、色々のきめうをいひ、さま〴〵の理をかざれば、おろかなるもの

故、天下の人、今日の法をおそれ、又天より本心をうみ付け、いかほど佛法にすゝめられても、佛者ぐるみに人倫を得離れぬ故、惡をする者おほからず。惡をせぬものゝ多きは、天の恩、君の恩、聖人の教のかげなり。少も佛法あるかげにあらず。しかるにまだこれをわきまへず、年老いてから、俄かに學問もならず、今日の苦をまぎれ、浮世のせわをやかぬために、佛法に打ちかゝるが重寶なる事とかく心得るはあやまりなり。年老いひまなるとても、よからぬ法に入るよりは、なにも知らぬがましなり。いかほどおろかにても、教諭をきゝ、又かな本にてもよみ、ねてもさめても、天恩君父の恩を思ふこと、念佛唱へるごとくすれば晩年のしごとに、これよりうへはあるまじ。又曰はく佛法をば、天下の人の信ずることなれば、なにゝせよ、尤もなるべしと。かく心得かなしむべし。これを潰す人を何ぞ尤めたゝるべきや。その利生なきことは、大本の編にのぶ。この理明かなれば國天下を治むる人は、佛法をきらひ玉ふべき理明白なることなり。しかるに、天下の人多くは、この法にひきこまれ、主親よりは大切に思ひ、これをたのみとし、又このかげにて、世わたりをする人、いかほどかあることなれば、政をよく

をもらひ、大勢の人數を使ひ、榮曜に世をわたり、天下の費えは限りなし。この入りやうをあつめて、天下の貧人をすくはゞ、いかほどか救はるべし。しかるにこれをわきまへず、佛法も善をすゝむることにて、地獄をおそれ、極樂をたのしむ故、よく善にすゝみ、念佛題目にうちかゝりては、おのづから惡心おこらず、儒教よりは、手つとりばやにて、善をすゝむる重寶と心得、佛法あればこそ、下々は惡をせぬと云ふは、甚だあやまりなり。數百年佛法さかんなれども、惡をするものおほく、火あぶり打くび曾てたえず、後の世はさておき、此世のやくに少しもたゝず。佛法わたらぬまへは、かへつて惡をする者少く、刑にあふ者多からず。佛をたつとむ人は、この世ばかりの世と思ひ、佛さへたのめば後の世はこゝろやすしと、一すじに思ひとりては、惡をするたりになつて、善をするたりにはならず。たとへ善をこゝろがけるとても、善の善たる所を知らねば、なにの役にたゝぬ善にて、その善すなはち惡となるなり。これがひろまるほど、惡人は多くなる筈、なにしに善の勸めにならんや。されども、もと僞りのをしへなれば、尤とうくるものすくなく、その上聖人の教つたはり、これにて天下の政をなし玉ふ

らず。又佛の教も善をせよとはすゝむれども、主親は、かりの世の恩、佛は後の世までたすくる恩とみて、いかほど忠孝をしても、それはかるき善なり。佛をたのまねば、よき所へうまれぬといひ、佛をたつとみ、寺を作るを、すぐれておもき善とし、忠孝をその次とす。これによりて、佛を信ずるものは、佛を主親よりはたつとみ、親兄弟に物をやり、一家の貧者に物をとらせるより、僧に物をやるを、甚だおもきことに心得、人倫をおもく思ふ心うすし。又主をも貴とめ、親をもたつとめと、佛經に說きたれども、そのたつとみ方は、此世の忠孝よりは、後の世をたすくるを、まことの忠孝とたつる故、當時の親のなげき、主人への無禮はさしてかまはず、まことの忠孝のしかたにそむく。又世法を守るが、即ち佛法ともいへども、忠孝より貴きもを立て、此世より後の世をおもきと立る故、世法をば輕しめて、後世のいとなみを重にす。しかれば人間の心を亂し、天下の亂をまねくものは佛法なり。釋迦の心は、人の惡きをなほす心にて、天下を亂すべきとは思ひもよられまじけれども、見そこなひ說きそこなひにて、かゝるありさまになりたりと見ゆ。この教天下にひろまり、是をすゝめる僧はやす〳〵と人の寶

れを止めさせ玉ふ國もあり。早速命じやめさせ玉ふべし。但其譯を知らぬ故、しつかりと用ひかね、又葬地狹き故に、其命行屆き難きことあり。そこを考へ、地を恪まずして是を與へ、且又其火葬の非なる譯も、とくと知らせ玉ふべきなり。又天下を治むる御身にては、まづ早速天下に命じ、儒を貴み、學校へ入る者の家は、佛法をはなれ、儒を宗旨とし、其宗旨の改めは、儒の師に受合はせ玉ふべきことか。儒は人間の根本、これより正しき道はなきに、これを宗旨とすることならず、佛法許りを宗旨とさせ玉ひては、此大切の儒法世に弘まり難く、天下太平の根本丈夫に屆きがたかるべし。全體佛法の教は、此世は僅の夢のうき世、後の世は永きことゝ立て、此世にてすさまじき惡をしても、佛にへつらへば、一念彌陀佛即滅無量罪とて、その惡はきえて、よき所へうまれると立てたるなり。これによつて、佛法を信ずるものは、此世をかろしめ、後の世をたのしみ、此世にて惡をして殺されても、僅の内の苦なり。佛をさへたのめば、永き後の世は案じもなく、樂にくらすと一すじに思ひとりては、いやとも刑罰を恐るゝ心うすく、今日の惡を苦にせず。しかれば佛法は、惡ををるたりになつて、善をするたりにな

とくと道理をのみこまぬ内は、かへりて怪しみ、これを大切に思ふものすくなし。ことにこれをなほすは、甚だ重きことにて、急には篤とさだめがたし。まづあり來りたる禮樂甚だよろしからざる所をば、早速あらため、大てい篤となきことは、まづその通りにして置くべし。その内に賢儒にいひつけ、とくとこれを考へ、こまかく正しおき、世に學問行きわたるころに、これを天下へ出して、學校に入れて示し、よく用ひさすべし。又一國主は、たとひ志あつくとも、天下一統の禮樂を、私として改むることはならず。されどもその内に、はなはだ理にそむきたることのはきと上よりの大法にてなく、あらためても苦しからぬことは、これは成たけあらたむべきことなり。世なみにそむくをいやがり、そのまゝ置くべきことには非らず。

禮に早速改めねは叶はぬこと一つあり。喪と祭とを、儒法にて取扱はすべし。これ大事なり。中にも火葬を第一にきびしく禁ずべし。儒法を用ゐぬは不孝不忠の至極なり。ことに火葬をするは、手にかけて殺すと同じ甚だ惡事なり。そのわけは、詳に大事記にのす。一國一郡の主とても、改めらるべきことなり。すでにこ

るまでになくとも、小學を一とほりおぼえさせ、聖道聖學のたつときをしらせ、その要をのみこませ、としふけたる婦人のためには、この事を假名がきにして、朝夕これをよませ、又老女の學問あるものを、その國の婦人の師となして、小學の大意を、敎諭のとほりに說ききかせなば、女子の道にがなふばかりならず、男子の道を得る本となるべし。およそ婦人小民のよからぬは、かるきことのやうなれど、天下の風のくづるゝは、これより始まることおはし。

神職をも敎ふべし。これ天神地祇、宗廟社稷を守ることなれば、大切なるものなり、この人無學にては、神をまつるにも誠なく、又これをまつる道をも、はきとえわきまへず。且つ又つねづねひまに暮すものにて、學問にかゝらねば、放埓になりやすく、おごりて身をも失ふなり。村々の氏神の宮守の子までも、學校へよびいれ、學問なくては、宮守になることを許さずば、おのづから學問を心がくべし。末々宮守となりて、ぢきに此村へ敎諭をなし、村の子どもにも敎へば、道を村々へひろめるためにも、甚だたりになるべし。

その國、その世にあり來る禮樂を、はきとよくしなほすべきことなれども、士民

所々の前格定式を秘傳のやうになし、ふとわるき古役あれば、諂はぬものへは、その事を致へずして、今日勤まりがたく、いやともへつらひ、風俗わるくなることおほし。たとへこれを傳へても、役人になり事を裁く段に、始めてその例をさがし、そのさばきを考へては、舊例にはづれぬが至極の大切にて、中々その意味はとゞきがたく、若し變にあふては、甚だ取まはしがたし。古例さへ合はすれば上よりの叱りは、まぬがるべけれど、事も正しからず、まことも屆かず、文を案じ、責を逃ること、程子のしかり玉ふこれなり。その國の秘密のことは、すくなきことなれば、それはよりぬきて、誰知りてもよきことをば、きつと書にあらはし、末々政にとりかゝるべき人には、學問のいとまに、これを見せおき、心がけせ玉ふべきことなり。すでに第二編にも論ず。

婦人の敎を立つべし。上下ともに、子どものそだては、まつたく女の手にかゝるものなれば、その女が道を知らねば、そだつる本正しからず。そ上女とても、道をまもるには、只は守られぬこむなれば、上よりはきといひ付け、心がけさせて、これをひろめらるべし。その敎かたは、男子のやうにひろく讀み、たしかに覺え

なるべし。かくのごとくに心得て導くときは、人々學にすゝみよく、しかもたしかに身分相應の用にたつなり。世の學校をたてゝ、人を敎ふるもの、多くは聖法にのつとらず、下士士民は學にあぐみ、敎をうけても其しるしすくなし。又中士以上をも、下士士民と同じやうにをしへ、身ひとつの用にだにたゝず、まして國用にたゝず、そこで學問は無用のことのやうに見なすに至る。かなしき有樣なれば、こゝをよく心得て、はきとその敎をほどこすべきなり。

天子より庶人に至るまで、先づはやく大切によくのみこみ、なりだけつとめゆくべきものは、小學の書なり。大學の格物といひ、修身といふも、小學のなかをみがきあぐる外なし。齊家、治國、平天下といふは、この小學をば、家國天下に行はせることなり。小學をかろく思はず、まづこれを先にすゝむるは、人をみちびく第一とこゝろえ玉ふべし。

今日世務の學問あり。まづ聖賢の書をすまさねば、その元たちかね、又當時のとりさばきを知らでは、理の大筋あきらかなれども、わざのこわり整ひがたし。大學の士となりて、學問のいとまには、これを知らでかなはず。國によつては、役

人、並に物頭となるべき家の嫡子以上は、今の士は、武役をかねてをることなれど、おもが治平の文職をつとむるが急務なれば、第一にぐいと學問をしとゞけさせ、ひろく治平をたすくる書をも、讀ますることなり。これ大學の士なればなり。勿論、それも少年の内なれば、まづ小學の書をよませて、大ていこれに通じ、又大ていはそのおもむきを身につとむる上にて、そこで大學にすゝむべし。壯年とても、大學にすゝみながら、小學をまなばすべき也。その物頭以上の次男三男、ならびに物頭にはならぬ家の子も、すぐれて才あり、きりやうありて、ふかく大學の士となりたきと思ひこみある身ならば、これは大學にいれてよし。それもとくと吟味の上、かくのごとくにすべし。かろ〴〵しく、大學の敎をほどこすことにあらず。民はもとよりただ村々の學校にて、小學を敎諭して聞かするをおもとし、民の子には、これ又小學孝經をよみおぼえさせ、それを說ききかするまでにて、その外の書は必ずよませず。必ずとききかせぬことなり。但しこれも、すぐれて才あり、世のたすけともなるきりやうあらば、これは城下の學校へいれて、とくとをしへ、末には士にとりたてゝつかふべけれど、かゝることは萬人に一人

さて人君、國に學問をひろめ玉ふに、小學大學のわきまへありて、人少年壯年のわかちと、士と民とのさかひを知りて、これをみちびき玉ふべし。まづ大學は古人學をする次第なりとは、これ大學をを勤むる人についていふ。そこを取ちがへて、下士士民までをも、殘らず大がくの士にする心にてはすまず。又左樣になることにもあらず。此辨へなきときは、かへつてその教ゆきとどかず。又民はをしへられぬことのやうにあぐみ、そこで又教ふるに及ばぬやうに思はるゝ也。聖人小學大學とわけて教へられて、少年のときより、上下ともに小學に入れ、身ひとつの道のあらましを吞み込せ、その內よりより出し、末に役人にすべき家の子と、又かるき身にても、とり立てて役人にせらるゝほどのしたぢある人をば、大學に入れ玉ひ、其外は、生涯小學を大切にまもらせ玉ふなり。衰世には、少年の時おこたり、壯年になつてをれば、とても早まなばずにすまそうといふてはすまず。そこですでに役人をつとめ、又役人になるべき家の子の、年ふけたる身なれば、大學小學を兼ねてまなばせ、それより下は、小學をおもに學ばするが、すなはち聖人の意なり。此故に、當時學校を立て、下を教ふるには、すでに物頭以上の役

にて、實にすゝめる心なく、又は浮氣にてとりかゝり、とくと末遂ずしては、用にたちがたし。又一とほりにすゝめても、この八とほりにそむきては、實にゆきとゞきがたし。

人君みづから學をつとむることなきは、論ずるに足らず。たま／＼みづからは、學をつとむる君あれども、我一人學ぶばかりにて、士民を敎ふる心うすし。或は我さへ學をつとむれば、下に立つものはひとりでに、學にすゝむべきと心得、或は自分の學のとゝのふをまちて、我がととのふたるうへにて、そこで士民を敎ふべきとこゝろえ、或はそばまはりの者にばかり學をすゝめて、外樣の士にすゝめず。まして民にすゝむる人君まれなり。甚だあやまりなり。自分にまなばねば、もとより下へ敎へても、とゞかざるものなれど、ひとりでに下の上にうつるをまちて居ることにはあらず。自分にまなびかゝらるるからは、それにならへて、士民に學をすゝめ玉ふべし。士ばかりを敎へて、民を敎ふることなく、敎へられぬ人、又敎へぬとてもよきことゝ思ひ玉ふは、甚だしき心得ちがひなり。このりやうけんちがひを、はやく止めて、すみやかにあらため玉ふべきことなり。

第七は、學校奉行となづくる役人を立て、國中の學問をよく吟味させ、上よりも折々言渡して、嚴しく引き立て勵まし、よくすゝむ人を、それ〴〵に賞し玉ふべし。これもとより、人を敎ふる道理にて、引立てなくては行とゞかず。賞なくてはすゝみがたく、すゝめぬも同じことになるなり。

第八は、學問ゆきとゞきたる人は、祿あるならばあげ用ひ、祿なき者は、それ〴〵によび出すべし。ゆきとゞきたる人とは、德ある人、その次は才ある人なり。學問その世にゆきわたらぬ内とても、まず學問ある人をよりだし、いまだ篤とゆきとゞかずとも、大ていとゝのひ、間にあふべき人ならば、これを用ひ玉ひ、又學問なくとも、才德よほどありて、學問をたつとむ人をば、かならず用ひ玉ふべし。かくのごとくなれば、學問はげみ出來るばかりに非らず、政事の肝要丈夫にすわり、ゆきとゞくべきこと歟。かくのごとくならずば、折角學問をすゝめても、なにの用にたゝずして、學問にすゝむもの稀なるべきことなり。

天下を治むるには、この八ケ條を自分の國に行ひ玉ふは、固よりのことにて、天下の諸侯にも、この通りをせよと、きつと命あるべきこと歟。但そのおとばかり

人多からず。上をたつとむこと薄く、人をあはれむこと稀なるは、これまつたく儒教のひろまらぬ故歟。まづ早くこの教諭を立て、儒教の大旨を士民までに知らせ玉ふべし。士民は輕きものなれど、その風俗くづれては、下より上へうつり、上にたつものゝ風もくづれるなり。民はすぐれておろかなるものなれば、あはれむべきことと云ひ、おろかなる故により、けつく勸めをよくきゝこみ、はやく善にうつるべし。予かつて教諭大法を作り、その仕方をのべ、又聖道要畧、聖賢粹言をあみ、これを教諭の本だてとせんと欲す。

第六は、學問に入るもの、家貧なる人の子弟、志あつきには、食物をあてがふべし。くひものなくては、志ありても進みてつとめがたし。かゝることにて、得これにすゝまぬは、殘念なることとなり。國貧なりとても、なるまじきことにあらず。富みたる國はなほ更のことなり。全體家中の次男三男は。相應によびだしたきことなり。まづこれに食物をあてがひ、學問をさせれば、すなはち親兄も貧をまぬがるる助けとなり、その當人はよき人になりたつべし。その國の富は、これよりうへあるべきや。

肝要を失ふことなれば、ひまなき老學には、教諭ほどよきことはなし。文字にくはれねば、氣もつまらず、がてんもゆき易かるべし。さて町々村々にも、いまだ學校たゝぬ内から、城下より儒をまはし、一村にて三五日づゝ、その村の庄屋の宅、或は氏神の社などにて、この教諭をはじめ、一村一里のものをよせ、これをきかすべし。はじめはそれほどに信ぜずとも、年月を經る内に、そろ〳〵ときゝいれて、道をたつとむ心、いつとなく厚くなり、學校をとりたてたき心、いつとなく出來て、民のならはしもよくなるべし。民はひまなくて、おろかなるものなれば、こと更この教諭にてすゝむるが、甚だ深切なることなり。近年東國にてこれをする人あり。下にてとり立てたること故、思ふほどにゆきとゝかねども、それだけの功はありと聞ゆ。まして上よりたて玉はゞ、なほ更功あるべし。まづ城下にて、この教諭をはじめ、その里の商人にきかせ、城下へ出る農人にも立ちより聞けといひわたし、それよりだん〳〵と村々へひろめて、そろ〳〵と取立つべし。聖人の教は、人の根本にて、治平の本なるに、佛法ばかり繁昌して、聖人の教は夢にも知らぬもの多し。法度たち、刑罰ありても、惡人すくなからず。善

ちびくべきなり。然らざれば、ゆき届きがたし。つまびらかに後にこれを述ぶ。

第五は敎諭をさせて、老年又ひまなきものを導くべし。敎諭とは、聖人の道を肝要まづしらねばかなはぬ所と、聖人の道のたつとく、學問の大切に、聖恩のふかき旨、天下にこれより上のなき所を、聖語を本文とし、つねの話のやうに、ひらたく親切にこれをいひきかすることなり。まづ城内の學校にて、この敎諭をはじめ、士以上の年ふけ、ひますくなき、文字にうとき人にすゝめ、これをを〳〵きかせべし。いまだ役用もなき人、家業にかゝらぬ若き人は、とく〳〵と聖人の書をよみ、かたはしから順々にすましゆくはずなれば、すでに役人になりて、役用おほく、又家業あるものは、ぼつ〳〵と學びては、日くれかゝりて道とほきが如くなれば、まづ聖言の內、その急にいたる所を、とび〳〵に篤とのみこみ、その上にひまあらば、篤とゆきわたるがよし。篤とよくのみこみ、これを用ゐるならば、一言きゝたるも、やくにたつなり。なにほど細かにきゝとほしても、きゝたるばかりにて捨おきなば、學ばぬも同じかるべし。全體發明にて、その上つとめ馴れては、今日の間はあふことなれど、學問なくては、その締りみえがたく、

（れ）もどかす。もどくは反對して、ひなんすること。

玉ふべし。しからばみづからよりまさるもの、國々より來るべしといへり。昭王すなはち臺をつき、郭隗をこれへ上げて、その國に用ゐられければ、天下の賢才燕へあつまりぬ。このこと尤ともなることとて、朱子も通鑑綱目に載せおき玉へり。

第四に、敎へかたをよく立て、行とゞくやうにすべし。これ孔孟の書に明かなりその大要は、まづその初に道をたつとみ、學を大切に、聖恩をありがたく思ひ、我身に引きうけ學び、人をも、ずゐぶん引きたつべきと、深く思ひこますべし。扨書を讀むは、その順をちがへず。とくとよみ屆けざつとすまさず、高括りせず身に引きうけてのみこみ、我身心をとりみださず、政を手傳ふにすべし。よくゆきとゞくべきと心がけ、みだりに前賢の說を（れ）もどかず、かはりたる說をよろこばず、慰みにせず、名聞にかゝはらず、かくの如く學ばするを、敎方のよきと云ふ。又異學をおさへねば、正學ひろまらず。されどもそれにおぼれたる人を、俄かにやめさすることはなりにくし。上たる人丈夫に正學をたつとみ、異學を近づけねば、其害おのづから絕つべし。又人々の位に應じ、大小に敎をつけて、み

を見て、學問を貴まず。その親までもそれにうつり、世話やくこともなりがたし。俄かにきつと云ひねたし玉ふは（よ）さうぐしきやうなれど、文武の道を專にせよとの大法、あきらかなることなれば、何の遠慮もなきこと歟。外にする人の稀なるとて、それを見あはするは、いかゞしきことなり。古き（た）ざれうたに、「九つのはなかけ猿にわらはれて、我もそがんと思ふはかなさ」、面白き口すさみなり。

第三に、よき師をまねくべし。師わるければ人これに服せず。服してもよき人出來ず。よき師とは程朱の學をよく學びえて、人をよく取立つる心ふかく、信ずる人の多きを云ふ。上によき師をのぞみて、まづこれに似よりたる人を用ゐば、その人天下のよき師をしり、これをすゝむることとなり。又天下のよき師も、その國にあつまるをのぞむべし。燕の昭王、賢者をまねきたきと、郭隗にとはれし時、その答にいはく、むかしある國の主、千里の馬をのぞみ、これを他國へ買ひにやりしに、その馬死するとき、その骨を千金に買ひてかへる。他國の人それをきゝて、千里の馬をいくらかその國へもち來りぬ。この理なれば、まづみづからを用

（よ）さうぐし。騷々しきなり。
（た）ざれうた。戯歌なり。

なき如く、思ふやうにゆきとゞかず。學校あれば、師弟の禮おのづから正しく、すなはち仕官のけいこともなり、又これにて上の學をすゝむる意、はきと下へおらはるゝことなれば、速かに取立つべきことなり。されども一旦にとり立てにくくば、まづ城下にとり立て、そろ〳〵と心がけ、村里にもとり立つべし。又末々繁昌し、子孫までも相續さすべし。相續なくては殘念なれども、それを氣づかひ、取りかゝらぬは、これ又よろしからず。又時の勢により、急に學校はとり立てにくくば、まづ道の貴きわけ、學の大切なるわけ、聖恩のありがたき所を、よくとかきほどき、實の學問にかくれ、實學の人を師とせよ、ひまなきとても隨分心がけよ、ひまある人はふみこんで學べと、その家中へも領分へも、つよくはきと云ひわたし、それにてもすゝまずば、或はすゝめ、或は訶り、絶えず心をつけて、時々すゝめらるべし。もつとも學校をたつべきと心がけ玉ふべし。すべて學問は上にこれを好み玉ひても、下は大勢なれば、一統にゆきとゞきがたし。上よりきつとすゝめ玉はねば、下に少々志ありても、思ふやうになりたゝず。親はその子に學問させたく、これをすゝめても、その子風俗にくづされ、學問なくて事すむ

りにては、なほ更詮なし。惡にしたがふは崩るゝがごとく、善にしたがふは登るがごとし、善には人の進みがたきものなれば、丈夫にづかとふみこんで、油斷なくすゝめ玉ふべきこと也。人の氣質をこぢ直すことは、中々俄かに行屆きがたし數年たつて後、そのしるし見ゆることなれば、その功をはやくみたがるべからず。成合にちくと敎へてみて、そのしるしはきとみえぬから、用にたゝぬやうに思ひて、强ふることを打すつるは、せはしきあやまりなり。舜の契に敎を命ぜらるゝ時、敬と寛との二字を示さるゝを、とくと考へ玉ふべし。

國天下に道を敎ふるは、自身に學び玉ふを第一とす。そのしかた大本の編にのぶ。自分手本とならねば、國天下の人これをなさず。自分によほど學問ありとても、なほ更中絶なくまなび、國天下へこれを、はきと見せ玉ふべし。

第二には學校を建つべし。まづ城中に建て、大夫士にきつといひわたし、その子をいれて敎へ、大夫士ひまなき内にも、なりたけ之に入つて道をきくやうにさすべし　又町にも村々にもこれを建て、民をいひ敎へ、家職せはしき者とても、ひまある時には、これに入れて道をきかせべし。學校なくては、職人の細工小屋

は、とり出して民となし玉ふ。かゝる故に、その國に乞丐なかりしとなり。乞丐になりおほせぬまへに、かくすくひ玉ふは、ことわりなることなり。もはや乞丐になりたるうへも、これをあはれみ玉はゞ、仁政の一端なるべし。一向なさけなきものゝ、身の欲より外を知らぬは、論ずるにも足らず。たま〳〵情けあるものも、眼前ばかり行きとゞき、天下へいり滿ず、末の末迄えとゞかず、又その心は届きても、そのしかたにあぐまるゝは、さりとは殘念なることなり。こゝにその要をのすれども、その仕方のくはしきことは、別に一書をつくり、求むる人をまたんと欲す。

教導第四

國天下は、上々より下々までに、道を教へ導き、よくゆき届くを要とす。これ風俗をよくし、賢才をこしらへ、善をさせ、惡をやめさせ、貧をすくひ、家をつたへ、上の命令のゆきとゞくやうになる本なり。其譯は第二第三に述ぶ。但これをちくとさせて、それで事濟むことに非ず。又心に思ひ、口にて云ひつけたる許

を、追放をもせられるほどならば、つね〴〵つゝしみ、格別にあつかるべし。尤も大刑ありても、放火するもの絶えねば、訶禁追放あるとても、あやまち絶えはすまじけれど、よほどの防ぎになるべきことなり。放火は(か)意趣にてつくるもあれど、多くは盗みをのぞみてするなり。これをすくなくする要は、すでに上に論ず。

乞丐とても、國中の民なれば、あはれみ玉ふべきことなり。或は乞丐の子と生れ。或はその身おろかなるにより、病氣によりてとりおくれ、或は親類もなく、或は片わもの、或はばくち打ちほうけ、或は不屆をしておひはなされても、乞丐となるなり。かゝるしな〴〵あれども、人の身をうけながら、大路にたふれ、餓をうれひ、寒をかなしむ、その聲耳をいたましむ。まして形を見るをや。但しこれを救ふに仕方あるべし。これを知らざれば、すくふ心ありとても、大ぜい歩くにあぐみ、一向に手をえつけられず、手をつけても、仕方わるくては、ゆきとゞきがたし。いづくの國にか、非人ごやをこしらへ、貧民の乞食に出るものをば、この内へいれて、一人扶持を賜はり、その得たる藝をさせ、その内の用たつべきもの

(か)意趣。うらみ。

(わ)類火。類焼なり。

やうにとこゝろがけ玉ふべし。

水火盗賊の手あて、上より時々心つけて、その用心をせらるゝことは、いづくにもあり來りたることなり。中にも、防ぎ難く、ほこりやすきは火災なり。必竟天災なれども、人事は盡すべきこと故、これを救ふ術に心を盡さるゝはずなり。この術別に論あり、第一かけつけは早くして、人氣をば鎮めて消すべし。人氣を立てては、火氣とせりあひ、かへつてほこりやすし。すべて武術の上に、あひ氣をきらふと同じ。但し氣をゆるめることには非ず。唐には火災を至極の變とす。これ甚だすくなきゆゑなり。その本二つあり。一には瓦屋なり。二には夜行を禁ず、やむをえぬ人ならでは、夜行をゆるさず。夜行は醫師と穩婆をよびにやる外は、一切に禁じても、なにも害は見えず。これを禁ぜらるゝは、もつともなることなり。三には火を出せるものを、つよく戒しめらるゝなり。自火は過にて、我家をやくなれば、ぜひなきことなれど、その過は大過にして、小過とはいはれず。下々には火を粗末にする者おほく、そのおこりにて、人をくるむること甚だし。(わ)類火ありたるときは、その家主をば閉門をもさせ、火をそまつにしたる下人

ねみ玉ふべからず。富みたるとても道を知り義を知るときは、上にそむくべきやうなし。道を知らず義を知らざれば、貧なりとても、上にそむくまじきや。貧なれば、士をくるしめ、民をくるしめ、人君の道を失ふ。あはれむべきことなれば、ずゐぶん法を立て、令を下し、貧をすくひ玉ふべきことなり。只貧なれば貧ゆゑ、上にそむくべきかとおそれ、富めば富むゆゑに、上にそむくべきかとおそれ、貧にもならず、富にもせぬやうにと好み玉ふは、これみな私意にして、人君の道にあらず。陳勝は士民よりおこりて、秦の國を亡し、周公は天下無双の大福長者にても、天下の守りとなり、幼君をもり立て、八百年の太平をひらき玉へり。

旅客は吾國の士民に非ざれども、その國を通るからは、難儀をさすべからず。舟橋の自由に、驛路の難儀なきやうにすべし。上より心づきなければ、その國下ざまのもの、さま〴〵の調義をなして、他國のものを迷惑させ、金銀をつかはせること多し。よく〳〵心をつけべきことなり。又堤、水門、溜池の普請、水旱のそなへは、五穀を生ずる助にて、撫育を思ふもの忽がせにすべきことに非らず。無用のつひえは省くべきことなれど、これらの入用をばいとはず、士民の難儀なき

する序でに、上のよき調義をすべからず。民そしつて服せず、又民の害となるなり。まして實は上のためにすることを、表向きは士民のためと云ひたてるは、なほ更ひがごとなり。

下の心をよく知つて、事をとりあつかふべし。下の爲になるべきと思ふこと、下の難儀になること多し。上の仕そこなひをば、仕損ひと云ふもの少く、下のためになるやうに聞え、よからぬ所きこえがたし。直なる人と、智ある人とを、そば近く用ひて、これによく尋ね玉はゞ、下の心よく知れべし。又上の心を役人にとゞくと合點させ、よく下へとゞくやうにさせべし。上の心役人へ移らねば、下へとゞかず。よき人もわるくなり、下のいたみを生ずること多し。又仁政のさしつかへず、間ちがひなく、行とゞくやうに心得玉ふべし。役人よく心得ねば、上の大なる仁は、下へ僅かにゆきとゞき、上の小不仁は、下へは大にあたることあれば、つゝしむべきことなり。まして下のいたみをかまはず、只かみに利をむさぼるをや。

天下を治むる身となつては、天下の諸侯の貧を苦にすべきことにて、その富をそ

べし。學問さへすれば、道をそろ〳〵と辨へ、たとへ十分よきものにえならぬ内も、十に五はよくなり、又つねにひまなく惡をたくまず、たわけをつくさず、そのよきとあしきを、師に試めさすれば、人の見ちがひもすくなく、そのよきものを相應の役にいひつければ、よき小役人も出來、一とほりに出來たちたるには、五人扶持も賜はれば、一生の食ものはあり。書を讀みたる蔭にて、儉約の仕方もわきまへ、相應に一生をくらすべし。それほどのあはれみは、上の物入はおほからで、國中の次男三男は、それにかたづき、その益は甚だし。國貧にても、これほどのことはなるべし。總體閑なるから、おごりをも生じ、無用のあそびをなし、人がらもわるくなり、それから風俗もくづるゝなり。學問を隨分すゝめ、ひまなきやうにすれば、さしあたりてこの害なし。これもまた一つの益なり。まして善士となることなれば、つよく學をすゝめ玉ふべきこと明かなる理なり。

士のため、民のためになることをするは、もとより人君のすべき道なれば、その言ひわたしも、その言渡す心も、少しも恩にきべからず。恩にきせてすれば、下にすねる心でき、悦ばずしてそしりを生じ、その事ゆきと屆かず。又士民のためを

（たい）やくたいなし物の用にたらぬ、役にたゝぬものをいふ。

けて輕きものを子とし、かるきものを、つまとするによつて、士たるものゝ子女も、相應に金銀をつけねば、もらふ人まれなり。これもすなはち貧となるの本となる。しかれども下地の貧なるものは、それもかなはず。すこしよきものゝ子は、けつく片づきかね、これによつて年長ずるむすめ、つまなき男子おほく、たがひに淫亂を行ひ、風俗のみだれ、まのあたりに多し。あゝきびしく制し、明にとゞめたきものはこの所なり。もつともかゝることをゆるし玉ふ國はまれなれど、只一とほりに命ありて、制法きびしからねば、とりおやをし、あざむきいつはり、わきからもそれを見のがし、それなりに、すむことおほし。かなしき哉。

國中の次男三男、かたづきなきを苦に思ひ玉ひ、かかる若者の（たい）やくたいなしになりゆくを、氣のどくに思ひ玉へども、その片づけかたにあぐみ玉ふ方多し。まづ養子の法正しければ、國中の次男三男、過半かたづくことなり。されども、その殘るところは、よほど大勢あるべく、かたづけにくきやうなれば、そのさばき方一つあり。國に學校を立て、家中の子をこれへ入れ、精を出す者をより出し少しの扶持を賜ひ、中にすぐれたる者をば、新たによび出し、小役人となし玉ふ

（ろ）つり。家系なるべし。

ひあるかば、心憂きことにあらずや。

すべて養子は血脈を第一とし、大神君の御定をまもり、たとへ（ろ）つりはとほくとも、年にみたずとも、心にはあらずとも、同姓を養はせ、異姓を子とするを禁じたまふべきことか。むすめの血脈は、外孫へはつたはらず。これをあとにたてては、家断絶に同じき道理、聖賢の書にあきらかなり。娘ありとても、それは外へ嫁し、その家は同姓へつたへるがよし。そのむすめも、終身親里ありて心やすく、身もちよく、養子も入婿のくるしみなく、その家和順に治まり、系圖正しく相續するなり。中古より他姓を子とすることはじまり、又世貧にして義うすくなり、むすめをやるに金銀をつけ、子を養ふにも金銀をとり、このことはやり出して、子おほきものは、ます〳〵貧になり、又むこ養子をすれば、むすめに金のいらぬ上、むこより金をとることなれば、これを第一の幸とし、我おとゝ甥ありてさへ、それをすておき、我家を他人へうりわたし、又金銀をむさぼる心深きゆゑ、下輩の者をもきらはず、義理明ならず。故にこれを非と思ふものすくなく、又輕きものを、金をとり妻とすることおほし。これ又禁あるべきことか。金銀をめが

（ぬ）ねから。すこしも。全く。はごくむ。あはれみやしなふこと。

ば、断絶しても怨みとも思はず。これ古への法なり。本庶ともに相續させたきものなれど、いかなる大國にても、祿いつまでも据り居ては、新に增しあたふべき祿なし。ことに本庶の堺たゝず、かへつて本家が粗末になるなり。いつのほどよりか、養子をせざれば、祿をとりあげるばかりにて、妻臣をあはれまれず、その家も墓所もすておかるゝゆゑ、いやとも養子を願はねばかなはず。舊家本家も養子なれば、知行高段々にへり、幼少にて死はてたり、罪ありて刑にあへば、その家断絶する故、舊家本家すくなくなり、人心あさはかになりて、本をたつとむ心うすし。志ある人君、古法にかへし玉ふべきことか。

本家庶家をわけて、それ〴〵にさばくべきことなれども、庶家とても、なりたけ相續さすべし。やむことを得ず、つぶれたるとき、その家をつぶすばかりにて、その妻譜代の家來を（ぬ）ねからはごくみ玉はず、その墓をすて置きては、これまた士を救ふの道にあらず。ことに小身の奉公人は、格別あはれみ玉ひ、妻弟のなんぎに及ばぬやうにあはれみ玉ふべし。そうして一旦の出頭にて高祿高官をやり富貴榮花にし玉ひても、その子孫微々として道路にたふれ死に、又他國をさまよ

(り)毫釐しわづかなこと。いさゝかなこと。

違ひなり。(り)毫釐のあやまり、千里の差なるべし。
家ふるきものを相續さするには、舊家、新家、本家、庶家を、はきとわけて、本家舊家のいつまでも絶えぬやうにすべし。舊家とは、その國の始まりに仕へたる家なり。新家とは、その國の二代目から後に、はじめて其國につかへたる家なり、本家とは、舊家新家のその國へはじめてつかへたる家なり。庶家とは本家の二男三男の家なり。舊家は第一に大切なる家、新家とても、本家の分は、それにつゞいて絶やすまじき家なり。舊家本家ともに、その子幼少なりとも、養子にても、ずゐぶん家督を減らさぬ、たとへきりまへ扶持がたとる人にても、その子に相續させ、その人の身にありても、大不忠大不義は各別、大ていの罪にては、その家をば絶やさず、幼少で死したりとも、同姓の一族さへあらば、其家を立てべし。庶家の分は實子あれば相續し、實子なければ止むことを得ず、斷絶するとても、そのやもめと、譜代のものを本家へあづけ、上へあがる祿の内にて、其一代の内は、扶持方を賜はり、其家代々の墓所には、祠堂金を付けられ、永代障りなきやうに、其寺へきつと云ひわたして、時々本家より吟味を加へさすべし。如此なれ

金できて、これがなんぎの本だてとなり、つひに大借となるなり。まづ法を立て、この物入りをすくなきやうにし、又その初年には、外に米をやるか、利なしの金を貸すか、何卒これをすくふべし。思ふほどにはゆかずとも、心さへつけらるれば、なるまじことに非ず。只氣のどくなるは、これほどに心を付くる人稀なり。

第六、水旱にて、家中めん／＼の知行物成甚だ少きときは救ひ玉ふべし。其外の災難も、みな借金の根となれば、災難の年にはつとめをもゆるして、成たけすくひ玉ふべし。又水損、旱損がちなる地を、家中へわり渡すことも心うべきことなり。

貧をすくひ、貧にならぬやうにさするは、必竟その家の相續のためなり。しかれば家中の子孫相續し、家すぢの舊きもの、いつまでも衰へぬやうにすべし。これ上たるものゝ道にて、すなはち其國の固めとなるなり。ふと心得ちがへては、家中貧なるときは、役人にするもの少きを氣の毒に思ふばかりにて、これゆゑ貧を救ふは、これは上の勝手づくにて、下をあはれむと云ふものなれば、まことの下をあはれむにあらず。わづがの心入のちがひにて、下へのひゞきは、すさまじき

（ち）さはい。差配。なすべき人に代つて物事をしてやること。

第四には、高利の借金をぬきてやるべし。高利を出しては、いかほど儉約をなしても、ゆきとゞきがたかるべし。その仕方は、上に貸すべき金子あらば、これを利なしにも貸し、上にかすべき金子なければ、利の少き金を借りてかし、高利の借金とひきかふべし。但しこの取扱かひ、甚だ大事なり。儉約を示したる上ならでは、このことをしても役に立ちがたし。その故は、まづ金が手にいると、せでよきかざりをし、いらぬものをこしらへ、たとへ其内にて少々高利の借金に減しても、そのつかひ込みたる丈は、借金の増しとなり、出しぎはには難儀をして大益になりがたし。まづ儉約ゆきわたりたる後に、總借金を上へうけとり、上より（ち）さはいをして、元利返さるゝほど、祿の内を上へとりて、そのあとの高にてくらし、つとめさするやうにすれば、心ゆるやかになりて、儉約もゆきとゞくべし。

第五、奉公に出で、又は役人になりたるはじめに、借金の出來ぬやうにさすべし。まづ上の四ヶ條は借金のぬける本なり。されども役人になるときは、俄かに色々の物を拵らへ、又は道中のものいり、又はなかま振舞をなし、そのはじまりに借

論つとまるほどの祿にても、おごりあればたらぬ故に、奢なきを第一とすれども、勤ある家は奢を省きても、つとめなきもの丶やうには、いゝちゞめにくきこと多し。ましで全體かつ手わるき人は、祿は勤めらる丶ほどにても、借金ゆえ勤めがたきことゝあり。これまでの取りみだしは、ぜひなきことなれば、つとまるほどにしてやるべし。又知行あしくて、つとまりかぬるは、知行の高にかゝはらず、その(と)物成を考へ、つとまる役をつとめさすべし。かくの如くなれば、借金もふえず、忠勤もぬきんでらる丶ことなり。上のかつ手よからねば、米金をやること大儀なるやうなれども、祿つとめに足らずして、心つねに苦しみ、知惠もとどこほり、奉公の心なくば、智ありても人なきに似たり。これ又小利大損ならずや。第三には、家内に弟や子ども多くば、これをよび出して使ふべし。かゝり人なければ、おのづから貧にならず。その國の主となりては、匹夫までもあはれむべきこと、まして士大夫の子弟をや。又いつまでも、浪人にてゐては、下をたつとむ心なく、只渡世のみ心がけ、又は放埒になり、上の命令をも用ゐず、國風もくづるまじきや。

(と)物成。作物の收獲をいふ。

せべし。これほどになく、やはらかにては、困窮をとりなほされず。かくいひ付けたる上に、ゆる〳〵とくと考へ、祿相應のさだめを、こまかく考へ立て、年數みちたる上に、これをいひわたしてよし。これまではなれたることを、ぐひと改むることは、下も心ぐるしく、上にも心よからず。結局當分はもの入さしつかへも見えるとも、そこをばとはず、末々のよき所を、しかと目にかけて、手づよく改めさするがよし。あやまり來ることを改むることなれば、うつくしくはゆかぬはずなり。それにかゝはりては、いつまでも改まらず。さてかういひつけ、守ると守らぬとを、つよく見わけさせ、これを背くものは、きびしく戒しむべし。そうたい儉約を守らぬは、多くはあげ米をさする次手に、これをいひつくる故なり。これは上のために、下をいためるなり。たとへそれならでも、上の益をかねていひ出し、士のなんぎを思ふ心うすくば、下の儉約を守らぬもことわりならずや。
第二には、其役儀勤まる程の祿有る者に勤めさせ、祿たらずば、米金をやりたして勤めさせ、勤のはらぬやうにすべし。祿にて勤められぬときは借金出來、借金が借金をうみて、はじめは小借にても、後には手もまはらぬやうになるなり。勿

知ることに急になりがたし。その内には、今日もえ勤めぬやうになり。はてはは士の心を失ふ故に、さしあたりたる貧、もとより救はで叶はず。士以上の貧をすくふも、第一はきつと法を立て、一統のおごりをやむべし。祿より暮しのはるは、皆おごりなり。上より法令なければ、奢りを省きたくても、世並にはづれがたく、父母妻子も合點せず、祿相應にくらしにくし。つもり〳〵大借となり、如何ほど上から救ありても、貧を免れ難く、又上よりも手がとゞかず、さればとて上より捨おきては、ます〳〵行きつまることとなれば、急々に之をいましむべし。おごる所の品、さしあたりて十あり。衣服なり、居處なり、食物なり音信也、饗應なり、器財なり、嫁入のこしらへなり、召仕の男女なり、遊興なり道中の人馬なり、別しておもる所一なり、妻女のおごりなり。この十の上を五年か七年の内は、第一妻女の身の上、次に一分の身の上、面々の祿よりすぐれて、不相應にいかほどなりとも、きびしく減らし、見ぐるしきをいとはず、祿にて餘りあるほどにくらし、勝手とりなほし、定より早くとりなほしたるものは、すみやかに言上すべし。各別賞美あるべき旨をはきといひきけ、まづ此のとほりにさ

人おごれば、日々のくらし物入多く、それだけ利分多くとり、士民のなんぎとなり、おごり強くては、つひには其家順々におとろへ、それよりしては（に）二つものがけのあきなひにかゝり、身代のつぶれること、世にためしおほし。國を富すとて、めつさうに商人をいれ（ほ）舟入をこのむ類、みなこの理をしらざるゆゑなり。根をつめて論ずれば、莊屋組頭は固よりこのこと、小百姓までも、又商人職人とても、道を辨へさするが根本なり。是なり難きことにあらず。其仕方は第四編に委し。庄屋組頭が道をわきまへぬにより、上の慈悲をゆきとゞける心なく、私欲をたくみ、上の物をむさぼり、下へは施しうすし。又小百姓も道をわきまへぬから、上のものを貪りたがり、上へは少しも出しとむながり、上の法をも大切に思はず、枉惡の心生ずるなり。

士の貧なるを救ふも、道をわきまへさするにあり。このしかたも第四編にのす。予あまたの人をみるに、道をよく辨へたる人に、かつて取つゞかぬは稀なり。士は常祿あれば、物いる役につひつけられ、又（へ）家累おほきとても、人にぶさたをせず、ずゐぶん儉約を守れば、とりつゞきて行くことなり。さりながら、道を

（に）二つものがけ　一か八か、のるかそるか、おこるかつぶれるかのあぶないやりかたをいふ。

（ほ）舟入。輸入商品に課する税をいふ。

（へ）家累。いへのわづらひにて、いへ内多く、從ていろ〳〵事故多く、其上寄食者等の多きをいふ。

とて、捨てはおかれず。よく考へてとりさはくべし。

百姓の奉公に出づるを、妄にゆるすべからず。他國へ出ることは、別してみだりにさすべからず。必竟食物なくば、奉公に出づべきと思ふて、耕作を精出す氣うすく、博奕をもうつなり。奉公人少くては、人を使ふものゝ難儀あるやうなれどそれは輕きことなり。

他所の商人を猥りに入れべからず。又あり來らぬ商業を始めさすべからず。無用のものを商はすべからず。全體あき人のすくなく、農人の多きやうにすべし。他國の商人來れば、その國の商人をおさへて、ものごと下値にもあるべけれど、買ひもの自由すぎては、おごりの本なり。そうたい商人おほくなれば、これまでの商人それだけにあきなひうすくなり、迷惑に及び、又いやとも利をむさぼり、諸事高値になるなり。一旦は害にならぬやうなれど、つまりは世の中の困窮なり。

又工人にも、無益のものをたくみ出すことを、きびしく禁じてよし。

商人のおごりは、別してきつと禁ずべし。其家の潰れぬやうにしてやるが、第一の救ひなり。一旦のあきなひ多く有るやうにするを、すくひと思ふべからず。商

（は）井田の法。昔支那は一里四方の田地を、井字形に九つにしきり、一家一區を受け、中央一區を公用として、八家之を耕したるもの。

見計らひ取拵ふべし。勿論奢をやめたる許りにて、先づ商人の生老病死難儀をすくはずば、何のせんなきことになるなり。

大百姓に小百姓をそだてよと示し、小百姓を痛めるかと、つね〴〵心をつけべし。農人をさばく要なり。小百姓の貧なると、田地を質にいれて、かり金かり米をすれば、貸主の請ひもうすく、かりたる人は油斷多く、その利足つもり〳〵て、父祖以來の田地を大百姓にとりあげられ、大百姓はいよ〳〵大に成て、後には其村其田地過半は、大百姓の地となり、小百姓は我が田地死くなり、大百姓の地を作つて、年貢を八重に出し、難儀彌强し。救米を賜はりても、高割になりては、小民は少く貰ひ、大百姓は多く貰ひ、上への課役は、小民ほど難儀多く、大百姓はいいいゆるかせなること多し。古の（は）井田の法とは、此難儀のなき爲になる也。此難儀なければ、貧になること少くなるべきことならば、井田を行ふべきこと也。然れども井田の法は、急には行ひ難きことなれば、責めて大民の小民を潰さぬやうに心得、猥りに田地を買らせぬ樣に、よくとり捌くべし。然れども、みだりになぶりかゝり、いよ〳〵大民のためになつて、小民の難儀となることあり。されば

（ろ）非人。乞食。

別して豐年又世のゆたかなる時に、ずゐぶん心をつけおごらせぬやうにすべし。民はおろかなるものにて、あと先の考へなく、豐年におごるものなり。世ゆたかにて、人のおごるを國の繁昌と心得ちがへ、それをゆるめおくべからず。ひとたびの奢をゆるめおけば、いつまでも癖になり、衰微の本となりて、困窮になるなり。

おごり來りたるを俄かに止めさすれば、それを賣り來りたる商人のいたみとなることあり。然れどもそれに困るべからず。おごりの長じたる世には、奢をやめさするより外なし。それで商人のいたむは、是非もなきことなり。さればとて、其商人自分のおごりを止むれば、相應にとり續かれ、俄かに（ろ）非人にはならず。商人のいたむ害はちひさし。おごりの害は大也。扨奢りを止むるは、必竟は商の爲なる譯は、委くは第九編に論ず。そこを篤と謂ひ聞かせれば、少し合點のある人は、呑込まぬこと稀れなり。凡て惡るきことを止むるに付いて、商人の痛むことは、皆この類に心得てよし。されどもそれを止むれば、俄かに其處にゐられず。ぢきに非人ともなる程のことにて、國亂にも及ぶべきことは、そこは考へ心得て、

(ス)らつしもなきだらしのないこと

(い)訶禁。しかりとめること。

の催促をすごさず、救貧の志うすからぬやうに、つね〴〵云付けらるべきことなり。

扨全體民の貧にならず、貧を取直して其家を取失はぬやうにすべし。貧になり家をつぶす本五つあり。これを禁ずべし。一にはおごり也。我が身代にて、衣食たらぬほどに暮すは、皆おごり也。百姓町人のおごりすさまじくなりて、こと更女房の衣服、よめいりの拵へ、なにかに付けての進物、いづれも物をいれ、分に似合はぬこと多けれど、それが一統になつて、上中ともにおごりと思はず。二には好色酒宴すべての遊なり。少し世の中よければ、あと先しらずによろこび、踊ををどり振舞をし、凶年の來ることをうち忘れ(ス)らつしもなき體をし、三にはぶら〳〵として居りたがるなり。四には博奕なり。五には大まうけを望み、元手もなくて、大あきなひをするなり。國町の奉行にいひつけて、この五つを禁ずる法を、はつきりと立て、言ひわたし、又用ゐると用ゐぬに常に氣をつけ、ひたといひきけ、用ゐぬものはきびしく(い)訶禁すべし。さなければあとから忘れ、又そむくことを何とも思はず。此五つを守らせる本原は、すでに第二編の末に論ず。

（モ）采地。領地。知行所。

（セ）うたて。憂手。あさましきこと。

てすくふはよろしからず。高わりにてすくへば、勝手ゆるやかなるものほど、これを多くうけ、難儀のものほど、うけるところ少し。高おほく持ちたるものは、難儀はするとても、そのなんぎ薄きものなり。そこをよく考へ玉ふべし。

農人は一まいに、其國の民なれば、上の藏入の百姓と、家中の（モ）采地の百姓とのわけへだてあるべからず。まづ地頭の無理なきやうにし、但小地頭をは、百姓よりあなどり、ないがしろにすることあれば、これ又よく制すべし。百姓より、地頭をあなどる故、地頭のあはれみも薄くなるなり。たがひにむさぼり爭ふて、仇がたきのやうになるは、（セ）うたてなることならずや。

右のとほりを、行とゞくるには、貧をすくふ役人を、各別に立つべし。國郡の奉行は、貧をすくふが第一のことなれど、又所務を催促する職なれば、貧を救へば、所務をあつめること少く、所務をつよく催促すれば、藏入多くみえて、眼前其人の功となる故、救貧の志届きにくゝ、所務の催促強すぎやすし。よつてその下に、救貧ばかりの役人をこしらへ、これをおもに引きうけ、奉行ともせり合ひ、これを救ふやうにしたらば、君の心ゆきとゞくべし。尤も國郡の奉行にも、所務

（ヒ）涸轍の魚。大車の過ぎし跡が凹みて轍となり魚棲み其水が涸れて魚死すること。

とれべし。その上枉惡あらば、それは下のあやまりなり。それなくて枉惡のあるは、上のあやまりなり。又枉惡をさせぬ大本は、第二編にもあら〳〵述べ、又この末に論ず。唐にては、凶年に半年の年貢を賜はり、又は無年貢にもなして賜はることたび〳〵なり。小國にてはさやうになりにくゝとも、せめて凶年に餓死の人出來ず、高を賣る百姓なきほどには、すくひ玉ふべきことなり。

凶年きゝんにて、餓死にをよぶほどなる時は、速かにすくふべし。すくひ損なふを氣づかひ、ぶら〳〵考へ居るべからず。うゑ死は甚だすみやかなる物なり。死したるあとにて、いかほど悔いてもかへらず。そうじて命にかゝることは、急にすくふべし。救ひたる仕損ひは輕し。すくはぬ仕損ひはおもし。又末にて十分によろしくすべきとて、さしあたりの難儀をすくはぬは、甚だあやまりなり。莊子（ヒ）に涸轍の魚のたとへをいへる。ことわりなる論なり。

うゑ死するほどになくとても、凶年には民をすくふべし。これをすくはざるゆゑ、豐年にもくるしみ、いつまでも貧窮をぬけず。さて之をすくふには、高もたぬもの高すくなく持ち、下人もえ使はぬものほどを、第一にすくふがよし。高わりに

年貢たらねば、家田地を賣るより外なし、なにとぞこれを惣ませぬやうに、たとひ賣らせねば叶はずとも、春へのべて賣ればあたひよくうれ、又春になればうるほひも出來るものなれば、上の倉へ冬つめるを、春まで待ちてやるときは、上の損なく、民のために大益あり。わるう心得たる役人は、我功を立つべきため、さなきだにさつぱりとさせたがるが上に、心得わるくては、いよ〳〵きびしくなるべし。夏のくひもの足らぬとき、上より米をかし、豐年には利足をそへて取り、凶年には利足をゆるして、その利足をば、すこしも上の用につかふことなく、これを用ひて、民の生老病死をすくひ玉はゞ、上の入用多からずとも、下へのすくひは多かるべし。しかるに米金をかしても、利足を上の益となし、利足をえ出さねば、田を賣りても出さするときは、かへつて民の害となるなり。又民からも、上へは少しも出しともながり、上より借りたるものは、なりだけかへさぬことゝ心得るは、これ民の(エ)枉惡なり。かゝる枉惡ありとて、民をすくはぬは、あやまりなり。枉惡はなきやうにして、すくふべき處はすくふがよし。必竟は上よりなさけぶかく、下をすくふことあつくば、下の枉惡あるとも、後にはおのづから

(エ)枉惡。まがれるあしきこと。

ましてトにたつ人をや。又上より下をすくふとき、下のものも互にすくひ、上のすくひは薄くても、下のためになること甚だ多し。ある國の大守、國中七十に及ぶ人に一人ぶち賜はり、八十に二人ぶち玉はりし。七十以上の人は、大國とても百人に一人なり、まして八十九十のものは、千人に一人なれば、國中へかくのごとくし玉ふとも、一人の出頭人をとり立て給ふより、祿は少からん。たとへ大分の物いるとても、すくはるべきことなるに、ましてそれほどのつひえもなきことなれば、をしみ玉はぬもことはり也。されども老人には限らず、上に載するところの難儀の人は、こと〴〵くすくひ玉ふべきことなり。又唐にて凶年には富民に命じて、たくはへたる米金を出し、貧民を救はせ、そのかはりに、その富民を格式よろしくなし給ふ。これ衰世の政なれど、救ひ玉はぬよりは、まさるかたなるべし。

小百姓のなんぎは、右にある外に、冬の年貢足らぬと、夏の食物につまるとなり。これをすくうて、身の立つやうに、すべて年貢につまるは不覺悟なれど、中にはやむことを得ぬもの多し。すでにつまりたる上は、兎角あはれむべきことなり。

あはれみ救ひ玉ふべき内にも、子にはなれたる老人と、老たるやもめと、ふたおやに離れたる小兒と、かゝり處なき病人とは、別してあはれみ玉ふべし。上に轉するものどもを、すくひ玉ふには、先づすくふべきと思ふ心を深くつよく思ひこみ、撫民をとりまはす下役人に、ずゐぶんあはれみ深き才智ある人をいひつけ、そのすくひの仕方を、よく考へよ。隨分ゆきとゞくやうにと、強くいひつけ、又時々これを示し、又その仕方をいはせてきゝ、心を付けてゐ玉はゞ、などかはゆき屆くまじきや。まづ古人のすくはれたるとほりを考へ、すみやかに命じ玉ふべし。唐には擧子錢とて、子の多きものには、錢を賜はり、擧喪錢とて、とりおきならぬ者には錢を賜はり、又女子おほくて婚禮なり難きものにも錢を賜はる。長病、水難、火難、盜賊にあひたるものにも、米錢をたまはるなり。國貧にしては、俄かにぐいとは救ひがたくとも、實にすくふべきと思はゞ、すくふ方いか程もあるべし。國に米金をたくはへるも、これ士民をすくふべきためなり。これをすくはずして、米金をつみおきては、石瓦をたくはへるも同じ。只米金のみふやしたく思ふは、あき人の心なり。あき人さへ相應のあはれみはすることとなり

は知れてゐれども、とてもかつゑ死ぬる身なれば、まづ今日の口すぎのためと、惡事をするなり。たまたまは貧ならぬものも、ばくちうち盗人をすれど、百人に九十九人は、貧のぬすみ、やむことを得ず、惡をたくむなり。そのはたらきもなきものは、やがて乞食非人となり、或は池に身をなげ、或は野邊にたふれて、犬おほかみの餌となる。あはれましきことならずや。民をあはれまぬ人君はなけれども、九門の内に居り、百官の上にたてば、國天下のひろき遠き所を、目のまへに見ることなく、たまたま町村を通りても、かゝるものはおひ除ければ、これを目にふれ玉はず。ことに富貴榮花におぼれ、淫欲娯樂に沈まるゝ方は、なほ更心もつき玉はず、ぬす人火付のおほきも、只不屆とのみ思ひて、その本は我身の罪なるとは、つゆも思はぬ方おほし。もちろん大勢の民の中には、自分に心がけて家を取り失はぬもの多ければ、のこらず急に乞食にもならず、のこらず盗人にもならねども、君はそれをたのみにすべきことに非ず。上より棄ておき玉はゞ、次第に乞食おほくなり、惡をするもの多くなるべし。たとひそれほどにならぬとても、あはれましき事なれば、人の上となり、救はであるべきや。

（シ）かゝり人。ゐさふらふ。食客。寄食者。

世にあるものは、けつく人もいたはれども、かつてならぬものほど、ます〳〵人もうとみ、たとひ一家か又他にあはれむ人ありても、其身貧にては、我身こそくるしけれ、外をたすくる力たらず。それを上よりあはれまねば、なほ更あはれむ人も稀なり。

貧難の内、そのおもなるは、生老病死の四なり。これを救ふをはじめとす。生とは子を多くうみ、又兄弟（シ）かゝり人のおほき也。老とは其家に老人あり、又其身年よりたる也。病とは其家に長病人あり、又は其身長病なり。死は親兄弟子孫の喪なり。この四いろあれば、かるき身とても、相應に物いりおほく、わづかの物入も、よき人のすさまじき物入よりは、なんぎは強し。初は少し質物をおゝき、少の借錢をして、それよりだん〳〵と借物ふえれば、無沙汰も出來、最早わづか貸すものもなくなり、もちたる田地も賣はなし。くわかまを質におき、やう〳〵その日をおくり、かゝる難儀からは、あさましき心生れて、もしや利もあるべきかと、ばくちをうちにかゝり、あまつさへそれにまけて、けつく鍋釜までもうり、せん方なきまゝに、ぬす人になり、火をつけるなり。みす〳〵ころさるゝ

ふにはあらずして、すくはずにおきたらば、あとで自分の難儀になるべきかとそこばかりを氣づかひ、その自分の難儀のなきためばかりに、士民をすくふ人おほし。すくはぬよりはましなれども、その心入れにてすくひては、その救ひも行届かず、その上に、人君の本意にあらず。よくこゝを心得、その難儀を實にあはれみ思ひ、身にかへても救ひ玉ふべきなり。

貧をすくふは、まづ貧の至極なるものをすくふべし。高すくなき小百姓、扨は小職人、小商人、殊になんぎするは、高なし百姓と、城下に住む日雇取なり。夏のあつきにも、冬のさむきにも、身をくだき骨を折り、作り出したるものは(メ)地頭へさし出し、わづかのあまりにて、やう〳〵其日をすぎ、人にやとはれて、ふつかのまうけありても、妻子をやしなふにはたりぐるしく、乞食に一足のちがひ也。(ミ)一向の乞食は、結句耻をすてるゆゑ、口すぎありやすし、乞食になりかゝりたるその日すぎの者ほど、世にあぶなきものはなし。貧なる家に生れたるはそのものゝ不仕合なれど、それをあはれむが君の職なり。不埒にて貧になりたるとても、既に貧になりたるうへは、これまたあはれみにもらすべきや。そうたい

(メ)地頭。その土地の領主の稱。

(ミ)一向。それひとむき。もつはら

また思ふべし。

人君の身、士民の貧をすくふ心のなき人はまれなり。只その國の貧なるにより、これをすくふべきちからなきと思ひきり、まづ上の勝手のよくなるばかりに心を用ひて、勝手よくなりたらば、その上には士民をもすくふべしとおちつき、眼前の士民の貧をすくふ心なく、すくふても、十分にゆきとゞけられぬなり。それ自分の奢をやめずば、もとよりいつまでも、士民をすくふちからできがたし。よつてずゐぶん奢をやめ、勝手をとりなほして、そこでは十分に士民をすくはるべきことなれども、その十分にすくはれる時をまつばかりにて、さしかかりたる眼前の士民の難義をすくはずして、すくはれぬこととおちつくは、甚だあやまりなり。勝手とりつゞきがたくとも、なりたけの心を用ひて、士民のなんぎをば、とくとすくひ玉ふべし。それにて勝手のとりなほしおそくなるとても、上の勝手をとりなほすおもの所は、下をすくふためなれば、わが勝手のとりなほりの遅きをいとはず、之をすくふべきことなり。その上それが直きに、わが勝手のとりなほりの助けともなるぞかし。但し世に士民をすくふ人々、士民をあはれむ心から、すく

を考へば、人君立志得人の大切なること、ます〳〵明かなるべし。立志を勸むるは、儒者の口癖とあざけり、用ふべき善人なしといひ、有來りたる衰政にて、やはり事濟むと心得玉ふては、去迚は悲しきことなり。人君よく〳〵考へ玉へ。

卷之中

撫育第三

國を治むるは、士民を育し（ユ）渡世を失はせず、子孫を相續さするを要とす。そのはじまりは、貧をすくふにあり。貧なるによつて、民は惡心を生じ、士も士の心を失ひて、民のためにあなどられ、萬事くづるゝこととなれば、おそるべきことなり。さて人君は、すべてあはれみを本とすることとなれども、貧をすくふには、こと更この心の厚きを第一とし玉ふべし。いつとなく一國へうつりて、あひたがひにあはれみ、上のあはれみゆきとゞく也。只これがよき理窟ぞと、理窟づめからする許りにては、十分に行きわたらず。然るに此心ありても、心ばかりにすてゝおいては、齊の宣王、梁の武帝のごとく、無用の仁心となることとなり。これも

（ユ）渡世。よわたり。くらし。

（キ）塗炭。非常にくるしい境遇。

の埒なき人の中にては、志を立て人を用ふること宜しく、世に勝れたる所のある故に、天命此人に歸するなり。されども湯武の德なく、立レ志得レ人行屆かざるにより、其治平も行屆かず、其子孫の傳ふることも、甚だ短きは二三十年にて亡び、甚だ長くても二三百年迄なり。又一統の後、あほうなる君生れても、天下俄かに亂れず、桀紂程なる惡王出で、そこで亂亡に至るは何ぞや。天の人を憐み玉ふこと深し。一つには一統したる君の功德をば、天是を忘れ玉はず、成るたけ其家を續け玉ふ。二つには大亂鎭まりて後は、志にぶき君あり迚も、速かに又大亂に及んでは、萬民の苦絶えぬを悲しみ、三つには外に夫を正に反すべき程の德威有る人生れず、依て萬民の（キ）塗炭に落る程になき内は、先づ是迄の主の子孫に傳へ其儘差置き玉ふなり。然るに彼の志にぶき人君、萬民を苦しめ、夫を苦しめるとも思はず、思ふてもそれを厭はず、是を苦しむること甚しくなれば、天下必ず俄かに亂れ掛り、其身も安からず。かゝる人君打續き、民の苦益甚しくなれば、必ず大に亂れて、其家亡び果て、大亂年を歷る後に、世を鎭むべき程の德威ある人生れ出づれば、天命其人に歸して一統す。是れ古へよりの明鑑なり。是を以て是

の惣領などは、幼少より父と同樣に暮せば、學問に進み兼ね、人と交り薄ければ其智も開けず。其上奢の心も強く、遊興にふけり易く、誠の心生じ難し。少々の祿を惜みて、是を呼び出さぬば、心得難きことなり。古へより君の用に立つもの、多くは近習の者にあり。よく考へ玉ふべし。去れども是を側に置く許りにて、是を教ふる心薄くては、何の用にも立たず。又惡き人有りても、當時の間に合ふを取柄にして、夫を捨て置いては、其風仲間に移り、うはべ能くても内心に忠少く、當分は間にあふても、末の用に立つまじきこと也。

世衰へては、其人少し志有りても、學問をすれば、仲間にいやがられるにより、志薄ければ學問をかくす樣になつて、思ふ樣勤め難し。尤學問を外へ出し(ア)ひけらかすは惡けれど、仲間の習はしに崩され易し。上より強く心を用ひて、是を引立て玉はゞ、かゝること薄らぎ、風俗よくなり、よき人も出來べし。

周の代より後は(サ)湯武の如きの德なしといへども、天命をうけて天下を一統するは何ぞや。其世に湯武程なる人なき故に、或は勢ひ強く、或は俗智勝れ、或は壽命長く、或は眞實なる家來を多く持ち、十分の立し志用し人にはあらねど、其世

(ア)ひけらかす。見せびらかす。てらふ。

(サ)湯武。殷の湯王、周の武王、いづれも支那古代の名君。

（エ）政要。まつりごとのかなめ。

（テ）近習。おそばつかへ。小姓。

つ者の、自分には其手が見え憎く、脇に見て居れば、よく見えるごとく、其役を取扱はず、只其善惡を脇よりみてゐたらば、その筋能くみえ、是に心を付けさせ、又是に尋ねたらば、餘程足りに成るまじきや。東照大神君の、常に羅山を御側に置き玉ひ（エ）政要をたづね玉ひたること、有難き聰明睿知、世の鏡と云ふべし。差當り、よき人を拵へるには、惣體中士以上の惣領をば、小性に呼出し、側にて使ひ、能く此道を學ばすがよし。是れ古への法にて、近世も有ることなり。衰へたる世の學廢れたるときは、殊更かくあるべし。幼少より（テ）近習に勤れば、何となく君を親み、臣道をもよく辨ふべし。末々國政を助くるときも、親しみ厚くて誠深し。人と交れば、其智も厚くなり、其上學問を勸めらるれば、手元のことなれば、能く行屆き、國政を輔くる根厚し。是も又よき人を拵へる道なり。假令殘りなく小性には呼出しがたくとも、日々呼寄せ側に置き、學問をさせ、親しみをつけ玉ふべし。又側まはりに能き儒者を置き、是を日々に詰めさせ、側の者を教へさせ玉ふべし。只一通りに勸め玉ひては、思ふ樣に行屆かず。臣と成つて君を責むは定まりの理なれども、外樣に居ては、何となく君臣の情薄く、殊更大身

但衰へたる世の人は、俄かに學問をさせたりとも、盜人を見て繩をなふと云ふ通り、急なる間には合はず。然れども捨て置くよりはましなり。一事明らかになれば一事宜く、一日明らかなれば一日宜し。日をつみ月を重ねては、其身を正しく成る可く、子孫を敎ゆる本たてと成るべきことなり。

善き人惡き人を見分けんと、心にやたけに思ふても、はきと見わけられず盲人の身は、目の前に月花は有りながら、夫がみえぬが如し。是を見分くることは、人君の學問なり。都て人君の治國の志でき整ふても、生れ付は賴りにならず。頽れ易きものなり。學問ありて、他によき師を取らず、慰同前に書を讀み、筋能き學問をよくせざれば甚だ心元なし。能々心得玉ふべきこと歟。

未だ學問行屆かぬ内は、儒者を側に置き、又役所々々にも一人づゝ置いて、料簡つき難きことは、此人に尋ねて、本たてとして、事を取り捌くがよし。能き儒者なれば、固より政事の根を能く知り、人道の要暗からず。假令勝れたる人にてなくとも、筋宜き學問ならば、古への書を讀んで、事を知つて居る者なり。此人に尋ね用ふれば、自分はいまだ學問が足らずとも、事の謬り少なかるべし。棊を打

合なもの、無禮もの、ふらちなもの。

ゝ、あほう者ぞとて追放す。近頃むごきことなり。風俗惡ければ、善き人も出來難けれど、其風俗の頽れたるには非ず。其惡き風俗が只は直ることに非らず。よき人の出來、わるく育たぬ仕方は、學問さするより外なし。假令學問させてゝよき人出來ぬにせよ、學問させずに置いて、よき人出來べきや。藥呑んでも病直らぬ有り迚、藥を呑まずに居る者はなし。學問すれば、よき人になるとの聖賢の教に任せ、まぢかくは、忝くも東照大神君の文を左にし、武を右にせよとの教を用ゐて、この文を弘め、其上にてもよき人出來ぬは、夫は是非もなし。且又學問なくても、才あると云ふは、學幽かなる世のことなり。かゝる世には、少々才あれば、世のなりを呑み込み、學問なくても、立身なるに落着き、又其才にくはれて、學問を面倒に思ひ、是を勤むることなし。才なき者は、めたと學問を信じて、いつ迄もぐづ付き居るゆゑ、學問をしとぐれども、いつ迄も才働らかず。是故に、衰世の學者には、才薄き者多きなり。學明かなる世には、學なければ、世に立ち難き故、才有る者程こそ、能く好んで學に精出すなり。かゝる世に學をせぬ人は、皆才たらぬ故にて、又上の思召を請けぬものなれば、則ち愚にして不忠の人なり。

る時は、其勤め不案内にて、十分になき様に見えても、少々勤め馴れると、各別益に立つべし。只生れ付よく才有て、間を合はすとも、學問なくては、多くは武の本に闇く、武用の遣ひ方をしらず、今井兼平が、主人の天子に背かれたるとき死を以て諫むる道理を知らず。粟津にて立派に死んでも、犬死と云ふもの也。武の本分にはづれたりし此類、數多あることなり。又暫く武藝をすれば、人を斬つてみたがり、めたとかさ高になり、又其武藝の仕方も、前後輕重を辨へぬときは是又誠の武に背きたるべし。又民をば敎へずしてすむ様に心得て、捨て置くことに非らず。古へ三代の時は、士民迄も學をさせられしことなり。士民迄も敎へて敎へられぬことはなし。敎へざれば道を知らず。上の仕方よくても夫を感ずる心なく、上へものを出すことは少にてもいやがり、上の物を貪りたがり、上が上に富を求め、飽きたる心なく、己が分限を知らず、豐年には奢り、だうらくぶしやう、好色、博奕、遊興にはまり、身の上をとり失ひ、盜をなし火を付け、終に刑罰に逢ふこと也。孔子曰、不レ敎而殺レ是を民を損ふと云ふ。道をとき聞かせず、ありたきまゝに捨て置き、惡事をしたる上になつて（コ）不屆者ぞとて、斬り捨て

（コ）不屆者。不都

る世になつて、たま〳〵宜き人出來るは、實に不思議の仕合なり。十分になき人も、同じ並の人揃ひ集つては、夫なりに濟んで行くとも、次第に衰へ行きては、夫なりに埒明く程のこともならぬ様に成り行くべし。此通りなれば、末の世は是非もなきことと、打ち捨て置くべきことにあらず。さればこそ、天より此學問を立て置かれ、人の智恵を拵へ、是にてよき主人となり、よき役人となり、家中の心得よくなり、領分の風俗もよくなるなり。然るに主人たる者、親たる者、自分にも是をせず、子にも家來にもさせず、精を出させずして、天より能く人を揃へられず、風俗直らぬ時節到來と云ふは、甚だ天をふみつけたる心いれなり。其內學問ありても、能き役人ともいはれず、結句害あるも見える故、學問は益にならず、害になる様に思はるれども、夫は學問たらぬ故か、又は學問の仕方行屆かぬゆゑなり。又學問なくては、多くは志も立たず、其役を大切に思ふ心薄く、忠義の志かひなく、扨幼少より魂氣を出し付けず。是に依つて、少々の役用にあぐみ、草臥れ、殊に文字も讀めず、道理も暗き故、猶更骨折れ、勤めを甚だ大儀に思ふ也。學問すれば、是にて魂氣を出し付け、道理も開ける故、始めて役人に成りた

（マ）物頭。役人の名。（ケ）おほやう。心がゆつくりとしてこまかな事を氣にかけぬさま。おほまか。おほらか。（フ）發明。かしこいこと。りこうなこと。

薄く、義心もかひなく、次第に風儀衰え、おやも子の手本となるにたらず、家來は猶更愚になり、たま／＼道らしき者は、主人よりいやがり憎みて、只當分の氣にあひ、座なり取廻しよき者を用ふる樣になりては、何として我子、我友、我主人の子を、よき人に育つべきや。其内輕き者は少の違有りても、親も叱り、友達もうけず、家來出入の者もとやかくいひ、今日の上勤まり難ければ、夫にもまれて、少しは嗜むこともあれども、はや（マ）物頭とも云はるゝ程の家は、其子親と遠々しく、目上なる友少く、家來も威に恐れ、出入者も諂ひ、愚なるをば（ケ）おほやうなると譽め、短氣なるをば器量あると取りなし、利根をば（フ）發明と心得扨親は愛と欲とに溺れて、我子をよき人となし、上の用に立つ樣に取立つる心は少く、無事に育て、家督の相違なきを第一と心得、我儘に育てなし、其上物事自由ゆゑに、成人する程、次第に氣隨放埒に成り易く、好色遊興に染まり易し。かゝる故に歷々の家に生れては、假令餘程よき生れ付も、愚には成り立ち易し。然して生れ付のよき人は稀なる者なれば、よき親、よき主人なくては、次第々々に衰ふる筈なり。猿樂の戯れにも、大名といへば愚に作り置くをみるべし。かゝ

をよく見わけべき人に拵へさすべし。
扨よきが上にも、能くなり立たすべきは、大臣の子なり。家筋各別至極大切の人なり。其外とても、家筋の人には、別して随分よき人出來る樣にすべし。
智惠有つて行ひ宜き人の出來るやうに、よき人の彌よくなり、惡き者の直るやうにするも、よき人をよく見分けるためにも、役人の志よくなるも、上の法を守らするも、學問を本とす。幼少の人は勿論、成長しても學問をさせ、假令せはしき役なりとも、學問する程のひまをあらせ、随分學を勸むべし。凡人のよく育つ其根之あり。一つは自然の生れ付なり。二はよき親、主人、友達に仕入れらるゝ也。三には學問なり。此三つより外なし。然るに生れ付きよき者は稀なり。世治まりたる初めは、いづくの主人も、國天下を取立て玉ふ程の方故、中々狼狽へたる學者よりは、見事なる所あり。其家中にも随分よきもの集り、誠ありて欲少く、主人へ迚も、遠慮なく諫をいひ、我が諫を用ひられねば、腹を切て差出し、祿をあげて立ち退きするほどなる風俗故に、其主人子ども、いやとも宜く育ち玉ひ、よき役人も出來たるなり。世の治まる程、名聞利欲多く、眞實深切は少く、魂氣も

かねば、用に立ち難し。結句其役は勤めぬ文才ある人に、其役々の舊記を渡し、先づ大法を此人に呑み込ませ、舊記にて濟まぬ所を、其役よく勤めたる人に尋ねさせ、其上にて書き立てさせ、扨其上を其役功者の人にみせて、違ひたる所、おちたる所、聞えぬ所を得と吟味させ、かくのごとくするときは、其書も早く出來載する所も詳にて、役々の心得となり、甚だ用に立つべく、當時の役人の隙支へにもならず、是を當時勤めたる人にさせては、當用の障りとなり、又片手間に書き立てゝは、其書も詳ならず、殊に文盲に入らざることを事長くのべ、肝要紛れる也。結句、其役不案内なる人は、自分のなれぬことをしたつるによつて、其書の仕立方めんみつになり、其役不案内なる人の、よく其役のことを合點する足りに成る也。勿論役人に成つて、勤め行く内に、其勤をそろ〳〵と知るべし。又大體は知れてゐることなれども、かくのごとく急度大筋を書きのべあれば、常に心が夫を忘れず、能く勤まるべし。もとより、其家にかくの如き書あるなれば幸のこと、若し此書なき家には、速に是を作らすべし。只めたといりほかに細かすぎ、本と要とを引きしめざれば、紙かさ許り多くなり、用に立ち難し。依て是

するの一助也。士は庶人と違ひ、惡は少き筈なれど、されば迚、其惡あるときは、吟味せず、捨て置くはずはなし。一人二人の惡敷者をゆるめ置いても、夫が一家中へ移り、風儀あしくなるものなれば、能く吟味をして、あしき者は急度禁めねばならず。然れども教なき世、いまだ教を行き屆かせぬ内には、猥りに罰し難し。先づよく教へて、教の屆かざる所を罰して、是を行屆かすること也。詳に第六編に載す。

小官なる者、祿勤むるに足らぬは、猶更よからず。勝手續き難きより、いやとも賄賂を取り、又其身を輕んじ、其民の害となること深かるべし。

役人の能く辨へ有る樣にするには、其役々の勤めの本だてと、其取扱ひの要とを書に著はし、是を其役になる下地の者には、得と讀ませ置き、當時其役を勤むる者には、其役になると、はきと云ひ付け、其役の常用の所をば、別して常に是を讀ますべし。又是を吟味する役人を立て油斷をさせず、勸め讀ますべし。其書き記し方は、文盲なる役人にさせては、文字働かず、かき方も入り組み、結句功者にくわれて事を略し、意を秘するなり。又其仕方を書きのべても、其譯を書き置

ひくき役に呼出されると、快く思はず、不足云ひまはり、奉公を恩に懸け、甚だ骨折に思ひ、少しも早く隱居して、樂しみをする望み有つては、何とて役義行屆くべきや。

勤め馴れたる者を功ありとて、猥りに他役へかゆべからず。人には得手不得手あり。其役にて祿をまし、米をましてあたへる方よし。

全體よき人のわるくならぬ樣に、わるき人のよくなる樣にするは、其品一色ならねども、先づ忠あり功ある人に、思ひ切つて賞をなすべし。賞をなすからは、はつきりと速に賞すべし。是其人の進む許りに非ず。外の者迄も奉公にすゝむことなり。勝れたる者は、夫に目を付くべきことにあらねども、夫は多からず。中より下の人は、賞あるべきに賞なくては、何となく心に快からず。奉公の心ゆるみ、又我が祿勤むるにたらぬを、借金にて足し勤むる樣にては、是又心に快からず、又其貧にをはれてひまも支へ智もくらみ、夫のみならず、一國の人も勤を心懸けす、人柄もたしなまず、賞にもいり、祿をやるに物いるよりは、甚だなる害あるべし。寶を惜み、賞薄きは、是又小利大損なり。賞罰は士の善に進み、惡を止さ

りも上を忘るゝ樣になり、君は臣を見知らず、臣も君を得と見覺えぬ程に成るなり。是れ忠臣の居かぬ本なり。何程大勢の家中迚も、隔て遠ざかるべきことに非ず。隔て遠ざかるは、常に親しくせぬゆゑなり。古の明主は、一國の士民迄も、我子の如くにし玉ふことなれば、まして其家中をば外樣の者迚も、一通りの有るべきかゝりにして置かず、憐みを深くし、親しみを掛くれば、忠義の心深くなり、又其人の善惡を見分くる便りにも成るなり。只身をうづ高く高ぶることをよしと心得、又は下に親しむを六ケしく思ひ、又わるきしぐせに打ち任せ、外樣の者と遠ざかり居れば、其家中忠義の心薄くなり、國の守りにたらぬばかりでなく、一季居奉公の心に成り、人柄迄も頽るゝものなり。又此心一國へ移り、頭をも組の者下役と遠ざかり、役人の權柄を振ひ、勿體を付ける許りを、上に立つものゝ仕方と心得ては、上に實うすくなり、下の實も生ぜず、よき役人も次第にわるく成るべし。出家神職の類は、眞實の心少き迄も、朝夕の勤めをし、天下太平、國土安穩、吾が國主、我が旦那は息災延命と祈ることとなるに、其國に居、其祿をはみ主人に養はれて居る者、主恩を何共思はず、先君をも打ち忘れ、加増のをそきか

きときのことは、必ず大事也。小事に念を入れ過ぎ、役人の知惠をためさず、其知惠もあがらず。夫故大事に誤をなすは、宜しからぬことなり。輕きことをば、役人の了簡にて捌き、跡で言上したりとも、さして我儘なることも有るまじ。僞を言上はすまじき也。跡にて僞る程なれば、假令裁許を請うても、いか程僞るべきも計られず。此所は其人を見立て、より出すにあり。役人にしたる上には、此疑を入るべからず。疑あるは人を用ゐる上の大病なり。是を戒むべし。

家中面々勤むる役を大儀に思ひて、世渡り一季の奉公人の心の様にては、役に立ち難し。眞實に奉公に打ちこみ、樂みて勤むる心を生じさすべし。是を生ずるには、上よりの使ひ方をよくすべし。使ひ方よければ、忠義の心生じ、わるきものもよくなるなり。使ひ方わるければ、忠義の心生ぜず。忠義の心ありても、やがて消え失せ、よき者もわるく成る也。使方の第一は、內外隔てなきと、親み憐みの厚きとを要とす。先づ側廻りの者許りを、各別親しく思はず、外樣の臣をば、側の者より一段遠くすべからず。代々其家に勤め來れる臣。何れも忠を盡し、敬を盡す心あるまじきや。上より、內外の隔てあれば、何となく下へ移りて、下よ

（カ）青表紙。法制書のこと。

ゝを、君一人にて捌かんとしては、其事麁末になり、夫を麁末にせまじとすれば、精力も續かず、秦の始皇の様に成つて、大亂の本となる也。

人を用ふるからは、其人を疑ふべからず。ぐいと押放して其才智を引留めず、一ぱいに働かすべし。仕損ふ程の者は始より用ゐぬがよし。但其扱の内、重きことの分の公儀へかゝりたること、又は生死にかゝる程のこと許りは、了簡を聞き、よからぬ所を正して云ひ付け、其外の輕きことは、其者の心に任せ、一ばいに捌かせて、跡にて其捌きを云達しさせ、其様子を聞き、仕損ひ重りたらば、其役を免すがよし。いか程よき人を用ひても、輕きこと迄も、一分の智を出させず、仕來りたる方の通りを、ぼつ〱と守らせて、夫に背いては、いか程よき仕方にても、夫が越度になり、又纔なることも、兎角上の差圖を受け、下の料簡に任せねば、よき人あり迚も、其智を使はず、（ヤ）青表紙にもたれ、上の裁許を頼みにし次第に其下愚になり、其智の進むことなし。事靜成るときは、夫にても事濟めど、事のせはしき時には、いやとも上の裁許は待たれず、青表紙をくる隙なく、其時に知惠出兼ね、仕損ふこと多かるべし。ゆるやかなることは小事おほし、せはし

(ワ)おどつく。おそれておど〳〵するさまをいふ。

へば十分なることなれども、こんき薄き人は、左様には行届き難し。只立廻りを忘れまじ、云損ひをせまじと、これを強く嗜めば、夫にくわれて忠實を取失ひ、云ふべきことをもえ云はず、料簡も出で兼ぬる者也。兎角上の爲を思ふ心深くば、立廻りは少し不調法成りとも、吃りまはりても、そこをば許して其實を取るべし。上の威にて下を押ゆべからず。輕き役人は、さなきだに、國君の威に恐れ、官長をも氣遣ひ、物を云ひ兼ね、よき思案も出兼ぬることなるに、上より威を振ひ、無理に我を敬はすべきとすれば、其下常々(ク)おどつき、親みの心彌薄く、實心出兼ね、實の敬ひはなくなるべし。威は自然の者なり。我が威に下の畏れぬ様にと、心掛くべきことなるに、其威を振ふは、誤りなり。實德さへあれば、自然と威有つて、かげにてもあだには思はず。

役人には、其役の勤め方をよく呑込ませ、下役にもたれさすべからず。又下役とすれ合はすべからず。下役をひしぎ付けさせ、其智をださせぬ様にするも、是れ又よからず。下役に下拵をさせ、上役は夫に心を付くることなり。有司を先にすとは是なり。一役のことさへ、其頭一人にては行渡り難し。まして一國天下のこ

用ひ來りたる人は、あしき迚も退け難く、用ひ來らぬ家の身をば、よき人迚も、重き役には擧げ難しと云ふ人あり。甚だ誤りなり。一兩人のあしき人を去り、一兩人のよき人を擧げるには、何ぞなし難きことあるべけんや。假令事體六ケしくとも、國の爲に骨を折り、心を碎きて、よきを擧げ、あしきを去るべし。姑息の愛に溺れ、因循の意に引かるべからず。但し其成り難きと云ふはよからぬ人を、殘らず去るべきと思ひ、遽に此を行んとする故なり。先づ一兩人のよきをあげ、一兩人のあしきを去り、其餘はそろ〳〵と引替へさへすれば、何の成り悪きこと有らん。

役人を猥りに増すべからず。去れども増さで叶はぬ役人は、此迄其役なくとも、新たに其役を立て玉ふべきことなり。いらぬ役人は、隨分はぶくもよし。役に立たぬ者多きよりは、少くても、よき者の揃ふがよし。實あり才ある者あれば、少くても間に合ふ。誠なく才なき者は、大勢集りても、足りにならぬのみならず、結句もとをり兼ぬべし。

役人の交りは、實を本とさすべし。飾りをおもにすべからず。實有つて威儀も整

（チ）ずか。スツカリ思切つてなすさまにいふ。

百姓を取扱ひ、町人を取扱ふ役、此又重き役也。情け深く理明かに、敬薄く諂ひなき人を用ゆべし。民の財を奪ひ、上の財をふやすをよき勤と心得てはすまず。役人の風惡き迚、是を直すべき迚、よき人を見立てゝ云ひ付くるならば、思ひ切つて（チ）ずかと上座にいひ付くるがよし。何卒兩三人同時に云ひ付くれば、猶はよかるべし。一人許りを大勢の下座にいれては、今迄の風中々直らず、結句やかましくなり、是の人も得勤めず、其勤まらぬをみて、よき人を用ひても役に立たぬと思はん、志もたるむことあるべし。

既によき人を用ゆるからは、惡き者を取て退くべし。至極よからぬ者は、手強く早速取て退け、天窓の上らぬ様にするがよし。そこに油斷あると、謀計を以て、又もえ出て、よき人の障りをなすものなり。衰へたる國は、何れも皆此類なれば夫をのこらず取ては退けられねども、是も大勢を殘らず取て退くることにあらず、其中の第一第二を取て退くれば、其跡は夫程になきゝものなり。わるき者一兩人あるにより、夫につれて殘らず惡く成てをるもの也。其一兩人をとり退け、又勝れてよきもの一兩人を上に立つると、いつとなく惡きものも、よく成るものなり。

悪く成るも、丁度此裏成るべし。其上よき人が上に立てば、其人の取出す人は、自らよき人なり。此通りのことなれば、よき人を取上ぐる迚も、始より大勢取出し、大分の祿をますにも及ばず。勝れてよき人四五人に思ひ切つて、ぐひと祿をやり、取立つる程のことは、成易きことなり。是程のことは、世人の目にも立たず、家中の受けぬことも有るまじ、男色抔の出頭にて、輕き者を家老用人に取立てゝ大祿をやりてさへ、上の至極に其を愛する故に、家中は結句恐れ憚り、其人の指圖を受くること例多し。勿論是は宜しからぬ、すまじきことなれども、是で考へてよき人を取立つることの、成易きを知るべし。必竟賢を好むこと、色を好む心より薄く、賢レ賢易レ色の訓を得と呑込まれぬ故、德ある人を、上に立つるを仕憎き樣に思ひ玉ふ成るべし。人の善惡をみる便りになるは、目付役なり。家老に續きたる大事の役と思ひて、志するどに直なるものを用ゆべし。又人の惡きを考へさする許りならず、隨分はきと云ひ付けて、人のよきを見立てさすべし。政の行屆くも、教の行屆くも行屆かぬも、一人の目にて見難ければ、惡を見出させて、人威しにするばかりにあらず。

りによき人揃ひ兼ぬることとなれば、夫許りにかゝはりては、次第に國風衰ふること也。五人の役ならば、三人は家筋の者を用ひ、二人は家筋になくとも、勝れてよきを用ひ、祿をまして取りたつべし。輕き者は、其國に大勢あれば、此内にて撰れば、勝れたる者多し。輕き者とて取立間鋪理更になし。是を取立つるは、一國の爲、我子孫の爲なれば、祿をますを大儀に思ふ筈はなし、祿を惜んで國と家とを忘るゝは、世に云ふ小利大損なり。然れども猥りに取立つべきことに非ず。もし我が出頭人の氣にあひたるを、めたとよき人と心得、夫を取立つる抔は、甚だあるまじきことなり。

善人を撰りて役人とするには、先づ其家の重役を第一とすべし。論語に、舜有二臣五人一而天下治まると云へり。又孝經に、諸侯有二爭臣五人一則雖二無道一而不レ失二其國一とあり。役人殘らずが、勝れてよき人にてなくとも、せめて五七人も勝れてよき人をより出して、人の上に立つべし。其國治まるべきこと明かなり。其故は、人はよく上の心に移る者なれば、上によき人を用ふる心其下へ移り、其用ひたる人の風も傍輩へ移り、悪き者も善く成る也。悪き人を上に立て置いては、家中の

する名たる詮はなく、いつ迄もよき役人出來ず。中にも勝れたる人は、輕き役人にして置くべからず。ぐいと引き擧げて、上に立つ役人にすべし。魯の君、政を問はるゝ時、孔子對曰、擧ㇾ直措二諸枉一則民服すと、此論を聞き、孔子と云ふ大聖人を目前に置きながら、夫を得用ひ玉はず、淺間敷ことにて、後世戒とすべきこと也。

人を用ゆるには、少の疵は捨て、其よき所を用ゆべし。疵なきものは稀也。たま〳〵疵なき者は、多くは何もかも埒明かぬもの也。大本の所に違ひなくば、少しの疵は疵にならず。又一色しそこなひたる迚も、其人を捨つべからず。大本の所たしかなる人ならば、一旦の輕き仕損ひは夫を免して、いつゝいつぽりと用ふべし。小過を免すとはこれなり。

家筋の内によき人あれば仕合せなり。家筋によき人少くば、家筋にかゝはらず、よき人を用ふるがよし。祿少なくば、祿を增して用ゆべし。家筋の人は可なりなる人にても、其家筋だけに志あるもの也。其名にて國人も信用し、又家來にも勤め馴れたるものあれば、十分になくても、家筋の人を用ゆることなれども、家筋許

丈夫に深く立つべし。是れ人をみる本なり。此性根さへすわれば、其心暗まず。其上、上にある目録にて、我目の及ぶだけ吟味すれば、中らずといへども遠からず。

善人あしき人を見分くること、君一人の目にて見分けても、中々行屆き難し。見違も氣遣はしければ、大臣を始めとし、重き役人、輕き役人迄にも、得と見分けさすべし。是又其眼を開かせてよし。眼くらくては、見違の程心もとなし。又輕き下役抔は、惡き人をも開き見て、よく取なすことあり。心得て取捌くべし。大てい君のよき人を取出し度しと思ふ心、十分に深くたてば、其下へ移りて、下も私なく、よき人を進めあげ、又よき者も出來るべし。仲弓の孔子に、焉知二賢才一而擧レ之と問ひし時、汝が知る所を擧げよ、汝が知らざる所をば、人それ捨てめやとのたまふ。よく〱考へ玉ふべし。

人君自分にも得と考へ、下へも尋ねられ、よき人と見えたらば、早速夫を擧げ用ゐらるべし。もし違ふべきか迚、ぐずつきおることに非ず。得と考へたる上、ふと見違ひたるとも是非もなきことなり。よき人と見すゑても、夫を用ひずば、見

恥辱を取ることあり。まして國政を助くる役には、形は立派と差當りのかしめなる許りに目を付くべからず。第一目の内に氣を付け、心に人の實不實常々得と見屆けて、平生の身持迄も得と考合せ、此三を本立として、何となく我氣にあふ人と、云ひ付くることのまゝをよく合はする許りとを、よき者と心得ず、實はなくて辨舌よきものをも、よきものと思はぬを、人を見分くる法とす。かくの如くなれば、人の善惡はよく分けらるべし。

見かけ柔過ぎたるもの、多くは實少なし。差當の才の有るもの、多くは實の才なし。見掛六ケ敷者に、却て實心あり。差當り不才なる者に、結句實の才ある者あり。すらりとしたる者に、實智有る者也。是を考へて見立つべし。

變りたることを工み出し、上の利用に成る樣にみせて、夫で自分の功をたて、立身の種にする者あり。此をよき人と思ふては濟まず。

善人を見出す本は、上に立つ人の眼にあり。此眼を開くべし。是れ生れ付の知慧許りにては、中々賴みにならず、其眼の開き方は、此下に顯はす。去れども差懸りては、我が眼だけに見分けねばならず。先づよき人を取出し度しと云ふ性根を

得べし。其次は學問はなくとも、生れ付しつかりとしたる人柄心いれよき士を至極大切に思ひ、身の爲を思はぬ人也。其二色の人は、差し當り不調法にても、全躰のしまり有る故に、何に付けても、本と要とを取失はず、大事の場の役に立ち大切なることの分をば、仕損はぬものなり。諸役人の上に立つ役、並になしを立たる役には、此二色の人を用ゆべし。其次は心いれ人柄は次なりとも、差當り働のある人也。此人はよき人の支配を受くれば、今日の間には合ふものなり。さりながら、此人をば猥に上に立てにくし。かゝる人の中には、心もとなきも有るべければ、能く見定めて使ふべし。惡き人とは、人柄宜しからず、心いれすなをならず、實少く、意地わるく、人の非を見出し、我が智を頼み、我をよきと立て、憐み薄き人也。此等の人は假令學問ありても、實の學問をしたる人に非ず。其次は差當り發明にて、人柄よく見え、奉公に精出しても、誠に上を大切に思ふ心薄く、利祿の望深き人、是又よからず。惣じて人を見るには、差出の立派なるは、使者杯のみせ男には、成程よき樣なれど、立派なる許りにて、誠の心薄く、正しき智惠なく、義に勇む魂の薄き者は、當分の間に合ひても、肝要の場を知る事なく、

立志の大本は學問にあり。一日聖人の書を離れては、一日だけ其志ゆるむ。自分にはゆるむとも思はねども、弓いるものの一日懈ると、一日だけ中りの薄く成る如し。然れども、只廣く書を讀み、慰み同前に心得、はつきりと身に引付けよまず、又よき師をあがめて、是に正されねば、志もゆがみ、其上すわり難かるべし審かに大本の編に述ぶといへども、大切なる事ゆへに、先づ其要を述ぶ。儒者の常言と聞捨て侮り玉ふべからず。

得人

家國天下を治むるは、役人に善人を用ゐるを要とすべし。よき人は只では出來ず。其拵へ方を知りて、是を拵へるなり。其所を油斷すべからず。されども俄かには出來がたし。さればとて其出來るを待つてはゐられず。先づ是迄の人の内にて、よき人を撰り出すべし。其拵へ方は跡に載す。

善人を撰り出すには、先づ用ゆべき人と用ひまじき人の目錄を辨へてよし。よき學問をよく仕負せ、人柄心いれよき、しつかりとしたる所ある。是をよき人と心

奉公勤め度しと思ふは、忠なるに似たれども不忠也、君に事へんと欲して、先づ君を欺くは不忠の至極ならざらんや。諸侯の身として、上を敬ひ禮を盡すは、もとより第一のこと、扨各國郡を賜はり、夫を治むる職を受取りをるなれば、そこを大切に勤め、身を愼み政をよくし、學んで智を正しくし、敎へて士民の文武を整へる。是にましたる忠あるべきや。殊にかの首尾よきを望み、役人となるを望む者、多くは身の飾り家の飾りの爲と思ひ、是を孝行と心得、かの君を欺き、義を失ふて虛名を求むるは、不孝の至りなることをしらず。是によりて志も立たず。たま〳〵立掛りたる志も、いつの程にか頽れ果て、しかも是をよきことゝ心得、か樣のことをせぬを偏窟あほうの樣に思ひなし、利名のみにはしりこみ、身は諸侯なれども、心は商人の有さまになりて、夫を淺猿しきとも思はず、只高位にほこり、自由に暮すを大名の身持と心得、甚だしきは賄賂の入用の爲に、士民をくるしめ、追從の爲にあほうなることをなすは、何ともすまぬことなり。かゝる諸侯は稀なるべけれども、たま〳〵は有る事なれば、かゝる有樣に成らぬ樣にと、隨分愼んで立志を固め玉へかし。

此通りなれば、あの國こそ天下の守りと成るべき、向ふ者有るまじき國ぞと、常に天下の人に思ひ込まれ、此に依て天下の守りとも成るなり。德を捨て、教を輕しめ、政を怠り、刑を猥りにし、法をゆがめ、禮をゆるめては、家中領分の人も、上を親しまず、只面々の立身を望み、利欲の心ばかりになり、近國の人にもあの政にては、何とも合點行かぬと思はれては、少の仁政、纔の武備有りても、天下の守には心もとなし。時の天子柳營のかげにて、天下治まりおれば、かゝる國にても、急に變ることなけれども、その國のよわみとなることは、至極深く、末は猶更心もとなし。かくの如くならば、治國の本理に背き又國家の危を招き、近くは我身の耻辱、遠くは子孫の難儀を忘れたるに非ずや。古へより此方國亡び身危き時に成つて、前非を悔んで返らぬ例、和漢の記錄に明かなり。怖るべし、謹むべし。

諸侯の身、道理を正しく守りて、(ハ)公邊の首尾宜しく、或は上に信せられて、役人に仰付けらるゝを悦び羨むことは、左あるべきことなれども、色々と繕ひ、賄賂追從して、是を求め望むは、鄙劣の至なり。かゝる鄙劣をして成りとも、何卒

(ハ)公邊。幕府をさす。

を取直しにかゝり、勝手を取直したる上、差懸りたることを、しはらひたる後には、文教をも廣め、武備をも備へ、士民の貧をも救ふべきと心得たる方多し。此甚だ心得違ひなるべきか。勝手を取直すべき爲迚、文武を輕んじ、士民を苦しめては、治邦の根本くづれて、天の惡む所、人の嘲る處、國の災も計り難し。所謂身の肉を削りて口に食ひ、其飢を救ふなり。肉盡きぬれば身死す。何の飢を救ふに足らんや。然るに、是れ必竟文武を奪み、士民を愛する心薄く、目前の利を貪るより出づることなり。目から顧て其誤を知り、國貧なれば迚、成だけ文武を捨つべからず。成だけ士民を愛すべし。則また立志の重き所なり。

武備を輕んずべからず。然れども武備有つて威勢さへ強ければ、政は宜しからでも、事濟むと思ふべからず。假令小國迚も武備有つて、士風するどなる許りにて德行薄き時は、甚だ(十)心許なきこと也。まして四面打ちひらけて、四方につゝまれたる大國は、德を本とし敎を先とし、法禁賞罰を正くし、武備財用ありて、守りを取失はぬときは、家中領分の者、殘らず上に懷き敬ひ、忠勤を先にして、我が立身を顧みず、憐み救ふ心深く成り、利欲の心薄く成り、其國よく治まるなり。

(十)心許なし。おぼつかな。

（ウ）物入。入費。費用。

智惠許りを賴まず、人の智を吾が智とするが誠の智なり。賢者とも云ふ程にてはなくとも、其國に勝れたる者、又は勤め馴れたる下臣に、其了簡をいはせて聞き夫をよゝ嚙み分けて、速かに是を用ふべし。一國の事は、一國の人の云ふ處と好む處とを聞き、天下のことは、天下の人の云ふ處と好む所とを聞き、夫をよく聞き屆けて、事をさばくときは、當らざること稀なり。人に聞きても、はきと分らぬときは、聖賢の書を披き見れば、ぴつたりと合ひたることはなくても、其詞を讀む内に、今日の上の道理披けて來るもの也。兎角道理のすまぬことは、かな書の書なりとも、是をひろげて見れば、ふしぎに其理披くること有り。宋の趙普は朝廷の大事有る度に、必ず論語を開いで是を讀み、其思慮を練りたるとなり。譬へば詩を作る人の、趣向たちにくき時、詩集を披きみれば、其景に合ふ詩ならねど、他の詩を吟ずる内に、趣向を思ひ付くと同じ。自からの智を賴みては、其是非とみる處、理に當り難かるべし。

人君の身、文武を尊まぬ人も稀なり。又士民を救ふ心なき人も非ず。然るに其國の貧きと、差懸りたることの多きとの二によりて、先づ其（ウ）物入を省き、勝手

（ラ）荷擔。一方をのみ助くること。
（ム）利用。こゝにては惡く自分の爲にすること。

と許りしては、古人の語を聞きはいり、其心の本と、しかたの要をしらず。其かたを似せて、有來りたることを卒爾に改め、是を聖人の道を行ひ、國天下の政をよくすると心得ては、甚だあぶなきこと也。まして學問もなく、一旦の知惠にて政を改めては、猶更理に當らぬこと多かるべし。されば迚よからぬ政をも打捨て手をささぬことには非らず。

差懸り、國天下を治る身の、善惡を見分くるに、學問整ふを待つては居られず、先づ本と要とを知り、是を何卒見損ふまじと強く望み玉ひ、古人の教を考へ、時の賢才の智を借り、我身の難儀氣のつまるを厭はず、色に溺れず、樂みに溺れず贔負（ラ）荷擔なく、名聞（ム）利用を離れ玉ふべし。かくの如くならば、其善惡を見すゑ玉ふこと、中らずといへども遠からず。善惡のはきと見えぬは、智の暗き故なれど、少しの智有りても、人欲と名聞にて取亂ること多し。恐るべきは此二つなり。

又我が智慧を慢じ、人の云ふことを受けぬを、自から強く警め玉ふべし。いか程智慧有りても、人の上に生れては、輕きこと迄には、とくと行渡らぬ者也。吾が

(ナ)どか。どつかり。一時に。

ず早速止めねばならず。夫程にわるくなき迚も、是を止むれば、十人難儀して、百人の爲に成る事なれば、十人の難儀搆はれず。時に依つては、(ナ)どかと改め難く、騷々しからぬ樣に、そろ〳〵直さねばならぬこと有り。然れども夫にかゝはり、甚だわるきを捨置くべかららず。よきことを始むるも、又此通りなるべし。又一國にては止めらるれども、天下殘らず止めにくきこと有り。其所をも考へて、成るたけ行屆く樣にすべし。

道理の善惡に目を付けず、只上の利分許りを見て、有來りたることを卒爾にかふるは甚だ危し。結句上の爲にもならひで、下の痛となること多し。目前の小利に溺れて、永久の大害を忘るべからず。一時の小慈に溺れて、萬世の大不仁を忘るべからず。

よきことの内の、本と要とを失はずば、善の善なり。よくても本と要とを取り失ひ、輕きを重んじ、重きを輕んじてはすまず。

わるきことを止め、よきことをますには、能きと惡きとをはきと見分けて、能く見定めて改むべき事也。なま兵法は大疵の基とも云ふ通り、筋惡き學問を、ちく

（ツ）納得。承知。得心。

（ツ）などか。どうしてかといふこと。
（ネ）うはけら。上邊うはべ。

先祖にも背かず、目立つこともなく、道理に叶ふべきことなり。

又大臣の得と（ツ）納得あるを要とすべし。大臣を敬ふは國の禮なり。然れども、大臣の心得違たるを、其通りにもたれて居ては、國政亂れ、民の心離ること有るべし。大臣の心得違を正し、我道を行ふ眞を、能く呑み込ますべし。是六ケしき樣なれど、我に道理正しく、眞實は深く、我意を立てずして、得と命あらば、大臣に成り居る程の人、（ツ）などか呑込まぬこと有るべきや。必竟其あり來る格式を用ひて、（ネ）うはけらにて尊み、其人を大切に思ふ心なく、深切にする氣なきに依て、大臣も上を親しむ心生ぜず、又上に道を尊み政を重んずる心薄く、たまたま道理を云ひ、政事を論ずるも、我意許り立て、我儘にする樣に見ゆるに依て、下も上に感ずること薄し。是故に大臣と反して、大臣も主命を用ひぬ樣になること多し。能々心得玉ふべきことなり。

又一國一天下の人の、俄かに難儀せぬ樣に心得て、萬事改むべし。舊きことにても、俄かに夫を止めて、渡世に後るるもの有り。其代りの宜き渡世を披き、得と合點させたる上に、夫を止むべきこと也。されども甚だわるきことは、夫に搆は

ら咎められ、怪まれるは、是非もなきことなり。是をおそれて手を出さすば、心得違なるべし。但人みせだてに(タ)仰山になることをして、上から咎められ、怪まるゝは論の外なり。

又國天下の政の上、其先祖よりなし來たりたることを、猥にかふべからず。されども全くかへぬことには非ず。能く吟味をし、道理のつまり、かへねばならぬことは、是をかふべし。(レ)卒爾に改めては、外よりも怪しみ、大臣も呑込み兼ね、家中も騒がしく、國政淺はかに成る也。扨昔より有ることは、一旦は尤もならぬ樣にみえても、かくれたる理あることなれば、卒爾には止め難し。又假令よからぬに極りたること迚も、我が一旦の知慮にて深々と改めず、古法を本として、理を正して改むるときは、國法新たにかはらずして、國人よく是を守り、子孫も卒爾に改むることをせず。能く永久に傳はるべし。惣じて元祖の君は、何れも明かなる者なれば、其大法は正しき事多し。夫より代々なし來る所、よほどづゝのかはり有ることとなれば、其品々をよせ集め、代々の内のよきことを取り、あしき所を用ひずば、大體よろしき政と成るべし。其上の足らぬを増し、餘るを減らさば、

(タ)仰山。おほく。たいそう。

(レ)卒爾。にはか。そこつ。

に、よく〱固め置くべし。上のたるまぬを要とす。上にたるみあれば、速かに下に移ること也。されども續くまじきか迚、控へ見行することに非ず。一日よきことを始め、一日わるきことを止れば、一日だけの仁なり。一日成とも、よきことを始め、あしきことを止めさすべし。よしあし分れねば、是非もなけれども、いはきと分れてゐるに、うろつきて居るは、近頃殘念にて、かひなき心得なり。國郡の政を改むるに付ては、第一に天子（ヨ）柳營よりの大法に氣を付けて、是に背かぬを要とすべし。たとへいか〱と思はることにても、大法の上にて夫をせねば叶はぬことは、もとより止められず。是がよきと思ふことも、大法に背くことは始むべきことに非ず。屹度命ぜられたる大法にてなけれども、上にもなし來られ、諸國にもなし來ることあり。是も猥になすことには非ざれども、大法にさへ背かず、上より不審の懸るべきことならずば、よきことを始め、あしきことをやめて、聊か苦しかるまじきことか。大法に背かぬことを、諸國一統になし來りたるにかゝはり、よきことを始めず、あしきことを止めずば、國を治むる道に背き、結句上を貴ぶ道にあらじ。上の大法に背かず、其國の政を改めて、夫を上か

（ヨ）柳營。將軍の陣營、又將軍の居所をいふ。

思ひ切つて、すつかりと早速止むべし。尤もはつきりと殘らず止めるがよし。甚だはきと見すゑたることなれば、始め難きこと成とも、思ひ切てすつかりと早速始むべし。尤はつきりと殘らず始むるがよし。おづ〳〵手を出して片へらを直しては、直さぬに似たるものなり。又始むること遲ければ、用に立たぬ許りでなく遲きだけの害あり。一日も早きをよしとす。但是迄しきたりたる惡きことの內、輕きことの早速止めにくきことは、そろ〳〵と止め、是迄しきたらぬ能きことの內、輕きことの早速始め憎きことは、そろ〳〵始むることも有るべし。然れども捨置かず、常に深く心掛けて、必竟何卒改むるがよし。

又あしきことは、たとひ輕きことにても、纔かも夫を止むべからず。あしきことを民より願ふは、皆利欲に迷ひ、天命を忘れて、是を望むことなれば、ゆるさぬ迚害なく、結句民に益あり。民の願を餘儀なく思ひ、眼前に害なき迚、あしきことをゆるせば、一旦其國其時に害なく、或は利ある樣に見えても、必竟民の大害なるべし。

又よきことを始め、あしきことを止めるからは、隨分中たるみなく、末の續く樣

（カ）子細。事のわけ。

しぞこないあるものなり。さなくてもぐずつき、事におくれては、害あること多く、下にたつものも、退屈してくるときは、是又宜しからず。季文子三思而後行、子聞レ之曰、再せばこれ可矣、其註に兼て理を窮むるを貴み、時に臨みて、猥に思ふことをたつとまずといへり。

扨是迄有來りたる事と其事の上の仕方に氣をつけ、是はいかなる譯ぞと、其譯を得と呑込んで、よきとあしきとをはきと見分け、よき事は勿論大切に守り、よきことの足らぬは增し、あしきことは止め、惡きことを始むることは堅く是をせずかくの如くなるべし。其（カ）子細を知らず、よきと惡きとを見分けず、重なる目當を辨へず、只定りたるかたに任せ、夫に違はぬ樣に許りするは、たとへば儒者の我心に、はきと呑込まずして、師に聞きたる通りを、うか〳〵と人に言ひきかするに同じ。是にて仕損ひはなき樣なれど、いつの間にか本を失ひ、骨を折つても、役に立たぬことあるべし。

よきことを始め、わるきことを止むるには、是を大事に心得、輕々しくすまじきことなれど、甚だわるきことと見すゑたることならば、止めにくきこと成とも、

とは、道理に違はぬ様にと、心懸けるをいふこと、萬事の根本にて、治邦の大事なり。文盲なる君相は、無性にわる念をいれ、夫を敬むと覺えること誤なり。わる念を入れたるばかりにては、手間取りぐず付いて、用に立ち難く、却てし損ふこと有り。晋の殷浩と云ふ人、桓温が威を恐れ、遣はす書簡の文言に誤あるべきかと氣遣ひ、封じては明けて見、又封じては又明けて見、餘りに再三明けて見て取違ひ、白紙をいれてやり、甚しく咎められ、禍に合ひたり。常に隨分知を練り置いて、事の有る時には、及ぶだけ是と非を考へて、速かに埒明けることなり兼て練り置かぬ知が、俄かに無性に考へたるとても、各別の料簡出づべからず。結句狼狽廻りて、筋なき料簡の出づるものなり。物を書く人の、平生手習は怠り居て、狀かく時になり、俄にたしなむが如し。何として能く出來べきや。されば迚も麤末にすべきことに非ず。重きことゝ輕きことゝを見分けて、重きことには、各別に念をいれ、本と要とに深く心を付け、是を第一に取扱へば、其末の細き所は、一通りに念を入れても、大なる誤は有るまじく、めたと何もかも一樣に心得ては入らぬことに、手間どりて、夫に取紛れては、肝要の重き所結句麤末になり、

(オ)むら。色の濃淡の所々にかたまつて居ることにてそろはぬこと。

(ワ)折檻。惡をこらさんとてせめさいなむこと。

わるきことする子は打たゝき、只可憐がる許りでなく、色々と考へ辨へ、行屆く樣に取捌き、宜き人に仕立て、夫々に片付けてやるなり。仕分は色々分るれども皆一の可愛と云ふ所から出て、是れが誠可愛がるなり。上より下を可愛がること全く此心なるべし。只結構に、ものに構はぬと云ふは、實に可愛がるにてなし。可愛と云ふを根に立て、夫々にやるべき物をやり、ゆるむべきことは緩うし、行渡りて(オ)むらなき樣に、親が子へ夫々に所領を分けてやる通りに、禮を定め法を立て、學問させ、家業を勤めさするは、親の子を敎ふる心なり。埓明かぬとみゆれば、先づ輕く刑してこらかし、夫にても直らねば、一人を刑して、萬民をたすくるは、親の子を(ワ)折檻し、大勢の内の役に立たぬ子は、勘當して仕廻ふ心なり。此心にて取捌くべし。此心ありて政行屆かぬことはなし。行屆かぬは此心足らぬゆゑなり。憐みの心なく、理屈ばかりにて捌きては、其捌き屆かず、されども憐みの心ありとも、其仕方わるければ、憐の心行屆かず。

偖敬を用ゆべし。敬なければ其愛屆かず。敬とは何事によらず、差懸りたる事に我心を一筋にいれ、うかとせず、麤末にせず、大事にすることなり。大事にする

(ヌ)ばつと。漠然(ばくぜん)と。

(ル)憐愍。あはれみ。

立置かるゝ國あり。是は天下を治むる人の、其一族を立てられたる國なり。此國は其守りを常に忘れず、其國を勝れて能く治め、天下を治むる人にも、たのもしく思はれ、諸侯の手本とも成りて、猥りに諂はず、猥りに怖れず、國の勢を失はず、大事に及びたるときは、一事とは後れまじきぞと、兼てより思ひ込み、しつかりとすわり居玉ふべきこと、かゝる國の主となつて、只一通りの國の樣に心得ては、其國の日當に背くべきこと歟、國天下を治むる大綱を知りたる上は、是を行屆ける仕方を辨へ、是を勤め行ふべし。(ヌ)ばつと大綱を知りても、取廻し方すわらねば、網を持たずに、魚を望む如し。此書第二編より後は、皆仕方をすれども、先づ其惣くゝりを此下に論ず。

國天下をよく治むるは、身を脩むるを大本とす。是れ大本の編にのぶ。志を立つるは、是を治むる上の本也。治むる上に手をおろす時は、愛を本とすべし。愛とは俗に云ふ(ル)憐愍なり。憐愍とて、めたと人に物をやり、人を遊ばせおき、罪を猥りに緩めることではなし。親の子を可愛がる通りに、十人の子あれば、十人を皆可愛がり、大事に思ひ、夫々にせわをやき、隨分精を出させ、藝を習はせ、

急度志を立て丶、大治を願ひ玉ふべきことなり。

志を立て丶も、夫許にては濟まず。是を能く治むる大綱を知るべし。其國中は本よりのこと、天下の諸侯の、國に道を行ひ難きことなき樣に取捌き(ト)風化外國迄及び、外國に侮られず。亂れざる前より、亂れたる時の手當をなし、亂れたるときに、速かに是をしづめるは、天下を治むる大綱なり。一國の人を難儀させず道理に背かず、治をたもち、亂を防ぎ、天下の守りとなるは、國を治むる大綱なり。是を(チ)はきと呑込み、かくの如くに能く治むべきと、親切に思ひ込むを、是を誠の立志と云ふべし。

又國郡を治むる上にも、夫々の重き目當あり。是をしかと心に懸けて(リ)不斷忘るべからず。何れの國迚も、先づ其國を難儀させず、道理に背かせまじきぞと心懸け、思込むは一統のことにて、其上に目當とする所あり。近國の押へに立てらる丶國あり。其近國ののどくびなる故也。諸國の押へに立らる丶國あり。其諸國ののどくびなる故也。外國の防ぎに立てらる丶國有り。其外國に近き故なり。此國々は其押へ防ぎの頽れぬやうにと、常に心掛くべし。又天下を治むる家の守りに

(ト)風化。一般の風俗を善良の方に導くこと。

(チ)はきと。はっきりと、明了に。

(リ)不斷。常平生たえず。

治世の君の心には、世に謀反人もなく、國に盜賊も少く、野に餓死人も稀なれば是迄の通りにて、世はよく治まりをると思ひ、有來りたるなりをさへ違へねば、夫で事すむ。また是より能く治むべきと思ふは、いらざること、かく心得居玉ふて、有來りたるなりに任せるを、至極の事とし玉ふが多し。心の儘に振舞ひ、あり來りたる事を頽し玉ふからみれば、先づわるき君とはいはれねど、智惠暗く眞實たらぬことにて、人君の道に背き玉ふ心得なり。惣じて治世旣に久敷成りては先祖のなし來りたること次第に頽れて、當時は頽れたる政多し。然るを今謀反も出來ず、盜賊も少きは、かの先代賢き先祖の取捌き、何となく世に弘まり、其陰で大亂は發らぬなり。然るを今段々頽れたる政の通りに任せ、夫で大亂は發るまじと心得玉ふは、目の前に大亂は發らずとも、大亂の根次第にひろがり、終には大亂を生ずるなり。古人の詞にも亂の生ずること雷の如しと云へり。亂は思ひ懸なく生ずるものなるを、亂の發る迄も、亂は發らぬ、と油斷すること、愚昧の至りなり。たとひ亂は發らずしても、大治を願ふ心なく、有來りたるなりに任せ、うか〳〵と過し玉ふこと、人君の道にあらず。まして亂の發ること、測り難し。

を踏まへ、國天下の主となり、下に立つ者を育てあげ教へたつるが、これ天の命、我身のなすべき職分なれば、其職分を守らずして、國天下の者に難儀を懸けては天の命に背き、不忠不孝の罪輕からずと、かく心得て國天下を十分に能く治めんと、深く強く思ひこみ、段々と手をおろして行くを、仁義を本として、志を立つると云ふ。如レ此なれば、人君の道に叶ひ、其下も上の恩に感じ、上を貴む心厚く、速かに能く治まり、外國にも侮られず、子孫も衰へず。もし國天下亂れ、外國におかされては、吾身吾子孫の難儀、夫許りを苦み、夫を遁るゝ爲め許りに、國天下を能く治めんと思ふ。是を利心から志を立つると云ふ。如レ此なれば能く治まりても行届かず。いか程自分に骨折りても、下其恩を感ぜず。たとへば人に頼むことある迚、其爲に物をやりては、結句我がさげすみ、悦ぶ心薄きと同じ。聖賢は國天下の爲めに、國天下を治む。志暗き人君は、我身の爲めに國天下を治む。いか程骨折りても、我身の爲めにすることは、町人百姓の世渡りと同前なれば、かゝる心にては、其下のもの、上の恩を感ぜぬも理なり。此通りにては、身は人君なり迚も、心は匹夫に似たり。恥かしきことならずや。

治法要旨

著者未詳

巻之上

立志第一

人君は天の命をうけて、其國天下の主となり、國天下の父母なれば、これをよく治め玉ふこと、是其職分なり。是を能く治むるは、先づ能く治むべきと、眞實に心の底から思ひ込み、是を丈夫にすゑ玉ふべし。是を立志と云ふ。爰が第一のことにて、かうすわらねば、手をおろすべき本なし。志立ち難くとも、そこを自分に引立て、丈夫にすゑ玉ふべし。一旦は丈夫にすわつても、中だるみし易し。そこを又油斷せず、隨分引立て玉ふべし。中たるみしては、夫から次第に頽れて、行屆き難し。

仁義を本として志を立つべし。利心から志を立てゝは、誠の志に非ず。先祖の跡

を出さずにはゐられず。是を治むる上は、強く心を用ひ、手をおろす上の、本原要領を辨へ、是を治むべきことなり。此書、國を治むる人の爲めに顯はす故に、先づ其手をおろす上の要を、此初に載す。然れども大本立たざれば、手をおろす上の本たゝず、まして其末は猶行き屆き難し。依て此下編を終りに載せて、前に云ふ處の根原を示す故に、此上下編には、殊更先づ深く心を用ひて、慥に勤め行ひ玉ふべきこと歟。然れども手をおろす上に、心を用ひられずば、是則ち其大本屆かぬと云ふものにて、根はほこりても枝葉しほれ、花も木の實もならぬと同じ。手を下し玉ふについても、其一方許を用ひて、八編を揃へて勤め玉はずば、益なき許りならず、其害を計りがたし。然れば此十編、本末前後はありといへども、ひとつとしてゆるめ輕しめ玉ふべきことに非ず。自ら顯して自らかく云ひ述ぶるは、近頃片腹痛き樣なれど、此編一分の存念に非ず。五經四子近思錄に述べられたる意味なれば、見る人の譏りをも思はず、しかれども退いて考へては、かく書き述べ、かく心得たるが、實には聖賢の意に背きたること多からんと、怖ろしく思はるれども、夫は見る人の眼に任せて、先づ自ら見留めらるゝ所をかく說き述べぬ。

此上編、人君の學を勸め、身を脩むる要なり。下編は、家を齊へ子を敎ふる要也。天子より庶人に至る迄、身を脩むるを本とす。其身脩まらずしては、家國天下治まらず。ゆがみたる木に、ますぐなる影なきが如し。天下の本は國也。國の本は家也。家の本は身也。身ををさむるの始りは學問にあり。學問なければ志も立たず。志たちて政に手を下されても、私の知を以て取捌きては、一旦は取懸りても其智惠限り有り、中たるみして行屆かず。其上自らは善と思ひても、其善誠の善に非ず。折角身ををさめ、家國を治めたると思ひ玉ふも、誠の治まりたるに非ず。まづ爰を知つて是を勤むるは、國天下を治むる大本なり。其身を能く愼しみ政をよくなし玉ひても、其子孫親族を敎へ玉はず、敎ありても其敎行屆かずしては、一國を敎ふる本たゝず。夫のみならず、其子孫道を辨へ玉はずば、折角正されたる政も、一時に消え行き、直りたる風俗も、一時に破るべきことなれば、聖人齊家を以て、治國の本とし玉ふこと、誠に故あるかな。能く此二つに心を用ひ玉ふならば、治國平天下の業は、日々に新に、其身一代ならず、萬世迄もきはまりなかるべし。然れども國天下を治むる人、我身我家いまだ治まらず迚、國天下へ手

（ニ）桀紂。支那古代の夏の桀王と殷の紂王とをいひ、共に名高き暴君なり。

（ホ）めた。濫多。（めつた）にて、むやみ、むちやくちや。

（ヘ）聚斂。重税を取立てること。

此編、國天下の爲めに、金穀等を取廻す要を述ぶ。先づ財をつみ貯へるは、只我樂しみにすることに非ず。國天下を惠み養ふべき手當也。家内國中を痛めて、我藏に米金を積むは（ニ）桀紂が亡びたる道なり。然れども、取る所の米金に限りあり。是を猥りにして、其身其家の奢をなしては、士民を惠むこと成り難く、又惠むまじき者を（ホ）めたと惠みては、惠まで叶はぬ者をば、結句え惠まぬ様になり又凶年の手當兵粮の貯へもえせぬ様になり、又取廻し方あしくては、生ずべき寳も生ぜず。依て聖賢大學の法にも、財を生ずるの道を示し、周易にも財を以て人を集むるの設有り。今其要を述べ、其身其家を奢らず、家中を痛めず、國中を苦しめず、やるべきものをやりて（ヘ）聚斂をなすまじき所を示す。能く是を考へて、寳を積むを人君の樂と心得られず、只だ國に施すを第一と心得、桀紂の亡びたるを忘れ玉ふまじきこと歟。

下巻

大本　上下

武備

此編、亂を生じさせぬ備、亂るれば速にしづむるの手當を記す。亂は貧にせまつて身を愛すると、道を守らずして上を恨むる、とより生ずれば、貧を救ひ學をひろむるは、亂を生ぜぬ本なり。然れども天下は廣く、時運は計られず。殊に其政行届かず、内に惡を生ずるもの有つて、亂を企つるときは、是を罰してしづめねば叶はず。是只我身の難儀を怖れ、國を奪はるゝを怖るゝ許りに非ず。亂は則ち道に背きたる所にて、又國民の難儀となれば、是をしづむるは、道に背きたるを正し、民の難儀を救ふ事、是其めあて也。然るに是をしづめるも、兼てより手當なくて叶はず。此手當も、武備そなはれば、亂を速かにしづめられ、又治まりゐる時も、國天下の人これを恐れて、聊も亂を生ぜず。故に亦亂を生じさせぬ手當也。此要を此編にのべて爰にのす。

財本

を、此編に述べて爰に置けり。

賞　罰

此編、賞をなし、罰をなす上の心得を述ぶ。賞とは、道に背かぬものを褒むるを云ふ。罰とは、道に背くものをいためるを云ふ。賞なければ民進まず、罰なければ人懲りず。賞あつて罰なければ、春あつて秋なき如く、ゆるんでしまらず。罰あつて賞なければ、秋あつて春なき如く、いたむ許りにて潤はず。賞罰ともにゆるみては、事整はず、下治まらず。賞を先にせざれば、人是に服せずして、罰あつても用に立ち難し。然れども未だ學を弘めざれば、賞すべき人もすくなく、罰すべき人多く、是を悉く罰しては、其罰きびしくなり、行ひ難きに至る。かゝる時は僅かに賞すべき程のことあつても、奇特なることなり。すさまじき惡ありては、免しおかれず、さなくとも夫も憐れましきことなれば、賞を先にして随分厚くし、罰は猥りにきびしかるべからず。かくの如くにして、聖賢の意に叶ふべし。依て此編を爰に置き、其大要を述ぶ。

此編、法を立て　禁を定むるの要を述ぶ。其國天下の人のせで叶はぬ重きことをかうせよと定めて出すを法制と云ふ。さうしては甚だ宜からぬ筋を、かうするなと定めて出すを禁令と云ふ。凡そ國天下を治むるには、此二つなくては叶はず。依ていつの世迄も、此二つのなきことはなし。されども、其かうせよとある所、さうするなとある所、得と道理にあたり兼ね、又道理の上にかうせねば叶はぬことをも、さうせよとの定めなく、大義にそむきたることを、さうすなとの定めなきことあり。然れば、よく國を治めんと欲する時は、是を直さでは叶はず、然れども先代より有り來りたること、殊に事品多くて大事なることなれば、一時に改め正さるべきことに非ず。其上先づ貧を救ひ、教を弘めねば、何程法禁明白にても、下のもの夫れを用ひず、却て侮り背くこと多し。よつて先づ貧を救ひ、教を弘め、其法禁は先づ是迄あり來りたるに任せ、其內の甚しく理に背きたるばかりをやめ、其なくて叶はぬことをまして、是を下に命せらるべきことなれど、國富み、學弘まる上にては、もとより法禁を得と正して、國天下のめあてを立つべき事也。よつて其急に止むべきことゝ、又緩やかに正すべき所と、其正し方との要

のわるきを苦しみ王ふ方多けれども、只是れを患へて、是れを能くせよと命せらるゝ許りにては、風俗直り難く、士民の惡を好む心止まず。此風俗をよくする本は、只此學問にあり。病を直すことを望みても、藥を呑み、灸をせでは直らず、風俗のわるきは病の如し。是れを直す學問は、藥と灸の如し。故に國天下を治むるは、貧を救ふと敎を立つるとの二つを、鳥の兩翼、車の兩輪の如く心得ねば叶はず。下にも賢こき者多ければ、自分に心懸け學ぶ人もたえざれども、上よりはきと世話なきときには、一統に行き渡らず。又爰に心懸あるものも、思ふ程に行屆かず。又次第に衰へて、一向無學の世となり易し。但し一通りに勸められても其勸め方行屆かずしては、勸むことなく、させ方あしくしては、學問ありても用に立ち難し。まして學衰へてゐる世には、殊更強く引立て、はきとしめし玉ふべきこと也。善に勸むことは難きものなれば、深く心を用ひ玉はずしては、行屆き難かるべし。依て是等の趣を述べて此處に載す。

法　禁

亂の本なり。故に聖賢の國天下を治むるは、貧を救ふを急にす。然るに救ひ方行屆かでは、救はぬに同じく、よつて聖賢の意を本とし、其救ひ方と、貧にならせぬ仕方の要を此編にのぶ。

教導

此編國天下に學を勸むる要を述ぶ。凡そ民はもとよりの事、士の身にても、貧をまぬがれねば、教へ行き屆き難けれども、貧をまぬがれ、衣食乏しからずしても學をさせず、道を知る事明ならねば、人の本分を取り失ふもの多く、或は、役に立たずになり、或は、惡をたくみ、恥辱をも知らず、刑罰をも恐れず、是に依つて其身を苦しめ、其家を亡し、又貧を救ふても、迹から貧になり、上の惠も行き屆かず、又國天下の風俗頽れて、人の智恵薄く、實すくなく成りて、上の役に立つものすくなし。國天下の人の能くなるは、風俗能きを初とす。風俗よければ、わるき心の人も、おのづからわるくならず。よき役人でも風俗わるければ、能き生れ付きの人もわるくなり。能き役人も出來ず、よつて人の君たるもの、風俗

風俗美しく、末次第に繁昌すべし。故に國天下を治むるは、人を得るを要とす。此編を爰に置くは此故也。其拵へ方と見出し方、委しく、此編にあり。人君既に志を立て玉ふ上は、此編の趣を用ひて、その手足を丈夫にし玉ふべき事歟。

中巻

撫育

此編、天下國中の士民の暮し有る樣にする要を述ぶ。凡そ國天下を治むる事、手廣く事多き樣なれど、其要二つ也。一には、國天下の士民の暮し有る樣にする。いづれも(イ)渡世有つて、子孫迄も相續さするなり。二には、士民に道を知らせて、此道に背かせず、子孫をもよく育てさするなり。其渡世ある樣にするに二つあり。一には、貧をすくひてこれを取り直さするなり。二には、貧にならぬやうにするなり。貧なれば其身難儀に及ぶ、もとより憐むべき事にて、難儀に及ぶから、(ロ)淺猿敷心出來、淺猿敷事をなし、たとへ道を知り尊みても、是を得行はず。士の身にてさへ貧におはるれば、學問武藝にも怠り、道に背き身を亡ぼす、是大

(ハ)渡世。よわたり。なりはひ。くらし。

(ニ)淺猿敷。さもしき、あさはかな。

得と手をもをろさず、心をも用ひず、一旦手を下ろし、心を用ひられても、中たるみして行届かず、下に立つ者も引立たず、誠の心出來ずして、いつ迄も治むる事整ひ難し。故に志を立つるを、治國平天下の初とす。君子は何事によらず、本を勤むる事なり。殊に治國平天下は、爰がぬけては行届かず。よつて此編を初に置く。人君先づ是を讀みて、其初を知り、是を用ひて、其本を立て玉ふべき事歟。

得人

此編人を得る要を述ぶ。人とは勝れてよき人なり。得るとは夫を拵へ、夫を見出して役人にし、夫々に使ふ事なり。但し其拵へ方を知らねば、いつ迄も能き人出來ず。見出し方を知らねば、よしあし分れ難し。夫れ君は身なり。臣は手足なり國天下は手廣き事なれば、君いか程よくても、よき家老、よき用人、よく下役をとり廻す人なければ、君によき志ありても、中々行届かず。身は丈夫にても、手足の叶はぬ如し。家老用人諸役人宜しければ、君の心に思ひ玉ふよりは、諸事よく行届き、其身一代許にてなく、子孫の世に成りても、いつ迄も、善政傳はり、

(ロ)綱領。おほもと、おほぐゝり、物事のおもなるもの。

治邦要旨目錄

此目錄は、則ち此編の大要なり。朝夕是を(ハ)綱領として考へ玉はゞ、其足りに成るべきかと思ふ。よつて先づ是を、あら〳〵說き述べ、卷の初めに載す。

上卷

立志

此編志を立つる要を述ぶ。是れ國天下を治むる要中の要也。志とは國天下を能く治むべきと、眞底から思ひ込む事也。立つるとは、此心を深く強くする、寢ても覺めても忘れず、いつまでも、ゆるまずくづさず、次第に丈夫にするを云ふ。國天下を治むる身にて此志のなき人は稀なれど、爰の丈夫にすわりたる方も亦稀也。爰のすわりなければ、根本慥ならざるによつて、或は欲にそみ、或は獵漁に溺れ、或は氣のつまり、身の苦しみを厭ひ、或は心の慰を望み、或は今日差當りたる事におはれ、うか〳〵と日を暮して、其心彌すわらず。夫れ故國天下の政に

（イ）草莽。くさむら、くさはら。轉じて民間。在野。

知れたる事を、再往考へ見玉はゞ、能く誠に知る手懸と成りまじきや。但し（イ）草莽にすむ我輩なれば、文言もしふつゝかに假名遣もあやまりて、よめがたかるべく、又おそれを憚らぬ詞も、まゝ多く有べけれど、只此道をあかしたく、深く思ひ込みたる心を、よくあはれみさつして、其罪を免し玉へ。

元文改元冬十一月

治法要旨序

此書、國を治め人を敎ゆる大要を示す。要とは色々仕方ある上の、ひつくゝりの所なり。其要の内第一の所が本也。此本をぬかしては、餘の事行屆き兼ね、餘の事行屆きても、何の役に立たず。此本がすわれば、餘の事も行き屆き、たとひ行屆きても、先づ其大筋は立つなり。これ要中の要也。要と本とを知れば、其詳なる仕方は、此中より取出され、手をおろす根はすわるべし。此要と本とは、聖賢の書を讀まば、委しく知れる事なれども、もし〳〵治邦の人、予に道を問ひ玉ふ事あらば、又書を讀みをこされぬ内から、早く先づ是を心得さすべき爲めに、假名書に述べて此書となし置きぬ。惣體人の上に立つ方は、夫だけの智惠ある事なれば、此書を讀み、よく知れたる事を、珍らしそうに言ひ述べたると、おかしく思ひ玉ふべけれども、かく思ふ方此書にのべたる通りを、よく勤め玉ふならば、ほうぐ同樣に見なし玉ふても、少しも恨みなし。此通りにえなし玉はぬならば、自分に知りたると思ひ玉ふが、よく誠に知り玉はぬ故なるべし。然らば此のよく

艮齋閒話二冊　幕末の名儒安積艮齋が治國經世の偉才を以て人道を說明せしものにして、和漢古今の實例を引用して平易適實の裡に道義を解せしめんと勉めし用意の程を窺ふべし、上下二卷言々國家社會の實際を穿ち頗る後人の參考に供するに足る、天保十二年三月三都にて發行せらる、其當時の愛讀書たりしを知るに足る。

以上は悉く予の藏書本を用ひたり。

大正八年四月

足立栗園識

らずとて、稲葉佐渡守正親が享保十七年八月自ら筆執りて家訓としたるもの也、主人の心得、家臣の心得、主人臣下通ずる心得、忠孝の大意の四章に分ち、假名文を以て道を説きたる極めて通俗切實の倫理書なり、全部寫本。

至公訓四卷　享保十七年正月京都菊屋書林より發行せられたるもの也、全部五卷上下貳冊に分つ、某君の井澤なる臣下に告誡したまへる言なりと卷末に記し、尙ほ百世君臣の模範とすべきものといへり。實は家康秀忠父子將軍の言行を物語風に記したるものにして、井澤某とは井上主計頭なること等、後人の朱書に依りて明かとなれり、儒者瀧川昌樂治國齊家の一助たりとて至公訓と名づけて世に公にせること、卷頭の序文に依つて知らる、是亦後人の參考に供すべき好資料なり。

社倉私議壹卷　大阪の碩儒中井竹山が頻年の凶歉に際し民間の窮乏するを憂へ、社會民衆をして勤儉貯蓄の必要を解せしめん爲め、支那大儒朱子の社倉法を和釋し、安永三年五月奉行に獻言し、之が實行を期せしめんとせしものなり、然るに其の事未だ行はれずして十年後天明三年の大饑饉あり、爲に地方各藩に於て之が實行せしものあり、竹山乃ち寬政甲寅仲冬其事の顚末を附記して同書を刊行するに至りしものなりき。

解題

治法要旨三冊　何人の述作なるや未詳、然れども卷頭に記せる序文に依りて略々經綸ある民間の儒者が、藩侯に献言して、領土を治め士庶を安んぜしむる要綱を示せるものと見ゆ、元文改元冬十一月とあれば享保年度を終りたる八代將軍吉宗の時代なり、上卷に立志、得人、中卷に撫育、敎導、法禁、賞罰、武備、財用、下卷に大本上下の項目を設けて諄々として道を說く所、今も大に治世上參考に資すべき點多し、全部寫本なり。

率章錄五卷　中國の名君と稱せられたる備前新太郎少將（芳烈公）池田光政の言行を詳錄し以て後世の藩主の則とせんとせるもの也、卷一に孝親、奉先、忠君、睦族、崇學、法古、卷二に正義、勸善、擧能、卷三に施敎、仁惠、恤窮、愛士、寬容、卷四に剛毅、修武、愼法、節儉、卷五に安命、知人、近下、謙恭、改過、明罰、格物、愛物の項を設けて一々善行美談を載せたるは、今尙ほ修身齊家の參考として學校家庭の敎材とするに足る、全部寫本にて卷末に明和丁亥之秋謄寫浦上孝弼とあり、以て其年代を推すべし。

忠孝通義壹卷　麟祥院春日局の奉育誠忠の功を慕ひ、其の子孫たる者忠孝の道を忘るべか

大日本風敎叢書

第五輯